

博士（経営情報科学）

愛知工業大学審査学位論文

愛知工業大学大学院経営情報科学研究科

博士論文

わが国における中小企業会計制度の変遷と課題

2022年3月

B19801 小川 晃司

指導教員：小森 清久 特命教授

目次

序 章 研究の意義と内容.....	1
第 1 節 研究の意義.....	1
1 問題認識.....	1
2 中小企業の定義.....	3
3 中小企業の属性及び課題.....	6
(1) 中小企業の属性	
(2) 中小企業の会計制度に関する課題	
4 会計制度の研究領域.....	12
第 2 節 研究の内容.....	12
第 1 章 わが国における中小企業の会計史.....	15
第 1 節 はじめに.....	15
第 2 節 明治時代初期の企業会計.....	15
1 複式簿記（西洋式簿記）の萌芽.....	16
2 1873（明治 6）年.....	16
(1) 『帳合之法』	
(2) 『商家必用』	
(3) 『銀行簿記清法』	
(4) わが国における近代会計制度の起源とした所以	
第 3 節 明治時代中期から昭和初期にかけての企業会計.....	22
1 法人組織への改組と企業会計.....	22
(1) 会社数の増加要因	
(2) 株式会社と中小企業	
(3) 企業会計の変遷	
2 中小企業における複式簿記の普及.....	26
(1) 複式簿記普及の現状	
(2) 記数法と帳合の存在	
(3) 中小企業簿記運動への展開と課題	
第 4 節 戦後直後における企業会計.....	32
1 「企業会計原則」、「財務諸表準則」.....	32
2 「中小企業簿記要領」.....	33
3 「中小会社経営簿記要領」.....	36

第5節	戦後直後から現代にかけての中小企業の会計.....	37
1	「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の公表 と確定決算主義.....	37
2	「中小企業の会計に関する研究会報告書」（2002年）の公表.....	38
	(1) 研究会発足当時の時代背景	
	(2) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」の特徴	
	(3) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」公表後の制度的混乱	
3	「中小企業会計指針」の公表と課題.....	42
4	「中小企業会計要領」の公表と特徴.....	43
第6節	おわりに.....	46
第2章	「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と税法の「正規の簿記の原則」...	48
第1節	はじめに.....	48
第2節	「企業会計原則」公表までの経緯と「中小企業簿記要領」 及び「中小会社経営簿記要領」の公表.....	49
1	企業会計制度対策調査会の設立.....	50
2	「正規の簿記の原則」（企業会計原則）の導入.....	51
3	「企業会計原則」の公表.....	55
4	「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の公表.....	56
第3節	「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」.....	57
1	当初の説明と変更.....	57
2	問題の所在.....	58
3	ドイツにおける「正規の簿記の諸原則」（GoB）の概念.....	59
4	「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念.....	65
第4節	税法における「正規の簿記の原則」規定誕生前の税制 と帳簿の記帳義務規定.....	67
1	賦課課税制度.....	67
2	申告納税制度（1945年）.....	69
3	申告納税制度（1947年）.....	71
第5節	第一次報告書（シャウプ勧告）と青色申告制度.....	73
1	当時の日本の税務行政とシャウプ使節団の来日.....	73
2	第一次報告書（シャウプ勧告）.....	74
3	「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と 第一次報告書（シャウプ勧告）.....	76

第 6 節	税法における「正規の簿記の原則」	77
1	税務行政運営審議会と税法における「正規の簿記の原則」	78
2	青色申告制度創設	79
3	税法における「正規の簿記の原則」の概念	82
第 7 節	おわりに	86
第 3 章	確定決算主義の本質とその重要性	87
第 1 節	はじめに	87
第 2 節	確定決算主義の定義	87
1	形式的な確定決算主義	88
2	実質的な確定決算主義	89
3	損金経理要件	89
4	「広義」と「狭義」の概念	90
第 3 節	確定決算主義の変遷	92
1	明治時代（1868 年～1911 年）	92
	（1）商法における株主総会決議規定	
	（2）所得税法における法人課税規定（1899 年）	
2	大正時代・昭和初期時代（1912 年～1944 年）	98
	（1）所得税法の改正（1913 年）	
	（2）法人税法の創設（1940 年）	
3	戦後復興期（1945～1954 年）	99
	（1）法人税法の改正（1947 年）	
	（2）「企業会計原則」の公表	
	（3）「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」及び「税法と 企業会計原則との調整に関する意見書」による課題の顕在化	
4	高度経済成長期（1955 年～1973 年）	103
	（1）「所得税法と法人税法の整備に関する答申」の提出	
	（2）法人税法の改正（1965 年）	
	（3）「税制簡素化についての中間報告」及び 「税法と企業会計との調整に関する意見書」による調整	
	（4）法人税法の改正（1967 年）	
5	高度経済成長期後から現在（1974 年～現在）	108
	（1）「税制の抜本的見直しについての答申」及び 税制の改正（1998 年）	

	(2) 会計ビックバンによる会計基準及び	
	ASBJによる会計基準の公表	
第4節	確定決算主義批判の検討.....	110
	1 目的異質論	111
	(1) 企業会計と税務会計の目的	
	(2) 目的異質論	
	(3) 目的異質論に対する検討	
	2 逆基準性論.....	113
	(1) 基準性の原則及び逆基準性の原則	
	(2) 逆基準性論	
	(3) 逆基準性に対する検討	
第5節	確定決算主義の本質と重要性.....	117
	1 会計基準の公表・商法改正に対する法人税法の対応.....	117
	2 企業会計と税務会計の関係.....	120
	3 確定決算主義の機能と役割.....	122
第6節	おわりに.....	123
第4章	税理士法第1条における「独立性」の概念.....	125
第1節	はじめに.....	125
第2節	税理士法制定に至るまでの時代背景.....	126
	1 明治の税制と税理士制度の萌芽.....	126
	2 税務代理士法の創設.....	129
	3 申告納税制度と青色申告制度.....	131
	(1) 申告納税制度（1945年）	
	(2) 申告納税制度（1947年）	
	(3) 青色申告制度（1950年）	
	4 税理士法の制定（1951年）	133
第3節	旧税理士法第1条「中正な立場」の検討.....	135
	1 「税理士制度に対する答申」（1963年）の内容	135
	2 第46回通常国会（1964年）	
	「税理士法の一部を改正する法律案」の提出	136
	3 その後の展開と時代背景.....	136
第4節	税理士法第1条「独立した公正な立場」の導入.....	139
	1 税理士法改正（1980年）までの経緯	139

	2 「独立した公正な立場」の意義と重要性.....	141
第5節	税理士の独立性の概念.....	142
	1 税理士の使命と独立性.....	142
	2 精神的独立性（実質的独立性）.....	143
第6節	ドイツ・アメリカの税務業務に関する独立性の検討.....	145
	1 ドイツの税務業務に関する独立性.....	145
	2 アメリカの税務業務に関する独立性.....	147
第7節	おわりに.....	147
第5章	「書面添付制度」の歴史的経緯とその役割.....	149
第1節	はじめに.....	149
第2節	「書面添付制度」の萌芽.....	150
	1 書面添付の前提となる構想.....	150
	2 第一次報告書（シャウプ勧告）と日本政府等の対応.....	150
	3 第二次報告書（シャウプ勧告）と税務公証士.....	151
	4 税理士法の施行（1951年）.....	154
第3節	「書面添付制度」の創設.....	154
	1 「税理士制度改正に関する陳情書」及び「要望書」の提出.....	154
	2 国税庁による試案の内容.....	155
	3 大蔵省の見解と「書面添付制度」への影響.....	157
	4 「書面添付制度」の創設（1956年）.....	158
第4節	税理士法改正（1980年）.....	160
	1 税理士法の全面改正.....	160
	2 税理士法第1条の見直し.....	160
	3 税理士法第33条の2第2項の創設.....	160
	4 税理士業務対象税目の拡大・会計業務の明確化.....	161
第5節	税理士法改正（2001年）.....	162
	1 普及の現状と改正の動き.....	162
	2 意見聴取制度の拡充.....	162
第6節	「書面添付制度」と保証業務.....	163
	1 「書面添付制度」の目的.....	163
	2 先行研究による見解.....	164
	3 保証業務の定義と内容.....	165
	4 保証業務の要件と税理士の独立性の検討.....	167

5	保証業務の目的と「書面添付制度」	168
6	税理士法第2条及び税理士法第33条の2	170
7	「書面添付制度」の役割	171
第7節	おわりに	172
第6章	わが国の中小企業金融における課題と展望	173
第1節	はじめに	173
第2節	中小企業金融の現状と課題	174
1	中小企業金融の現状	174
2	金融機関の対応と問題点	176
3	行政の対応と問題点	178
	(1) 信用保証制度の現状	
	(2) 「経営者保証に関するガイドライン」の公表と効果	
第3節	ベシヤイニグング (Bescheinigung)	185
1	ベシヤイニグング成立の経緯	185
	(1) 1961年信用制度法と1964年連邦金融制度監督局通達	
	(2) 職業会計人業界の対応	
	(3) ベシヤイニグングの本格的始動	
2	ベシヤイニグングの内容	188
	(1) 概要	
	(2) 特徴	
第4節	「決算書の信用力」の確保	191
1	税理士の活用による解決方法	191
2	決算書の信用力による解決方法	192
第5節	「書面添付制度」	194
1	「書面添付制度」の内容	194
	(1) 概要	
	(2) 「決算書の信用力」の確保	
2	「書面添付制度」の評価と期待	197
3	普及の現状と展望	198
第6節	おわりに	200
第7章	税理士による保証業務である「会計参与制度」活用の課題	202
第1節	はじめに	202

第2節	税理士における独立性の検討.....	202
1	税理士制度の概要.....	202
2	「独立した公正な立場」の内容と位置付け.....	203
第3節	税理士による保証業務.....	205
1	保証業務の内容.....	205
2	税理士による保証業務の検討.....	206
第4節	「会計参与制度」の萌芽.....	208
1	商法等の改正（1974年）.....	208
2	会計調査人制度の提案.....	211
3	「会計参与制度」の創設.....	216
第5節	「会計参与制度」における意義と役割.....	219
1	「会計参与制度」の概要.....	220
2	税理士による会計参与.....	222
	(1) 保証業務であることの検討	
	(2) 「会計参与制度」の意義と役割	
第6節	おわりに.....	225
結章	本研究のまとめと課題・展望.....	227
第1節	本研究のまとめ.....	227
第2節	課題と展望.....	229
	参考文献・資料.....	231

序 章 研究の意義と内容

第1節 研究の意義

1 問題認識

本研究では、わが国の中小企業における独特な会計制度について、同制度の変遷を踏まえた上で、ドイツにおける「正規の簿記の諸原則 (GoB)」の概念及びドイツの税理士が行うベシヤイニグング作成業務等を参考にしながら、その特徴と課題の解明を行った。

NDL ONLINE (国立国会図書館オンライン) 検索によれば、全資料からタイトルに「会計」の用語が含まれるものを抽出した資料のうち、タイトルに「中小企業の会計」の用語が含まれる資料の割合が 0.2%であった。また、タイトルに「会計」の用語が含まれる博士論文を検索した結果、「中小企業」の用語が含まれる割合が 0.8%となっている⁽¹⁾。これらの事実からわが国における中小企業の会計制度に関する研究は、低迷していることが認識できる。

その原因として、(1) 参考となる文献や財務情報を公開している企業が少ないため⁽²⁾、研究に必要な資料の入手が容易でないこと、(2) 中小企業の定義が一様でなく、法令などによってその定義が異なるため (本章本節 2 参照)、統計資料による比較分析が困難であること、(3) 従来から多くの研究者において、わが国の会計制度は株式公開会社を中心とした会社法上の大会社がその中心として位置づけられており、中小企業を対象とした会計制度の研究があまりなされていないこと、などが考えられるが、わが国の中小企業における会計制度を考察する上で特に問題となる点は上記 (3) である⁽³⁾。中小企業は、会社法上の大会社及び金融商品取引法の

(1) 国立国会図書館のオンライン検索において、検索した結果は次のとおりである。

- ・全資料からタイトルに「会計」の用語が含まれる資料を検索した結果、94,669件が抽出され、その中からタイトルに「中小企業の会計」の用語で含まれる資料を再検索した結果、229件が抽出された。
- ・博士論文のカテゴリから、タイトルに「会計」が含まれる論文を検索した結果、846件抽出され、その中からタイトルに「中小企業」の用語が含まれるものを調べたところ、7件が確認された。

「国立国会図書館オンライン検索」 <https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>. 2021年9月15日最終アクセス。

(2) 会社法第440条において、株式会社は計算書類の公告 (大会社以外は貸借対照表のみ) が義務付けられているが、中小企業においては、利害関係者が限定されているなどの理由から実務上ほとんど履行されていない。

(3) 当該問題点は、現在わが国における中小企業の会計ルールである「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」が作成、公表される過程において顕在化している。(第1章第5節本文参照)

適用を受ける会社（以下「大企業」⁽⁴⁾という。）とは、資金調達の方法、利害関係者の数などさまざまな点において性格が異なっている（本章本節 3 参照）。そのため、中小企業の属性に適合する会計制度は、大企業の会計制度とは異なってしかるべきではないか検討の余地がある。本研究では、その属性の違いにより、それぞれの会計制度の特徴を明らかにするため、簿記・会計学のみでなく、税法や会社法、そして中小企業の会計に深く関わる税理士の職業法規なども視野に入れた会計制度の考察を行う⁽⁵⁾。

図表 序-1 「中小企業会計指針」・「中小企業会計要領」の適用対象となる中小企業

区 分	会社数	財務諸表(または計算書類)		公認会計士(または監査法人)による監査
		連 結	単 体	
株式公開会社	約3,600社	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日本基準 (J-GAAP)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国際財務報告基準(IFRS)</div>	日本基準 (J-GAAP)	監査義務あり
金融商品取引法開示会社 (①) (株式公開会社以外)	約600社	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">米国基準 (US-GAAP)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修正国際基準 (J-MIS)</div>		
会社法大会社(②) (株式公開会社および①以外) (資本金5億円, または負債総額200億円以上)	約12,000社 から株式公開会社、 ①に含まれる ものの数を除く	作成義務なし		
上記以外の株式会社 (株式公開会社, ①および②以外)	約260万社 から株式公開会社、 ①, ②に含まれるものの数を除く	作成義務なし	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中小企業会計指針</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中小企業会計要領</div>	監査義務なし (会計監査人設置会社を除く)

出所：河崎（2016b）10 頁、図表 1-4 に加筆修正して筆者作成。

(4) 大企業の定義は一樣ではないが、本研究においては、会社法上の大会社及び金融商品取引法の適用を受ける会社を大企業と位置付けて研究を行う。

(5) 本研究では、中小企業会計制度の変遷を考察する上で、商法・会社法・租税法・税理士法における過去の法令を引用している。その際において、当時の状況をより理解するため原文を忠実に記載する必要があると判断し、引用箇所においては、次のように敢えて区分し表記を行っている。

- ・1949年（昭和24年）前に施行されたわが国の法令については、例えば、所得税法第九條などの形式により漢数字、旧字体で表記を行っている。
- ・1949年（昭和24年）以後に施行されたわが国の法令については、例えば法人税法第57条第11項第一号などの形式により表記を行っている。

なお、1949年（昭和24年）を以て区分する根拠については、「当用漢字字体表の実施に関する件」（内閣訓令第一号、1949年4月28日告示）及び次の資料を参考にしている。

参議院法制局「法律の〔窓〕（条・甲・号・号の細分）」。

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column021.htm>。最終アクセス2022年2月28日。

また、現在公表されているわが国における中小企業の会計規範である「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小企業会計指針」という。）、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小企業会計要領」という。）の適用企業は約 260 万社あり、その数は大企業に比して圧倒的に多い（図表 序-1）。大多数を占める中小企業の会計制度を研究することは、わが国における経済面、特に中小企業施策や中小企業金融といった観点からも有意義である。さらに、本研究では、わが国における中小企業の会計制度の活用も視野に入れた考察を行う。

2 中小企業の定義

中小企業の定義は一様ではない。例えば、中小企業基本法では、「中小企業者」として同法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）第 1 項において規定され、中小企業の定義に会社の他、個人事業者も含めている⁽⁶⁾。さらに同法同条第 5 項において「小規模事業者」の定義が規定されている⁽⁷⁾。これらを示すと図表 序-2 のとおりである。

その上で、中小企業基本法の中小企業の定義では、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であるとして、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがあると説明がされている⁽⁸⁾。

そして、法人税法では、同法第 2 条（定義）において中小企業の定義を定めず、各条項の適

(6) 中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）第1項は次のとおりである。

「この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。」

(7) 同法同条第5項は次のとおりである。

「この法律において『小規模企業者』とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。」

(8) 中小企業庁 「FAQ・相談事例」。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1。 2021年9月15日最終アクセス。

用要件の一つとして中小企業の定義を規定している。例えば、同法第 57 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）第 11 項第 1 号では、資本金の額が 1 億円以下の普通法人などを「中小法人等」と規定している⁽⁹⁾。

図表 序-2 中小企業基本法における中小企業者・小規模企業者の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②から④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

出所：「中小企業庁 FAQ・相談事例」

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1. 2021 年 9 月 15 日最終アクセス。

もっとも中小企業の定義は法人税法だけではなく租税特別措置法においても、各種税制の適

(9) 法人税法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）第11項第1号は次のとおりである。

「一 第1項の各事業年度終了の時に於て次に掲げる法人（次号及び第三号において『中小法人等』という。）に該当する内国法人 当該各事業年度
 イ 普通法人（括弧内省略-筆者）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（括弧内省略-筆者）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）
 ロ 公益法人等又は協同組合等
 ハ 人格のない社団等。」

ただし、中小法人等の範囲から100%小会社等は除かれる。（法人税法第57条の2）。また、中小法人等として規定している条項は、本文に記載の条項の他、第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第81条の9（連結欠損金の繰越し）などがある。さらに、法人税法第52条（貸倒引当金）第1項、同法第66条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）など条文上に中小法人等の文言がないものの同旨の規定がある条項もある。

用を受ける要件として上記の「中小法人等」とは別に「中小企業者等」の定義が規定されている。その上「中小企業者等」の定義は一つではなく⁽¹⁰⁾、税法における中小企業の定義は、統一性を欠き非常に複雑なものとなっている。

また会社法には、第2条（定義）第六号に大会社の定義が規定されているものの中小企業の定義は規定されていないため、中小企業の範囲は明確になっていない⁽¹¹⁾。

さらに現在の中小企業の会計規範である「中小企業会計指針」では、中小企業の範囲を「金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその小会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社及びその小会社以外の株式会社」としている（中小企業会計指針、総論4）⁽¹²⁾。同じく中小企業の会計規範である「中小企業会計要領」では、中小企業の範囲を「金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の会計監査人設置会社以外の株式会社」としている（中小企業会計要領、総論2（1））⁽¹³⁾。

このように各制度によって中小企業の定義が異なるため、研究を行うにあたっては、中小企業の定義をあらかじめ決定しておく必要がある。本研究では、わが国における中小企業の会計制度を考察する観点から、図表 序-1 で表したとおり、わが国における中小企業の属性を重視した会計規範（第1章第5節4参照）である「中小企業会計要領」総論2（1）に記載されている中小企業の範囲（金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の会計監査人設置会社以外の株式会社）を原則として採用し、考察を行う⁽¹⁴⁾。

(10) 例えば、中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第42条の3の2）、研究開発税制（租税特別措置法第42条の4）、交際費の損金不算入制度（同法第61条の4）などに規定する中小企業等の範囲は異なる。

(11) 会社法第2条（定義）第6号は次のとおりである。

「六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表（括弧内省略-筆者）に資本金として計上した額が五億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。」

(12) 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨されている。（中小企業会計指針、総論5）

(13) 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本要領を利用することができる。（中小企業会計要領、総論2（2））

(14) 本研究においては、金融商品取引法の適用を受ける会社及び会計監査人を設置する会社を除く会社法上の株式会社の他、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社、並びに中小企業基本法に定める「中小企業者」、「小規模事業者」の区分（図表 序-2参照）にかかわらず会社であれば、原則として、中小企業の範囲に含めるものとする。また、「中小企業会計指針」、「中小企業会計要領」が公表されていない時代においては、同趣旨である株式公開会社及び商法に規定する大会社以外の会社（内容によっては個人

3 中小企業の属性及び課題

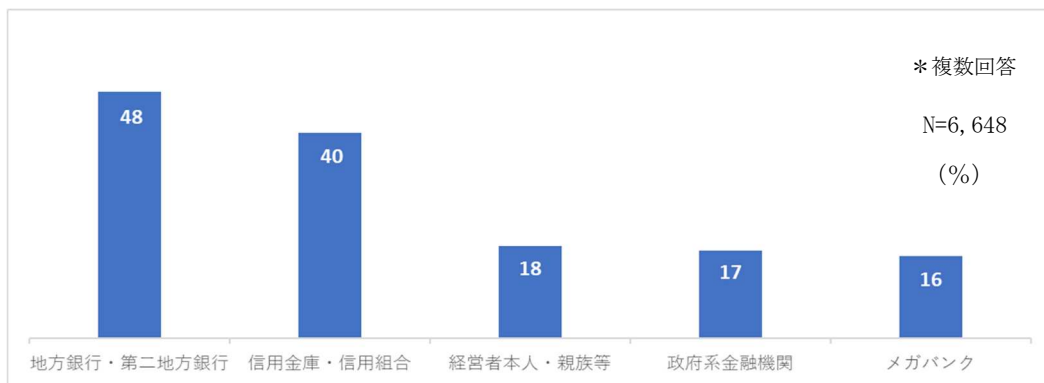
(1) 中小企業の属性

わが国の中小企業には、どのような特徴があるのか。本研究では、わが国における中小企業の会計制度を研究するため、中小企業の属性を予め把握しておく必要がある。わが国の中小企業は、大企業に比べて一般的に次のような属性がある⁽¹⁵⁾。

① 資金調達

資金調達の方法として、資本市場で資金調達を行うことは殆どない。図表 序-3 に示すとおり、主な資金調達手段として地方銀行・第二地方銀行からの借入が48%、信用金庫・信用組合からの借入が40%と、地域金融機関からの借入れが中心となっている。したがって、中小企業においては、資金調達の面において地域金融機関との関わりが特に重要である。また、資金調達の際、金融機関が中小企業に対し経営者等の人的保証や不動産等の保証を要求するケースが多い（第6章第2節参照）。

図表 序-3 主な資金調達手段（借入先）



出所：大同生命保険株式会社（2019）2頁。

② 所有と経営の一致

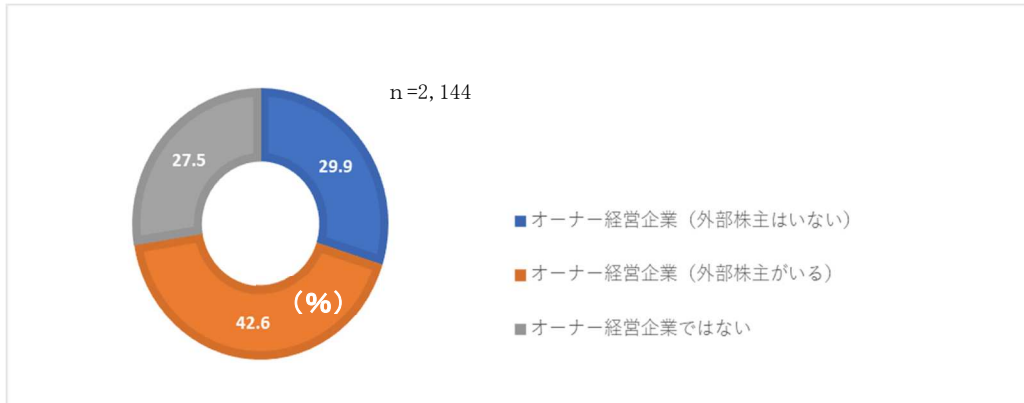
図表 序-4に示すとおり、株主と経営者が同じであるオーナー経営企業の占める割合が全体の72.5%（外部株主がいる、を含む。）となっている。多くの中小企業は、所有者（株主）＝経営者（取締役）、つまり所有と経営が一致しており、同族会社に該当するケースが殆どである⁽¹⁶⁾。

事業主を含む。）を本研究の対象とする。ただし、本研究において引用した統計情報は、それぞれの統計情報ごとに採用された中小企業の範囲に従っている。

(15) わが国における中小企業の属性については、「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」（中小企業庁 2010）を参考にしている。

(16) 国税庁の「会社標本調査」によれば、わが国の法人のうち、96.3%が同族会社である。（国税庁長官

図表 序-4 所有形態



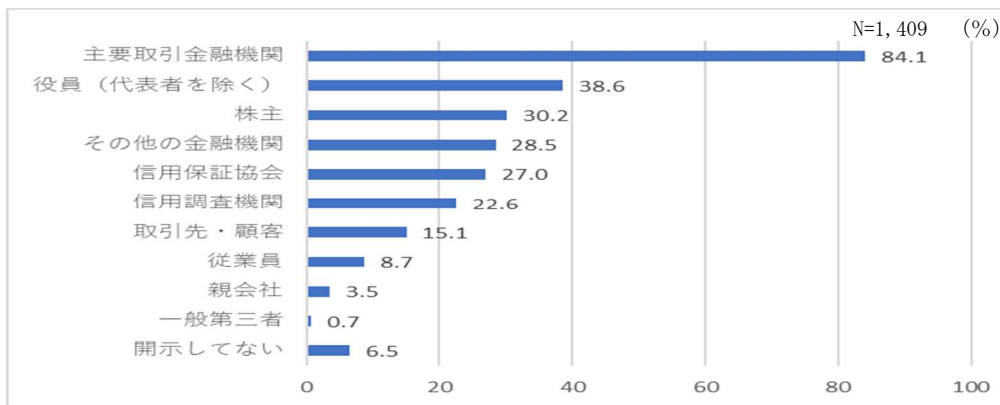
*外部株主とは、オーナー以外の第三者の株主（非同族の役員、従業員、金融機関等）の株主をいう。

出所：中小企業庁編（2018）85頁。

③ 利害関係者

利害関係者の数は限られ、図表 序-5 に示すとおり、決算書の開示先⁽¹⁷⁾は、主要取引金融機関や役員、株主など限定的である。

図表 序-5 決算書の開示先



出所：中小企業庁（2012）60頁。

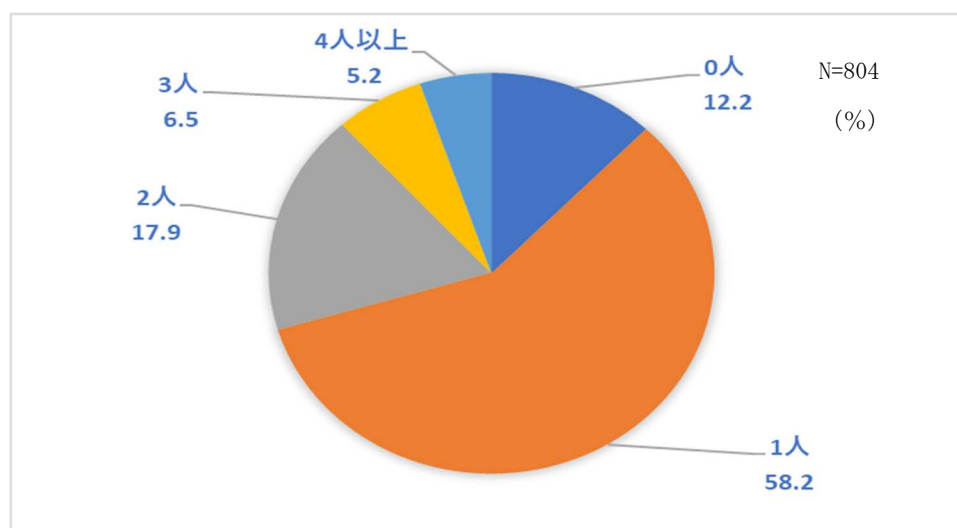
官房企画課 2021、168頁)。なお、同族会社とは、株主等の3人以下及びこれらと特殊の関係を有する個人・法人の有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総額又は出資金額の50%超である会社（法人税法第2条第10号）をいう。

(17) 会社が決算期に作成した貸借対照表、損益計算書などについて会社法では計算書類、金融商品取引法では、財務諸表という用語を使っている。それぞれ対象となる書類は違うものの、企業の一事業年度における財政状態や経営成績を示すものとして貸借対照表及び損益計算書は含まれているため、本稿では、原則として一般的な用語である「決算書」に統一している（条文及び引用箇所を除く）。

④ 経理体制

図表 序-6 に示すとおり経理担当者の人数が少なく、経理担当者は一人という企業が 58.2% を占めている。また、中小企業庁の実態調査によれば、わが国における中小企業に在籍する経理財務担当者の内、簿記資格保有者は、中小企業全体の 50.6% に留まっている。このように多くの中小企業の経営者や従業員の有する会計に関する知識は十分ではないと考えられる⁽¹⁸⁾。

図表 序-6 経理・財務担当の人員数



出所：中小企業庁（2015）8 頁。

⑤ 中小企業における会計規範

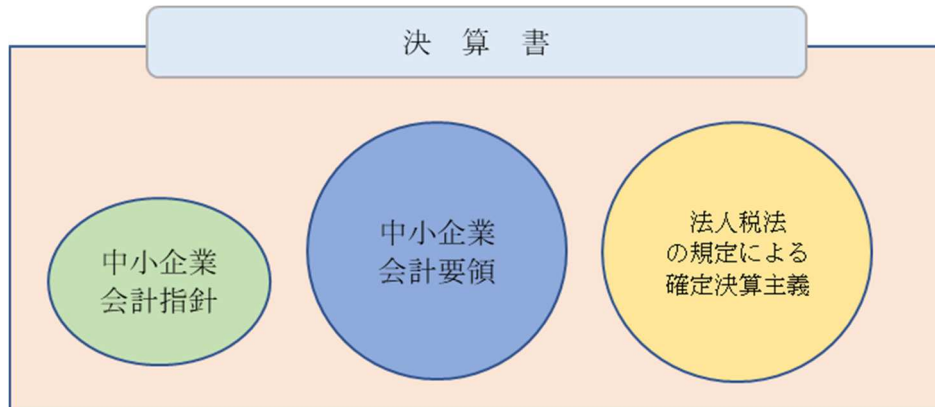
中小企業が適用している会計規範について 2014 年度に行った中小企業庁の調査では、「中小企業会計要領」に完全準拠している中小企業は 48.4%、「中小企業会計指針」に完全準拠している中小企業は 7.4% といった報告がなされている⁽¹⁹⁾。上記以外の中小企業においては、従前から中小企業に定着している「法人税法の規定による確定決算主義」に基づいて会計処理が行われていると考えられる（第 1 章第 5 節参照）。

したがって、中小企業が決算書を作成する場合における適用する会計規範は「中小企業会計指針」、「中小企業会計要領」、「法人税法の規定による確定決算主義」といった複数の選択肢が生じることになる（図表 序-7）。

(18) 中小企業の会計に関する研究会（2010）7頁を参照されたい。

(19) 中小企業 5,000社、税理士、税理士法人 4,500社、金融機関 500行をサンプルにして行っている「平成26年度中小企業における会計の実態調査について（中小会計要領の普及状況）」。（中小企業庁 2015、3 頁を参照されたい）

図表 序-7 中小企業における会計のルール



出所：筆者作成。

(2) 中小企業の会計制度に関する課題

上記(1)にまとめた中小企業の属性から、わが国の中小企業が有すると考えられる会計制度に関する課題は、次のとおりである。

① 資金調達の困難性

金融機関は中小企業に融資を実行する際、人的保証や物的保証を要求する場合が多い。経営者の個人資産も含め、資産を十分に保有していない中小企業は、金融機関の要求に応じることが出来ず、資金調達に窮することがある。これらの要求は、主として後述する「情報の非対称性」(次頁③参照)が原因である。本研究では、第6章において、中小企業金融の現状について「情報の非対称性」を踏まえて考察する。

② 内部統制の不存在・帳簿の不適切性

所有と経営が一致していること及び経理担当者の数が少ないことから「内部統制機構が存在しないか、あるいは、あったとしても機能的には不十分である。」⁽²⁰⁾と考えられる。この場合、「内部統制機構に代わりうる役割を『適切な記帳』に求めざるを得ない」⁽²¹⁾ため、中小企業にとって、会計帳簿を正確に記帳することが会社を経営する上で、より重要となる。本研究では、会計帳簿を正確に記帳することを要求している企業会計原則の一般原則第2原則に導入されて

(20) 武田 (2005e) 5頁。

(21) 坂本 (2011) 5頁。

いる「正規の簿記の原則」及び税法に規定されている「正規の簿記の原則」について、第2章において考察を行う。

③ 決算書の信用力

決算書は、正確な会計帳簿から誘導的に作成される。したがって、正確な記帳が出来なければ決算書も適正ではないことになる。仮に正確な記帳がなされ、適正な決算書が作成されたとしても、開示された決算書の信用力が確保されているのか、情報優位者である決算書を提供する企業に対し情報劣位者である利害関係者（特に金融機関）は、正確に把握することができない。このような状態を「情報の非対称性」といい、中小企業金融の大きな問題となっている。本研究では、第6章において「書面添付制度」、第7章において「会計参与制度」をそれぞれ考察し、それらが中小企業における決算書の信用力を確保する制度であることを明らかにする。

④ 簿記・会計に対する知識

経理担当者の数も少ない上に、経理担当者の会計に対する知識も十分でない。正確な会計帳簿を記帳するためには、十分な知識と経験、特に複式簿記の知識が必要であるため、現状では正確な会計帳簿が作成されていない可能性がある。本研究では、第1章において中小企業に対する複式簿記の普及に関して明治時代まで遡り、当時の中小企業が複式簿記にどのように対応したのかを現在における状況の要因を含めて考察を行う。

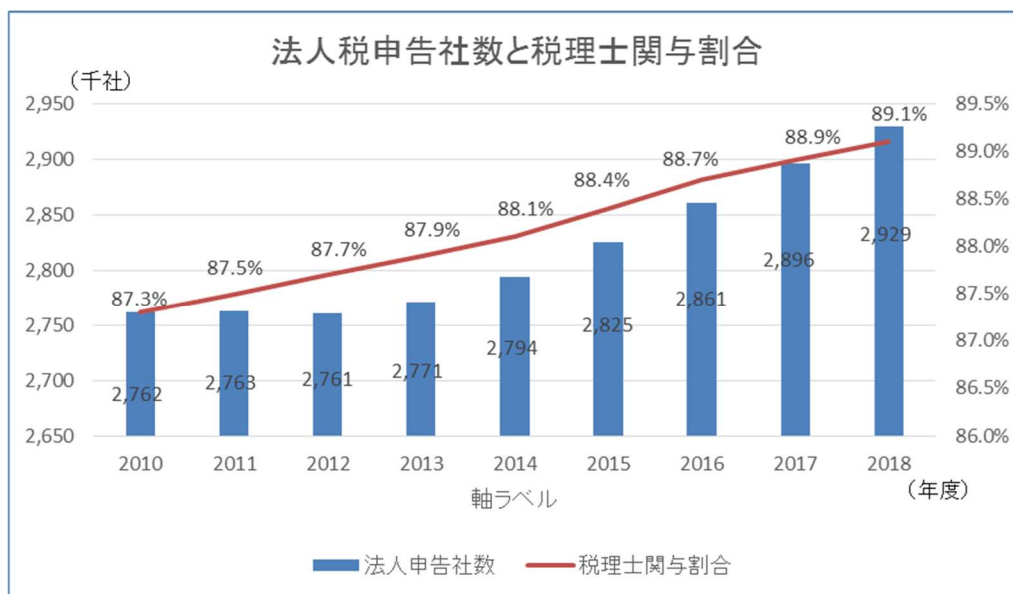
⑤ 複数の会計規範の存在

「中小企業会計指針」、「中小企業会計要領」、「法人税法に規定する確定決算主義」といった複数の会計規範が存在する。いずれも中小企業における会計規範として適用されているものの、内容はそれぞれ異なるものである。企業は、自社に応じた会計規範を適用すべきであり、そのためには会計規範に対する十分な理解が必要であるが、前記②の状況を踏まえれば、企業自らが会計規範を適切に判断することは困難である。本研究では、第1章において「中小企業会計指針」及び「中小企業会計要領」の内容と特徴について、第3章において確定決算主義の重要性について考察を行う。

以上から、中小企業の会計制度においては、正確な会計帳簿を作成し、当該帳簿に基づいた適正な会計規範による決算書を作成することがより重要であることがわかる。その上で金融機関等の利害関係者に対し、中小企業から開示された決算書が信用力を確保したものであることを理解してもらう必要がある。そのため中小企業は、簿記・会計に対する知識の不十分さについて相応の対処をしなければならない。もっとも、わが国における法人税申告社数のうち約9割の企業は、税理士が関与している（図表 序-8）。職業専門家である税理士が関与先の経理担

当者への経理指導などを行うことにより、中小企業の会計制度に関する既述した課題の多くを解消することが期待される。本研究では、税理士の職業法規である税理士法を中心に第4章において「税理士の独立性」、第5章において「税理士法第33条の2の書面添付制度」を中小企業の会計制度との関わりの視点から考察する。

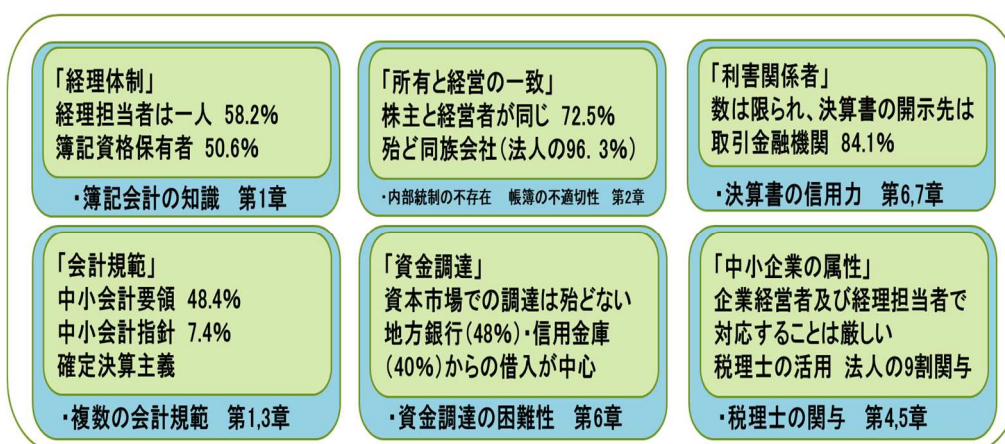
図表 序-8 法人税申告者数と税理士関与割合



出所：財務省（2015）90頁、159頁；財務省（2019）16頁、129頁、「国税庁実績評価書」各頁より筆者作成。

以上、説明した「中小企業の属性及び課題」の内容をまとめると図表 序-9 のようになる。

図表 序-9 中小企業の属性及び課題



出所：筆者作成。

4 会計制度の研究領域

会計制度は、「法律」と「会計」の接点領域で成立する⁽²²⁾。

したがって、中小企業における会計制度の研究においても、「会計」の視点及び関連する「法律」を含めて考察する必要がある。会計制度とは、中小企業が日々発生したすべての取引に基づいて正確な会計帳簿を作成し、当該帳簿から誘導的に決算書を作成して、利害関係者へ開示するまでの一連の行為に関連する「会計」及び「法律」の領域を包含するものとなる。坂本は、会計学・簿記学、商法・会社法、金融商品取引法、租税法、行政法、証拠法・訴訟法、刑法・破産法、民法、コンピュータ関連法規、公認会計士法、税理士法を含む広範な範囲を会計制度の領域とする会計制度研究の学際性を指摘している⁽²³⁾。中小企業の会計制度においても同様の研究領域が考えられるが、本研究では、中小企業の会計制度に関連する研究領域のうち会計学・簿記学、商法・会社法、租税法、税理士法について考察を行う。

第2節 研究の内容

わが国の中小企業における会計制度においては、正確な会計帳簿を作成し、当該帳簿に基づいた適正な会計ルールによる決算書を作成することがより重要であり、その上で金融機関等の利害関係者に対し、中小企業から開示された決算書が信用力を確保したものであることを理解してもらう必要がある（本章第1節3参照）。したがって、わが国の中小企業における会計制度の研究は、中小企業における会計制度の入口である正確な会計帳簿の作成から出口である決算書の作成、そして決算書の開示まで一連の内容が対象となる。

本研究では、中小企業の会計制度における研究領域を踏まえ（本章第1節4参照）、①正確な会計帳簿の作成から決算書の作成までを要求している企業会計原則及び税法に導入されている「正規の簿記の原則」、②会計処理として多くの中小企業が参考にしている法人税法に規定されている確定決算主義、③決算書の利害関係者への開示に際し、決算書の信用力の確保に有効な会社法規定の「会計参与制度」、④税理士の職業法規である「税理士法」それぞれを考察する。

第1章では、わが国において江戸時代の末期から明治維新にかけて本格的に導入された複式簿記がどのような経緯で企業に対して普及を図ったのか、個人事業者を含む中小零細企業を中心に問題点を考察する。そして、現在わが国における中小企業の会計規範である「中小企業会計指針」、「中小企業会計要領」がそれぞれ公表されるまでの経緯及び意義を明らかにする。

第2章では、1949年に公表された「企業会計原則」一般原則の第2原則に導入された「正規

(22) 坂本（2011）1頁を参照されたい。

(23) 坂本（2011）2-4頁を参照されたい。

の簿記の原則」の概念、及び1950年に青色申告制度として規定された「正規の簿記の原則」の概念をそれぞれ考察し、2つの「正規の簿記の原則」の関係について整理を行う。その上で正確な会計帳簿の作成は、中小企業にとって特に重要なプロセスであるため、要諦をなす「正規の簿記の原則」の概念について考察を行う。

第3章では、確定決算主義の定義を明確にした上で、確定決算主義の変遷を明治時代の商法から整理し、確定決算主義に対する「目的異質論」、「逆基準性論」といった批判（第3章第4節参照）を検討しながら、確定決算主義の本質と重要性を明らかにする。

第4章では、わが国における中小企業の多くに関与する税理士の職業法規である税理士法第1条（税理士の使命）に規定されている税理士の「独立性」の概念について考察する。職業専門家である税理士の関与によって、中小企業における会計制度に関する課題（本章第1節3参照）の多くを解消することが期待されている。もっとも、税理士に関して納税者の多くが「納税者の代理人」として認識している状況にあることから、税理士法第1条に規定された「独立性」の概念を考察し、職業専門家である税理士としての「独立性」を明らかにする。

第5章では、税理士法第33条の2「添付書面」及び同法第35条「意見聴取」の規定を総称した「書面添付制度」について考察を行う。「税理士による税務に関する保証業務」である「書面添付制度」は、創設から65年経過し課税庁から一定の評価を得ているものの、制度の普及には至っていない。同制度の問題点を指摘しながら、その役割を当該制度成立の経緯を踏まえた上で明らかにする。

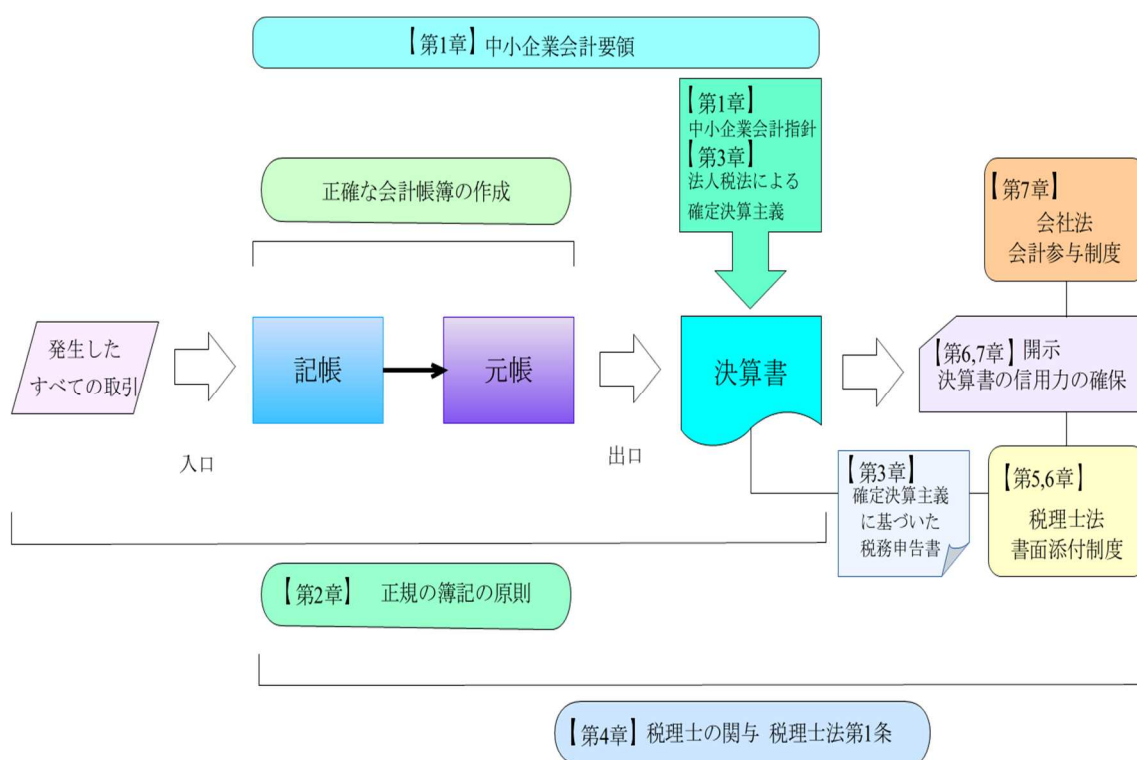
第6章では、税理士が行う「税務に関する保証業務」である「書面添付制度」（第5章参照）を活用することによって、わが国における中小企業の決算書の信用力を間接的に確保できることを考察する。決算書に関する「情報の非対称性」の問題は、わが国における中小企業金融の円滑化に大きな支障を来している。そこで、ドイツにおいて中小企業金融の円滑化に貢献している「ベシヤイニグング」と比較を、「書面添付制度」の課題と展望を明らかにする。

第7章では、会社法に規定されている税理士による保証業務である「会計参与制度」について考察を行う。わが国における中小企業の決算書は、公認会計士・監査法人による監査証明が義務化されていない（図表 序-1）ため、決算書の信用力を確保する制度が構築されていない。さりとてわが国の中小企業に対する監査証明の義務化は、公認会計士・監査法人の人的資源の

限界⁽²⁴⁾やコストベネフィットなどの観点⁽²⁵⁾から現実的ではない。そこでわが国の中小企業における「決算書の信用力の確保」という視点から税理士による保証業務である「会計参与制度」の意義と役割を考察する。

以上を会計帳簿から決算書開示までの流れと共に本論文の構成を示したのが図表 序-10 である。

図表 序-10 わが国の中小企業における会計制度と本研究における各章の位置付け



出所：坂本（2011）6 頁、図表 P-3 に加筆修正して筆者作成。

(24) 2018年3月時点の監査法人に所属している公認会計士の数は13,901人である。（公認会計士・監査審査会2018、10頁を参照されたい）。中小企業会計指針、中小企業会計要領の適用対象企業が約260万社存在する状況（図表 序-1参照）から判断すれば、公認会計士が全ての中小企業における決算書の保証業務を担うことは現実的ではない。

(25) 2019年度における監査実施状況調査では、監査対象総数19,485社の平均監査報酬は15,155千円である。（日本公認会計士協会情報管理センター 2020、3頁を参照されたい）

第1章 わが国における中小企業の会計史

第1節 はじめに

会計の歴史は、従来から複式簿記史を中心として展開されており⁽¹⁾、「会計史は、まず複式簿記という記録・計算手段の生成＝発展史として論じられてきた」⁽²⁾。その複式簿記が西洋式簿記として、わが国に本格的に導入され出したのは、幕末から明治維新の始めである⁽³⁾。

『帳合之法』や『銀行簿記精法』など西洋式簿記に関する重要な著書が出版された1873（明治6）年は、わが国近代会計制度において重要な年とされており（本章第2節2参照）、当該年を含む近代会計史においては、多くの研究が行われている⁽⁴⁾。しかしながら、中小企業に焦点をあてた近代会計史においては、ほとんど研究がなされていないのが現状である⁽⁵⁾。

そこで、本章では、わが国の中小企業における会計制度⁽⁶⁾についてわが国近代会計制度の萌芽から、現在において適用されている「中小企業の会計に関する基本要領」までの変遷を整理し、それぞれの時代において制度が設定された目的及び意義を考察する。

第2節 明治時代初期の企業会計

ここでは、わが国の近代会計制度が始まったとされる明治時代の初期において、西洋式簿記が企業に導入された経緯を整理すると共に、1873年に出版された『帳合之法』、『商家必用』及び『銀行簿記精法』の社会的意義について考察を行う。

(1) 茂木（1968）3頁を参照されたい。

(2) 茂木（1968）2-3頁。『体系近代会計学VI会計史および会計学史』（小島 1979）では、イタリア会計史、オランダ会計史、フランス会計史、ドイツ会計史、イギリス会計史、アメリカ会計史について、いずれもそれぞれの国における複式簿記史から展開している。

(3) 西川（1974）64頁を参照されたい。

(4) 太田（1968）、黒澤（1974、123-156頁）、小倉（1979、259-309頁）、西川（1982）、中野（2013、1-20頁）、友岡（2018）などがある。

(5) 成川・飛田（2016）2-12頁がある。

(6) 中小企業は、所有と経営が未分離であり虚偽表示リスクが高く、内部統制が未整備であり統制リスクの可能性が高いことから適切な記帳が重要とされている。（河崎 2016b、26-27頁を参照されたい）。そのため、本章では、中小企業会計制度の中で、特に記帳の側面に重点をおいて検討を行うこととする。

1 複式簿記（西洋式簿記）の萌芽

わが国は、開国後において欧米先進国から新しい産業技術、経済制度が盛んに移植され、西洋式簿記もそれらに付随し、一体となって入って来た⁽⁷⁾。

当時、欧米からは、導入する機械設備、技術制度の指導のために専門技師と、簿記会計を指導するエキスパート（以下「簿記指導員」という。）が同時に招かれており、簿記指導員は、自ら事業場において実務を担当しながら当該事業場の日本人を指導し、または事業場の外において日本人を指導していた⁽⁸⁾。当時のわが国では、簿記についても機械などと同様に欧米の優れた技術の一つとして受け入れていたことが窺える。

簿記指導員が事業場において指導した例として、横須賀製鉄所、造幣寮、富岡製糸所などがある⁽⁹⁾。また、事業場の外において日本人を指導していた教本として『銀行簿記精法』（本章本節2(3)参照）が使われていた⁽¹⁰⁾。

新たに開始したこれらの事業は、過去から行われていた簿記との違いによる問題が生じないため、複式簿記は直ちに定着し、後にはそれが拠点となって更に国内に広まった⁽¹¹⁾とされている。したがって、資本力がある大手の企業が多い新規事業者は、従来行われていた帳簿処理からの変更という問題もなく、簿記指導員などの直接的な指導により複式簿記が早期に導入できたと考えられる。

2 1873（明治6）年

(1) 『帳合之法』

1873（明治6）年6月、福澤諭吉は、アメリカのブライアント（H.B.Bryant）とスタラットン（H.D.Stratton）の共著『Bryant & Stratton's Common School Book-keeping』（1871）の翻訳本⁽¹²⁾

(7) 西川（1974）64頁を参照されたい。

(8) 西川（1974）64頁を参照されたい。

(9) 横須賀製鉄所（後の横須賀海軍工廠）は、フランス人ベルニーから指導を受け、わが国における伝票会計の始まりとされる材料倉出票を使っていた他、原価要素別計算、月次決算を行っていた。造幣寮は、ポルトガル人プラガによって複式簿記を実施し、三島為嗣がそれを和文にして記帳していた（その後三島為嗣は『造幣簿記之法』を書いている）。富岡製糸所は日本最初の機械製糸工場であるが、フランス人ブリューナの指導により、フランス語と日本語の帳簿を備え、固定資産に対し、減価償却と思われる処理を行っている。（西川 1974、65-66頁；西川 1982、68-71頁、を参照されたい）

(10) 西川（1974）65-66頁を参照されたい。

(11) 西川（1974）64頁を参照されたい。

(12) 『帳合之法』初編巻の一の凡例冒頭において次の記載がされている。

「此帳合之法ノ原書ハ千八百七十一年アメリカ商賣学校ノ先生『ブライヤント』並ニ『スタラットン』ノ

『帳合之法』初編2冊を出版している⁽¹³⁾。

『帳合之法』は、当時アメリカの商業学校で使われていた簿記教科書の翻訳である⁽¹⁴⁾。三代川は、「実学としての様式簿記を日本語により解説したもの」で、その帳簿組織（単一仕訳帳）は、「パチョーリ以来の Old Italian Method」⁽¹⁵⁾である、としている。

『帳合之法』は、わが国で初めての西洋簿記書の翻訳である⁽¹⁶⁾が、その巻の一の凡例には、「和漢古今ノ空學者流ガ人ヲ愚ニセシ罪ハ深ト 兪 此一番ノ願力ニ由テ其罪業ヲ消滅シ農工商三界ノ萬靈ニ開知ノ功德ヲ施スヲ得ン乎斯ノ如クナラバ余ガ翻譯ノ勞ニ報ヲ得ルモ亦大ナリト云フ可ナキナリ」と書かれていた。福澤は『帳合之法』によって、昔から続く社会の下層とされた農商工者の立場から、学問は決して無縁なものではなく、日常行っていることが学問になりうることを教えようとしていた⁽¹⁷⁾。

黒澤は、「単なる訳書ではなくて、訳書の形態をかりて（原文ママ）、彼が『学問のすすめ』において展開した独自の思想を、具体的かつ積極的に実現しようと試みた作品であり、したがって実質的には独創的な著述である。」⁽¹⁸⁾として、『帳合之法』が『学問のすすめ』⁽¹⁹⁾の具体的

兩人ガ著述セシ學校用『ブックキイピング』ト云フ書ナリ『ブックキイピング』トハ帳合ノナリ。」

(13) 初編2冊は単式簿記の内容であるが、翌1874年6月に2編2冊が複式簿記の内容で出版されている。

(14) 黒澤（1974、132頁）は、「彼（福澤諭吉-筆者加筆）は、西洋式の単式簿記にも、複式簿記にも、専門技術的には精通していたわけではないし、また、ブックキイピングとの出会いも、偶然のことで、横浜からやってきた一友人が所持していた原書をたまたま一見する機会を得て、これを翻訳して一般に紹介したら重宝だろうという思いつきで、『帳合之法』という訳書を執筆したのであったろう。」と説明している。久野（1989、32頁）は、『帳合之法』（慶応義塾出版局刊）をはじめとする簿記テキストは、大部分が米国の初期簿記書の翻訳か翻案であり、そのレベルは極めて低く先駆的株式会社の簿記実務とは何の関わりをもっていない。」としている。

(15) 三代川（2014）458頁。

(16) 英語の「Book-keeping」の紹介も年代的には福澤がもっとも早かったとされている。（西川 1982、4頁を参照されたい）

(17) 黒澤（1974、133頁）は、「漢儒者流国学者流の空学者グループは、商売は卑しきものとして見下し、用のない文字を暗誦することをもって学問であると考え、農工商の生活そのものになかに学問の対象が存在するなどということは夢にも考え及ばなかったのである。」としている。

(18) 黒澤（1974）132頁。

(19) 「明治時代の偉大な先駆者」（黒澤 1974、126頁）であった福澤諭吉は、『学問のすすめ』、『西洋事情』、『文明論の概略』など数多く出版している。「『学問のすすめ』は、『西洋事情』が西洋に事情を紹介するために書かれた単純な啓蒙書であるのとは異なり、福澤みずからの思想と主張を開陳した書物である」。（黒澤 1974、128頁）。『福澤全集緒言』（福澤 1897、75頁）には、「其發賣頗多く、每編凡そ二十萬とするも十七編合して三百四十萬冊が國中に流布したる筈なり。」と記されている。この点について富田

な実践事例であると説明している⁽²⁰⁾。

さらに黒澤は、『帳合之法』について「近代企業家精神を鼓吹するために書かれたもの」とし、企業家の精神は、「複式簿記によってシンボライズされているものと考えることができる」⁽²¹⁾と、企業経営にとって、いかに複式簿記が重要であるかを指摘している。

『帳合之法』は、当時の小学校、中学校及び師範学校等において教科書として活用されており⁽²²⁾、実務における簿記そのものが学問であることを教育すると同時に、企業経営にとって不可欠なものであることを社会に周知したという意味において極めて重要な著書である⁽²³⁾。

(2) 『商家必用』

『帳合之法』が出版されてから4ヶ月後の同年10月、加藤斌は、イギリスのイングリシ(W.Inglis)による簿記書『Book-Keeping by Single and Double Entry』の翻訳本⁽²⁴⁾『商家必用』初編2冊を出版している⁽²⁵⁾。

(1941、22頁)は、「我國に於て、世に名著と稱せられるもので、これほど広く普及したものは、古今に稀なところであろう。」と、当時『学問のすゝめ』ほど社会に広く普及していた本はない、と説明している。

(20) 黒澤(1974、133頁)は、『帳合之法』初編巻の一の凡例から、同時期に出版された『学問のすゝめ』の応用編にほかならず、『帳合の法もまた学問なり』という言葉は、千鈞の重みがある。」と、帳合も学問であるとする見解は価値が極めて高いものであると指摘している。

(21) 黒澤(1974)124-125頁。

(22) わが国は1872年8月、近代的国民教育制度「学制」を頒布し、小学校、中学校、師範学校等の教科目に「記簿法」が加えられ、『帳合之法』及び『商家必用』が教科書として活用された。(西川1974、69頁を参照されたい)

(23) 黒澤(1974、125頁)は、「会計制度100周年記念講演会」『會計』のなかで、シャンドの『銀行簿記精法』と福沢の『帳合之法』とは、わが国の制度会計百年の歩みの出発点における双璧としてかかげられなければならない。」と説明している。

(24) 『商家必用』初編凡例一において次の記載がある。

「原書ハ千八百七十二年英國出版チャンブル氏教則中イングリシ氏著ハス所ノ『ブックキーピング』ト云ウモノニシテ商方取引勘定ノ帳面類別記方等ヲ載スルモノナリ。」

この本の著者としてわが国において紹介されているチャンブルは、出版業で有名なエジンバラのチェンバース兄弟(William & Robert Chambers)のことを指し、原書である『Book-Keeping by Single and Double Entry』は、そこで出版している教育業書(Chambers's Educational Course)シリーズ(読方・地理・歴史・数学など全科目、百数十部ある)の一部を構成していたため、当時から著者がチャンブル氏であると紹介される場合が多かった。(西川1982、36-37頁を参照されたい)

(25) 『商家必用』の初編2冊は単認(Single Entry)の内容であるが、1877年4月に2編2冊が複認(Double Entry)

『商家必用』は、貴重とされる⁽²⁶⁾原書をほぼ全訳した「英吉利簿記書の我國最初の翻譯本」⁽²⁷⁾である。『商家必用』について、三代川は、「ドイツ・フランスの影響を受けた複合仕訳帳制（英国）であった」⁽²⁸⁾と説明している。

『商家必用』の著者である加藤斌は、若年の頃から橋本左内の薫陶を受け、深く開国進取の精神に感化されて、書物を通じ西洋の新事実を知り、わが国益を計ろうと志を固めたうえで私費を投じて『商家必用』を出版したとされている⁽²⁹⁾。

『商家必用』の巻頭には3人の漢文の序文が記され、「記簿」という用語がわが国で初めて用いられている⁽³⁰⁾。序文の一人目は、越前福井藩主松平慶永（号は春嶽、以下「春嶽」という。）であり、橋本左内などの人材を重用した大名である。春嶽は、叙として「一タビコレ（『商家必用』-筆者加筆）ヲ世ニ上シナバ、タダニ商家ノ利益足ルノミナラズ、ソモソモ亦国家富強ノ基ナリ。」⁽³¹⁾と記している。「大名直筆の序文は珍しい」⁽³²⁾とされ、本書に対して春嶽自身が大きな期待を寄せていたことが窺える⁽³³⁾。

『商家必用』は、『帳合之法』と同様、当時の小学校、中学校及び師範学校等において教科書として活用されている⁽³⁴⁾。特に師範学校においては『商家必用』を採用している所が多かった⁽³⁵⁾ということからも、当時における簿記普及に対する『商家必用』の貢献度の高さを確認す

の内容で出版されている。（西川 1982、40頁を参照されたい）

(26) 原書は、19世紀後半から20世紀初頭の英国簿記慣行を示す資料として貴重とされ、特に英国式貸借対照表（借方-負債・資本、貸方-資産）の早い文献としても重要である。（西川 1982、37-39頁を参照されたい）。F.Hayne Carter（エジンバラの勅許会計士）は、その著『*Practical Book-keeping to Commercial and Judicial Accounting*』の中で、原書について『最も簡潔かつ完全な参考書』と推称している。（西川 1982、36-37頁を参照されたい）

(27) 西川（1940）104頁。

(28) 三代川（2014）458頁。

(29) 西川（1982、40頁を参照されたい）は、著者加藤斌の令嗣である加藤内蔵助の直話として紹介している。

(30) 西川（1982）39頁を参照されたい。

(31) 西川（1982）40頁。

(32) 西川（1982）39頁。

(33) 他の二人は、水野行敏（内務小技監）、小田切盛徳（司法大録）である。春嶽を含めた3人はいずれも西洋簿記法を知っており、本書に対し期待するところは大きかった。（西川 1982、39頁を参照されたい）

(34) わが国は1872年8月、近代的国民教育制度「学制」を頒布し、小学校、中学校、師範学校等の教科目に「記簿法」が加えられ、『帳合之法』及び『商家必用』が教科書として活用された。（西川 1974、69頁を参照されたい）

(35) 西川（1940）104頁を参照されたい。

ることができる。

(3) 『銀行簿記精法』

そして、同年12月に、紙幣寮書記官スコットランド人シャンド (Alexander Allen Shand) が日本で編集し、5人の官員が翻訳した『銀行簿記精法』全5冊が刊行されている⁽³⁶⁾。『銀行簿記精法』は、銀行の業務とその運用のために必要な会計方法、伝票及び帳簿組織を詳細に解説したものである⁽³⁷⁾。

『銀行簿記精法』はわが国で最初の複式簿記書であるとされ、近代的銀行制度創建のため、大蔵省が編集刊行したものである⁽³⁸⁾。黒澤は、「最初に第一国立銀行で実施することを一つの目標として編纂されたものであることは、同書の内容を吟味し、さらに現に第一銀行（現在の第一勧業銀行）の保有する当時の帳簿類とを比較してみるならば、きわめて明瞭なところである。」⁽³⁹⁾と指摘している。1872年11月に発布された「国立銀行条例」に基づいて、翌年1873年6月にわが国最初の株式会社として第一国立銀行が創設され、その決算（1873年12月31日）には、『銀行簿記精法』によるわが国最初の決算報告書が作成、公表されている。したがって『銀行簿記精法』は、実務書として採用することを前提とした翻訳されたものであり、簿記の教科書として出版された前書2冊とはその意味においては異なるものである⁽⁴⁰⁾。

『銀行簿記精法』は、多数の国立銀行において採用されると共に、保険業や、信託業、その他一般商工業にも普及し、金融面を中心とした当時における日本経済の近代化の一翼を担っていた⁽⁴¹⁾。

(36) 西川（1974、60頁を参照されたい）。官員5人が本書編集に関係したのは間違いがないが、『銀行簿記精法』第1巻本文のはじめには、「訳」として海老原濟、梅浦清一の2名、「削補校正」として小林雄七郎、宇佐川秀次郎及び丹吉人の3名が記載されている。

(37) 黒澤（1974）139頁を参照されたい。

(38) 西川（1982）17頁を参照されたい。

(39) 黒澤（1974）138頁。

(40) 中野（2013、5頁）は、『銀行簿記精法』を「銀行簿記の統一マニュアル」と説明している。

(41) 黒澤（1974、135頁を参照されたい）。黒澤（1974、143頁）は、当時の大蔵官僚（井上馨、芳川顕正、洪沢栄一）が期待していた『銀行簿記精法』を採用する国立銀行の役割について、その内容をまとめ、次のように記している。

「第一には、税制の改革、すなわち地租の制度の改正によって、従来の物納負担を、金銭納税の制度に改めることであった。（中略-筆者）。第二には、貨幣制度の改革、すなわち発券銀行を創設し、銀行兌換券の発行によって、明治政府が乱発した大政官札（不換紙幣）の回収をはかる必要があった。第三に、企業の近代化、すなわち近代的銀行金融の方法によって、株式会社の創設をうながすことが必要となっていた。」

『銀行簿記精法』の監修者であった芳川顕正⁽⁴²⁾が、その第一巻序文において記載している「天下ノ事会計ヨリ重キハナシ」⁽⁴³⁾の始まりからも、明治政府において最も早い公刊書である本書の役割の重大さが感じられる⁽⁴⁴⁾。

(4) わが国における近代会計制度の起源とした所以

かかる重要な翻訳本が複数出版された1873（明治6）年について⁽⁴⁵⁾、西川は、「わが国近代会計制度の起源を画する年である」⁽⁴⁶⁾とした上で、「わが国近代会計制度の開幕は、アメリカ簿記書の翻訳に始まって、イギリス本が続き、それから英人がわが国で編集した簿記書、更にはポルトガル人から簿記を学んだ日本人が一書を編集するという、世界に例のない多彩なスタートだったのである。」⁽⁴⁷⁾としている。また、黒澤は、『帳合之法』及び『銀行簿記精法』が発刊されたことを念頭において「わが国の企業会計の近代化にとって、明治6年すなわち1873年は、決定的に重要な意義をもっている。」⁽⁴⁸⁾とし、片野は、「明治6年（1873年）『国立銀行』の簿記会計制度が当時のアメリカの国立銀行条例とイギリスの銀行会計実務とに範をとって創始されたのであった。日本の近代会計の黎明は、こうして、維新経済運営の推進機の役をつ

(42) 黒澤（1974、144頁）は芳川顕正について、「日本経済の発展のために献身した渋沢栄一とともに、当時の双璧として高く評価するに足りる」として、当時、身内の問題により社会的責任を問われた一切の公職を辞した芳川に対して日本会計学史の観点から、再評価をする必要があると指摘している。

(43) 本文は次のとおりである。

「天下ノ事会計ヨリ重キハナシ経費ノ多寡此ニ非レハ明カナラズ出納ノ得失此ニ非レハ中ラス経費ノ多寡明カナラスシテ出納ノ得失中ラスンハ天下ノ事何ヲ以テ立ツコトヲ得ンヤ是ヲ以テ会計ノ事アレハ必会計ノ録アリ苟モ会計ノ録備ハラスンハ経費ノ多寡出納ノ得失其一端ヲ見ント欲スルモ猶且ツ得ヘカラス。」

(44) 黒澤（1974、125頁）は、「会計制度100周年記念講演会『會計』のなかで、シャンドの『銀行簿記精法』と福沢の『帳合之法』とは、わが国の制度会計百年の歩みの出発点における双璧としてかかげられなければならない。」と説明している。また、黒澤（1974、143-145頁を参照されたい）は、『銀行簿記精法』の原案者はアラン・シャンドであって、当時における英米の簿記会計の技術的水準を忠実に日本人に伝達したものであるが、本書の歴史的意義は、明治日本の理想に向かった近代精神の力が背後にあったことであるとしている。この黒澤が指摘した『銀行簿記精法』の歴史的意義は、『帳合之法』及び『商家必用』にも共通するものである。

(45) 紹介した3冊の他、1873年には、三島為嗣が書いた『造幣簿記之法』がある。前掲(9) 参照。

(46) 西川（1974）60-61頁。

(47) 西川（1974）60-61頁。

(48) 黒澤（1974）123頁。

とめた銀行会計制度の創設にはじまったのである。」⁽⁴⁹⁾と、いずれも 1873 年は、わが国の近代会計制度にとって重要な年であることを指摘している。

『帳合之法』、『商家必用』、『銀行簿記精法』は、いずれも単なる簿記書という位置付けのものではなく、わが国が近代国家を目指すため、必要な西洋の技術をその精神と共に書き綴り、わが国で初めて発刊されたものである。前述のとおり彼らが 1873 年をわが国近代会計制度の起源とした所以は、以上のような点にあるのではないかと、筆者は考える。

第 3 節 明治時代中期から昭和初期にかけての企業会計

複式簿記は、資本力がある大手の企業が多い新規事業者を中心に普及していった（本章第 2 節 1 参照）。ここでは、中小企業（個人事業者を含む。以下、本章第 3 節から本章第 5 節 1 まで同様とする。）が、複式簿記に対しどのように対応していたのか検討を行う。また、戦前における時代の変化に対応した企業会計制度の変遷についても整理を行い、中小企業の会計制度に対する影響を検討する。

1 法人組織への改組と企業会計

(1) 会社数の増加要因

法人成りとは、商工業、農業などを営む小規模な家族事業者が経営実態は個人企業でありながら、法人企業（株式会社など）の組織形態をとることをいう⁽⁵⁰⁾。

明治時代において、個人事業者に関連する法令の制定や改正によって、法人成りが後押しされているが、最初に影響を与えたのが所得税法である。わが国最初の所得税法は、国会開設に備えて直接国税 15 円以上の納入者を貴族院議員に選出するため、まだ大日本帝国憲法がない 1887 年 3 月に公布され、個人所得には、1.0%から 3.0%までの 5 等級全額累進課税が課されるのに対し、法人は非課税であったことから、個人商店から法人組織への転換を促した一つの要因となった⁽⁵¹⁾。1899 年には所得税法が改正され、法人所得（第一取得税）も 2.5%課税されることになったが、年間 5,000 円以上の所得がある場合は、法人として課税される方が有利であったため、この改正も法人組織への改組を促した⁽⁵²⁾。これら所得税法の法人成りへの影響は、図表 1-1 にある会社数の推移（1887-1889 年、1899-1900 年）から確認することができる。

(49) 片野（1974）74頁。

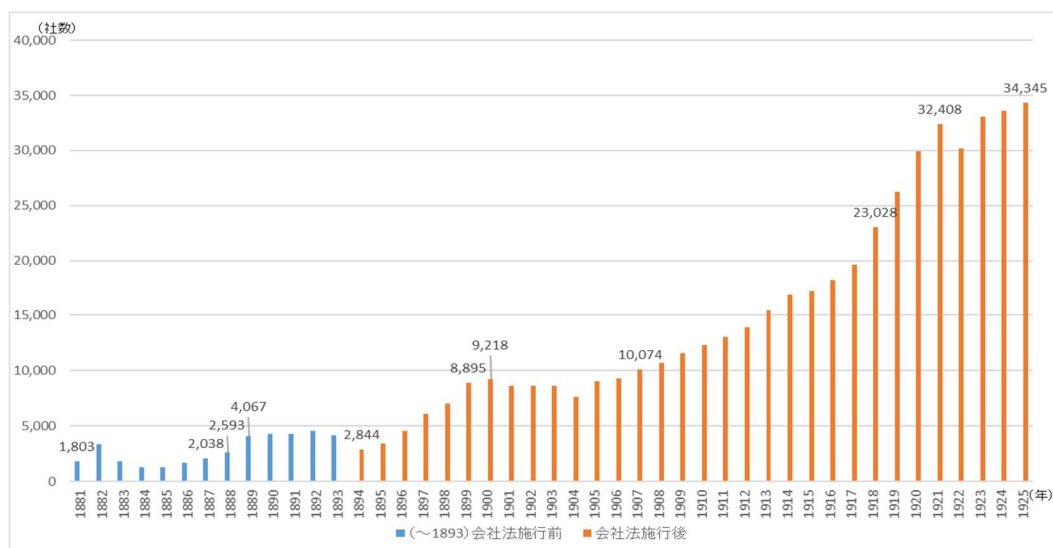
(50) 『広辞苑 第5版』（2,434頁）より。

(51) 末永（2000）133頁を参照されたい。

(52) 末永（2000）134-135頁を参照されたい。

また、わが国最初の商法は1890年に公布され、その一部である会社法、手形及び小切手法、破産法からなる商法が1893年7月1日に施行されると、三井は合名会社、三菱は合資会社に移行して、それぞれ法人組織となっている⁽⁵³⁾。

図表 1-1 明治から大正にかけての会社数の推移



*1894年以降は商法（1890年公布）の一部（会社法等）が施行後の会社数、それ以前とは統計方法が違い比較出来ないため、それぞれに分けて表記している。

出所：東京統計協会（1928）85-88頁を参考にして筆者作成。

(2) 株式会社と中小企業

わが国最初の株式会社は、1873年6月に創設された第一国立銀行であるが（第2節2（3）参照）、株式の売買を行う証券市場は当時まだ存在していなかった。その翌年1874年10月13日に「株式取引条例」の布告がなされている⁽⁵⁴⁾。もっとも、大蔵省内部に金融業者の実情がわかる者がなく、株式取引所の仲買人を想定していた小野組と島田組が破綻したため、株式取引所の創設には至っていない⁽⁵⁵⁾。その4年後の1878年5月4日「株式取引所条例」が布告され、

(53) 末永（2000）133頁を参照されたい。なお、図表1-1の*に記載があるとおり、商法（1890年公布）の一部施行（会社法等）による法人成りの影響の有無について、統計方法が違うことから確認はできない。しかしながら、司法省への登記数からみた会社数は1893年（商法一部施行）1,530社に対し、その翌年1894年3,298社と倍以上に増えている（吉田 1998、55頁を参照されたい）ことから、商法一部施行の影響により、法人成りした企業は相当数あったと考えられる。

(54) 約1年前から、中村祐興ほか数名が、政府に株式取引所の設立を出願したことがきっかけとなっている。（資本市場研究会 2019、3頁を参照されたい）

(55) 資本市場研究会（2019）3頁を参照されたい。

同年5月15日に東京株式取引所が創設された。その創設時点で既に国立銀行（株式会社）だけで96社存在していたが、当初の上場銘柄は旧公債（無利子）、新公債（年4%）、秩禄公債（年8%）の3種だけで、上場株式は0社であった⁽⁵⁶⁾。同年末までに4社株式上場をした⁽⁵⁷⁾ものの翌年以降もなかなか増加せず、1882年9社、1887年34社、1897年117社と決して多いとは言えない状況であった⁽⁵⁸⁾。「明治期に設立された株式会社は、軽工業を中心とした株式会社とは名ばかりの小規模な企業ばかりであった。」⁽⁵⁹⁾とされていることから、株式会社を含めた会社の多くは中小企業であると推察できる。

(3) 企業会計の変遷

横須賀製鉄所、造幣寮、富岡製糸所など新たに開始した事業者は、過去から行われていた帳簿処理との違いによる問題が生じることがなかったため、簿記指導員や教本（『銀行簿記精法』）によって、複式簿記が直ちに定着し、国内に広く普及していた（第2節1参照）。

その一方で制度会計⁽⁶⁰⁾の発展は、明治大正時代は見るべくものがなく、昭和初期の1930（昭和5）年、財務管理委員会⁽⁶¹⁾によって作成、公表された「標準貸借対照表（未定稿）」がその発端である⁽⁶²⁾、とされている。財務管理委員会は、1931年1月に「標準財産目録（未定稿）」、同年2月に『未払込株金』を貸借対照表の借方に掲載せざる理由、同年6月に「固定資産減

(56) 千田（2018）52頁を参照されたい。

(57) 当時株式上場した会社は、第一国立銀行、兜町米商会所、蛸殻町米商会所、東京株式取引所である。この4社は、東京株式取引所自身と設立発起人の渋沢栄一、田中栄一が深く関与している会社で「縁故受上場」とされている。（千田 2018、52頁を参照されたい）

(58) 資本市場研究会（2019）4頁を参照されたい。

(59) 深見（2018）14頁。

(60) 黒澤（1973、107頁を参照されたい）は、この場合の「制度」の概念は、法律上の制度、会計慣行上の制度を意味し、常識的に用いられているものにとどまる、と説明している。

(61) 財務管理委員会は、景気の不況対策を行なうため設けられた臨時産業合理局の委員会の一つであり、他には、生産管理委員会、販売管理委員会、消費経済管理委員会などがあった。（太田 1968、96-97頁を参照されたい）

(62) 黒澤（1973、106頁を参照されたい）。また、黒澤（1973、107頁を参照されたい）は、昭和時代における制度会計の歴史的発展の流れを次のように整理している。

第1発展段階・・・財務諸表準則時代（1930年の「標準貸借対照表（未定稿）」の公表から1938年3月の「製造原価計算準則」の公表まで）

第2発展段階・・・原価計算準則時代（「製造原価計算準則」の公表（第1発展段階との接点とする）から1945年ないし1947年まで）

第3発展段階・・・企業会計原則時代（1949年の企業会計原則の公表から現在（1973年当時）まで）

償却準則（未定稿）」、同年8月に「標準損益計算書（未定稿）」、1932年7月に「資産評価準則（未定稿）」、1933年8月に「原価計算基本準則（未定稿）」を順次公表した（以下「標準財務諸表草案」という）。

標準財務諸表草案には、貸借対照表や損益計算書だけでなく、固定資産減価償却準則や資産評価準則が含まれていることから、黒澤は、「この部分は会計原則の基本的な構成要素たるべきであった。」⁽⁶³⁾として当該案を評価している。

その後、財務管理委員会は、1934年8月、標準財務諸表草案のうち、「標準貸借対照表（未定稿）」、「標準損益計算書（未定稿）」、「財産目録（未定稿）」を整理統合し、確定稿として「財務諸表準則」を公表した⁽⁶⁴⁾。明治の時代に「簿記指導員」ないしは「銀行簿記精法」によって複式簿記を導入した銀行などの事業者は、各業法において雛形等が定められ標準化していたが、昭和の時代になっても他の事業者は、財務諸表の様式について標準化していなかった。「財務諸表準則」の序章では、当時の銀行、保険などの会社は、決算時に作成する貸借対照表、財産目録、損益計算書（以下「財務諸表」という。）について標準化されているが、他の会社の財務諸表は標準化されていないため、その内容が正しいのかどうか把握できないと記している⁽⁶⁵⁾。黒澤は、「この財務諸表準則が、戦後の『企業会計原則』の母体になったのである。」⁽⁶⁶⁾と、財務諸表準則の重要性を指摘している。また、財務管理委員会から「資産評価準則（未定稿）」が1936年6月「財産評価準則」として、「原価計算基本準則（未定稿）」が1938年3月⁽⁶⁷⁾「製造

(63) 黒澤(1973、108頁)。黒澤(1973、108頁)は、「財務諸表と会計原則との関係が明らかにされないまま、平面的に羅列されていた。」とも指摘している。

(64) 河野(1986)63頁を参照されたい。

(65) 「財務諸表準則」の序文は次のとおりである。(商工省合理局財務管理委員会1934、附録1)。

「決算に際して作成せらるゝ貸借対照表、財産目録及損益計算書は、事業會計を綜合集成したる結果を示すものにして、事業の經營狀況を考究批判するに缺くべからざる資料なり。然るに銀行、保険、電氣、鐵道等の諸事業に付ては、各特別法規中に其の準則及雛形を定むるも、一般の事業に付ては此の種の據るよべき基準なきが故に、世上行はるゝ此等の財務諸表は、千種萬態其の歸一する所を知らず或は簡略粗笨に失し、或は糊塗粉飾に流れ、其の内容の真相を把握することを得ざる底のもの少からず。斯くの如くにして其の經營の改善を期し、其の事業の發展を策するも、其の効果を擧ぐる事固より至難なるのみならず、其の事業の投資者乃至債権者等に往々不測の損失を及ぼすことあるは世上其の例に乏しからず。即ち此等の財務諸表を眞率明瞭に作成することの啻に私經濟上のみならず國民經濟上亦忽諸に附すべからざる所以なり。」

(66) 黒澤(1973、108頁)。黒澤(1973、109頁)は、「『財務諸表準則』が、きわめて會計技術的であつて、何ら社会的目標をもたないところの標準手續の説明書にすぎなかつたことは明らかである。」とも指摘している。

(67) 1937(昭和12)年公表とされている著書が多いが、「製造原価計算準則」は、1937年11月に審議決定

原価計算準則」として、それぞれ公表された。「製造原価計算準則」公表当時すでに1937年から日中戦争は始まっていたが、戦時色はなく、当該準則にはその影響は見当たらない。しかしながら、1938年4月国家総動員法が公布、翌1939年に軍需品工場事業場検査令が施行される状況の中で戦時色がはっきり打ち出され、陸軍では「陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱」（1939年10月）（以下「要綱」という。）、海軍では「海軍軍需品工場事業場原価計算準則」（1940年1月）（以下「準則」という。）が新たに制定された⁽⁶⁸⁾。さらに太平洋戦争開戦の直後である1941年12月15日、企画院⁽⁶⁹⁾から「企画院製造工業貸借対照表準則草案」、「製造工業財産目録準則草案」、「製造工業損益計算準則草案」（3草案を総括して以下「企画院準則」という。）が公表されている⁽⁷⁰⁾。その後、1942年4月、陸軍の「要綱」及び海軍の「準則」を企画院において統一した「製造工業原価計算要綱」が制定され、1944年5月16日、戦争末期において簡素化を目的とした「製造工業原価計算要綱」が改正されている⁽⁷¹⁾。当時の状況について黒澤は、「わが国の戦時経済体制下における大規模な原価計算運動が展開されることになるのである。」⁽⁷²⁾と説明している。ただし、戦前における企業会計制度の変遷は、上場企業など（複式簿記を前提としていた）大企業を対象に制定されたものであり、それ以外の（複式簿記が普及していない）中小企業には、影響がなかったと考えられる。

2 中小企業における複式簿記の普及

(1) 複式簿記普及の現状

当時の中小企業において、複式簿記は普及していたのであろうか。「日本商事慣例類集」⁽⁷³⁾

し、翌年1938年3月に公表されている。（黒澤 1938、85頁を参照されたい）

(68) 諸井（2007）1-2頁を参照されたい。

(69) 戦時統制経済を推進するため、戦時経済の企画と推進にあたった内閣直属の総合国策企画機関であり、1937年10月25日、国策全般の調査企画を主任務とする企画庁と、資源調査や戦時総動員の研究を行っていた内閣資源局とを統合して設置された。（原 1984、28-29頁を参照されたい）

(70) 中川（1942）52-53頁を参照されたい。

(71) 諸井（2007）2頁を参照されたい。

(72) 黒澤（1976）83頁。

(73) 「日本商事慣例類集」については「解題」として次のように記されている。（司法省編 1932、解題1-2頁）。

「本書は第一第二第三篇に分ち、商人、商業及び商業帳簿、商業上の低當及其特権の事、賣買を媒介する者の事、破約の事、賣主の事、買主の事、運送の事、契約の事、契約の履行、價額補償侵害賠償割引、違約金、代理、交互計算等の項目に分散し、徳川の末年より明治の初代に至る際、日本各地方に於ける商業習慣を、夫々當業者、商業團體及地方官廳等へ諮問した答申書及直接對談の筆記等を募集したものに於て、我國明治以前より、一般に行はれ居たる商業習慣を、一切網羅したる良参考書である。（中略

(以下「慣例類集」という。)は、そのことを確認できる貴重な史料である。慣例類集では、全国各地(東京、京都、大阪などを含む全17地域)⁽⁷⁴⁾において調査を行っている。種々の調査項目の中で複式簿記に関しては、当該資料の第4条第3節において「歐米各國に用ゆる所の單複の記録法⁽⁷⁵⁾に倣い簿冊を記することは追々盛んに行はるる景況なるや。」とする質問をしている。その質問に対し、表現の違いはあるもののほとんどの地域⁽⁷⁶⁾で、国立銀行など一定の株式会社は複式簿記を導入しているが、中小企業には複式簿記は使われていないとの回答を示している⁽⁷⁷⁾。これは、国立銀行などの株式会社は、簿記指導員や『銀行簿記精法』によって複式簿記の教育を受けたことにより普及したが、中小企業においては、アラビア数字などへの抵抗があったと共に、従来から引き継がれた「帳合」によって日常業務が行われており、特に支障が生じなかったためと考えられる(本節2(2)参照)。今後において複式簿記が普及するか否かの見通しについては、例えば東京の「必ずや漸次記簿法の世に行はると至るは、本會が信ずる所なり」のように期待をする地域と、大阪の「其諸商業の帳簿悉く記簿法に倣いに至るは、前略甚だ遠し」のように今後も普及は難しいとする地域の回答があった。大阪のように商人が多い地域では、特に帳合による影響が大きく、中小企業に対する複式簿記の普及は見込めなかったと考えられる。

そのような状況の中、わが国最初の商法は1890年に公布され、帳簿の記帳義務が規定され

-筆者)。本書は明治十四年に、太政官中に商法編集委員が設けられ、續いて又其の組織が變つて、商法取調委員なるものが置かれ、時の政治の政策上、頼りに商法の制定を急がれたることありしかば、その當時右等の委員が、法案制定の参考として、各方面へ諮詢して、得たる答申を、整理し、分類して、印行したるものなるべしと思わる。」

(74) 本文の他に調査した地域は、横浜、兵庫、大津、熊本、岡山、馬関、堺、飯田、高松、福井、徳島、武生、宮城、松山である。

(75) 慣例類集における調査では「歐米各國に用ゆる所の單複の記録法」と質問していることから、西洋式簿記の單式複式を含めていることになるが、実際は、国立銀行などで導入されていると回答している。つまり、『銀行簿記精法』にある複式簿記を想定して回答していると考えられるため、本章では複式簿記の普及として扱った。

(76) ほとんどというのは、普及しているとする回答があった地域が存していたわけではない。例えば、福井(地域)は「記簿法は稍其端を開きたり、漸次行はるる見込」のように現状について回答が無い地域があるということである。

(77) 例えば、東京では「現今國立私立各銀行及び諸會社等は、概ね洋式記簿法を専用すと云ども、他の商業者に於いては未だ其法盛に行はるるを聞かず。」とし、開国の地とされる横浜でも「銀行其他諸會社等に用ゆる簿冊は、概ね洋式の記簿法に倣い記載するも、他の商業者に至りては、洋式を用ゆる者甚だ稀なり。」と回答している。

た⁽⁷⁸⁾。三代川は、「商人は帳簿をつけなければならないという機運が高まり、簿記テキストが雨後の筍のごとく出版された。その中に次のような帳合の改良型を推奨するものもあらわれた。」⁽⁷⁹⁾として、『商法実施日本帳合法』（三沢為忠 1890年）、『商法活用帳合之法』（磯村音介／斎藤軍八 1890年）、『商家案内帳簿改良法 全』（竹村眞次校閲／公野半次郎 1892年）を紹介している。

このように法律の施行や改正の影響を受けて、法人組織へ移行する個人事業者が増えていく中、従来からの「帳合」も改良型が現れ、国立銀行など新規事業者を中心とした大企業は複式簿記（西洋式簿記）を、中小企業は、従前の「帳合」や改良型の「帳合」により、それぞれの状況に応じて会計処理が行われていた。

(2) 記数法と帳合の存在

一方、一般商家を中心とする従来からの個人事業者は、過去から行われていた帳合（詳細は後述）が暖簾と共に家伝として存在し、西洋式簿記の採用を妨げていた⁽⁸⁰⁾。『帳合之法』や『商家必用』は、一般商家を中心とする従来からの個人事業者に対して西洋式簿記を普及するための商業簿記書であったが、福澤は、「明治6年の頃帳合之法を發行して書物は売れたけれども扱この帳合法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し聊か落胆せざるを得ず⁽⁸¹⁾。」と、『帳合之法』は学校の教科書にも採用され発行部数は多いが、従来から行ってきた帳合を止め、新たな西洋式簿記を導入している事業者が僅かであったことを記している。

一般商家を中心とする従来からの個人事業者が西洋式簿記を導入しなかった原因については明らかにはされていないが、次の2点が考えられる。

第一に、帳簿における数字の書き方（以下「記数法」という。）である。「記数法は、簿記に重大な関係をもつ」⁽⁸²⁾ものとして、帳簿に携わる事業者などにとって帳簿方式の導入を決める一つの大きな要因となっている。

わが国の従来からの記数法は次のとおりである。

(78) 1890年商法は、商業帳簿に関する規定が第31条以下41条までの11箇条あった。坂本（2011、398-412頁を参照されたい）は、第31条はロエスレル草案の32条をそのまま採用した会計包括概念である、と指摘している。

(79) 三代川（2014）462頁。

(80) 西川（1974）64頁を参照されたい。当時、大蔵省の出納頭（現在の主計局長）で帳合に熟練した得能良介が、西洋式簿記の導入を主張する紙幣頭（現在の印刷局長）の渋沢栄一と、その是非を巡って口論となり、得能が渋沢を突き飛ばす事件があった。（池田 1921、97-98頁を参照されたい）

(81) 福澤（1897）122頁。

(82) 西川（1955）99頁。

「先ず文字には一、二、三等の外に壹、貳、參等があり、これを書く場合には楷書、行書、草書等の別がある。一位から一桁上る毎に十、百、千、万なる数名詞を用い万から上は四桁毎に次の数名詞を用いる。数名詞十、百、千、万に一、二、三等を冠してその倍数を表すが、十に限って一十とせず、ただ十と書く。然るに百と千とは一百、一千でもただ百千何れでもよい。」⁽⁸³⁾

このように当時におけるわが国の記数法は、アラビア数字を記数法とする西洋式簿記とは明らかに異なっている。さらにわが国では文字や数字を上から下に記載し、右から左に読む右縦書きで表記しているのが当時の一般的な慣習であり、文字や数字を左から右に記載し上から下に読む左横書きである西洋式簿記とは大きく異なっている。したがって、簿記指導員が身近にいなかった個人事業者にとって『帳合之法』や『商家必用』といった教本⁽⁸⁴⁾のみでは、仮にその導入の意思があったとしても、制度そのものを理解することが難しかったと考えられる。『帳合之法』の著者である福澤は、「大困難は金高を記すに何百何十何圓何十何錢と日本流に書けば文字長く隨て帳面も多くなりて逆も實用に適せず。」⁽⁸⁵⁾と、わが国の記数法によって西洋式簿記を説明するのが如何に難しいのかを記している⁽⁸⁶⁾。

(83) 西川 (1955) 100頁を参照されたい。

(84) 『帳合之法』及び『商用必用』は、文章は上から下に記載し右から左に読む右縦書きであり、その記数法は、日本数字の縦書を使って書かれていた。一方、『銀行簿記精法』は、日本数字の左横書を用いていた。

(85) 福澤 (1897) 107頁。

(86) 本文以下の内容を記載すれば次のとおりである。

「大困難は金高を記すに何百何十何圓何十何錢と日本流に書けば文字長く隨て帳面も多くなりて逆も實用に適せず然らば三二五、七八と記して三百二十五圓七十八錢と讀ませんかと思へども古來絶えて例なきことなれば逆も通用六かしからん、夫れよりも西洋の数字は僅に九字なれば之を日本人に覺江させることとして豎の譯書に数字ばかりを横にして西洋の原字を用ひん、斯くすれば何萬何千何百何十の順序は左より右に計へて日本の双露盤の桁と恰も同様なるゆゑ人の呑込みは易からん左りとて日本人に新に九字の西洋文字を用ひしむるは中々の困難なり如何して善からんと思案に悩み幾回か系紙の版を彫刻して其體裁を試みたれども何分にも自から釋然として安んずるを得ず一新一退不決斷の折柄、先年余が米國在留中特に懇意にしたるチャールス ウォールコット ブルックスと云ふ商人が維新後日本大使の爲め種々周旋したるその由縁を以て我國に渡來し府下木挽町の精養軒に止宿したることあり依て余は比人を尋問して話しの序に右数字の翻譯法を相談せしにブルックスも色々考へたりしが如何にしても新に西洋の数字を用ふるは穩かならず假令ひ古來の例なきにもせよ日本の数字を用ふるに若かずとの説にて乃ち其説に従ひ思ひ切て日本字を豎に書き百二十三圓四十五錢を一二三、四五を記するが如き體裁に決定したり。」

第二に、わが国において従来から活用していた「帳合」の存在である。「帳合」とは「和紙でできた長帳や袋帳に取引を墨書きし、そろばんを駆使して集計する多帳簿制収支（検算）簿記（balance bookkeeping with multiple books）」⁽⁸⁷⁾である。「帳合の場合には二人がかりで計算し、一人が帳簿を読み上げて他の一人が算盤をおいた」⁽⁸⁸⁾ことからこれを一般に「帳合」（帳合わせ）といい、前述した当時におけるわが国の記数法は、「ローマ数字と同様に計算には適しなかったが、実際の計算には算盤を用いていたため支障はなかった」⁽⁸⁹⁾とされている。

そして、帳合は、算盤上で必要な加減算を行うことで「店卸下調」（試算表）が作成でき⁽⁹⁰⁾、西洋式簿記の帳簿上において集計する必要がある「勘定口座」と同一の演算機能をすでに有していたとされ、江戸時代にすでに完成している算盤による商家の門外不出の秘技として伝えられてきた簿記技術であった⁽⁹¹⁾。そのため、従来からの個人事業者は、伝統的に引き継がれてきた「帳合」をあえて止めてまで、西洋式簿記を導入する必要がなかった。

以上、「記数法」の違いと「帳合」の存在の2点から、わが国の当時における一般商家を中心とする従来からの個人事業者をはじめとする多くの個人事業者は、西洋式簿記を導入しなかった、あるいは出来なかったのではないかと筆者は考える。

(3) 中小企業簿記運動への展開と課題

明治時代以降においてわが国の経済は、日清戦争や日露戦争による景気の影響を受けてきたが、第一次世界大戦（1914年から1918年）後の昭和時代初期、特に1930年は「未曾有の不景気に見舞われた」⁽⁹²⁾。

(87) 三代川（2014）443頁。

(88) 西川（1955）100頁。

(89) 西川（1955）100頁。

(90) 三代川（2014、453頁）は、「そろばん勘定」として具体的に次のように説明している。

「そろばんは演算中に金額を貯蔵しておき、これにデータを累加して随時取出しのできる簡易な記録機械であるから、正負の分別計算は読上算・見取算いずれにしてもその演算過程でできる。帳簿は正負を明示した正確な原資料であって、人間の読取りに不都合がなければ十分である。演算過程の要件まで帳簿を入れ込み必要はない。和式簿は入金欄と出金欄を洋式簿のように分けることなく、金額の頭に「入」ないし「出」と書くことで加算も減算のこなし、残高を導く。また、その金額欄は筆算のように位（桁合わせ）を整える必要がない。これがまさに『そろばん勘定』である。」

(91) 三代川（2014）475頁を参照されたい。

(92) 太田（1968、96頁）。また、太田（1968、96頁）は、「膨張しきった経済の収縮について起こった世界的な沈滞の巻添でもあったが、我国にはそれに輪をかけた事情があった。」として、1930年1月に政策で行われた金の輸出解禁によって国内の資本は海外に流出し、「通貨の激減がもたらした資金難は産業経済一般を麻痺状態に陥れてしまった。」と指摘している。

中小企業もこの不況により打撃が大きかったが、商工省は経営が厳しい中小企業の対策として委員会を設けて研究を行い、中小企業の経営不振に関して帳簿整理の不完全なことが原因の一つであることを挙げた⁽⁹³⁾。商工業の臨時産業局に設置された財務管理委員会⁽⁹⁴⁾は、その原因とされた中小企業における簿記を問題として取り上げ、日本商工会議所では、中小企業が行うべく簿記の様式について学者などに対し懸賞論文を募集している⁽⁹⁵⁾。

その懸賞論文募集の案内文において「中小企業に於て商業帳簿及會計制度の不完全なること、甚しきは會計帳簿を全く有せざるものすら存在すること」⁽⁹⁶⁾との記載があることから、昭和初期においても、中小企業には複式簿記の普及していないことはもとより、帳簿自体を有していない企業も存在していたということになる。また、当時の小売商に対して実態調査を行ったとされており、「どんな帳簿を用いているか」とするアンケートに対して、「正規の簿記を用いていると思われたものは2、3割であった。」⁽⁹⁷⁾としている。

その後も中小企業に対して簿記を普及させようとする運動は続くものの、社会一般の要求がないため振るわず、青色申告制度が創設された時ほど有力なものではなかった⁽⁹⁸⁾。明治時代に導入された複式簿記は、中小企業には昭和時代の初期まで普及せず、田中は「帳合法は、第二次世界大戦後に青色申告制度が導入されるまで命脈を保ち、『中小企業簿記要領』にまで影響を与える結果となったものと考えられる。」⁽⁹⁹⁾と指摘している。

(93) 太田（1968）114頁を参照されたい。

(94) 財務管理委員会は、景気の不況対策を行なうため設けられた臨時産業合理局の委員会の一つであり、他には、生産管理委員会、販売管理委員会、消費経済管理委員会などがあった。（太田 1968、96-97頁を参照されたい）

(95) 太田（1968）117頁を参照されたい。主催が日本商工会議所、後援及び募集論文の審査が商工省臨時産業合理局であったことから、国を挙げての施策ということになる。（日本商工会議所 1934、155-156頁を参照されたい）

(96) 日本商工会議所（1934）155頁。

(97) 太田（1968）115頁。正規の簿記について、その内容は明らかでないが、1968年に出版された文献であること及び対象が小売業であることから、所得税法における「正規の簿記の原則」の用語を想定していると考えられる。また、太田（1968、115頁）は、アンケートの中には「簿記も帳面も一切やっていない。此の頃の不景気で帳面をつければ毎月恐ろしい赤字が出て、ために健康を害す。簿記の運動なんてつまらないことより、税金でも安くなるように工夫してもらいたい。」とする回答もあったとした上で「恐らくこれは多くの人々の考えていたことであろう。」と説明している。

(98) 太田（1968）116-117頁を参照されたい。東京都においては講習会の開催、東京都の後援で研究座談会の開催及び中小企業簿記普及会や指導員養成所によって普及運動がされていた。（太田 1968、116-117頁を参照されたい）

(99) 田中（2014）251頁。小倉（1979、264頁）も「在来の帳合法は根強く生き残り、戦後の青色申告制度

第4節 戦後直後における企業会計

第二次世界大戦後において、経済復興を目指すわが国は、企業の会計制度についても大きな見直しを行った。ここでは、1949年7月公表の「企業会計原則」、「財務諸表準則」、わが国で初めて中小企業の会計を対象とした1950年4月公表の「中小企業簿記要領」及び1953年10月公表の「中小会社経営簿記要領」について、それぞれを作成した目的及び意義について考察を行う。

1 「企業会計原則」、「財務諸表準則」

第二次世界大戦後、わが国の財政は逼迫しており、わが国の経済を一刻でも早く再建するため、日本政府は、投資家が積極的に参加できる公開株式市場を運用し、わが国における企業の成長を促進させる必要があった。

しかしながら、当時のわが国では、会計処理の方法や決算書の形式などは統一されておらず⁽¹⁰⁰⁾、決算書の形式など企業の裁量において不統一のまま公表されていた⁽¹⁰¹⁾。そのため、投資家や経営者など決算書の利用者（以下「利用者」という。）は、対象となる「企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情」⁽¹⁰²⁾にあった。

そこで、経済安定本部企業会計制度対策調査会（以下「調査会」という。）⁽¹⁰³⁾は検討を重ね、統一した会計基準及び決算書の形式を「企業会計制度対策調査会中間報告」（以下「中間報告」という。）として、1949年7月9日に公表した。中間報告の冒頭にある「目的」欄には、現状において統一した会計基準がなく、利用者が「企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握す

普及の頃まで存続した。」としている。

(100) すでに財務管理委員会などから財務諸表の標準様式等が公表されていたが、当時経済安定本部財政金融局長であった内田（1949、55頁）の『『統一』ないし『標準』の理想達成からはるかに遠く、今日かえって事態を複雑にしている感がある。』との指摘がある。

(101) 「企業会計制度対策調査会中間報告」の「目的」には、公表された決算書について「甚しく不統一である」と記載している。（経済安定本部、4頁）

(102) 経済安定本部（1949）4頁。

(103) 経済安定本部は、アメリカ合衆国の経済安定局（Office of Economic Stabilization、戦時経済統制強化のため経済政策に関する各省の意見を調整し、かつその政策の実施を推進する機関として1942年10月設置された）の機構と機能を念頭において構想され、1946年8月12日発足した。（高橋・大森 1977、398頁を参照されたい）。企業会計制度対策調査会は、上野道輔らによって企業会計基準法に基づく企業基準委員会設立のため、経済安定本部内に1948年7月8日設置された。

ることが困難な実情にある」⁽¹⁰⁴⁾とした上で、同欄では次のように記載している。

「わが国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公平化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な会計のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。仍って、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を制定して、わが国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。」⁽¹⁰⁵⁾

つまり、「企業会計原則」を制定して企業の決算書の表示を統一し、利用者が「企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握する」ことが可能となれば、外資の導入や企業の合理化等などわが国における経済の健全な発展に資するとしたのである。

そして、「企業会計原則」は、「第1 一般原則」、「第2 損益計算書原則」、「第3 貸借対照表原則」、「財務諸表準則」は、「第1章 損益計算書準則」、「第2章 剰余金計算書及び剰余金処分計算書準則」、「第3章 貸借対照表準則」によって構成されている。また、「財務諸表準則」には、財務諸表の雛形を「AⅠ 損益計算書（商業）」、「AⅡ 損益計算書（工業）及び製造原価報告書」、「AⅢ 剰余金計算書」、「AⅣ 剰余金処分計算書」、「AⅤ 貸借対照表」の5種類を掲載している。

もともと、わが国企業の健全な進歩発展のため、社会全体の利益のために設定された両原則は、証券取引法及び公認会計士法と相まって三位一体の関係に置かれることとされている⁽¹⁰⁶⁾。黒澤が「企業會計原則は公認會計士制度と接合してのみ、眞の意味を實現するものである⁽¹⁰⁷⁾。」と指摘していることから、両原則は、証券取引法を根拠法として公認会計士監査が必要である大企業を対象として制定されたものであり、中小企業はそもそも対象として想定されていなかった。

2 「中小企業簿記要領」

1950年4月1日、納税者が自ら帳簿を記載した正確な所得に基づいた納税額を計算することを規定した青色申告制度が創設された。青色申告制度では、所得税法施行細則第10条において「正規の簿記の原則」が規定され、納税者は帳簿を正確に記載し、貸借対照表及び損益計算書を作成することが義務付けられた⁽¹⁰⁸⁾。

(104) 経済安定本部（1949）4頁。

(105) 経済安定本部（1949）4頁。

(106) 内田（1949）6頁を参照されたい。

(107) 黒澤（1949）8頁。

(108) 所得税法施行細則第10条は次のとおりである。

調査会の第2部会は、「企業会計原則」の啓蒙及び普及活動並びに青色申告制度の基礎となる標準簿記の作成及び普及を担っていた⁽¹⁰⁹⁾。また、大企業のように完備した会計システムをもたない中小企業に対する簿記システムを公表する必要があり、課税当局側から青色申告制度普及の要望もあったことから⁽¹¹⁰⁾、経済安定本部は、青色申告制度創設の約3ヶ月前に「中小企業簿記要領」を作成し、1949年12月24日に公表している。

この「中小企業簿記要領」は、青色申告制度実施に伴う国税庁の認める帳簿組織となり、中小企業庁をはじめとする記帳の指導的機関の中心的テキストとなっていた⁽¹¹¹⁾。「中小企業簿記要領」は、序章「1. 中小企業簿記要領の目的」において「この要領は、法人以外の中小商工業者のよるべき簿記の一般的基準を示すもの」⁽¹¹²⁾として、目的を次のように記述している。

- 「1. 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること
2. 融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業金融の円滑化に資すること
3. 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること」⁽¹¹³⁾

「中小企業簿記要領」の設定目的は、課税の合理化、中小企業金融の円滑化、事業経営の合理化など「企業会計原則」の目的とほぼ共通している。河崎は、「当時の大企業と中小企業の双方にとって、わが国経済の再建における重要な課題であったことが理解できる。」⁽¹¹⁴⁾としている。

また、「2. 中小企業簿記が従わなければならぬ一般原則」として、次の7原則を挙げている。

「青色申告者は、青色申告者の提出を認められようとする年分の事業所得及び不動産所得につき、これらの所得が正確に計算できるように、左の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引（括弧内省略-筆者）を正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明りょうに記録し、その記録に基き貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない」。現在では、所得税法施行規則57条へ引き継がれている。

(109) 黒澤（1980b）80頁を参照されたい。

(110) 黒澤（1980a）78頁を参照されたい。正式には、調査会第2部会が引き受けたが、実際の作業は、財団法人企業会計研究会（理事長上野道輔）が行っていた。（黒澤 1980a、81頁を参照されたい）

(111) 三代川（2004）25頁を参照されたい。

(112) 法人以外としたのは、法人税法施行細則第12条では、「複式簿記の原則」と規定しているため、一般原則の1において「正規の簿記の原則」としている中小企業簿記要領は、その整合性をとったと考えられる。

(113) 経済安定本部・企業会計基準審議会（1953）126頁を参照されたい。

(114) 河崎（2016b）29頁。

1. 簿記は、事業の資産、負債及び資本の増減に関するすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものでなければならない。(正規の簿記の原則)
2. 簿記は、事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。(真実性の原則)
3. 簿記は、財務諸表により、利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、事業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(明瞭性の原則)
4. 簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して整理しなければならない。(事業会計・家計区分の原則)
5. 簿記は、一たん定めた会計処理の方法を継続し、みだりに変更してはならない。(継続性の原則)
6. 仕入、売上等重要なる費用及び収益は、その支出及び収入にもとずいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない(収支的評価の原則・発生主義の原則)
7. 簿記は、前各号の要請をみだす限り、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易ならしめ、記帳の能率化、記帳負担の軽減をはからなければならない。(記帳の能率化・負担軽減の原則)⁽¹¹⁵⁾

上記7つの原則の中で「1.」に正規の簿記の原則を掲げている。この点について河崎は、『簿記要領』で有ることによるものであり、真実性の原則をはじめとする他の一般原則は、正確な会計帳簿を作成するための一般原則として位置付けられている。⁽¹¹⁶⁾と説明している。また、三代川は、「正規の簿記の原則に則した簿記として中小企業に提案された『収支総括表』は明らかに江戸の帳合である『多重簿二重仕訳』を踏襲したもの⁽¹¹⁷⁾と指摘している。「中小企業簿記要領」は、複式簿記に代わる方式として「帳合」を踏襲しているとされることから、依然として複式簿記は中小企業に導入されていないことが窺える。

河崎は、「中小企業会計の近代化の歴史は、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会(現：企業会計審議会)が公表した『中小企業簿記要領』に遡ることができる。⁽¹¹⁸⁾と説明している。「中小企業簿記要領」は、わが国で初めて中小企業に焦点を当てた会計帳簿の実践書であると共に中小企業会計の基準書としてその意義は大きい。

(115) 経済安定本部・企業会計基準審議会(1953)125頁；河崎(2016b)29-30頁。

(116) 河崎(2016b)30頁。

(117) 三代川(2004)28頁。

(118) 河崎(2016b)25頁。

3 「中小会社経営簿記要領」⁽¹¹⁹⁾

1948年8月に設置された中小企業庁は、わが国の会社の大半は中小会社であり⁽¹²⁰⁾、その中小会社を対象とした簿記書が存在しなかった⁽¹²¹⁾ことから、1953年10月、中小法人企業向けに「中小会社経営簿記要領」を公表した。

「中小会社経営簿記要領」は、その目的について次のとおり記述している。

「この要領は、中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立を資するために作成されたものである。中小会社は、これによって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領にもなるものである。」⁽¹²²⁾

上記のとおり、「中小会社経営簿記要領」の経理業務の充実、経営の改善、合理化、資金の借入の体制整備といった目的は、「企業会計原則」や「中小企業簿記要領」とほぼ同様であると考えられる。

「中小会社経営簿記要領」は、「一般に公正妥当と認められる企業会計原則に準拠し、且つ法人税法施行規則の記載要件にあてはまる複式簿記であることを特徴とする。」⁽¹²³⁾としていることから、「中小企業簿記要領」とは異なり、「正規の簿記の原則」を含む一般原則は定めず⁽¹²⁴⁾、

(119) 中小企業庁は「中小会社経営簿記要領」の帳簿を活用し、経営合理化に資するため、1956年に「中小企業の財務管理要領」、1958年に「中小企業の原価計算要領」を公表している。

(120) 1949年の会社総数は177,479社、1952年の会社総数は260,467社と大きく増加している。また、1952年当時の会社総数(260,467社)における資本金額の内訳は次のとおりである。(藤巻 1953、235-237頁を参照されたい；括弧内は全体の割合)。

資本金20万円以下=76,583社(29.4)、同20万円超-50万円以下=95,093社(36.5)、同50万円超-100万円以下=53,026社(20.4)、同100万円超-200万円以下=18,681社(7.2)、同200万円超-500万円以下=11,531社(4.4)、同500万円超-1,000万円以下=3,056社(1.2)、同1,000万円超-5,000万円以下=1,726社(0.7)、同5,000万円超1億円以下=346社(0.1)、同1億円超=388社(0.1)。

(121) 藤巻(1953、はしがき)は、「今日まで世に出た簿記書は、個人向けか大会社向けが殆どであつて、その中間の中小会社に適するものがなかった。」と説明している。

(122) 中小企業庁(1964)526頁。

(123) 中小企業庁(1964)526頁。

(124) 他に「中小会社経営簿記要領」の特徴として「中小会社は一般に個人的色彩が濃く、会社の一二の役員が事実上その会社を支配しているという傾向が強く、また会社の構成員も少いので経理担当者も少人数に限られ、且つ専門的な経理知識が不足しているのが普通である。」と中小会社の属性を説明している。

(中小企業庁 1964、526頁)

青色申告制度創設によって規定された法人税法施行細則第 12 条「複式簿記の原則」を前提として作成されている。また、「中小会社経営簿記要領」には、「第 7 章 中小会社の税務」と題して、法人税法の説明もあり、税法を強く意識した内容となっている。

したがって、当時の中小会社においては、青色申告制度の要件であった複式簿記が導入されていない状況にあったため、中小企業庁は「中小会社経営簿記要領」の啓蒙によって、当該制度の普及促進を図ったものだと考えられる。

第 5 節 戦後直後から現代にかけての中小企業の会計

本節では、「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」が公表されてからの中小企業会計の動向について検討し、2005 年 8 月公表「中小企業の会計に関する指針」及び 2012 年 2 月公表「中小企業の会計に関する基本要領」について、それぞれの公表までの経緯、目的及び意義について考察する。

1 「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の公表と確定決算主義

公表された「中小企業簿記要領」については、調査会の委員を中心としてその普及活動が活発に行われていた⁽¹²⁵⁾。その後「中小会社経営簿記要領」は、普及に向けた解説本が出版されている⁽¹²⁶⁾。

大企業を対象とした「企業会計原則」は、時代の変化などに対応するため数次にわたる改正及び連続意見書の公表が行われていたが、中小企業を対象とした「中小会計簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」は、ほとんど改訂されず⁽¹²⁷⁾、関心が向けられていない。その理由について、坂本は、「根拠法が証券取引法に置かれていた企業会計原則と異なり、両要領はその法的根拠がなかったこと等もあって、わが国の中小企業における簿記・会計規範としての位置付けを獲得することはなかった。」⁽¹²⁸⁾と指摘している。その指摘のとおり、戦後に公表された「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」は、中小企業の簿記、会計規範として普及することはなかった。

(125) 地方公演会は次の講師が担当して各地域で行われ、非常に盛会であったとされている（会計余録 1950、128頁を参照されたい）。東京地方（上野委員）、関東各県（中西委員）、大阪地方（太田委員）、近畿各県（黒澤委員）、名古屋地方（黒澤委員）、金沢地方（岩田委員）、四国地方（鍋島委員）、九州地方（小高委員）、東北北海道地方（番場委員）。

(126) 例えば、藤巻（1953）『中小会社経営簿記要領と解説』がある。

(127) 「中小会社経営簿記要領」は1975年に改訂されている。

(128) 坂本（2011）520頁。

その後、中小企業の会計を示すものは公表されなかったが、当時における中小企業の会計実務は、確定決算主義を採用している法人税法の規定に基づいて行われ、中小企業に定着している。確定決算主義とは、商法上の確定した決算を課税所得計算の基礎とした上で、税法上の調整を行い、法人税の基礎となる課税所得を計算することをいう（第3章参照）。後に中小企業庁長官（2014-2015）となる北川は、「中小企業の会計実務は、具体的で詳細な計算方法が税法体系以外に見当たらなかったこと、損金経理要件等により会計処理を一定程度規定してきたことから、あらかじめ税法を想定した会計処理によって計算書類の作成を行っているのが実態である。」⁽¹²⁹⁾として、中小企業は、法人税法の規定によって会計実務を行っていることを明らかにしている。河崎は、「中小企業を規制する制度会計は、会社法会計と税務会計であり、両者を結びつけているのが確定決算主義である。確定決算主義は、中小企業会計の基本となるものであり、わが国の文化的制度としての意義を有している。」⁽¹³⁰⁾として、中小企業の会計における確定決算主義をわが国の文化的制度である、と説明している。

このように確定決算主義を前提とした法人税法の規定に基づいて中小企業の会計実務は行われていたが、中小企業の会計そのもののルールに関しては、2002年まで議論されることはなかった。

2 「中小企業の会計に関する研究会報告書」（2002年）の公表

(1) 研究会発足当時の時代背景

「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の公表（改正を含む）から中小企業の会計実務は、確定決算主義を前提とした法人税法の規定に基づいて行われ、中小企業の会計そのもののルールに関しては、課題として議論されることはなかったが、2002年3月、中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）が発足し、「わが国で最初の中小企業の会計に関する公式の審議」⁽¹³¹⁾が行われるようになった。研究会が発足した時代背景には次の4点があるとされている⁽¹³²⁾。

①経済構造の変化

中小企業の下請取引からの脱却と取引関係の拡大等の「取引構造の変化」への対応として「取引リスク」

(129) 北川（2003）14頁。

(130) 河崎（2016b）11頁。

(131) 飯塚（2020）321頁。飯塚（2020、321頁）は、「この事実は、日本の会計史に残る画期的な出来事として記録されることであろう。」と高く評価している。

(132) 中小企業の会計に関する研究会（2002）4-28頁；武田（2003）3-36頁；河崎（2016b）15-16頁、をそれぞれ参照されたい。

の評価が必要な課題となった。また、土地担保と経営者保証を重視した間接金融から、中小企業の業績評価を重視した間接金融への移行である「資金調達形態の変化」への対応が必要となった。そのため、計算書類の信用力がより重要となった。

②情報開示手段の変化

株式会社の計算書類開示については、会社法創設によって「インターネットによる開示」（電磁的方法による開示）が可能となる。中小企業の開示情報（計算書類）についても、その作成基準を明確にする必要性がある。

③会計基準の増大による過重負担

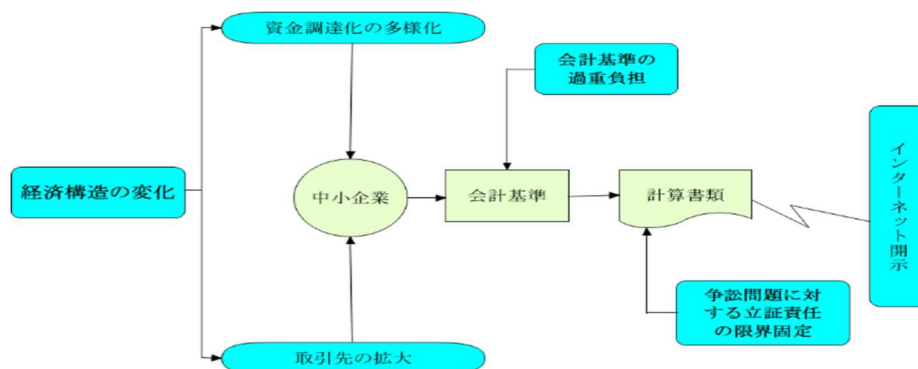
IFRS⁽¹³³⁾の導入問題を背景として、わが国では、1990年代末葉から2000年代初頭にかけて相当数の新たな会計基準が導入された結果、会計基準が量的に拡大し、質的に複雑化することになった。しかし、これらの新たな会計基準は、主として「大企業（公開企業）向け会計基準」であり、中小企業にとっては、会計基準の過重負担の問題を起こしている。

④争訟問題に対する立証責任の限界画定

企業活動のグローバル化や会計基準の複雑化、多様化によって、わが国も欧米社会のように、会計情報（計算書類）をめぐる争訟問題の増加が予想される。係争事件に対応する会計専門職の責任限界を画定する手段が必要となった。

以上のような社会的、経済的理由から、中小企業の会計について審議する必要が生じ、研究会が発足されたが、以下の内容を整理すると図表 1-2 のようになる。

図表 1-2 中小企業会計が必要とされる社会的・経済的理由



出所：河崎（2016b）16 頁、図表 2-2。

(133) 国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）の略。国際会計基準審議会（IASB）によって設定された会計基準である。

(2) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」の特徴

中小企業庁は、4ヶ月間計7回にわたる研究会の成果として2002年6月21日に「中小企業の研修会に関する研究会報告書」（以下「研究会報告書（2002）」という。）を公表した。報告書の全般にわたる特徴的な部分として次の点がある⁽¹³⁴⁾。

①報告書の「外形的枠組み」の特徴

- ・わが国で初めて中小企業独自の会計基準として設けられたこと
- ・基準書の重要な柱として「記帳」に係る規定が設けられたこと
- ・基準の内容として、確定決算主義により作成した計算書類がそのまま商法上の計算書類として、また、税務申告用の計算書類として利用されること

②報告書の「内形的枠組み」の特徴

- ・目的として中小企業が商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方として示したこと
- ・対象会社を中小企業（資本金1億円以下の株式会社）とし、株式公開会社などは除外としていること

③「判断の枠組み」の内容

- ・計算書類の利用者を債権者（金融機関）、取引先を中心に考えていること
- ・経営者にとって理解しやすい基準であること
- ・中小企業にとって負担にならない基準であること
- ・現行の確定決算主義を前提とした実務に配慮していること
- ・会計処理法の選択について、選択の幅を設け、現行の慣行をできるだけ尊重するような基準としたこと

当研究会はさまざまな立場の委員⁽¹³⁵⁾から構成され、当研究会の会議は相当紛糾したとされている⁽¹³⁶⁾。その状況の下で4ヶ月間という短い期間において前記のような中小企業の属性に

(134) 武田（2003）4頁を参照されたい。

(135) 委員の構成は、官僚出身の委員が1名、大学教授などの委員が11名、各団体を代表する専門委員が13名、法務省（オブザーバー）が2名、中小企業庁が6名の計33名であった（2002年6月現在）。

(136) 研究会の委員の一人であった坂本は、当時の中小企業会計の認識について、多くの委員が誤解していたことを指摘している（坂本 2011、528頁を参照されたい）。研究会の座長であった小川（2003、3頁）は「専門分野を異にする専門家中の専門家の間で行われる白熱した議論」と記している。また、飯塚（2020、322頁）は、「百家争鳴となった第1回目の研究会」と表現している。

照らした報告書は、中小企業庁のメンバーをはじめ、中小企業会計基準の必要性を痛切に感じていた委員が参加していたからこそまとまったものである、と筆者は考える。

(3) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」公表後の制度的混乱

「研究会報告書(2002)」公表後、中小企業の会計基準の制度化は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)に委ねられたが、「研究会報告書(2002)」に対する対応には明確な相違が見られた⁽¹³⁷⁾。日税連は、2002年12月「中小会計基準の設定について」を公表する一方、日本公認会計士協会は、2003年6月に『『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について』(会計制度委員会報告第8号)を公表した。両報告の要点を対比して比較したものが図表1-3である。

図表 1-3 日本公認会計士協会と日本税理士会連合会の見解の相違

	日本公認会計士協会	日本税理士会連合会
(1) 現状認識と中小会社会計基準に対する基本的見解	<p>中小会社の会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の準拠するだけでなく、法人税法等が定めた計算方法など多様な実務が混在しており、必ずしも統一されているとは言えない。</p> <p>電磁的方法による計算書類の公開が商法(現:会社法)上の開示として認められるようになったことから、・・・今後は中小会社の開示が積極的に進められることが期待される。</p> <p>国際会計連盟(IFAC)の「中小監査・会計事務所及び中小会計に関する会議」の報告では、中小会社に対する特別な会計基準を作成するべきではなく、「一般に公正妥当と認められる会計基準はあくまでも一つである」という認識の下で、中小会社向けの簡便的な例外を設けるべきであるとしている。</p>	<p>証券取引法(現:金融商品取引法)の規定の適用を受けない中小会社に対して、証券取引法における複雑で手数のかかる会計基準を強制させることは、中小会社に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することになりかねない。</p> <p>中小会社が商法(現:会社法)に準拠した会計処理を具体的にを行うに当たっては、・・・中小会社の経営実態を明らかにし、適時・適切な情報開示を行いつつ、資金調達の多様化や取引先の拡大に対応していくための具体的な会計基準を設定することが必要である。</p>
(2) 税法基準との関係	<p>税法基準は、あくまでも課税所得算定のための計算規定であって、・・・<u>会計基準としての規範にはなり得ない。</u></p> <p>税法基準が中小会社の会計実務に広く浸透している事実や、ある面では現行の個別の会計基準以上に細かく計算規定を定めている点などには配慮すべきである。</p>	<p>中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、法人税法における計算規定も、それに合理性があれば、公正なる会計慣行に該当することに留意する必要がある。</p>
(3) 商法(現:会社法)との関係	<p>商法第32条第2項は、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」としていることから、中小会社の場合であっても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠すべきことが求められている。</p>	<p>商法に基づく会計処理を行う際には、商法及び関連諸則の規定の趣旨等を考慮しながら、証券取引法、法人税法等の規定も参考にしつつ、その処理を行っていくことになる。</p>
(4) 検討主体	<p>中小会社の会計のあり方を明確にする場合は、財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が行うべきものと考えられる。</p>	<p>—(特に記載なし)</p>

出所:河崎(2016b)18-19頁、図表2-3。

(137) 河崎(2016b)17頁を参照されたい。

図表 1-3 から分かるように、日本公認会計士協会は「シングル・スタンダード論」⁽¹³⁸⁾であるのに対し、日税連は「ダブル・スタンダード論」⁽¹³⁹⁾であったため、中小企業会計の具体的な内容が定まらないまま、ある種の制度的混乱に陥ることとなった⁽¹⁴⁰⁾。

3 「中小企業会計指針」の公表と課題

このような状況を打開するため、金融庁の指導の下で、企業会計基準委員会、日本商工会議所、日本公認会計士協会、日税連の4団体が合意し、『『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会』が組織された。そして、2005年8月3日に「中小企業会計指針」が公表され、同時に制度的混乱の原因となっていた日税連「中小会計基準の設定について」及び日本公認会計士協会『『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について』は廃止された。

「中小企業会計指針」は、「中小企業が、計算書類を作成するに当たり、依ることが適当な会計処理や注記等を示すものであること」、「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり、依ることが適当な会計のあり方を示すものであること」の2つを目的としているが、いずれも法的な強制力を伴うものではない。また、「中小企業会計指針」の適用対象を、会社法上の株式会社のうち以下を除く株式会社としている。

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ・会計監査人を設置する会社（任意で会計監査人を設置する株式会社）及びその子会社

「中小企業会計指針」の内容は、「わが国の『大企業（公開企業）向け会計基準』を簡素化して要約したものであるとよい。」⁽¹⁴¹⁾とされ、「企業会計原則」、企業会計基準及び会計制度委員会報告などがその基礎となっていた。また、「中小企業会計指針」は、「シングル・スタンダード論」に立脚して策定された会計基準という性格を帯びたものであり、企業会計基準の改正に合わせる形でその内容が随時改正されている⁽¹⁴²⁾。

「中小企業会計指針」の内容（大企業向け会計基準の簡素化）から、「中小企業会計指針」を

(138) 「シングル・スタンダード論」とは中小企業に大企業とは異なる固有の会計基準を容認しない立場をいう。(河崎:2016b、17頁を参照されたい)

(139) 「ダブル・スタンダード論」とは中小企業に大企業とは異なる固有の会計基準を容認する立場をいう。(河崎:2016b、17頁を参照されたい)

(140) 河崎 (2016b) 17頁を参照されたい。

(141) 河崎 (2016b) 20頁。

(142) 中小企業会計指針は、2005年8月3日に公表されてから現在(2022年2月28日時点)まで14回改正されている。

採用する中小企業は限定されていた⁽¹⁴³⁾。それと共に中小企業会計へのIFRSの影響に対する懸念⁽¹⁴⁴⁾から、2010年2月に、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会」（以下「第2次研究会」という。）を再開し、同2010年3月に企業会計基準委員会は「非上場会社の会計基準に関する懇親会」を設置した。両者の議論の中で、有価証券の従来の分類基準と時価評価を適用すべきか、棚卸資産の減損処理を行うべきか、税効果会計を原則的な適用にすべきかの3つの項目が問題となったが、これらの問題を解決するには、中小企業のために新しい会計ルールを策定すべきである、という結論に至った⁽¹⁴⁵⁾。

4 「中小企業会計要領」の公表と特徴

中小企業庁が2010年9月に公表した「中間報告書」⁽¹⁴⁶⁾では、新しい会計ルールの策定にあたり、4つの基本方針と5つの留意事項が示された（図表1-4）。これらの内容は、「研究会報告書（2002）」の理論的骨格を引き継ぐものがある。

(143) 中小企業庁の「中小会計の会計に関する実態調査」(2010)によれば完全に準拠している企業は15.9%に過ぎなかった。また、「中小企業会計指針」に対して70%以上の企業が不満を示していた。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/101109KE-1.pdf>。2020年10月17日最終アクセス。

(144) 2009年6月30日企業会審議会は「わが国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表して、IFRSへのコンバージェンスの継続と加速化を提言した。その際、2015年から、中小企業を含めてすべての企業にIFRSが導入される、という情報が流れる状況であった。（飯塚 2020、328頁を参照されたい）

(145) 河崎（2016b）22頁を参照されたい。2010年5月24日に日本商工会議所、日本商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会、社団法人中小企業診断協会、社団法人日本販売士協会は連名で「中小企業の実態に即した会計基準の策定に関する意見」を発表した。その内容は、IFRSをはじめとした大企業を前提とした会計基準を中小企業に適用するのは反対であり、大企業会計の簡易版である「中小企業会計指針」においても反対の意見を表明した。（飯塚 2020、333-338頁を参照されたい）。また、2010年6月18日に閣議決定した中小企業憲章は、その行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」との表題のもので、「中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達の強化を促す。」とし、これによって、「中小企業会計指針」に代わって、中小企業の多くが適用可能な新たな中小企業会計基準制定の方向性が確かなものになった。（坂本 2019a、104頁を参照されたい）。この2つの動きは、「中小企業会計指針」とは違う新しい中小企業の会計規範の制定に大きな影響を及ぼしたと考えられる。

(146) 第2次研究会は2010年9月30日に終了し、その成果として「中間報告書」を公表している。その内容は、日本経済新聞（2010年9月17日付）の朝刊に掲載された。（飯塚 2020、315頁を参照されたい）

図表 1-4 4つの基本方針と5つの留意事項

基本方針	留意事項
(1) 「中小企業の会計慣行の整理」：中小企業の会計実務の中で慣習として行われている会計処理のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」といえるものを整理すること（具体的には、法人税法や企業会計原則に基づく会計処理が中心になる。）	① 「会社法上の適法性」：新しい会計ルールに適切に準拠している場合には、当該会計処理は会社法上適法であると事実上推定が及ぶものであること
(2) 「実態に応じた幅のある会計基準」：新しい会計ルールが、企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるものであること（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められる。）	② 「上位の会計基準へのスムーズな移行」：企業会計基準や中小指針へのスムーズな移行に留意すべきであること
(3) 「経営者の理解を促進する簡潔かつ平易な表現」：中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難関な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすくかかれたものとする	③ 「経理体制・会計慣行・法人税法への配慮」：「中小企業の経理体制」、「実務における会計慣行」および「法人税法で定める処理との親和性」に配慮し、これらを適切な会計処理として認めるべきであること
(4) 「記帳の表現」：記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする	④ 「改正の頻度」：改定作業は数年に1回とし、安定的なものとするべきであること ⑤ 「企業会計基準との関係」：企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめや改訂作業を行うべきであること

出所：河崎（2016b）23頁、図表2-5。

2011年2月に設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、4つの基本方針及び5つの留意事項を尊重して検討し、2012年2月に「中小企業会計要領」として公表した。「中小企業会計要領」は、目的として「成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。」を掲げ、次の4つの基本的考え方に立って策定されている（総論1）。

- ・ 自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・ 利害関係者への情報提供に資する会計
- ・ 税制と調和し会社計算規則に準拠した会計
- ・ 過重な負担を課さない会計

「企業属性が異なれば、そこで営まれる会計慣行も異なり、会計慣行が異なれば、会計基準も

異なる。」⁽¹⁴⁷⁾とする認識のもとで作成された「研究会報告書 2002」の内容が、「中小企業会計要領」の総論 1 で再確認されている。

そして、総論 8 に記帳の重要性「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。」を掲げ、中小企業の経営においては、帳簿が重要であることを示している。河崎は、「中小会計要領では、正規の簿記の原則を『記帳の重要性』として、『総論 8』で単独の要請として謳い、真実性の原則を含む他一般原則を『総論 9』で規定することにより、それらの諸原則よりも上位の概念（原則）として位置付けている。」⁽¹⁴⁸⁾と、「企業会計原則」の一般原則第 2 原則の「正規の簿記の原則」と比較して、「中小企業会計要領」は、簿記を重視している、と説明している。会計処理や注記等が示されている「中小企業会計要領」において帳簿の重要性を記載し簿記を重視している内容は、特筆すべき点である。

また、「中小企業会計要領」は中小企業の会計慣行をルール化したものであり、問題とされていた 3 つの項目（有価証券、棚卸資産、税効果会計）は、取得原価主義を基礎とし、税法との親和性を尊重することで、その解決が図られた⁽¹⁴⁹⁾。

「中小企業会計要領」は、同要領の中で明言はしていないが、品川は、「ダブル・スタンダード的な考え方で中小企業会計のあり方を律しようとしたもので、画期的なことでもある。」⁽¹⁵⁰⁾と評価している。河崎は、「大企業会計制度（大企業向け会計基準）と中小企業計制度（中小企業向け会計基準）の 2 分化がみられる一方、各会計制度内部で複数の会計基準が併存する形で、現在、会計基準の複線化が進行している。」⁽¹⁵¹⁾と指摘している。

その中で「中小企業会計要領」の適用対象となる株式会社（公認会計士または監査法人の監査義務のない会社）は約 260 万社存在する（序章第 1 節 1 参照）。2014 年度の中小企業庁の調査⁽¹⁵²⁾では、「中小企業会計要領」に完全準拠している中小企業は 5 割程度である。したがって、中小企業の 5 割が「中小企業会計要領」に準拠している決算書（計算書類）を作成し、「中小企業会計指針」を適用している企業がいるとした場合でも、残りの多くの企業は未だ中小企

(147) 河崎 (2016b) 42頁。

(148) 河崎 (2016b) 88頁。

(149) 河崎 (2016b) 23頁を参照されたい。

(150) 品川 (2012) 63頁。

(151) 河崎 (2016b) 11頁。

(152) 中小企業 5,000社、税理士、税理士法人 4,500社、金融機関500行をサンプルにして行っている「平成26年度中小企業における会計の実態調査について（中小会計要領の普及状況）」。（中小企業庁 2015、3 頁を参照されたい）

計の基準に従って決算書（計算書類）が作成されていないことになる。

また、社会への普及には企業側への啓蒙がまず必要であるが、「中小企業会計要領」に対する企業側（経営者）の認識は1割程度しかない⁽¹⁵³⁾。「中小企業の経営者が理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」が「中小企業会計要領」の基本的考え方（目的）であり、強みであることから、筆者は、全ての中小企業（経営者）が「中小企業会計要領」を理解し、活用することを目指すことが最も重要であるとの結論を得た。

第6節 おわりに

わが国の近代会計制度は、明治時代の初期に、複式簿記が西洋式簿記として導入されてから始まったとされ、1873年は西洋式簿記普及の技術書と共に近代国家を目指す精神論が綴られた『帳合之法』をはじめとする書が出版された重要な年である。

複式簿記は、簿記指導員等により積極的に導入を促進した大手の新規事業には普及していくが、記数法の違いや個人事業者を含む中小企業には従来からの帳合があり、普及はしていない。この状況は、税制の改正等で法人成りをする個人事業者が増加をし、中小企業簿記運動によって普及活動をしていく中においても変わることはなく、戦前までその体制は維持された。

戦後においてわが国の経済を再建するため、証券投資の民主化等をする必要があり、1949年7月「企業会計原則」、「財務諸表準則」が公表され、大企業の企業の会計処理及び財務諸表等の統一を図った。翌年、青色申告制度が創設され、自ら適正な帳簿を作成するため、当時はまだ複式簿記をはじめとする記帳がされていない中小企業に対して、わが国で初めての中小企業の会計を対象とした「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」が公表された。もっとも、証券取引法を根拠法とする「企業会計原則」に対して、根拠法がない「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」は普及することなく、中小企業の会計実務は、確定決算主義を採用する法人税法に規定に基づいて会計処理が行われ、決算書類が作成されていた。

その後、IFRSの導入問題などを背景として、2002年3月、わが国で初めての中小企業の会計に関する公式な審議が行われた。その審議をまとめた「研究会報告書（2002）」は画期的な内容であったが、制度的混乱を招いた結果、2005年8月に「中小企業会計指針」が公表された。大企業が適用する会計の簡易版であった「中小企業会計指針」を適用できる中小企業は限られ、IFRSの導入問題が再び議論となったことから、再度、中小企業の会計基準を見直すことになった。このような経緯を経て作成された「中小企業会計要領」は、「研究会報告書」（2002）の理論的骨格を引継ぎ、帳簿の重要性、かつ、中小企業の属性を尊重している。

(153) 中小企業庁（2015）4頁を参照されたい。

しかしながら、わが国において約 260 万社が「中小企業会計要領」の対象会社であるが、同要領の普及は約 50%の普及に留まっている。そして、企業（経営者）側の「中小企業会計要領」の理解も低く、現状において社会に普及しているとは言い難い。したがって、対象となる全ての中小企業が「中小企業会計要領」（当該中小企業の属性によっては「中小企業会計指針」）を適用すると同時に、適用企業の経営者全員が理解・活用することを目指すべきである、というのが本章における結論である。

第2章 「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」 と税法の「正規の簿記の原則」

第1節 はじめに

「企業会計原則」（1949年7月9日公表）では、その一般原則の第2原則において「正規の簿記の原則」が導入された。「企業会計原則」における「正規の簿記の原則」の概念について、佐藤は「ドイツ商法上の概念であって（中略-筆者）、ドイツ商法の規定に端を発した。」⁽¹⁾、岩田は「ドイツの株式法の規定にある『整然たる簿記の原理』（Grundsätze der ordnungsmässiger Buchführung）の概念を取り入れたものである。」⁽²⁾としてドイツにおける「正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmässiger Buchführung）」（以下「GoB」という。）の概念を取り入れたとする見解を示す一方、飯野は「ドイツ法にいわゆる“Grundsätze der ordnungsmässige Buchführung”とおなじ（原文ママ）であるか否かは必ずしも明確でない。」⁽³⁾、忠は「ドイツにおいて理解されてきたものが、その傾向によってわが国に受け止められてきたのかどうかは、かなり疑問である。」⁽⁴⁾とドイツにおける概念を取り入れた見解に対し疑問を呈している。また、中村は「もともとが用語だけをドイツから借りてきた。」⁽⁵⁾、忠は『「企業会計原則」における『正規の簿記の原則』という訳語が当てはまるような外国語の存在が考えられそうにないので、こうしたドイツ法用語がヒントであったろうという推察だけではできようというものである。」⁽⁶⁾として、ドイツのGoBという用語についてのみ参考にしたとする見解を示し、黒澤は「イギリス会社法の会計規定に対する参照が大いにあったものと見るべきである。」⁽⁷⁾とドイツのGoB概念ではなく、イギリス会社法の会計規定を参考にしたと述べている。さらに沼田は「企業会計原則の立案者団自体、この原則が何を意味するのか判らないのではないかと思われる。」⁽⁸⁾、中村は「内容のはっきりしない原則」⁽⁹⁾、と「正規の簿記の原則」の概念について解釈の困難性を

(1) 佐藤（1950）13頁。

(2) 岩田（1955）256頁。

(3) 飯野（1954）40頁。

(4) 忠（1972）121-122頁。

(5) 中村（1969）28頁。

(6) 忠（1972）121-122頁。

(7) 黒澤（1979f）98頁。

(8) 沼田（1957）35頁。

(9) 中村（1969）28頁。

指摘している。このように「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念については多くの解釈があり、その概念も未だに明確ではない。

さらに、「企業会計原則」が公表された翌年、1950年4月1日施行の改正所得税法において創設された青色申告制度では、所得税法施行細則第10条に「正規の簿記の原則」が規定されているが、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念と税法の「正規の簿記の原則」の概念との関係について明らかになっていない。

本章では、それぞれの「正規の簿記の原則」について公表までの経緯を当時の資料から整理し、かつ、先行研究を参考にして、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念及び税法の「正規の簿記の原則」の概念を明確にすること並びに成文法ではない「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念と法令上の用語である税法の「正規の簿記の原則」の概念との関係について明らかにすることを目的として考察を行う。

第2節 「企業会計原則」公表までの経緯と 「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の公表

「正規の簿記の原則」という用語は、1949年7月9日、経済安定本部⁽¹⁰⁾が中間報告として公表した「企業会計原則」において、一般原則の第2原則としてわが国において初めて導入された。その後、中小企業の簿記普及のため、「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」も公表されている。

「企業会計原則」、「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」の内容については、第1章第4節において、すでに記載しているが、ここでは「正規の簿記の原則」が「企業会計原則」一般原則の第2原則に導入された経緯、及び「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」の内容について確認する。「企業会計原則」一般原則の第2原則は次のとおりである。

「(企業会計原則 一般原則 第2原則)

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

(10) 経済安定本部は、アメリカ合衆国の経済安定局の機構と機能を念頭において構想され、1946年8月12日発足した。(高橋・大森 1977、398頁を参照されたい)

1 企業会計制度対策調査会の設立

敗戦したわが国は、第二次世界大戦後において GHQ⁽¹¹⁾の統治下に置かれることになった。GHQ は、日本政府を通じた間接統制方式をとるため、1945 年 10 月 2 日、新たに民政局 (Government Section)、経済産業局 (Economic and Scientific Section) (以下「ESS」という。) など 10 の特別参謀部 (Special Staff Sections) (以下「SSS」という。) を設置した⁽¹²⁾。その中において ESS は、経済の各分野にわたる広範な業務を所管し、日本政府とは大蔵省、商工省、経済安定本部の所管行政に対応していた⁽¹³⁾。

「企業会計原則」は、ESS 顧問であった高橋が、新たな会計法 (会計基準法) 構想を上野 (後の企業会計制度対策調査会委員長) に提案したことがきっかけである⁽¹⁴⁾。「統計委員会」⁽¹⁵⁾の書記長でもあった高橋が会計法を提案した理由について、千葉は「統制経済期から国家重要情報の両輪の如き機能を果たしてきた統計情報と会計情報の併走関係を想起しながら、企業会計

(11) GHQとは総司令部 (General Headquarters) の略称。正式には連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP)。

(12) 秦 (1976) 166頁を参照されたい。他のSSSは次のとおりである。(秦 1976、166-171頁を参照されたい)。

民間情報教育局 (Civil Information and Education Section) (以下「CIE」という)、天然資源局 (Natural Resources Section)、公衆衛生福祉局 (Public Health and Welfare Section)、法務局 (Legal Section)、民間通信局 (Civil Intelligence Section)、統計資料局 (Statistics and Reports Section)、民間諜報局 (Civil Intelligence Section)、物資調達局 (General Procurement Agent)。なお、ESSは9月15日、CIEは9月22日付ですでに設置されていた。

(13) 秦 (1976) 172頁を参照されたい。ESSの任務は、「ポツダム宣言を履行するために、日本において実施される経済、産業、財政、科学の諸政策に関して連合国最高司令官に助言を与える」(1945年10月2日付 SCAP一般命令第3号) と規定されていた。(秦 1976、172頁を参照されたい)。また、ESSは、日本企業の財務状況調査において、「財務諸表準則」(商工省臨時産業合理局の財務管理委員会が1934年に公表)の事前に作成した英訳並びにそれに基づく財務諸表作成のための指示書 (以下「指示書」という。) を活用していたが、当該財務諸表準則が、資本市場への開示制度としての理念が欠如しており、すでに公布されていた証券取引法への対応が考慮されていなかった等の理由から、ESSのヘスラー (W. G. Hessler) は、1947年10月頃、当該指示書の修正を黒澤、太田、岩田、今井、鍋島などに委嘱している。(黒澤 1979c、98頁を参照されたい)

(14) 黒澤 (1979c) 98頁を参照されたい。提案の時期は定かではないが、成立まで8ヶ月かかっていることから1947年の12月頃だと思われる。(黒澤 1979d、98頁を参照されたい)

(15) 1947年に制定された統計法に基づく委員会であり、GHQの強力な指示のもと設置された。

「国立公文書館アジア歴史資料センター」

<https://www.jacar.go.jp/glossary/term1/0090-0010-0040-0030-0010-0010.html>. 2020年5月5日最終アクセス。

にも統計の同様の体制が必要であるというのがそのモチーフであったようにみえる。」⁽¹⁶⁾と説明している。

その後、上野をはじめとする発起人は、1948年5月14日に「第1回会計基準及び教育会議」を開催した⁽¹⁷⁾。その決議に基づいて作成された建議書が芦田総理大臣（当時）に提出され、1948年5月29日、芦田内閣の閣議決定を経て、同年7月8日、経済安定本部内に企業会計制度対策調査会（以下「調査会」という。）が設置された⁽¹⁸⁾。

調査会の目的について、芦田内閣総理大臣に提出した建議書には、「日本経済の民主的再建に當り企業會計制度の改善は最も緊要な要件の一つである」、「企業會計の改善を計ると同時に、その前提となるべき會計教育の根本的刷新を行う為」⁽¹⁹⁾と記載されている。企業会計の改善を計ることとした具体的内容は、調査会発足のきっかけとなった会計基準法の制定であり、会計基準法に基づく会計基準委員会の設立であった⁽²⁰⁾。

2 「正規の簿記の原則」（企業会計原則）の導入

調査会の第1回会議（総会）が1948年7月16日に開催され、その後はメンバー全員の会議形式ではなく、「部会長連絡会議」や「小委員会」において展開されることになる⁽²¹⁾。同年7月28日開催の「第1回部会長連絡会議」では、会計基準の方向性についてなどの議論がなされているが、その議事録によれば委員長である上野と第3部会長の岩田から、日本独自の立場に立

(16) 千葉（1998）107頁。

(17) ESSから指示書の依頼を受けたメンバー（黒澤、太田、岩田、今井、鍋島など）も合流している。（千葉 1998、113頁を参照されたい）。また、当会議には、GHQ（ESS）からモス（L. Q. Moss）、ヘスラー（W. G. Hessler）が参加していることから、企業会計制度対策調査会の創設について、GHQ側には既に了承を得ていることが窺える。（黒澤 1979a、100頁を参照されたい）

(18) 黒澤（1979c）99頁を参照されたい。設立した調査会は、上野を委員長として総務部会（企業会計の基準及び教育に関する恒久的組織を設立するための調査及び準備並びに各部会に属せざる事項の調査）、第1部会（財務諸表の改善統一に関する調査）、第2部会（企業会計の教育に関する調査）、第3部会（企業会計の監査基準に関する調査）から構成され、総務部会長には内田（経済安定本部財政金融局長）、第1部会長には黒澤、第2部会長には委員長と兼任の上野、第3部会長には岩田が就任した。（黒澤 1979c、101頁を参照されたい）。会計法（会計基準法）構想について「総理庁」、「大蔵省」、「文部省」に引受けの依頼をしたが、一向に埒があかなかつたとしている。（千葉 1998、109頁を参照されたい）。企業会計制度対策調査会の成立までの約8ヶ月間について黒澤（1979d、98頁）は、「私ども関係者にとって、生みの苦しみの長い時間がつづいた。」としてGHQへの説得を含め、当時の苦労した状況を説明している。

(19) 黒澤（1979b）100頁。

(20) 黒澤（1979e）99頁を参照されたい。

(21) 千葉（1998）114頁を参照されたい。

ち、これに外国のものを参考として最善のものを作るべく本調査会で努めるべきであるとの発言があり⁽²²⁾、関連方面との調整に関しては、税務関係に妥協したのでは無意味であるとして、関係各方面の中でも主税局に諒解協力を得ることが肝要であるとの意見で一致している⁽²³⁾。上野、岩田といった中核となる委員の発言から、その後において公表された「企業会計原則」、さらに「正規の簿記の原則」は、当初から諸外国の基準等を参考にしながらも、あくまで日本独自のものとして作成する方針であったことが確認できる。また、主税局との関係を重視していたことから、税制改革のために来日が決定していたシャウプ使節団について大きな関心を寄せていたことも窺える。

当初の目的であった会計基準委員会設置とその根拠法である会計基準法について具体的に議論が始まったのは同年9月24日の「第2回部会長連絡会議」からであり、当該会議を經由して、同年10月14日の第1回小委員会にその会計基準法要綱案⁽²⁴⁾の一つである「企業会計の基準」の内容が、第1部会長の黒澤から次のように提案されている⁽²⁵⁾。

- 「一．発生主義の原則と有効（真実）な財務報告
- 二．資本に関する取引と収益に関する取引との区分
- 三．歴史的記録と資本・収益の必要な区分
- 四．資本収益と営業収益との区分する財務諸表による重要な会計事実の公示
- 五．営業収益における実現主義
- 六．会計処理基準の継続的適用
- 七．偶発的項目の財務諸表公示」

今でいう企業会計原則の一般原則にあたるものと考えられるが、当初は7原則あり、「正規の簿記の原則」はまだ見られない。同年10月28日の第2回小委員会では、「企業会計の基準」は次のとおり修正されている⁽²⁶⁾。

(22) 千葉（1998）115頁を参照されたい。なお、方向性に関する他の意見として、佐藤の「日本の会計学は英米派と独逸派が混淆し、不都合があり、先ず如何なる学説に依據するかを決定する要がある」、中西の「学説の論議は意味がない。日本の実務は概ね米英式で一貫しているが、外資導入上、剰余計算等にももっと米式を採用すべきである。」があった。（千葉 1998、115頁を参照されたい）

(23) 千葉（1998）115頁を参照されたい。

(24) 会計基準法要綱案は全部で15条からなり、企業会計の基準は第2条に規定されていたが、第2回部会長連絡会議の段階では空欄となっていた。（千葉 1998、118-119頁を参照されたい）

(25) 千葉（1998）121頁を参照されたい。

(26) 千葉（1998）122頁を参照されたい。

- ・ 真実な財務報告
- ・ 発生主義と資本・収益との区別
- ・ 資本収益と営業収益との区別
- ・ 会計処理の継続的適用

この案により、「企業会計の基準」は、7原則から4原則になっているが、この時点でも「正規の簿記の原則」は見られない⁽²⁷⁾。そして、同年11月4日開催の第3回小委員会において初めて「正規の簿記の原則」が次のように登場した⁽²⁸⁾。

- ・ 真実な報告
- ・ 正規の会計原則
- ・ 正規の簿記の原則・重要性の原則
- ・ 必要な会計事実の明瞭な表示
- ・ 継続的適用

第3回小委員会の「企業会計の基準」は、「正規の簿記の原則」という用語をはじめとして、第1回及び第2回に比べ内容が大きく変わっている。実際に同委員会では、もう一つの「企業会計の基準」案が提案されており、この案では「正規の簿記の原則」という用語は使用されていない⁽²⁹⁾。その変更理由に関して明らかではないが、可能性の一つとして上野と岩田から黒澤

(27) 「企業会計の基準」は、当初会計基準法要綱案第2条であったが、第2回小委員会において、企業の使命など他の条項が加わり、第5条に変更となっている。(千葉1998、122頁を参照されたい)

(28) 千葉(1998、122頁を参照されたい)。具体的には次の内容である。(黒澤1979g、114頁を参照されたい)

- ・ 企業会計は企業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなくてはならない。
- ・ 企業会計は正規の会計原則に従って処理されなければならない。
- ・ 企業会計は正規の簿記の原則に従って処理されなければならない。
- ・ 企業会計は財務諸表により利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない
- ・ 企業会計はその処理の原則及び手続を每期継続してみだりにこれを変更してはならない。

なお、1948年12月2日の会議(同日の開催として第8回部会長連絡会議が記されている(千葉1998、125頁を参照されたい)が同一の会議か不明)において検討がなされ、「正規の会計原則」が削除された。(経済安定本部企業会計対策調査会1949、48頁を参照されたい)

(29) もう一つの案は、経済安定本部財政金融局から次の4原則が提案されている。(千葉1998、122頁を参照されたい)。

に渡されたメモ（以下それぞれ「上野メモ」、「岩田メモ」という。）の存在が考えられる⁽³⁰⁾。
その上野メモには次の内容が記載されていた。

「第一 真実性の原則

第二 正規の簿記の原則」⁽³¹⁾

当時の上野について黒澤は、「(上野は-筆者加筆) その晩年のすべてを、会計原則および監査基準の設定の事業にささげようと決意していた。」⁽³²⁾と解説している。黒澤が感じ取った上野の熱意は、上野の論文「我国経済再建における会計学の意義」⁽³³⁾に対する黒澤の解説⁽³⁴⁾からも伝わってくる。

このように上野メモに記載された「正規の簿記の原則」は、上野の熱意と共に黒澤が引き受け、その黒澤自身も「正規の簿記の原則」には相当の思い入れがあったと考えられる⁽³⁵⁾。調査会の委員であった佐藤は、「調査会の討議の過程において一部論者の主張に従い、(中略-筆者)

1. 真実な報告、2. 発生主義、3. 重要な会計事実の明瞭な表示、4. 会計処理の継続的適用

上記の内容は第2回小委員会の案を引き継いでいる。

(30) 第1回会議(総会)終了後、第2回会議において審議すべき事項を上野、黒澤、岩田、清島の4名で協議を行い、企業会計の一般原則の草案をつくることとなり、黒澤は、その草案のたたき台となるべき企業会計の一般原則として、最低限要請しなければならない根本的なものが何であるかを指摘したメモの提出を上野と岩田に依頼している。(黒澤 1979e、98頁を参照されたい)。ただし、上野メモ及び岩田メモが実際に黒澤に渡された日について第2回会長・部会長協議会の時としているが、その日時は記憶していないとしている。(黒澤 1979 e、98頁を参照されたい)

(31) 黒澤 (1979e) 98頁。

(32) 黒澤 (1980d) 92頁。

(33) 上野 (1949b) 1-11頁。

(34) 黒澤 (1979f、101頁) の説明は次のとおりである。

「敗戦後、殲滅に瀕していた日本経済再建の支柱として、会計学者の立場から、正しい原則を提供しようとするにあった。(中略-筆者)。『真実性の原則』と『正規の簿記の原則』の上に立脚して、はじめて言葉の正しい意味において日本経済の再建復興は可能となる。」

(35) 1969年に企業会計原則修正私案が提出されているが、その第一次試案(1969年6月10日)において「正規の簿記の原則に従って」は表現があいまいであることから、「信頼しうる証拠に基づいて」と改められている。(竹下 1982、84頁を参照されたい)。黒澤 (1969、94頁) は、『『正規の簿記の原則』を『信頼しうる証拠に基づいて』という表現に変えようとする企ては、何を意味するだろうか。」と痛烈に批判し、正規の簿記の原則は元通りの表現に戻っている。

『正規の簿記の原則』なる用語が取り入れられ⁽³⁶⁾た、と説明している。したがって、第3回小委員会において「企業会計の基準」に「正規の簿記の原則」が登場した理由は、「上野メモ」によって影響を受けた黒澤の判断による可能性が高い。

同様に、岩田から黒澤に渡されたメモ（以下「岩田メモ」という。）には、次の内容が記されていた⁽³⁷⁾。

disclosure（明瞭性）の原則
Consistency（継続性）の原則
materiality（重要性）の原則

この両者のメモについて、黒澤は、「共通の基調の上に立ちながらも、その根底において、異なる会計思想—私の言葉で言えば、会計に関する哲学の差異があった。」⁽³⁸⁾とした上で、しかしながら検討を重ね「絶対に結合不可能な対立的なものではないと考えるにいたった。」⁽³⁹⁾と結論を付けている。その上で黒澤は、上野メモを「日本経済の再建復興の基礎を提供するための真実性の哲学」、岩田メモを「資本市場の近代化を目指す開示の哲学」⁽⁴⁰⁾と呼び、二つの会計思想を参酌しながら企業会計の基準案を作成した。黒澤は、岩田メモにある「materiality（重要性）の原則」は、「正規の簿記の原則」に含まれているという解釈をとった上で、「上野メモの『正規の簿記の原則』は、ドイツ商法の正規の簿記の諸原則を意味するものにほかならなかったように思われるのであるが、私は、重要性の原則を含蓄させることによって、その意味転換を試みた。（中略-筆者）。いまなお、正規の簿記の原則に関する新鋭の提供であると信じており、審議に参加した多くの委員の同意を得たものである。」⁽⁴¹⁾と説明している。当初において諸外国の基準等を参考にしながらも、あくまで日本独自のものとして作成するとした方針と、この2つのメモの会計思想を採用したことが「正規の簿記の原則」の解釈を一層複雑にさせたと推察される。

3 「企業会計原則」の公表

議論を重ね「企業会計の基準」は作成されたが、当初の目的であった会計基準法は、国会提

(36) 佐藤（1950）13頁。

(37) 黒澤（1979e）98頁を参照されたい。

(38) 黒澤（1979g）114頁。

(39) 黒澤（1979g）114頁。

(40) 黒澤（1979g）114頁。

(41) 黒澤（1979g）116頁。

出の運びにはならず、不成立に終わっている⁽⁴²⁾。もっとも、「企業会計の基準」は「企業会計原則」と「財務諸表準則」に引き継がれて、経済安定本部から「企業会計制度対策調査會中間報告」（以下「中間報告」という。）として、1949年7月9日に「企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握すること」⁽⁴³⁾などを目的として公表された（第1章第4節1参照）。

また、「企業会計原則」の一般原則は、「1. 真実性の原則、2. 正規の簿記の原則、3. 資本取引・損益取引区別の原則、4. 明瞭性の原則、5. 継続性の原則、6. 保守主義の原則、7. 単一性の原則」の7原則で構成され、「正規の簿記の原則」は、上記のとおり一般原則の第2原則に導入されている。

もっとも当時の「企業会計原則」は、中小企業が対象ではなく、証券取引法を根拠法として公認会計士監査が必要である大企業を対象として制定されていた。

4 「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の公表

経済安定本部は、課税当局側から青色申告制度普及の要望もあって⁽⁴⁴⁾、1949年12月24日、法人以外の中小商工業者を対象とした「中小企業簿記要領」を公表した。

中小企業簿記要領の一般原則は7原則あり、第1原則に「正規の簿記の原則」を掲げている。この点について河崎は、『簿記要領』であることによるものであり、真実性の原則をはじめとする他の一般原則は、正確な会計帳簿を作成するための一般原則として位置づけられている。⁽⁴⁵⁾と説明している。

その後、中小企業庁は、1953年10月、中小会社を対象とした「中小会社経営簿記要領」を公表した。中小会社経営簿記要領は、「一般に公正妥当と認められる企業会計原則に準拠し、且つ法人税法施行細則の記載要件にあてはまる複式簿記であることを特徴としている。」⁽⁴⁶⁾ことから、中小企業簿記要領とは異なり、「正規の簿記の原則」を含む一般原則は定めていない。

このように中小企業簿記要領及び中小会社経営簿記要領は、中小企業に焦点をあてた画期的な要領ではあったが「根拠法が証券取引法に置かれていた企業会計原則と異なり、両要領はその法的根拠がなかったこと等もあって、わが国の中小企業における簿記・会計規範としての位置

(42) 黒澤（1979b）98頁を参照されたい。弥永（2013、38頁）は、「経済安定本部に対し、閣議に法案を付することを断念するように伝えたのが、内国歳入課のBradshawであったという事実からは、税法との関係で調整がつかなかったという可能性もある。」としている。

(43) 経済安定本部（1949）4頁。

(44) 黒澤（1980b）78頁を参照されたい。

(45) 河崎（2016b）30頁。

(46) 中小企業庁（1964）526頁。

付けを獲得することはなかった。」⁽⁴⁷⁾とする坂本の指摘どおり、いずれの要領も数次の見直しを行う程度で、社会一般に普及することなく中小企業における簿記及び会計規範としての役割を終えている。

第3節 「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」

本章第1節において詳述しているが、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」（以下第3節においては「正規の簿記の原則」という。）は、多くの解釈があり、その内容も未だに明確となっていない。そこで、以下において先行研究を参考にしながら、「正規の簿記の原則」の概念について考察を行う。

1 当初の説明と変更

黒澤は、上野メモ（本章第2節2参照）の正規の簿記の原則について、GoBに由来すると「いちおう誰しも推察するところであろう。」⁽⁴⁸⁾とした上で、その推察には同調しないとして「イギリス会社法の会計規定に対する参照が大いにあったものと見るべきである。」⁽⁴⁹⁾と正規の簿記の原則はGoB概念に由来していない旨を指摘している。ところが、1948年12月2日に行われた企業会計制度対策調査会会議（正に会計原則の原案が議論されていた）の速記録（以下「速記録」という。）によると、黒澤は同席する他の委員に対して、正規の簿記の原則について「独逸商法上の『正規の簿記の原則』（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung）⁽⁵⁰⁾とは企業の会計帳簿及び貸借対照表は正規の簿記の原則に従って作成されなければならないという要求でございますが、これは本原則においても當然とり入れられるべきものと思います。」⁽⁵¹⁾としていた。

黒澤は、その変更理由について述べている。要約すると次のようになる。

(47) 坂本（2011）520頁。

(48) 黒澤（1979f）98頁。

(49) 黒澤（1979f）98頁。黒澤（1979f、98頁）は次のように説明している。「イギリス会社法第149条第1項は、いわゆる『真実性の原則』（B/SおよびP/Lの真実公正な外観の提供）であり、同じく第147条は、『正確な会計帳簿保有の原則』である。イギリスは、最高の会計規範として、この二つの包括規定を持つだけで、この他の会計諸基準はコモン・ローに委ねている。上野メモの本旨を、私はそのように解釈した。」

(50) 引用文は” Grundsätze Ordnungsmässiger Buchführung “であるが、筆者の責任において訂正した。

(51) 経済安定本部企業会計制度対策調査会（1949）48頁。

- ・わが国の法制当局（税法および商法関係）を説得するにあたり、ドイツ実定法上の「正規の簿記の諸原則（GoB）」との間に明確な線を引かなかったが、わが国の法制においては、実定法上に正規の簿記の諸原則を規定することが不可能であることがわかり、両者を概念上区別するにいたった。そのため、速記録の段階（1948年12月）では、GoB概念を引用していたが、企業会計原則公表（1949年7月）の段階では訂正している⁽⁵²⁾。
- ・「正規の簿記の諸原則（GoB）」の概念は、当時田中が主張した「白紙規定説」（本章本節3参照）がわが国において通説であった。税法および会計原則に規定した「正規の簿記の原則」が「白紙規定説」の影響を受けることを防ぐため、「正規の簿記の原則」とは異なる概念であることを強調した⁽⁵³⁾。
- ・「白紙規定説」は否定せず、イギリス会社法第147条および第149条の規定を引用して、税法側には正規の簿記の原則の法制化を主張した⁽⁵⁴⁾。

このように、「正規の簿記の原則」の内容について、当初の説明が途中から変更されている。これは、調査会発足当時、日本独自の立場に立ち、これに外国のものを参考として最善のものを作る方針を掲げていること、及び黒澤自身が正規の簿記の原則に関する新鋭の提供である（本章第2節2参照）と説明していることから、「正規の簿記の原則」は独自の解釈によるものであることは一応の解釈はできる。しかしながら、その解釈が統一されていないことから、次に掲げる問題が生じている。

2 問題の所在

「正規の簿記の原則」とGoB概念の関係が明確とはいえない状況から、1969年企業会計審議会 のメンバーであり、企業会計原則の修正に携わった中村は、「いったい正規の簿記の原則とは何か」⁽⁵⁵⁾と疑問を呈している。また、青色申告制度創設にかかわった忠は、「もし、わが国で『企業会計原則』が正規の簿記の原則という用語を選択していなかったら、こんなせんさくが必要ではなかったかもしれない。」⁽⁵⁶⁾とし、イギリス会社法並びにSHM会計原則からも「正規の簿記の原則にしたがえという訳語が導かれるとは考えられそうにない。」⁽⁵⁷⁾と指摘している。また、当時企業会計制度対策調査会の第3部会長でもあり、企業会計原則を黒澤と共に作成した岩田は、「ドイツの株式法の規定にある『整然たる簿記の原理』（Grundsätze der

(52) 黒澤（1980c）95頁を参照されたい。

(53) 黒澤（1980a）76頁を参照されたい。

(54) 黒澤（1980a）77頁を参照されたい。

(55) 中村（1969）24頁。

(56) 忠（1972）130頁。

(57) 忠（1972）130頁。

ordnungsmässiger Buchführung) の概念を取り入れたものである。」⁽⁵⁸⁾としている。このように「正規の簿記の原則」に携わった当事者からもこのような意見が出されるくらい「正規の簿記の原則」の解釈について統一がなされていないことがわかる。

問題の所在は、「正規の簿記の原則」の内容が、その用語が酷似しているドイツ商法典 (Handelsgesetzbuch、以下「HGB」という。) 第 38 条第 1 項「正規の簿記の諸原則 (GoB)」の概念とどのような関係があるかである。1897 年 HGB 第 38 条第 1 項と企業会計原則一般原則の第 2 原則 (正規の簿記の原則) は次のように規定 (記載) されている。

「(HGB 第 38 条第 1 項)

すべての商人は、帳簿を備え、これに正規の簿記の諸原則に従って営業取引およびその財産状態を記載することを要す。」⁽⁵⁹⁾

「(企業会計原則一般原則第 2 原則)

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

先程指摘した当事者からの指摘及び上記条文をみる限り、企業会計原則一般原則の第 2 原則「正規の簿記の原則」は GoB を参考に行っていると言わざるを得ない。そこで、まずは GoB の概念について整理していきたい。

3 ドイツにおける正規の簿記の諸原則 (GoB) の概念

わが国における GoB 概念は現在まで、田中の著書『貸借対照表法の論理』にある「白紙委任説」が通説である⁽⁶⁰⁾。田中は、当該説について次のように述べている。

「獨逸法に於て商業帳簿の調整に関し Grundsätze ordnungsmässiger Buchführung 即ち「正規の簿記の諸原則」に従ふべき旨を規定してある (獨商 38 條獨株式法 129 條)。所で此の「正規の簿記の諸原則」なるものが果して何を意味するやは甚だ明瞭を缺くのであるが、要するに立法者は企業者間に於て一般的に慣行せられてある實務上の原則なるものが存在して居り、法は個々の重要點に關し自ら規定を設ける場合を除いて單に白紙的規

(58) 岩田 (1955) 256 頁。

(59) 黒澤 (1970、2 頁) の訳を参照した。

(60) 坂本 (2019b) 18 頁。「白紙委任説」(包括規定) の考え方は、佐藤 (1950、14 頁)、黒澤 (1970、1 頁)、井上 (1991、45 頁)、江頭 (2015、630 頁) を論拠としている。

定を設け、細目を実務上の慣行に委任してあるものと認めなければならない。此の場合に於ては委任を受けた実務の内容は法的性質を有することになるのである。」⁽⁶¹⁾

前記は、GoB 概念について商法上の GoB を前提として考察し、企業の規模や種類はさまざまであり、法律が経営技術の進歩を阻害しないよう、個々の重要点に関する規定(大綱的規定)以外は実務慣行に委ねるべきであるという主張で、イギリス・アメリカで採用されているコモン・ロー(慣習法)の影響を色濃く受けている⁽⁶²⁾。つまり、「実務慣行白紙委任説」⁽⁶³⁾は、細目については、法律で規定せず、実務における商慣習に委ねるべきである⁽⁶⁴⁾、とする考え方である。

この田中の「実務慣行白紙委任説」に対し、反対論を唱えたのが、飯塚である。飯塚は、「正規の簿記の諸原則の本質的属性は何か」⁽⁶⁵⁾と自ら問題を提起し、次のように GoB 概念を示している⁽⁶⁶⁾。

- (1) 広義の商人の行うべき簿記に関する基準の歴史的発展性のある集合概念である。
- (2) 歴史の流れを一定時点で輪切りにしてその横断面をみれば、その都度、特定の法規範群によって、その限界が明確化されている概念である。
- (3) その形式的及び実質的な諸要件を充足したときは、その帳簿は、税務官公署に対して証拠力をもつと認められる機能を発揮する概念である

上記は、GoB 概念とは、(1) 歴史的発展性のある集合概念であり、(2) その都度、特定の法規範群によってその限界が明確化され、(3) 「形式的な GoB」を充足した帳簿には租税法上証

(61) 田中(1946)36頁。

(62) 坂本(2019b)18頁を参照されたい。

(63) 本章において坂本の「実務慣行白紙委任説」(坂本 2011、307頁)は、本文にある田中の「単に白紙的規定を設け、細目を実務上の慣行に委任してあるものと認めなければならない。」とした内容を的確に表現している用語であると考えられるため、筆者は賛同する。したがって、以下の文章からは、従来の「白紙委任説」を「実務慣行白紙委任説」と称することにする。

(64) 坂本(2019b、18頁)は、「例えば、今でいう企業会計基準や『中小指針』、『中小会計要領』は法律ではありませんね。実務における会計慣行を描写したルールとされ、どのルールで会計処理をすべきか、その適用は企業の判断に委ねられています。」と説明している。

(65) 飯塚(1983)16頁。

(66) 飯塚(1983)16頁を参照されたい。

拠力がある、とする主張である⁽⁶⁷⁾。この主張について坂本は、「GoB 概念は商法のみに関係する概念ではない」⁽⁶⁸⁾とした実務家ならではの視点からみた「学際性を前提とした『三重構造説』」⁽⁶⁹⁾であるとしている。

したがって、GoB 概念について、商法上の GoB を前提として考察し、細目については法律で規定せず、実務における商慣習に委ねるべきである「実務慣行白紙委任説」と、商法以外にもその範囲に含め、その都度、特定の法規範によって明確化する「三重構造説」の「2つの説の対立は温存されたままとなっている。」⁽⁷⁰⁾と考えられていた。

このような状況の中、坂本は GoB 概念について、一般にその根源として引用される 1794 年プロシア一般国法 (Preußisches Allgemeines Landrecht) 第 1468 条「正規の帳簿 (ordentliche Bücher)」⁽⁷¹⁾をはじめ、1985 年改正 HGB 第 208 条第 1 項 (GoB) に至るまでの GoB に関連する草案、条文等及び GoB 概念に対するさまざまな見解⁽⁷²⁾を整理した上でドイツ連邦財務省による

(67) 坂本 (2019b) 18頁を参照されたい。坂本 (2011、163頁)は、「GoBは『形式的なGoB (Formelle GoB)』と『実質的なGoB (Materielle GoB)』に区分される。」とした上で、それぞれの内容について次のように説明している。「形式的なGoB」は「簿記技術 (Buchführungstechnik)」と「貸借対照表作成技術 (Bilanzierungstechnik)」から構成され、「実質的なGoB」は「一般的な貸借対照表作成の諸原則 (allgemeine Bilanzierungsgrundsätze)」・「計上の諸原則 (Ansatzgrundsätze)」・「評価原則 (Bewertungsregeln)」等から構成される。(坂本 2011、163頁を参照されたい)

(68) 坂本 (2019b) 18-19頁。武田 (1962、72頁)もGoB概念には「国税通則法や商法等に成文されたGoBもすべてGoB概念に含める。」とする立場を取り、「正規の簿記の諸原則の内容をなすものとして、形式的原則 (formelle Grundsätze) 実質的原則 (materielle Grundsätze) の二つをあげることができる。」と指摘している。

(69) 坂本 (2019b) 18頁。本章において坂本の「三重構造説」(坂本 2011、307頁)は、『正規の簿記の諸原則』(飯塚 1983)の「すいせんの言葉」に記載された黒澤の「正規の簿記の諸原則は、飯塚説にしたがえば、三重構造をもつ集合概念であって、これを規定する商法、税法等の関係法条は、歴史的発展過程をたどって展開しつつある会計帳簿の証拠力に関する根拠法規である。」とする指摘を参考にした内容を的確に表現している用語であると考えられるため、筆者は賛同する。したがって、以下の文章からは「三重構造説」と称することにする。

(70) 坂本 (2018) 126頁。

(71) Leffson (1982) S. 17 ; 飯塚 (1983) 11頁 ; 高木 (1995) 21頁。

(72) GoB概念に対する主な見解は次のとおりである。

形式的なGoBと実質的なGoBに区分し、かつ、狭義のGoBと「正規の貸借対照表作成の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung)」(以下「GoBi」という。)に区分する。(Tipke/Lang 1991、s. 281 ; 坂本訳 2011、159頁を参照した)。狭義のGoBは形式的な意味におけるGoBに相当し、GoBiは実質的な意味におけるGoBに相当する。(Kruse 1978、s. 4; 坂本訳 2011、159頁を参照した)。成文化されていないGoBだけが

GoBD⁽⁷³⁾の見解に裏付けを以て⁽⁷⁴⁾、「GoB 概念には法規規範化すべき領域（形式的かつ狭義のGoB）と、会計基準を含む実務慣行に委ねるべき領域（実質的かつ貸借対照表作成に関するGoB）との二つが存在する。」⁽⁷⁵⁾として、「実務慣行委任説」及び「三重構造説」のいずれも否定するものではなく、両者はGoB概念に含まれるという理論を展開している。坂本は、その根拠として、『簿記の正規性』の基準となる一般的な『正規の簿記の諸原則』⁽⁷⁶⁾に関するドイツにおいて法制化された帳簿規定の発展の歴史を踏まえて、Trumpler、Hermann、Heuer、Littmann、Tipke、Lang、Nieland、Kruse、Hüffer、Steinbachなど多くのドイツの文献等を研究して考察を行っている。その中で、坂本は、GoB概念図として、図表2-1のようにまとめた⁽⁷⁷⁾。

GoBを構成する。(Leffson 1982, s. 24; 坂本訳2011, 161頁を参照した)。GoBには、成文化されているGoBも包含される。(Baetge 1993, s. 862; 坂本訳 2011, 161頁を参照した)

(73) GoBDは、2014年11月14日にドイツ連邦財務省が「電子形態での帳簿、記録及び証憑書類の正規の作成と保管並びにデータアクセスに関する諸原則 (Grundsätze zur ordnungsmäßigen Führung und Aufbewahrung von Büchern, Aufzeichnungen und Unterlagen in elektronischer Form sowie zum Datenzugriff, GoBD)」として公表し、2015年1月1日以降開始する課税年度より適用されている行政規則である。

(74) 裏付けとしたGoBDの見解は以下のとおりである。(坂本 2019b、20頁を参照した)。

「電子形態での帳簿、記録及び証憑書類の正規の作成と保管並びにデータアクセスに関する諸原則 (GoBD)」

「1.10 正規の簿記の諸原則 (GoB)

17 GoBは、特に法律規範や判例によって特徴づけられ、判例や行政により、その都度、個別に解釈されて適用される不確定概念である。

18 GoBは、鑑定人の意見表明、商慣習、慣行、慣習法、組織面や技術面の変化などによって変遷することがあり、変化を免れない。

19 GoBは、簿記に係わる形式的な要求事項と実質的な要求事項を含んでいる。形式的な要求事項は、特に商人については商法第238条以下から生じ、記帳義務者及び記録義務者については国税通則法第145条から第147条までの規定から生じる。帳簿や記録が実質的に正規であるのは、取引がその効果に関して、追跡可能であり、完全網羅的に、正確に、適時にかつ整然と把握されると共に、連動して記帳ないし処理されているときである(商法第239条第2項、国税通則法第145条、国政通則法第146条第1項を参照)。(以下省略-筆者)」

坂本(2019b、20頁を参照されたい)は、GoBD「1.10.17」と「三重構造説(2)」、GoBD「1.10.18」と「三重構造説(1)」及び「実務慣行白紙委任説」、GoBD「1.10.19」と「三重構造説(3)」と一致しているとしてその裏付けとした。

(75) 坂本(2019b)25頁。

(76) 坂本(2011)156頁。坂本(2011、157頁)は、「簿記の正規性の基準となる一般的な正規の簿記の諸原則」とは「商人一般ないし租税義務者一般に利用されるGoBの総体を意味する。」としている。

(77) 坂本(2011)162頁。

図表 2-1 によれば、GoB 概念は、簿記は「狭義の簿記（日常の簿記）」を含む「広義の簿記（年度決算書・財産目録）」を前提とし、GoB は「形式的な GoB」及び「実質的な GoB」から構成される。さらに GoB はそれぞれ「成文化されている」と「成文化されていない」から構成され、GoB は①から⑧に属する 8 つの個々の GoB を包括する形で成り立っている。また、形式的な GoB 実質的な GoB のいずれも満たすことで簿記の正規性が担保されることになるとしている⁽⁷⁸⁾。

図表 2-1 GoB 概念図

簿記 \ GoB		形式的なGoB		実質的なGoB	
		成文化されている	成文化されていない	成文化されている	成文化されていない
広義の簿記	日常の簿記 (狭義の簿記)	①	②	③	④
	貸借対照表	⑤	⑥	⑦	⑧

出所：坂本（2011）162 頁、図表 5-6。

さらに、ドイツ現行商法典（Handelsgesetzbuch）（以下「HGB）」という。）、国税通則法（Abgabenordnung）（以下「AO」という。）に成文化されているものを図表 2-1 の①③⑤⑦にあてはめると図表 2-2 のようになる。

図表 2-1 の②⑥は、「形式的な GoB」で HGB 及び AO に成文化されていないものは限りなく少ないとされ、社会規範たる経営経済学の学説や判例等が該当し、それによってもカバーされ得ない領域は一般的社会価値にとって判断されるとしている⁽⁷⁹⁾。また、「実質的な GoB」の領域である③⁽⁸⁰⁾④は②⑥と同様の判断とし、⑧について坂本は、「年度決算書作成に関する GoB 概念自体の法律上の定義は与えられていない」⁽⁸¹⁾ことから「全体像を明確に提示することは不可能である」⁽⁸²⁾領域を示すとしている。

(78) 坂本（2019b）22頁を参照されたい。

(79) 坂本（2011）176-179頁を参照されたい。

(80) ③は成文化されているGoBであるが、具体化され得ない概念であることとしている。（坂本 2011、177 頁を参照されたい）

(81) 坂本（2011）183頁。

(82) 坂本（2011）183頁。

図表 2-2 成分化されている領域

簿記	GoB	形式的なGoB		実質的GoB		
		成文化されている (図表2-1の①)		成文化されている (図表2-1の③)		
		HGB	AO		HGB	AO
日常の簿記 (狭義の簿記)	明瞭性	238 (1)	-	真実性	239 (2)	146 (1)
	一目瞭然性	238 (1)	145 (1)	完全性	239 (2)	146 (1)
	再検査可能性	238 (1)	145 (1)			
	完全網羅的な記帳	239 (2)	146 (1)			
	正確な記帳	239 (2)	146 (1)			
	適時の記帳	239 (2)	146 (1)			
	正規の現金記帳	-	146 (1)			
	整然とした記帳	239 (2)	146 (1)			
	用語の限定	239 (1)	146 (3)			
	記帳の不可変性	239 (3)	146 (4)			
	証憑原則	257	147 (1)			
	勘定真実性	-	154			
	保存義務	261	147			
簿記	GoB	形式的なGoB		実質的GoB		
		成文化されている (図表2-1の⑤)		成文化されている (図表2-1の⑦)		
		HGB	AO		HGB	AO
年度決算書 (貸借対照表)	一目瞭然性	238 (1)	145 (1)	真実性	239 (2)	146 (1)
	再検査可能性	238 (1)	145 (1)	完全性	239 (2)	146 (1)
	独語・ユーロの使用	244	-	貸借対照表継続性	252 (1) ①	-
	適時の作成	243 (3)	-	企業活動の継続性	252 (1) ②	-
	表示形式の継続性	243 (1)	-	基準日基準	252 (1) ③	-
	明瞭性・一目瞭然性	243 (2)	-	個別評価	252 (1) ③	-
	署名	245	-	慎重性	252 (1) ④	-
	総額主義	246 (2)	-	実現主義	252 (1) ④	-
	営業年度の期間	240 (2)	-	不均等主義	252 (1) ④	-
				価値明確化	252 (1) ④	-
				期間的な区分	252 (1) ⑤	-
				方法の継続性	252 (1) ⑥	-
				取得原価主義	253	-

出所：坂本 (2019b) 24 頁、図表 3、4。

そして、「実務慣行白紙委任説」は実質的な GoB の貸借対照表 (決算書) に、「三重構造説」は形式的な GoB の狭義の簿記に、それぞれ適合することになり、表に当てはまれば次のとおりである (図表 2-3)。

図表 2-3 「三重構造説」と「実務慣行白紙委任説」が適合する領域

簿記		GoB		形式的なGoB		実質的なGoB	
		成文化されている	成文化されていない	成文化されている	成文化されていない		
広義の簿記	日常の簿記 (狭義の簿記)	①	②	③	④		
	貸借対照表	⑤	⑥	⑦	⑧		

□ = 「三重構造説」に適合 □ = 「実務慣行白紙委任説」に適合

出所：坂本（2011）326頁、図表10-10。

したがって、「実務慣行白紙委任説」は実質的な GoB の貸借対照表（図表の⑦⑧）に、「三重構造説」は形式的な GoB の狭義の簿記（図表の①②）に適合し、いずれも GoB 概念の範囲に入るため、お互いに否定するものではない⁽⁸³⁾。

4 「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念

GoB の概念を参考にして「正規の簿記の原則」の概念について検討する。調査会の会議において黒澤は、「企業会計原則では、財務諸表は財産目録法 (Inventory method) によつてではなく、誘導法 (Derivative method) によつて作成されなければならぬことを要請している」⁽⁸⁴⁾、「この原則（正規の簿記の原則-筆者加筆）の眞の意味は企業会計は、すべての取引について信頼できる歴史的記録 (reliable historical record) 並びに分析記録 (analytical record) を保有し、その記録に基いて企業の財政状態を経営成績とが、報告されなければならないことを要求している点にある。」⁽⁸⁵⁾と説明している⁽⁸⁶⁾。黒澤と同様、武田も「正規の簿記の原則」

(83) 坂本（2019b、25頁を参照されたい）。坂本（2019b、25頁）は、この点についてヘーゲルの弁証法を引用して「ある命題（テーゼ）が打ち立てられると、それを真っ向から否定する反対命題（アンチテーゼ）が出現し、最後には二つがアウフヘーベン（aufheben：止揚）され、それらを統合した命題（ジンテーゼ）に至る。」と説明している。

(84) 経済安定本部企業会計制度対策調査会（1949、48頁）における黒澤の発言である。

(85) 経済安定本部企業会計制度対策調査会（1949、48頁）における黒澤の発言である。

(86) 黒澤（1979m、192頁）は、飯塚が実務慣行白紙委任説を批判し、三重構造説を論じた同誌において、「正規の簿記の原則」が形式的原則（具体的内容をもつ原則）であることについて、次のとおり述べている。

を「会計行為の形式的枠組み」を定めた原則である⁽⁸⁷⁾としている。さらに、忠も「(正規の簿記の原則は-筆者加筆) 形式的原則が中心である、と理解されてきているはずであり、会計処理としての実質的原則は当然には含まれていないと理解されてきているはずである。」⁽⁸⁸⁾と指摘している。

これらの指摘を踏まえたうえで、本章本節 3 において検討したドイツの GoB 概念と同じく不確定法概念の理解に基づけば、「正規の簿記の原則」の概念は、「企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握する」(本章第 2 節 3 参照) ため、証拠書類の完備、整然明瞭性、分析的記録の確保、誘導性を要件とする正確な会計帳簿及び財務諸表の作成に関する会計行為の形式的枠組みを定めた原則であることから「形式的原則」⁽⁸⁹⁾の領域によってのみ構成される。以上を整理して「実質的原則」⁽⁹⁰⁾を含まない「正規の簿記の原則」における適用領域を示せば図表 2-4 となる。

このように一連の整理したドイツの GoB 概念からわが国の企業会計原則における「正規の簿記の原則」の概念を導き出すことができる。

「白紙規定説が、権威ある学説として、多くの法学者によって、うけいれられたばかりでなく、多くの会計学者も、これをそのままのみにして、企業会計原則の『正規の簿記の諸原則』の解釈にあたっては、白紙規定説とか包括規定説とかに立脚して、包括的原則であると断じているのは、まことに不幸であったと思う。私は、『企業会計原則』における『正規の簿記の原則』の解釈について、このような包括的原則と解釈する謬説を排除するために、三十数年来一貫して、それは包括的基準ではなくて、具体的内容をもつ原則であること、さらに監査基準の解説においてこの解釈を補足し、監査証拠論を展開し、会計帳簿の内部証拠性を主張してきたのである。ただ飯塚論文の指摘するように、田中説たる白紙規定説を法解釈論上否定せず、そのまま放任したことは事実である。」

(87) 武田 (2009) 84頁を参照されたい。

(88) 忠 (1972) 124頁。また、「具体的内容においてドイツ法上の正規の簿記の諸原則とはけたはずれの差異がある。」と指摘している。(忠1972、125頁)

(89) 「正規の簿記の原則」の概念においては、武田の説明による「形式的原則」という表現を用いることにする (前掲(67)参照)。

(90) 「正規の簿記の原則」の概念においては、武田の説明による「実質的原則」という表現を用いることにする (前掲(67)参照)。

図表 2-4 正規の簿記の原則の適用領域

簿記		形式的原則 (GoB)		実質的原則 (GoB)	
		成文化されている	成文化されていない	成文化されている	成文化されていない
広義の簿記	日常の簿記 (狭義の簿記)	①	②	③	④
	貸借対照表	⑤	⑥	⑦	⑧

 は、「正規の簿記の原則」の適用領域

坂本 (2011) 191 頁、図表 5-18 に加筆修正して筆者作成。

第 4 節 税法における「正規の簿記の原則」規定誕生前の税制と帳簿の記帳義務規定

現在におけるわが国の国税の確定方法は、賦課課税制度と申告納税制度がある（国税通則法第 16 条）。ここでは、青色申告制度が創設されるに至った経緯を整理するため、わが国の近代税制の歴史が始まった⁽⁹¹⁾とされる明治時代から青色申告制度創設前までのわが国の国税の確定方法及び帳簿の記帳義務に関する規定の有無について検討する。

1 賦課課税制度⁽⁹²⁾

賦課課税制度は、国税通則法において「納付すべき税額がもつばら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。」（同法第 16 条第 1 項第 2 号）と規定されている。賦課課税制度は、「伝統的にヨーロッパ諸国において用いられた方式であり」⁽⁹³⁾、国税額の確定方法として申告納税制度と並ぶ制度である⁽⁹⁴⁾。

(91) 金子 (2019) 42 頁を参照されたい。近代税制の歴史は、「明治政府は、列強が派遣を競い合っていた当時の国際社会の中で、自らの存立を維持しつつ先進国に追いつくため、早急に封建制度を解体して近代的統一的国家を作り上げ、国力を充実する必要に迫られた」ことがきっかけで始まったとされる。（金子 2019、42 頁）

(92) 「賦課課税方式」とも呼ばれている。わが国の地方税については、現在でもこの方式が原則的に用いられており、地方税法では「普通徴収」と呼ばれている。（金子 2019、920 頁を参照されたい）

(93) 金子 (2019) 920 頁。

(94) 中里 (1984、21-23 頁を参照されたい) は、所得を計測方法の視点から分類し、申告納税制度を「実額算定方式」、賦課課税制度を「間接的認定方式の一つ」と表現している。

1887年に創設されたわが国で初めての所得税法（勅令第5号）は、賦課課税制度が採用されている。当時の賦課課税制度は、納税者は一応課税標準の申告をするが、政府が所得調査委員会の調査を経て独自に課税標準を決定し、税額を算出してその納付を告知する仕組みとなっていた⁽⁹⁵⁾。このように賦課課税であっても、納税者が自ら所得を計算し申告することになってきたため、所得の計算根拠となる帳簿の記帳義務に関する規定が必要となるはずである。しかしながら、同法にはそれに該当する規定はなく、商業帳簿の規定がある商法の公布は、所得税創設後の3年後⁽⁹⁶⁾であり、帳簿に関する規定を商法に依拠することを想定していたとは考えづらい。つまり、賦課課税制度は、「納税義務を確定させる主体はあくまで政府であって、納税者はその参考資料となる納税申告をするにすぎないもの」⁽⁹⁷⁾として位置付けられていたことになる。

一方、日清戦争後の財政需要を賄うため、地方税から国税に委譲され⁽⁹⁸⁾、1897年に施行された営業税法（法律第33号）⁽⁹⁹⁾には、帳簿の記帳義務に関する規定（同法第32条）⁽¹⁰⁰⁾、帳簿に虚偽の記載をした場合における科料等の罰則が規定（同法第34条）⁽¹⁰¹⁾されている。当該規定を設けた理由について明らかではないが、営業税法案審議の委員会において、政府委員の目賀田から「税の確保は、商法に規定された商法帳簿を備えてもらうことが重要である。」⁽¹⁰²⁾

(95) 所得調査委員会とは、管内の納税者のうちから選挙によって選ばれた所得調査委員をもって構成する委員会のことをいい、当該委員会に原案を付議し、その調査を経て所得を決定する仕組みとなっていた（所得税法第7条、同法第8条）。

(96) わが国で初めての商法は1890年に公布されている。

(97) 池本（1998）34頁。

(98) 国税庁税務大学校税務情報センター租税資料室編（2013）11頁を参照されたい。なお、1947年、再び地方に委譲されている。（国税庁税務大学校税務情報センター租税資料室編 2013、11頁を参照されたい）

(99) 営業税は、売上金額や請負金額を課税標準とした外形標準課税の方式を採用していた。

(100) 営業税法第32条は次のとおりである。

「第一條ニ掲クル營業者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、回送、從業者ノ人員及營業ニ關スル金銭ノ出納ヲ明ニスル為帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事實ヲ記載スベシ。」

(101) 営業税法第34条は次のとおりである。

「第十三條ノ届出ヲ為サス若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下の科料ニ處ス其ノ脱税シタル者ハ脱税金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス。」

(102) 「第9回帝国議会衆議院営業税法案委員会速記録第2号」1896年1月28日、2頁『衆議院営業税法案委員会速記録』。目賀田種太郎政府委員の答弁は次のとおりである。

「商業帳簿上ノ商法ノ規則ト云ウモノモ確實ニナリ、又此法ノ熟シテ行ハレマス際ニハ商法ナドハ當然行ハレテ往キマスカラ、其商業帳簿ナドハ確實ナモノニナツテ來ルニ違ヒナイ、収税ノ側カラ別ニ帳面等

との答弁があったことから、商法に規定する商業帳簿を前提として課税を行うことが妥当であると判断して、帳簿の記帳義務規定及び帳簿に関する罰則規定を設けたものと考えられる。

所得税創設から12年経った1899年には所得税法の改正が行われ、わが国において初めての法人に対する課税が創設された。当該改正では、個人の所得税に対する所得調査委員会の調査を経て課税標準を決定する仕組みは変わらず、法人課税は納税者が提出した損益計算書を調査し政府が課税標準を決定する賦課課税制度が採用された（同法第9条）⁽¹⁰³⁾が、改正前の所得税法と同様に帳簿の記帳義務規定はなかった。同年に商法の改正もあり、商法の帳簿規定を前提にしているとも考えられるが、納税者が納税に関する参考資料を提出するという位置づけは、従前と変わっていない。

その後、所得税法、法人税法の改正が幾度となく行われ、賦課課税制度は、1947年の申告納税制度の導入まで存続したが⁽¹⁰⁴⁾、帳簿の記載義務に関して青色申告制度創設まで規定されていない。

2 申告納税制度（1945年）

申告納税制度は、国税通則法において「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。」（同法第16条第1項第1号）と規定されている。

わが国において最初に制定された申告納税制度は、第二次世界大戦末期の1945年4月1日施行の改正臨時租税法律措置法である⁽¹⁰⁵⁾。従来は、法人が納付すべき法人税、臨時利得税及

ヲ造ラヌデモ此商業帳簿ヲ見レバ宜イ、又其商業帳簿ナルモノハ、不實ナコトヲ書ケバ裁判所ノ證據力モ薄イモノデゴザイマスカラ、随分ソノ、此法ノ上デハ寛カニ考ヘテ居ルノデゴザイマス」。（「第9回帝国議会衆議院営業税法案委員会速記録第2号」1896年1月28日、2頁『衆議院営業税法案委員会速記録』）

(103) 所得税法第9条は次のとおりである。

「第1種（法人-筆者加筆）ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定シ第三種（個人-筆者加筆）ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス。」

(104) 所得調査委員会も1947年の申告納税制度の導入まで存続した。また、1945年に導入された申告納税制度は、実質的に賦課課税制度と同様の仕組みであった（本章本節2参照）。

(105) 改正された臨時租税法律措置法（第2条乃至第6条）は次のとおりである。

「(第二条)

び営業税は、決算確定後 30 日以内に法人より所得、純益等の申告後、税務署長においてこれを決定し徴収していたため、税収確保まで時間と人手がかかっていた。そこで、政府は、税務官庁の人手不足を緩和すると共に早期納税を確保する必要があり⁽¹⁰⁶⁾、一定規模以上の法人等⁽¹⁰⁷⁾に対して申告納税制度を導入した。もともと、申告により納税額が確定する今日の申告納税制度とは違い、最終的に税務署から決定処分が通知された⁽¹⁰⁸⁾ことから、高木は「従前の賦課課税制度の原則が厳然と堅持されていた。」⁽¹⁰⁹⁾と指摘している。この点に関して、忠は「納税者の申告は納税義務の範囲を確認する法律上の権能を与えられているものではなく、法的にそれを確認する権能は政府に留保されている。納税者は政府の確認する範囲を予想してその税

命令ヲ以テ定ムル法人ガ各事業年度ノ所得及び資本ニ對スル法人税、各事業年度ノ純益ニ對スル營業税又ハ臨時利得税ニ付スベキ法人税法第十八條、營業税法第十五條又ハ臨時利得税法第十五條ノ申告ノ期限ハ之ヲ毎時事業年度決算確定後六十日以内トス。

(第三条)

前條ニ規定スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各事業年度ノ所得及び資本ニ對スル法人税、各事業年度ノ純益ニ對スル營業税並ニ臨時利得税ヲ前條ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ政府ニ納付スベシ。

(第四条)

第二條ニ規定スル法人前條ニ規定ニ依リ法人税、營業税若ハ臨時利得税ヲ納付セザル場合又ハ其ノ納付シタル税額ガ納付スベキ税額ニ對不足スル場合ニ於テハ納付スベキ税額又ハ不足スル税額ニ命令ノ定ムル所ニ依リ加算シテ之ヲ徴収ス。

(第五条)

法人税法第十四條及營業税法第九條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ臨時利得税ノ額ニ加算シタル金額ニ付テハ之ヲ摘要セズ。

(第六条)

納税施設法第七條乃至第九條ノ規定ハ第二條ニ規定スル法人ニ付テハ之ヲ摘要セズ。」

(106) 植松 (1977) 387頁を参照されたい。

(107) 公称資本金500万円以上の法人及び大蔵大臣の指定する会社（銀行、保険会社など）が対象となっていた。(明里 1989、445頁を参照されたい)

(108) 法人税の申告納税制度について大蔵省主税局は、「税務署の決定処分は本制度に依り申告納税を為したる法人に対しても所定の通りこれを為し、納付したる税額に過不足ある場合は、その差額を追徴し又は還付する。法人の納付したる税額が税務調査額と一致する場合も決定処分を了し法人に対し通告するのである。」と解説している。(大蔵省主税局 1989、462頁。)

(109) 高木 (2003) 43-44頁。今回の改正により、決算確定後60日以内に所得、純益等の申告と同時に法人税、臨時利得税及び営業税を法人自ら計算し、納付することになったことについて、平田 (1987、639頁) は、「法人の課税制度に対する重大な改正である」と説明している。

額を予納するだけの義務を負わせられているものと考えられていた。」⁽¹¹⁰⁾とした上で、1947年以後の申告納税制度とは「構造理論的に明確に区別して理解されるべきである。」⁽¹¹¹⁾と指摘している。

そして、所得の計算根拠となる帳簿の記帳義務に関する規定は存在しないことから、創設された申告納税制度の目的は、納税者が自ら正確な所得の計算を行い税額の申告を行うためではなく、あくまで戦時中における税収を早期に確保するためであったと考えられる。

3 申告納税制度（1947年）

改正臨時租税法法律措置法施行からわずか4ヶ月余りで終戦を迎えることになるが、敗戦国となった日本は、GHQの統治下に置かれることとなった。

当時の税務運営は、戦前と同様、「個々の所得者に対する実額課税に徹底せず、納税者間の『権衡』を重視し、全体として大きな誤りのないバランスのとれた課税を行うことを第一義としており、そのため所得調査委員会に付議して賦課決定を行う制度や『実額斟酌』、『激増斟酌』などといった慣習があり（一部省略-筆者）、また、事実上直接税の脱税を犯罪として訴追することもなかった。」⁽¹¹²⁾とされている。

このようなわが国の税務運営は、「税法の厳格な執行を当然と考えた司令部（GHQ-筆者加筆）側との間に大きな食違い」⁽¹¹³⁾が生じることとなった。このような状況の中、GHQはアメリカの制度である「自己賦課方式（self-assessment）」⁽¹¹⁴⁾を提案し、わが国の通訳陣はこれを「申告

(110) 忠（1975、80頁）。

(111) 忠（1975、80頁）。忠（1975、75頁）は、1945年の申告納税制度について「申告前納制度と呼ぶべきであった」としている。

(112) 植松（1977）319頁。なお、「権衡」とは、「権衡査察」のことをいう。「権衡査察」とは「各税務署で、同一業種に属する業者をリスト・アップし、そのうち詳しく実地調査した納税者の所得を柱として立て、これと比較しながら事業規模その他の点から同業者の所得を推定し、精通した税務官吏の常識的な判断をもとに、同業者全体についてバランスのとれた所得を査定するやり方」を言う。（植松 1977、319頁）。また、商工業者等の実態調査の結果、納税者が調査に協力して正確な所得が把握された場合には一定の減額査定を行い、従来の所得より増加した場合には一定の増額査定を行う慣習があり、前者を「実額斟酌」、後者を「激増斟酌」と言っていた。（植松1977、319頁を参照されたい）

(113) 植松（1977）391頁。

(114) 納税者自ら課税標準のほか税額をも計算した申告書を提出し、その申告によって政府の賦課決定をまたず、国との間に具体的な租税債権債務関係が生ずる制度をいう。（植松 1977、387頁を参照されたい）

納税」と訳した⁽¹¹⁵⁾。この提案は、わが国に設置された税制調査会⁽¹¹⁶⁾において時期尚早であるとする反対意見もあったが⁽¹¹⁷⁾、GHQからの強い要望もあり、分野ごとのそれぞれの税法に導入⁽¹¹⁸⁾された。ここで導入された申告納税制度は、税務署が決定処分を了している前述の申告納税制度とは違い、納税者自身が申告と同時に税額を計算して納付することにより納税額が確定するというものであり、今日の申告納税制度の先駆けともいえる⁽¹¹⁹⁾。

もっとも、当時 GHQ が要求した申告納税制度に関して、忠は「私は、納税義務の発生、その確認と通知、納付命令などというドイツ行政法論の筋書を引合いに出して討論してみようかとしたが、先方（GHQ-筆者加筆）は一向に関心を示さない。自分が知っている母国の体勢は、議会在が築きあげてくれたもので、それがベスト・ポリシーであると思う、という反応が返ってくる。」⁽¹²⁰⁾と指摘している。つまり、GHQ は、わが国の現状において適合する新しい申告納税制度ではなく、単にアメリカで採用している制度の導入を要求していたのである。

そして、今日の申告納税制度の先駆けとはいえ、当該制度には帳簿の記帳義務の規定はなく、わが国では、営業税法の施行から「正規の簿記の原則」（省令第 105 号第 2 条）が導入されるまでの約半世紀、営業税法以外の国税法には帳簿の記載義務に関して何らの規定もされていなかった。

当時における申告納税制度の状況について、平田は「税務行政に著しい混乱をもたらし、納税者の過少申告が普遍化し大部分の納税者に対し、従来の方法で調査したところで、目標等も

(115) 忠（1975）79頁を参照されたい。

(116) 1946年12月7日の勅令第594号によって大蔵大臣の諮問機関として設置された。（加藤・宇田川・石 1977、205頁を参照されたい）

(117) 税制調査会第一次答申を参考になっている。（加藤・宇田川・石 1977、205-206頁を参照されたい）。
なお、前尾繁三郎（元大蔵省主税局長）によると申告納税制度について税制調査会は「皆、反対でした」と説明している。（平田・忠・泉 1979、262頁を参照されたい）

(118) 具体的には以下の税法である。

1946年「財産税」（1946年10月18日法律38号）、「戦時補償特別措置法」（1946年11月12日法律52号）。

1947年「所得税」（1947年3月31日法律27号）、「法人税」（1947年3月31日法律28号）、「相続税」（1947年4月28日法律87号）。

(119) 国税庁長官を務めた福田（1985、279頁）は、「所得税、法人税、相続税についての申告納税制度、これがやはり中心であるから、22年（1947年-筆者加筆）に始まったというのが一般的である。」と説明している。また、申告納税制度に関して、金子（2019、58頁）は、「この制度は、納税者が自分の税額を自ら計算し納付する制度であるため、民主的な租税思想にふさわしいものである。」としている。

(120) 忠（1975）76頁。

示して、更正決定を行うという状況であった。」⁽¹²¹⁾と述べ、申告納税制度が目指した税務行政とは全く違ったとしている。混乱となった要因については、実額所得に対する課税という考え方が未成熟であったことなどいくつか示されている⁽¹²²⁾。その中の帳簿に関連する要因として「申告納税制度導入以前、納税者には、記帳の必要性和記帳の慣習がなかった」⁽¹²³⁾、「個人事業者の多くはいわゆるドンブリ勘定で記帳慣習が乏しかった」⁽¹²⁴⁾が挙げられていた。

その後、申告納税制度の導入による税務行政の混乱は、当時のGHQの内部体制では対応出来ず、シャウプ使節団（次節参照）が来日するきっかけを作ることになる⁽¹²⁵⁾。

第5節 第一次報告書（シャウプ勧告）と青色申告制度

ここでは、シャウプ使節団が来日するきっかけとなった日本の税務行政について検証し、シャウプ使節団が日本税制を研究、報告書としてまとめた「シャウプ使節団日本税制報告書（シャウプ勧告）」の中で第一次報告書の青色申告制度に係わる内容について考察を行う。

1 当時の日本の税務行政とシャウプ使節団の来日

1947年に申告納税制度が導入されたものの、所得税（事業等所得）の申告をした納税者のうち更正決定等を受けた納税者の割合は、1947年68.5%、1948年64.2%、1949年55.6%と異常ともいえる高い数値となっていた⁽¹²⁶⁾。

(121) 平田・忠・泉（1979）124頁。大島（1997、25頁）は「およそ納税者が正確な申告をしてくるなどということは有り得る筈はなく、運用は実質的には賦課決定と同じような更正決定によらざるを得ないであろうということだったが、事態はまさにそのとおりに進展したのである。」と指摘している。

(122) 激しいインフレーションで、納税者が予算課税での年間所得の見積もりが極めて困難であったこと、税務執行にあたる職員が質・量とともに不十分であったことなどが指摘されている。（加藤 2003、13頁を参照されたい）。なお、申告納税制度導入前は、納税者自らが自分の所得の計算をするという考え方でなく、公平な第三者としての所得調査委員会がバランスのとれた所得の査定をするというバランス課税が行われていた。（平田・忠・泉 1979、114頁を参照されたい）

(123) 高木（2003）54頁。

(124) 加藤（2003）13頁。高木（2003、54頁）も「申告納税制度導入以前、納税者には、記帳の必要性和記帳の慣習がなかったばかりでなく、敗戦に伴う経済的混乱の中で国民は疲弊し、インフレの高進によってその担税力は極端に低下した状況にあった。そうした中で導入は、税務行政に著しい混乱をもたらした。」と指摘している。

(125) 忠（1975）81頁を参照されたい。

(126) 国税庁（1947-1949、12-13頁を参照されたい）、『国税庁統計年報書』の資料から算出した。

また、戦後の激しいインフレーション⁽¹²⁷⁾は、当時の税制に大きな影響を与え、過酷な租税負担を国民に強制する税務運営が行われていた⁽¹²⁸⁾。

このような状況からダグラス・マッカーサー(Douglas MacArthur)⁽¹²⁹⁾は、日本の税制を調査、是正するためコロンビア大学経済学部教授のシャウプ(Carl Sumner Shoup)を団長とする臨時使節団(以下「シャウプ使節団」という。)を招聘し、シャウプ使節団は1949年5月に来日している⁽¹³⁰⁾。

2 第一次報告書(シャウプ勧告)

シャウプ使節団が1949年9月15日に公表した第一次報告書には、当時のわが国における税務行政の問題点が次のように記されている。

「中小営業者、小賣商人、製造業者、卸賣業者等は、更正決定の嵐の中心地帯である。実際われわれが調べたすべての税務署で農業者でない申告納税者によって提出された所得税の大多数は税官吏によって不十分とみなされている。純所得として報告された金額は税務官吏によってしばしば五十%あるいはそれ以上ときには百%以上増加されている。このことは普通少なくともかなり度々、納税者の家宅または帳簿を实地調査せずにもたまたま、どのようにしてその更生決定額が得られたかについてなんら説明なしに、行われている。これはしばしば課題決定が行われているというのではなく、反対に、更正決定した後でさえも、まだこれら納税者の純所得は過小に見積もられているという印象を受けたのである。しかし、このような軽率な、独善的に見える方法自体が、納税者の協力を得るための障壁になっている。しかし納税者の協力がなければこのような手段に頼らざるを得ないのである。」⁽¹³¹⁾

その上で、「悪循環を断ち切るための根本的な方策として、納税者が正確な帳簿をつけ、それに基づいて誠実な申告を行な」⁽¹³²⁾うための制度として、青色申告制度が次のように提案されている。

(127) 1935年前後の卸売物価指数を1とした場合、1947年42.8、1948年127.9、1949年208.8となっている。

(吉岡・兼村・江川 1984、76頁を参照されたい)

(128) 加藤・宇田川・石(1977)、373頁を参照されたい。

(129) 当時のGHQ最高司令官。

(130) 加藤・宇田川・石(1977) 370頁を参照されたい。シャウプ使節団の来日が決定したのは1948年7月とされている。(加藤・宇田川・石1977、370頁を参照されたい)

(131) *The Shoup Mission* (1949b) p. 217; 連合国最高司令官総司令部民事局訳(1949b) 217頁を参照した。

(132) 植松(1977) 458頁。

「この悪循環を切り抜けるためには時間がかかる。しかしわれわれは最近日本税務行政機構の改革並びに本報告書の附録にある詳細な提案が採用されるという条件のもとにこれをやれるという意見である。(中略-筆者)これは『青色申告制度』に対する協力がたかまるにつれて初めてできることである。このような申告は大蔵省の制定する規則に従って帳簿をつけている納税者に限りそれが許される。これらの納税者は、税務職員がその帳簿を調べないで更正決定をすることはないということを保証されるであろう。」⁽¹³³⁾

「農業以外の個人営業者にはこの報告で前に述べた『青色申告制度』の方法で帳簿を記帳することを奨励すべきである。大蔵省は納税者が『青色申告制度』で申告することを認められた場合記帳を必要とする帳簿の見本を公にし、この見本を広く配布すべきである。『青色申告制度』で申告する納税者はその帳簿を検査しないでは更正決定されないであろう。」⁽¹³⁴⁾

ここで提案されている青色申告制度とは、あらかじめ税務署に登録し一定水準の記帳を継続的に行っている納税者は、所得税、法人税とも他の納税者と区別して青色の申告用紙により申告を行うことができ、税務署がその帳簿記録を調査し、申告に誤りがあることがわかった場合でなければ、税務署の推計による更正を受けないことが保証され、その更正には明確な理由を表示しなければならないことを骨子とする制度である⁽¹³⁵⁾。また、納税者が自ら正確な帳簿を作成しなければ正確な所得計算は出来ないとし、「帳簿と記録」と題して、次のように記している。

「申告納税制度の下における適正な納税者は、自らの所得を算定するため正確な帳簿と記録をつける場合のみ可能であるということは自明の理である。」⁽¹³⁶⁾

上記では、わが国が導入している申告納税制度は帳簿の義務規定がなく(本章第4節3参照)、帳簿の重要性を認識していない点に問題があることを指摘している。さらに、帳簿と記録について問題となっているのは中小企業であるとして、次のように指摘している。

「深刻な問題はあらゆる種類の中小企業の会計実務の改善である。(中略-筆者)。その大部分は教育の問題である。このような会社及び個人の活動に関係する全ての団体は正確な帳簿記録をつけることの重要性を強調

(133) The Shoup Mission (1949b) pp. 217-218 ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949b) 217-218頁を参照した。

(134) The Shoup Mission (1949b) p. 225 ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949b) 225頁を参照した。

(135) 植松 (1977) 459頁を参照されたい。

(136) The Shoup Mission (1949c) p. D56 ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949c) D56頁を参照した。

しなければならない。」⁽¹³⁷⁾

この内容を受けて政府は、中小企業に対して帳簿の記帳を普及させるため、さまざまな資料を準備し、公表している⁽¹³⁸⁾。

このように第一次報告書では、定着していないわが国の申告納税制度を普及させるため、納税者自らの帳簿記入によって所得を把握し納税する青色申告制度の創設が必要であるとの勧告を行っていた。

3 「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と第一次報告書（シャープ勧告）

調査会が経済安定本部に設置された時期と同じ頃、シャープ使節団の来日が決定している⁽¹³⁹⁾。その情報を調査会が入手していたのか明らかではないが、調査会はシャープ使節団との間に「日本の企業会計制度の改革問題について、すでにこの年（1949年）の4月以来内面的交渉がもたれていた。」⁽¹⁴⁰⁾とされている。したがって、少なくともシャープ使節団が来日（1949年5月10日）する前から、調査会は、シャープ使節団と交渉を行っていたと考えられる。

調査会によって「正規の簿記の原則」が「企業会計原則第2原則」として組入れたことを知らされていたシャープは、調査会の活動に多大の期待を表明したとされている⁽¹⁴¹⁾。第一次報告書の序文には、記帳について次の記載がある。

「すべての納税者が、自ら正しく帳簿を記録し、複雑な課税の公平に関する問題を慎重に処理できる近代税制のシステムを勧告するのが私の目的である。」⁽¹⁴²⁾

上記は、シャープ自身が執筆した一文である。シャープ（シャープ使節団）は、納税者が自

(137) The Shoup Mission (1949c) p. D57 ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949c) D57頁参照をした。

(138) 青色申告制度導入に向けて1949年12月15日に施行された「所得税法の臨時特例等に関する法律」に関連する「大蔵省令第105号」、「国税庁告示第31号」、「国税庁通達（昭24、12、28）」は帳簿の記載事項や決算書に掲載する科目名などを記載した資料を公表している。また、同年12月には経済安定本部が「中小企業簿記要領」、1953年10月には「中小会社経営簿記要領」を公表している（第1章第4節2及び3、本章第2節4参照）。

(139) シャープ使節団の来日が決定したのは1948年7月とされている。（加藤・宇田川・石 1977、370頁を参照されたい）

(140) 黒澤（1979k）98頁。

(141) 黒澤（1979k）98頁を参照されたい。

(142) The Shoup Mission (1949a) p. i ; 黒澤訳（1979k）99頁を参照した。

ら正しく帳簿を記録し、その帳簿に基づいて所得を計算し、納税するシステムを日本に勧告することを目的としていた。シャウプが、正確な会計帳簿の作成義務を記載した「正規の簿記の原則」を「企業会計原則」一般原則の第2原則に導入したことについて高く評価していた⁽¹⁴³⁾ことから、「正規の簿記の原則」という用語が、シャウプ（シャウプ使節団）に対して（青色申告）制度確立のために重要であるとの印象を与えたと推察できる。そして、第一次報告書には、調査会に関する次の記載がある。

「日本の会計慣行を改善するには組織的な努力がなされなければならない。企業会計制度対策調査会を設置することによって、この方向にむかっただのスタートはすでに行われていた。この調査会は、会計基準の問題に関心を有する者の公私の利害を代表する独立の諮問機関として機能するように今後持続的に活動しなければならない。特に、この調査会に、国税庁は代表を出すべきである。企業会計原則は、諮問的なものであるべきであって、その実効性は、委員個人の貫禄と、その業績の質のいかにかかっているのである。」⁽¹⁴⁴⁾

シャウプ使節団は、第一次報告書において、納税者自らが正確な帳簿を作成し、帳簿に基づいた所得によって適正な納税を行う青色申告制度創設を勧告している（本節2参照）ことから、「正規の簿記の原則」を導入した企業会計の基準に着手していた調査会の活動は、今後の税制にとって重要な役割を持つという認識であったと考えられる。この勧告によって、国税庁は調査会へ正式に参加するようになり⁽¹⁴⁵⁾、調査会の当初の方針であった主税局に了解協力を得る契機となっている⁽¹⁴⁶⁾。

第6節 税法における「正規の簿記の原則」

第一次報告書の勧告（第5節2参照）をきっかけにして青色申告制度は創設された。ここでは、勧告を受けたわが国の政府が青色申告制度を創設するまでの経緯、青色申告制度によって税法に導入された「正規の簿記の原則」の概念についての考察を行う。

(143) 黒澤（1979k）98頁を参照されたい。

(144) The Shoup Mission（1949c）p. D52；黒澤訳（1979l）99頁を参照した。

(145) 黒澤（1979l、100頁を参照されたい）は、国税庁から国税庁長官、主税局長が正式に委員になったと思う、としている。

(146) シャウプの助言は、調査会の活動に「助け舟」（黒澤1979l、99頁）となり、「企業会計原則の発表の時期を早めることにもなった」（黒澤1978、19頁）とされている。

1 税務行政運営審議会と税法における「正規の簿記の原則」

日本政府は、シャープ使節団の第一次報告書より青色申告制度創設の勧告を受け、1949年9月13日、大蔵大臣の諮問に応じ、青色申告制度創設等の税務行政改革を担う「税務行政運営審議会」（以下「運営審議会」という。）を大蔵省に設置する閣議決定をした⁽¹⁴⁷⁾。この運営審議会には、企業会計原則作成の中心的メンバーであった黒澤も委員として参加している⁽¹⁴⁸⁾。同年12月1日、運営審議会の第一専門部会⁽¹⁴⁹⁾は、「青色申告の前提となる帳簿について」と題する原案を審議している。当該原案は、「所得税法の臨時特例等に関する法律」（1949年12月2日成立予定）が委任する省令である大蔵省令第105号（以下「省令第105号」という。）及び国税庁告示第31号（以下「告示第31号」という。）などから構成されていた。

注目すべき点は、この原案の段階では、「正規の簿記の原則」ではなく、「複式簿記の原則」という用語で記載されていたことである⁽¹⁵⁰⁾。運営審議会の委員であった黒澤は、「私に課された任務は、税制上、いかにして正規の簿記の原則を確立すべきかという課題の解決であった。（中略-筆者）、国税庁において、この問題について、連日のように、村山所得税課長、久田課長補佐、明里法人税課長等と協議を重ねた。」⁽¹⁵¹⁾とした上で、「私（黒澤-筆者加筆）の主張をうけいれて、大蔵省令に、『正規の簿記の原則』について規定を新設することとなった。」⁽¹⁵²⁾と当時について記している。こうした黒澤の献身的な活動により「正規の簿記の原則」が、わが国において初めて法令（省令第105号第2条）に規定された（本章本節2参照）と考えられる。

もっとも、調査会の会議において、黒澤が書いた会計基準委員会設置依頼の決議文草案「会計基準委員会の設置の必要」（以下「決議文草案」という。）が討議されている⁽¹⁵³⁾。調査会の方針として、特に税制を中心に関係各方面との調整の必要性を示していたが、決議文草案には会

(147) 「第3次吉田内閣閣議書類その12、9月13日（火）案件表」『国立公文書館』。

(148) 他の委員は次のとおりである。渡辺鉄藏（会長）、有竹修二、金子佐一郎、川上禎一、黒田新一郎、数原三郎、玉塚栄二郎、中西寅雄、中村秀男、中村進、中村吉治郎、平尾卯三郎、堀越禎三、村岡花子、吉岡俊藏、渡辺年之介。（会計余録 1949、143-144頁を参照されたい）

(149) 運営審議会は第1、第2、第3の専門部会に分かれて運営されていた。（会計余録 1949、144頁を参照されたい）

(150) 「戦後財政史資料 谷川文書 租税（昭和24年税制・税務行政関係）第5号 青色申告の前提となる資料について」『国立公文書館』。

(151) 黒澤（1980b）83頁。

(152) 黒澤（1980a）75頁。

(153) 黒澤は討議がなされたのは第2回会議としている（黒澤 1979e、98頁を参照されたい）が、千葉は、「第3回部会連絡会議」（1948年4月24日）討議がなされたとしている。（千葉 1998、117頁を参照されたい）

計に関連する諸法令（税法、商法など）に関連して次のように記していた。

「重要なことは会計に関する規定を含んでいる税法、商法（Commercial）、價格統制令（Price Control Act）等の諸規定と新しい会計原則との関係を明らかにすることである。そして恐らくは税法の改正や商法の改正を必要とするに至るであろう。税法、商法等における企業会計に関係のある規定の改正を示唆するには、どうしても highest authority をもてる Commission としての会計基準委員会を設けなければならないだろう。」⁽¹⁵⁴⁾

上記の決議文草案は、あくまで会計基準委員会設置の要望書である。しかしながら、「重要なことは、会計に関する規定を含んでいる税法、商法等と会計原則との関係を明らかにすること」とする本文の内容は、黒澤が、「青色申告制度の創設」に関わり、「正規の簿記の原則」という用語を税法に規定したことに対する必然性が窺われるのである⁽¹⁵⁵⁾。

2 青色申告制度創設

1949年11月15日、「所得税法の臨時特例等に関する法律案」（以下「臨時特例法案」という。）が第6回臨時国会に提出された。当時大蔵大臣の池田勇人は、第6回臨時国会衆議院大蔵委員会において、臨時特例法案の趣旨を「政府は課税の適正化を図るため、正確な帳簿の記載に基く青色申告書の制度の実施を考慮し、差し当りその準備的な措置として今回法人又は事業所得等を有する個人が所得の計算に関して備え付ける帳簿について、その記載事項等を定めることとし、右の帳簿を備える者は政府に届け出ることとした。」⁽¹⁵⁶⁾と正確な帳簿に基づいて所得を計算し、申告を行う青色申告制度を実施する旨を説明している。臨時特例法案は、同年12月2日の国会において成立し、同年12月15日に「所得税法の臨時特例等に関する法律」（以下「臨時特例法」という。）として施行された。臨時特例法では、青色申告制度に関する帳簿の記載事項を省令に委任している⁽¹⁵⁷⁾。その大蔵省令第105号は、全11条と別表で構成され、全てが帳簿に関する規定であった。同省令第105号第2条第1項は、次のとおりである。

(154) 黒澤（1979e）101頁。

(155) 要望書の内容は、1951年9月公表の「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」、1952年6月公表の「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」の作成にも影響を与えていると考えられる。

(156) 「第6回国会衆議院大蔵委員会議録第11号」1949年11月17日、4頁『第6回国会衆議院大蔵委員会議録（第1類第6号）』所収。

(157) 臨時特例法第2条は次のとおりである。

「帳簿の整備 第2条）

「(第2条第1項)

法第2条第2項の規定による届出をしようとする法人又は、個人は、その所得を正確に計算するため、法人にあってはその財産及び資本に影響を及ぼす一切の取引、個人にあっては当該山林所得若しくは事業等所得の基因たる財産又はその所得を生ずる事業の用に供する財産及びその資本に影響を及ぼす一切の取引(括弧内省略-筆者)につき、正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明瞭に記録し、その記録に基き決算を行わなければならない。」

前記のとおり、わが国ではじめて法令(省令)に「正規の簿記の原則」が規定された。また、同省令第105号第4条は、「第2条第1項に規定する法人又は個人は、すべての取引を貸方及び借方に仕訳する帳簿を備え(以下省略-筆者)」と規定していることから、正規の簿記の原則は複式簿記を前提にしていたと考えられる⁽¹⁵⁸⁾。ただし、同号附則において法人のうち宗教法人など国税庁長官の認めたもの及び個人は複式簿記以外の簿記の方法によることも規定していた。したがって、「正規の簿記の原則」は、複式簿記を前提としながら、附則によってそれ以外の方法であっても「正規の簿記の原則」であるとの解釈を可能にしている。

翌1950年1月の第7回通常国会において、青色申告制度を規定した「所得税法の一部を改正する法律案」(以下「改正所得税法案」という。)及び「法人税法の一部を改正する法律案」(以下「改正法人税法案」という。)が提出された。政府委員の永田は、第7回通常国会参議院大蔵委員会において、改正所得税法案の趣旨を「シャープ勧告の基本原則に即応し、更に我が国現下の財政経済諸事情に適合するようにこれに適切と認められる調整を加えて、現行税制の全般に亘り改正を行わんとするもの」⁽¹⁵⁹⁾として第一次報告書の勧告を受け入れた大改正であると説明している。同年3月31日、改正所得税法案及び改正法人税法案は、他の法律案と共に国会で成立⁽¹⁶⁰⁾し、「法人税法の一部を改正する法律」(以下「改正所得税法」という。)及び

政府は、課税の適正化に資するため、法人又は(一部省略-筆者)山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿について、その記載事項その他必要な事項を定めることができる。

2 前項に規定する帳簿を備え付ける者は、命令の定めるところにより、昭和25年1月31日までに政府に届け出なければならない。」

(158) 黒澤(1980b、84頁)は、『正規の簿記の原則』を、『複式簿記の原則』に限定したことにほかならないという解釈を生ずる」ため、運営審議会において「賛意を表し兼ねた」と説明している。

(159) 「第7回国会参議院大蔵委員会議録第17号」1950年3月3日、6頁『第7回国会参議院大蔵委員会議録(第6部)』所収。

(160) 他に成立した法律としては相続税法、酒税法の一部を改正する法律、国税徴収法の一部を改正する法律案、国税犯則取締法の一部を改正する法律、資産再評価法などである。

「法人税法の一部を改正する法律」（以下「改正法人税法」という。）として、翌日の4月1日に施行された⁽¹⁶¹⁾。

また、改正所得税法及び改正法人税法における青色申告制度に関する帳簿の記載事項は、臨時特例法と同様、いずれも省令に委任している。改正所得税法は大蔵省令第44号において所得税法施行細則10条、改正法人税法は大蔵省令第40号（1950年4月30日施行）において法人税法施行細則12条（1950年3月31日施行）へそれぞれ規定された。省令105号第2条第1項に相当する条文はそれぞれ次のとおりである。

「(所得税法施行細則 第10条) ⁽¹⁶²⁾

(161) 青色申告制度に関して、改正所得税法及び改正法人税法に規定された主な条文は次のとおりである。

「改正所得税法

(第26条の4)

事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人は、政府の承認を受けた場合においては、前三条の規定により提出する確定申告書若しくは農業確定申告書又は損失申告書は、青色申告書によることができる。(この申告書を青色申告書という)

前項の規定による政府の承認を受けようとする個人は、その事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得の計算に関して備え付ける帳簿書類については、命令の定めるところによらなければならない。

(以下省略-筆者)。

(第46条の2)

政府は、青色申告書を提出することを認められている個人の青色申告書の提出を認められている年分に係るその提出を認められている所得について前条の更正をなす場合においては、その帳簿書類を調査し、その調整に因り、所得の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。(以下省略-筆者)。」

「改正法人税法

(第25条)

法人は、政府の承認を受けた場合においては、第18条乃至第前条の規定により提出する申告書は、青色の申告書によることができる。(この申告書を青色申告書という。)(以下省略-筆者)。

(第31条の3)

政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第29条乃至第31条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、(中略-筆者)、その帳簿を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。(以下省略-筆者)。」

(162) 現在では、所得税法施行規則第57条へ引き継がれている。

青色申告者は、青色申告者の提出を認められようとする年分の事業所得及び不動産所得につき、これらの所得が正確に計算できるように、左の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引（括弧内省略-筆者）を正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明りょうに記録し、その記録に基き貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。」

〔(法人税法施行細則第12条) ⁽¹⁶³⁾〕

法第25条第1項の青色申告書の歳出の承認を受けようとする法人（括弧内省略-筆者）は、その資産、負債及び資本に及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、且つ、明りょうに記録し、その記録に基き決算を行わなければならない。」

青色申告制度に関する帳簿の記載事項は、改正所得税法においては臨時特例法とほぼ同じ内容であるが、改正法人税法においては「正規の簿記の原則」から「複式簿記の原則」に変更されている⁽¹⁶⁴⁾。

このように青色申告制度は、第一次報告書公表から僅か半年あまりで創設された。そのことは当時の日本がGHQの統治下にあったことを考慮すれば当然の対応ともいえるが、混乱する税務行政を一日でも早く正常化させるという使命感が、シャープ使節団だけではなく、日本側にもあったことは間違いないだろう⁽¹⁶⁵⁾。

3 税法における「正規の簿記の原則」の概念

税法における正規の簿記の概念については、当事者としての立場に違いはあれ、「税法にお

〔(取引の記録等 第57条)〕

青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引（括弧内省略-筆者）を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。（以下省略-筆者）。

(163) 現在では、法人税法施行規則第53条へ引き継がれている。

〔(青色申告法人の決算 第53条)〕

法第121条第1項（青色申告）の承認を受けている法人（括弧内省略-筆者）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。」

(164) 法人税法では、青色申告法人は、当然に複式簿記の原則をとるべきであるという前提で定められたとしている。（黒澤 1980b、77頁；忠 1972、131頁、を参照されたい）

(165) 実際、1948年の7月には、「シャープ税制使節団の来日が決定し、日本側もアメリカ側もそれなりの準備をする必要があった」（加藤・宇田川・石1977、375頁）ことから、改正所得税法及び改正法人税法の施行まで約1年8ヶ月の準備期間はあったともいえるが、それでも期間としては短いといえる。

ける正規の簿記の原則」の導入に携わったとされる黒澤と忠の意見が参考になる。まず、「税法における正規の簿記の原則」の用語について、黒澤は、『企業会計原則』の設定と同時に、税法上においても、所得算定の基礎として、納税者の会計帳簿の整備をはかる目的で、『企業会計原則』の一般原則の第二原則として組入れた正規の簿記の原則を、何らかの形で税法にも導入する必要があった。⁽¹⁶⁶⁾と説明している。また、忠も、「(税法における-筆者加筆) 正規の簿記の原則の用語は、『企業会計原則』の一般原則の第二によってわが国において一般化されたものと考えられてよい。」⁽¹⁶⁷⁾と説明している。前述(本章本節1参照)した「正規の簿記の原則」という用語が税法に導入された経緯と、当事者の説明から税法の「正規の簿記の原則」の用語は、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」から導入されたことは明らかである⁽¹⁶⁸⁾。

もともと、法令上の用語である税法の「正規の簿記の原則」の概念は、成文法ではない「会計実践における指導原理」⁽¹⁶⁹⁾である「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念と相違がないか、検討する必要がある。

黒澤は、運営審議会の国税庁との協議の中で次のように説明している。

『正規の簿記の原則』という言葉そのものが、当時の感覚としては、法律になじまないものであった。商法によって採択されなかったことは、もちろんのこと、税法の基本法たる所得税法及び法人税法に規定することも困難であった。(中略-筆者)そこで『正規の簿記の原則』を税法上確立するには、ドイツ税法上におけるこのいわゆる『諸原則』に対する諸学説の影響から超越し、青色申告制度の前提として、単純明快な概念として明確化しなければならなかった。⁽¹⁷⁰⁾

上記を踏まえた上で、黒澤は、正確な会計帳簿を記録する義務を納税者に課すること、この会計帳簿に基づいて作成された貸借対照表及び損益計算書によって、納税者自身が、課税所得を計算し得るものであること(セルフ・アセスメント)、貸借対照表及び損益計算書が、その作成の根拠となった会計帳簿との照合によって、その正確性の立証が可能でなければならないこと、これらの要件を満たされることが税法における正規の簿記の原則であると解釈する見地をとった⁽¹⁷¹⁾、と定義付けた。

(166) 黒澤(1980c)95頁。

(167) 忠(1953)436頁。

(168) 三代川(2001、62頁を参照されたい)は企業会計原則が明示する「正規の簿記の原則」を借用したとしている。

(169) 黒澤(1949)8頁。

(170) 黒澤(1980c)83頁。

(171) 黒澤(1980c)83頁を参照されたい。

また、忠は、「租税法の領域においては、⑦正規の簿記について、それは複式簿記の方法によるものが最適であるが、機能的にそれと同視される組織的簿記の方法によるものも含まれる、という解釈が発足以来現在まで、その大勢を制してきている。」⁽¹⁷²⁾とした上で、「その簿記の原則（税法の『正規の簿記の原則』-筆者加筆）というのは、簿記の方法の体系、すなわち形式的原則だけが予定されているのに相違ない。」⁽¹⁷³⁾と指摘している。

これらの見解及び本章本節3において検討したドイツのGoB概念と同じく不確定法概念の理解に基づけば、税法の「正規の簿記の原則」の概念は、納税者自身が正確な課税所得を計算するため、仕訳帳などの記載義務・内容、貸借対照表・損益計算書など法令化されたものを含む、正確な会計帳簿及び貸借対照表・損益計算書の作成に関する記録と形式を定めた原則であることから、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と同様「形式的原則」のみによって構成されると考える（本章第3節4参照）。

それでは、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」の概念と税法の「正規の簿記の原則」の概念は、「形式的原則」のみによって構成されることをもって同じであるとする解釈でよいのであろうか。制度の目的及び対象者（以下「目的等」という。）を「場の条件」と称し、「場の条件」が異なれば、それに適合する基準（ルール）は異なるとする先行研究⁽¹⁷⁴⁾を参考に、それぞれの制度における目的等の観点から考察する。

公表当時、大企業を対象としていた⁽¹⁷⁵⁾「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」は、「企業会計原則」の目的である「企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握する」（本章第2節3参照）ため導入され、他の一般原則同様、企業会計全般にわたる総括的な原則として「抽象的に表現したもの」⁽¹⁷⁶⁾であり、「真実性の原則を形式面から支える重要な原則」⁽¹⁷⁷⁾として位置づけられている。青色申告書の承認を受けた納税者（以下「青色申告者」という。）を対象としている税法の「正規の簿記の原則」は、税法の目的である「納税義務の適正な履行を確保する」（所得税法第1条）ため規定され、「帳簿制度の具体的内容を概括的に規定する必要上、正規の簿記の原則にしたがう記帳によるべきである、という委任命令の規定」⁽¹⁷⁸⁾と青色申告制度の帳簿規定として位置づけられている。このようにそれぞれの制度における目的等に応じた「正規の簿記の原則」の位置づけがなされている。

(172) 忠（1972）121頁。

(173) 忠（1972）121頁。

(174) 武田（2007a）138-140頁を参照されたい。

(175) 現在では「中小企業会計要領」において参考とされるなど、中小企業において活用されている。

(176) 伊藤（2021）85頁。

(177) 武田（2008）、110頁。

(178) 忠（1953）、209頁。

さらに、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」は、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないため適用される「正規の簿記の原則」に包含される「重要性の原則」（本章第2節2参照）との関連において「記録と会計処理の面から真実性の原則を支える」⁽¹⁷⁹⁾原則として理解され⁽¹⁸⁰⁾、「会計処理の原則および手続の合理的選択の自由を提唱」⁽¹⁸¹⁾することで、財務諸表の利用者である利害関係者の意思決定に資するものとなっている。税法の「正規の簿記の原則」は、租税法の中核をなす課税の公平の観点から、「同一条件同一負担の原則」⁽¹⁸²⁾（同様の条件においては、租税負担は同一であるという原則）を充足するため、仕訳帳や総勘定元帳の記載義務（所得税施行規則第58条）及び記載方法（同規則第59条）、帳簿書類の整理保存義務（同規則第63条）などの形式要件が個別具体的に規定（以下「諸規定」という。）された、青色申告者に対して青色申告制度の要件に適った統一的形式の帳簿書類を要求している記録の原則である⁽¹⁸³⁾。忠は、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と税法の「正規の簿記の原則」について、「それらには、それらの目的にしたがって、あらたな概念が盛られ機能が与えられなければならないことはいうまでもない。」⁽¹⁸⁴⁾として、目的にしたがった異なる概念が存在する旨の指摘をしている⁽¹⁸⁵⁾。

以上の考察から、「企業会計原則」及び税法の「正規の簿記の原則」の概念は、両制度におけ

(179) 山下（2021）、124頁。

(180) 他に中村（1969）28頁、武田（2008）110頁がある。

(181) 忠（1953）38頁。

(182) 忠（1953）39頁。

(183) 青色申告者が諸規定にある形式要件を満たした帳簿書類は、税法の「正規の簿記の原則」に従った帳簿書類となり、当該帳簿書類に基づいて申告した所得等に対する税務署長が行う更正は、当該帳簿書類を調査し、誤りがあると認められる場合のみに限られる（所得税法第155条第1項）。この青色申告書に係る更生規定は、税法の「正規の簿記の原則」に従った帳簿書類によって「法律上の推定」といった法律効果が生ずることを示している。（坂本 2011、434頁を参照されたい）。これらの諸規定を遵守しない帳簿書類を作成等した場合は、「正規の簿記の原則」に従っていないとして、青色申告の承認申請が却下される（所得税法第145条第1号）。

(184) 忠（1953）176-177頁。

(185) 山下（2021、124頁を参照されたい）は、重要性の原則との関連で記録と会計処理を含む「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と記録原則である税法の「正規の簿記の原則」とは同じ名称ではあるがその意味するところは異なるとしており、当該内容は忠の指摘と同義である。さらに、武田（2009、83-88頁を参照されたい）も、「正規の簿記の原則」について「正規の簿記の原則」、「会社法上の正規の簿記の原則」、「税法上の正規の簿記の原則」の3つの項目を設けた上で、各々の内容に応じた解説を行っていることから、忠と同様に「正規の簿記の原則」の概念は、それぞれの目的に応じて異なることを前提にしていると考えられる。

る目的等（場の条件）によって異なるものであるとの結論を得た。

第7節 おわりに

「正規の簿記の原則」という用語は、1949年、経済安定本部において公表された「企業会計原則」一般原則の第2原則にわが国において初めて導入されている。

「企業会計原則」に導入された「正規の簿記の原則」の解釈は、原案の策定当時から統一されておらず、その概念は未だ明確ではない。そこで本章では、当該原則設定時、参考にしたとされるドイツにおけるGoB概念について先行研究を検討し、ドイツのGoB概念は「形式的なGoB」及び「実質的なGoB」の領域を含む広範で多様性をもった概念であることを明らかにした。

さらに、シャープ勧告によって、1950年4月に青色申告制度が創設され、税法に「正規の簿記の原則」が規定されたが、その経緯等から税法の「正規の簿記の原則」は、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」から導入されていると推論できる。

「企業会計原則」及び税法の「正規の簿記の原則」における両概念については、ドイツのGoB概念と同じく不確定法概念の理解に基づけば、いずれも「形式的原則」を示すものであるが、税法には個別具体的な規定がされ、「企業会計原則」とはその内容（概念）は異なるものであると考えられる。これは、それぞれ「正規の簿記の原則」が規定もしくは導入された目的の違いによるものであり、「正規の簿記の原則」の概念に対する解釈は、それぞれの目的（場の条件）によって異なってよいというのが、本章における結論である。

一方、残された検討課題もある。それは「企業会計原則」一般原則の第2原則の「正規の簿記の原則」の概念と税法の「正規の簿記の原則」の概念についてのみ考察を行っていることによる限界である。「正規の簿記の原則」という用語は、本章で取り上げた以外にもさまざまな箇所を導入または規定されている。例えば「中小企業簿記要領、一般原則の第1原則」、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書、総論第1の1」、「中小企業会計要領、総論の8」、「地方公営企業法施行令、第9条第2項」、「電気事業会計規則、第1条第2号」、「鉄道事業会計規則、第4条第2号」等（以下「規定等」という。）であるが、これらの規定等について本論文では検討を行っていない。そのため、それぞれの規定等における「正規の簿記の原則」の概念と本論文において考察を行った「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」や税法の「正規の簿記の原則」との関係について明らかにしていない。「正規の簿記の原則」の概念に対する理解をさらに深めるため、本章で取り上げていない規定等においても、時間をかけてそれぞれの規定等に「正規の簿記の原則」が導入された経緯を整理し、考察を行うことが必要であり、それが今後の検討課題である。

第3章 確定決算主義の本質とその重要性

第1節 はじめに

確定決算主義⁽¹⁾を支える法人税法、会社法（商法）⁽²⁾、金融商品取引法（証券取引法）⁽³⁾、そして会計基準は、社会環境の変化、経済の発展及び企業のグローバル化等に伴い、大きく変化している⁽⁴⁾。

その中で確定決算主義は、制度そのものの見直しなど、多くの批判を受けているのが現状である⁽⁵⁾。しかしながら、確定決算主義は、「わが国税法が一貫して採用しており、かつ課税所得の算定上において極めて重要性が高い。」⁽⁶⁾とされ、現在まで維持されている制度である。

そこで、確定決算主義の必要性について検証するため、確定決算主義の変遷と共に、制度についての見直しなど、批判の内容を検討し、確定決算主義の本質とその重要性を考察する。

第2節 確定決算主義の定義

ここでは、確定決算主義の定義について、述べていきたい。

法人税法上、確定決算主義を直接的に定義した規定は存在しないが、法人税法にある条文のうち、確定決算主義に関連する規定から説明されることが多い⁽⁷⁾。そこで、当該規定を確認し、本章における確定決算主義の定義を明確にする。

-
- (1) 確定決算主義は、「確定決算原則」齊藤（1966、64-68頁）、「確定決算基準」醍醐（1994、41-45頁）、「確定決算基準主義」武田昌輔（2007、95-101頁）と呼ばれることもあるが、本章では、「確定決算主義」（引用箇所以外）という用語に統一している。
- (2) 会社法は、商法の「第2編会社」、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等が統合され、2006年5月に施行された。本章では、用語について、会社法施行前は商法、会社法施行後は、会社法に統一している。
- (3) 金融商品取引法は、「証券取引法」から改題され、2007年9月に施行された。本章では、用語について金融商品取引法施行前は、証券取引法、金融商品取引法施行後は金融商品取引法に統一している。
- (4) 2019年現在に至るまで法人税法は毎年改正が行われ、会社法は第九次改正まで（2005年に公布された会社法は第一次改正）、金融商品取引法は証券取引法の時代から含めると第十五次改正まで行われている。また、会計基準も大きく変化している。
- (5) 本章第4節を参照されたい。
- (6) 坂本雅士（2009）93頁。
- (7) 中里（1983、9・2-9・6頁）、吉牟田（1994、260-261頁）、高木（2005、17-25頁）、成宮（2011、34-37頁）、坂本孝司（2019a、72-73頁）などがある。

1 形式的な確定決算主義

形式的な確定決算主義とは、法人税法第74条第1項を根拠として、会社法第438条第2項規定⁽⁸⁾による、株主総会で承認⁽⁹⁾を受けた会社の決算書上の利益に基づいて、法人税の課税所得を計算し、納税申告書を作成、提出することを義務付けた規定である。

〔(法人税法第74条第1項)〕

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。(以下省略-筆者)〕

上記条文中にある「確定した決算」という文言は、1947年の法人税法改正の際、同法第18条に初めて規定され、1965年の法人税法改正により同法第74条第1項へ引き継がれ、現在に至っている。

また、「確定した決算」について、武田昌輔は次のように説明している⁽¹⁰⁾。

- ・確定した決算とは、株主総会（およびこれに準ずるものを含む）において承認を受けた決算書を意味するものであり、企業における最高の意思決定であることである。
- ・課税所得決定の便宜性からも、確定した決算に基づく財務諸表によることが適当である。
- ・国を利益処分の参加者とする考え方に立てば、株主等と同様にその企業において確定された意思決定によって生じた所得が基礎となるべきであるということになる。

「法人税法の課税標準は原則として法人の年度所得である。従って法人税法においては、この課税所得の計算方法がもっとも重要な意味を有する」⁽¹¹⁾が、法人税法第74条第1項は、その計算を株主総会により確定する利益に基づくことを規定している⁽¹²⁾。

(8) 会社法第438条第2項は「前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。」と規定している。

(9) 会計監査人設置会社について、取締役会の承認を受けた計算書類が一定の要件に該当する場合には、定時株主総会において承認は不要である。その場合には、取締役が当該計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならない（会社法第439条、会社法施行規則第116条第5号、会社計算規則第163条）。

(10) 武田昌輔（1957）82-83頁を参照されたい。

(11) 岸田（1985）9頁。

(12) 武田昌輔（1957、84頁）は、「事実上株主総会を開催していない企業（中小企業の大部分は事実上株主総会も行っていないし、また形式上も行っていないことは周知のとおりである。）にあたっても、代表者の責任において財務諸表が作成されている限り、それに表示されている内部取引を税法上も適正になさ

2 実質的な確定決算主義

実質的な確定決算主義とは、法人税法第 22 条第 4 項を論拠として、「課税所得は、商法や公正妥当な企業会計の慣行によって計算される収益の額及び費用・損失の額を基礎とし、これに、法人税法関係法令の『別段の定め』による一定金額を加算又は減算して誘導的に計算すること。」⁽¹³⁾を意味する。また、条文中の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。(傍点-筆者)」とした内容から公正処理基準ともいわれている⁽¹⁴⁾。

「(法人税法第 22 条第 4 項)

第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額及び前号各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」

上記規定は、1967 年の税制改正で創設されたものである⁽¹⁵⁾。

金子は、公正処理基準と題して、「この規定は、昭和 42 年に、法人税法の簡素化の一環として設けられたものであって、法人の各事業年度の所得の計算が原則として企業利益の算定の技術である企業会計に準拠して行われるべきこと(『企業会計準拠主義』)を定めた基本規定である。」⁽¹⁶⁾と、当該規定について説明をしている。

3 損金経理要件

損金経理とは「企業が財務諸表において費用としての意思を明確に示してはじめて税法がそれを課税所得の計算上損金の額に算入する」⁽¹⁷⁾経理のことを指す。損金経理を要件として損金の額に算入されることを損金経理要件といい、損金経理が要求される事項に関して確定した決算において計上した金額については、法人税の所得計算において申告調整⁽¹⁸⁾により増加又は減

れたものとして課税所得計算の基礎とすることは差し支えないものと思われる。」と説明している。また、岸田(1985、11頁)は、「わが国において、『確定決算主義』をあまりに厳格に株主総会決議や社員総会決議によることを強調すると、多くの中小企業で事実上株主総会を開いていない現状に倣うと、法律上決算が確定しない問題を生じよう。」と指摘している。

(13) 中村(2001)19頁。

(14) 金子(2019)348頁。

(15) 本章第3節4(4)を参照されたい。

(16) 金子(2019)348頁。

(17) 武田昌輔(1967)36頁。

(18) 「申告調整とは、会社の確定した決算による『当期純利益』の金額が法人税法による『課税所得の金額』と食い違う部分を修正する目的で、法人税申告書の『別表4』(課税所得計算における会計上の精算表

少することは許されない⁽¹⁹⁾。

損金経理の定義は法人税法第2条第25号に規定されている。

「(第2条第二十五号)

法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。」

損金経理という用語は、1965年の法人税法改正により創設された⁽²⁰⁾。その損金経理要件の目的は、次のように考えられている⁽²¹⁾。

- ・企業の意思を確定決算に明示することによって、法人の恣意的な計算を抑制し、企業間における課税の公平性・安定性を維持するため
- ・課税所得計算の明確性を期し、簡便化を図るため
- ・資金の内部留保を図り、資金を有効に利用せしめようとする政策的考慮のため

武田隆二は、損金経理要件の内容について、「外部取引については、検証力がある客観的証拠の存在を通じてその損金性の当否を明確にすることは可能であるが、内部取引は企業の判断に左右されるところが大である。そこで、税法は減価償却、引当金、準備金への繰入額等について、確定した決算において損金経理を行うことを要件とした。」⁽²²⁾と説明している。

このように損金経理要件は、内部取引について企業自らが自主的に決定した意思（会計処理の方法）を尊重し、その会計処理の方法を税法上確認して追認するものである⁽²³⁾。

4 「広義」と「狭義」の概念

確定決算主義の定義は、確定決算主義に関連する法人税法上の規定を「広義」と「狭義」に

に匹敵する表)で『加算』ないし『減算』を行って、課税所得を計算する手続きを指す」。(坂本 2019a、69-70頁)

(19) 日本公認会計士協会 (2010) 8頁を参照されたい。

(20) 第3節4 (2) を参照されたい。

(21) 次の資料を参考にしている。大蔵省企業会計審議会特別部会 (1966、80-81頁)、番場嘉一郎 (1967、6-8頁)、日本公認会計士協会 (2010、8-13頁)。

(22) 武田隆二 (2005a) 44頁。

(23) 坂本 (2019a) 73頁を参照されたい。

区分して、理解することが一般的とされている⁽²⁴⁾。そこで、本章で考察する際の確定決算主義の定義を明確にするため、「広義」と「狭義」の概念について検討する。

1996年11月の税制調査会による「法人税小委員会報告」において、確定決算主義の内容として次の点を挙げている⁽²⁵⁾。

- a. 商法上の確定決算に基づき課税所得を計算し、申告すること
- b. 課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること（損金経理）等を要件とすること
- c. 別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」こと

この内容について、同委員会は「これは、課税所得はその期に企業が稼得した利益の額を基礎とするという考え方に加えて、企業の内部取引に経理基準を課すことによって恣意性を排除するという考え方、さらには財務諸表を統一し、会計処理の煩雑さを解消するという考え方に立脚するものであった。」⁽²⁶⁾と説明している。上記 a、b、c は、すでに説明した形式的な確定決算主義、損金経理要件、実質的な確定決算主義、とそれぞれ同一の内容である。このように上記3つの内容を包括した概念について、広義（の確定決算主義）と称している。

その一方、上記 b（損金経理要件）のみをもって確定決算主義とする概念を狭義（の確定決算主義）と称している。これは「確定決算に盛り込んだ費用の額が限度とされ、かりに税法上はそれを超える枠があってもその決算に織り込んだ金額に制限されるとする原則」⁽²⁷⁾に重点をおいた概念である⁽²⁸⁾。

このように「広義」と「狭義」の概念は示されているが、確定決算主義の変遷をはじめ、税務と会計の関係を中心に考察するためには、会計に関連する規定を含む「広義」の概念までその範囲を拡げる必要がある。したがって、本章では、確定決算主義の定義について、原則として「広義」（の確定決算主義）の概念を用いることにする。

(24) 吉牟田(1994)260頁を参照されたい。確定決算主義を広義と狭義にわけ見解は、他にも、中里(1983、9・11-9・13頁)、高木(2005、17-19頁)、成宮哲也(2011、34-37頁)などがある。

(25) 税制調査会(1996)23頁を参照されたい。

(26) 税制調査会(1996)23頁。

(27) 武田昌輔(2007)95頁。

(28) 狭義（の確定決算主義）は、「企業会計本来、引当金等として計上すべきでないものが、税法上損金算入をするため計上される、いわゆる逆基準性（税務貸借対照表基準性の原則）の一つが生ずると批判されている。」としている。（吉牟田1994、261頁）

第3節 確定決算主義の変遷

ここでは、確定決算主義の変遷について検討する。

確定決算主義に影響する法人税法の改正内容を中心として、商法（会社法）及び企業会計原則等の会計基準の動向を概観し、明治時代から現代までにおける確定決算主義の変遷について、1. 明治時代、2. 大正から昭和初期時代、3. 戦後復興期、4. 高度経済成長期、5. 高度経済成長期後から現代、の5つの時代に分けて考察を行うものとする。

1 明治時代（1868年～1911年）

(1) 商法における株主総会決議規定

明治維新と共に発足した明治政府は、西欧諸国と対等の立場になるため、江戸幕府が締結した不平等条約の改正に努めた。その不平等条約の改正のための交渉において、英米法系諸国をも含めた諸外国は、明治政府に対し、西欧の原則に基づいた民法、商法及び民事訴訟法を早急に制定するよう要求した。そこで、明治政府は、1881年4月、ヘルマン・ロエスレル(H.Roesler)⁽²⁹⁾に商法起草を依頼する。ロエスレルはドイツの商法を基にした草案を1884年1月に完成させ、この草案を基にして1890年に成立したのが、日本最初の商法（以下「旧商法」という。）である。

旧商法は全1,064条で構成され、本来は1891年1月1日に施行予定であったが、商法反対運動などの影響を受けて、2度にわたって施行延期となっており⁽³⁰⁾、一部施行の後、全て施行されたのは、1898年7月1日からである。したがって、新商法が1899年6月16日に施行されるまでの約1年間、旧商法は存在していた。

旧商法において、同法第200条に決算書類等の株主総会決議規定が記載されている。

(29) ロエスレルは1878年、外務省の顧問として来日し、一顧問にとどまらず、後に内閣顧問となり伊藤博文の信認を得て、大日本帝国憲法作成や商法草案作成の中心メンバーとして活躍した。（鈴木 1942、37頁を参照されたい）

(30) 1890年4月28日に公布された商法（旧商法）は、翌1891年1月1日から実施するものとされた。しかし、その施行があまりに急であったため、1890年11月に開かれた第一帝国議会は、その実施を民法と同じ1893年1月1日とすることを決めた。民法とともに私法典の実施の可否をめぐって、そのときから1892年にかけて激しく法典論争がされていた。1892年6月第三帝国議会において2回目の民法商法延期法案が可決されている。（大竹 1975、303-306頁を参照されたい）

「(第二百條)

通常總會ハ毎年少ナクトモ一回定款ニ定メタル時ニ於テ之ヲ開キ其總會ニ於テハ前事業年度ノ計算書、
財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ爲ス。」

この規定では、計算書等について株主総会の決議を要求していることから、すでに法人の一事業年度における利益の額につき、株主総会の決議によって確定することが商法に規定されていたと考えられる。ただし、当該条文には損益計算書の記載はなく、財産目録や貸借対照表が株主総会の提示書類となっている。

1899年3月に商法（以下「新商法」という。）が公布、3ヶ月後に旧商法（破産法は旧商法をそのまま転用）に代わって施行され、旧商法は破産法を除いて、すべて廃止された。

新商法において、第190条及び第192条に決算書類等の株主総会決議規定が記載されている。

「(第百九十條)

取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 營業報告書
- 四 損益計算書
- 五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

(第百九十二條)

取締役ハ第百九十一條ニ掲ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムコトヲ要ス。」

第192条において、取締役は財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書等を定時株主総会に提出し、株主の承認を要することを規定している。「ここに初めて『損益計算書』が商法の条文に用語として明記された」⁽³¹⁾ ことにより、法人の一事業年度における利益の額につき、株主総会の承認によって確定することがより明確になった。

(2) 所得税法における法人課税規定（1899年）

明治政府は、近代国家へ向けてさまざまな税制の改革も行った。中でも1887年、旧商法に先駆けて、わが国において初めて導入された所得税は、「現在まで主要な税として、発展し、我

(31) 松尾（1996）129頁。

が国の近代税制の基となった」⁽³²⁾とされ、税制改革の中心となった。「所得」を課税の対象とした所得税は「これまで経験の全くない税であり、わが国においては未知の税法」⁽³³⁾であったことから、英国、ドイツその外欧州諸国の税法を参照して成文化が行われた⁽³⁴⁾。磯部は、所得税法によって「国税組織の近代化に先駆けて、税制の近代化の一步が踏み出された。」⁽³⁵⁾と説明している。ただし、当時の所得税法では、納税義務者は個人（世帯合算課税）のみであり、法人については納税義務者となっていない。この点について、雪岡は「当時はまだ私法の規定も完備せず、法人の観念も徹底していない時代であり、また資本の育成を図るべき時代であったので、所得税は個人にのみ課税し、法人には何等の納税義務を負わせていなかったこともやむを得なかったところであろう。」⁽³⁶⁾としている。その2年後、1889年に大日本帝国憲法が公布、同法第21条「納税の義務」、同法第62条及び第63条に「租税法律主義」が規定された。憲法制定によって、「従来の地租制度から新しい税制度に転換する基盤が築かれた」⁽³⁷⁾ことになる。憲法制定後に次々と租税関連の法整備が行われ⁽³⁸⁾、わが国において初めての法人税課税が規定されたのは、1899年の所得税法改正である。その改正された所得税法では、第3条に「法人の所得に対する税率」、第4条に「所得の算定方法」が規定されている（法人税関連条文のみ記載）。

「(第三條)

所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課スル

第一種 法人ノ所得 千分ノ二十五

(32) 磯部 (1998) 158頁。

(33) 磯部 (1998) 158頁。

(34) 毎日コミュニケーション (1984) 428頁を参照されたい。雪岡は、諸外国に所得税の設けられた年代について、イギリス1798年、スイス1840年、アメリカ1862年、イタリア1864年、ドイツ1914年（ドイツ連邦の一州プロシヤでは1850年代すでに所得税の性質を持った課税が行われていた）、フランス1920年、日本は1887年、世界税史のうちでも比較的早いと説明している。（雪岡 1956、23頁を参照されたい）

(35) 磯部 (1998) 158頁。

(36) 雪岡 (1956) 27頁。ただし、「法人に納税義務を負わせるか否かで、元老院でも相当な議論がされた。」とされている。（磯部1998、186頁）。元老院の議事録等について詳細は磯部 (1998、166-186頁) を参照されたい。

(37) 小川・小森 (2019) 62頁。

(38) 1889年「国税徴収法」・「国税滞納処分法」、1890年「間接国税反則者処分法」・「訴願法」などである。

(第四條)

所得ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ算定ス

一 第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金及保險責任準備金ヲ控除シタルモノニ依ル但シ第二條ニ該當スル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スル各事業年度ノ益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタルモノニ依ル。

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金及此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス。」

上記のとおり同法第4条に規定する総益金と総損金の内容については、所得税法上明らかにしていない。この点について、元広島国税不服審判所長であった堀口は、「所得計算の柱である総益金、総損金の内容は解釈に委ねられたが、損益計算に大きな影響を持ったのは商法」⁽³⁹⁾であるとしていることから、当時、既に法人の所得計算には商法が大きく影響していたと考えられる。

そして、同法第7条及び同法第9条には、「損益計算書の提出義務」などが規定されている。

「(第七條)

納税義務アル法人ハ各事業年度毎ニ損益計算書ヲ政府ニ提出スヘシ但シ第二條ニ該當スル法人ハ各事業年度毎ニ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シ其ノ計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

(第九條)

第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス。」

同法第9条の意味するところについて、堀口は第13回帝国議会における若槻禮次郎政府委員の答弁⁽⁴⁰⁾を引用し、「当然のことを述べているようであるが、ここに示されている『所得計

(39) 堀口(1997)77頁。

(40) 第13回帝国議会における若槻禮次郎政府委員の答弁は次のとおりである。

「會社ノ所得ト云フモノハ、是ハ會社デハ損益ノ計算ヲシテ其社員ガ見タイト云フトキハ何時デモミセナケレバナラズ或場合ハ官廳ト雖モ見ルコトガ出來ルモノデゴザイマスカラ、ソレニ格別疑ヒヲ挾ンデ尙ホ調査委員ヲ設ケナケレバナラヌト云フ必要ハアルマイカラ其調査委員ハ省ク、但シ此ニ調査シテ政府ガ決定スルト致シマシテモ政府ハ無論正當ナ損益勘定ヲ出シテ居ルモノナラバ損益勘定ニ從ッテ決定致シマスガ、此勘定ノ仕方トイウモノハ法律デ定メナイノデゴザイマスカラドウ云フ勘定ヲ出シテ來テソレガ所得デナイモノヲ所得ト書入レ或ハ所得デアルモノヲ所得デナイト省イテアルト云フコトガナイトモ限リマセヌカラソレハ調べテ政府デ決メルト云フダケデ正當ナ決算書ガ出テ參リマスレバ無論其決算表ニ依

算は企業の損益計算を基礎にする』との考え方は、現行の企業会計準拠主義に通じるものといえよう。」⁽⁴¹⁾と説明している。また、総益金と総損金の内容は、「商法の利益計算の規定とその解釈に置かれ」⁽⁴²⁾としていることから、所得税法に規定する課税所得の計算は、商法の計算規定による企業の損益計算を基礎に行われていたと考えられる。

1899年の所得税法改正について、武田隆二は「ドイツ法における基準性の原則（商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則）を継受したものであるから、成文法体系に属する思想である。そのようなルーツをもつものである以上、その本来的性格は大陸法系の成文法の思想と整合する形で解釈されなければならない。」として、「確定決算主義のルーツは明治32年（1899年-筆者加筆）の所得税法における法人課税（第一種の所得：法人所得に対する課税）に始まる。」⁽⁴³⁾とする見解を示している。

そして、同法施行規則第3条では、「損益計算書の政府（所轄税務署）への提出期限」について規定している。

「(第三條)

納税義務アル法人ハ每事業年度通常總會後七日以内ニ損益計算書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ。」

上記の同法施行規則第3条には、「形式的な確定決算主義」の論拠である現行法人税法第74条第1項に記載されている（本章第2節参照）「確定した決算」という文言はない⁽⁴⁴⁾。しかし、所得税法改正の年と同じ1899年に全面的に改正された新商法第192条には、取締役は商法第190条に規定する書類（財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書等）を定時総会に提出して、その承認を求めることを要する、と規定されている（本章第3節1(1)参照）⁽⁴⁵⁾。前

ッテ定メル積リデ此原案ハ出來タノデゴザイマス」。(第13回帝国議會貴族院所得税法中改正法律案特別委員会速記録第2号、1899年1月16日、6頁)

(41) 堀口（1997）77頁。また、所得税法第9条において「第一種の所得金額は提出した損益計算書を政府が調査し、決定する。」と規定されていることから、当時は賦課課税制度を採用していたことが確認できる。

(42) 大村（1977）5頁。

(43) 武田隆二（1996）28頁。

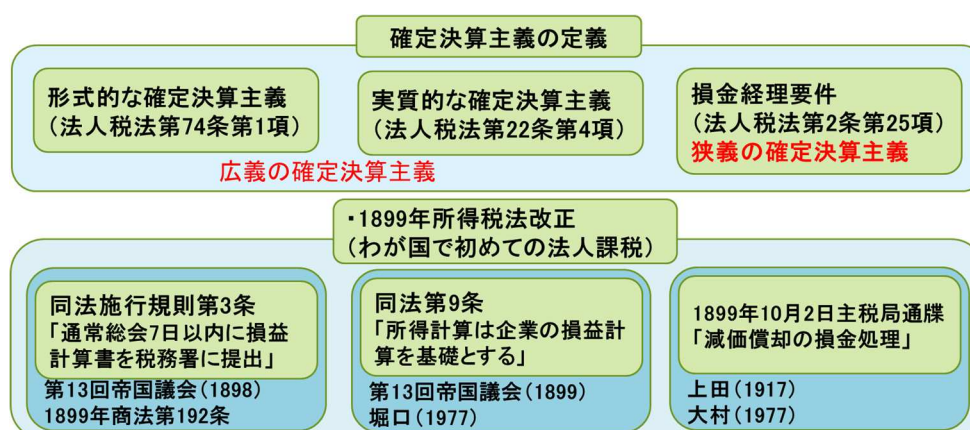
(44) この文言は1913年の所得税法施行規則第3条において規定された。

(45) 正式には、改正所得税法は1899年2月10日公布、同年3月5日施行。改正商法は1899年3月9日公布、同年6月6日施行である。しかしながら、改正所得税法においても損益計算書の用語を新たに明記していることから、改正商法を前提として規定が整備されていたと考えられる。第13回帝国議会の所得税法改正法律案審査特別委員会において岩槻禮次郎政府委員は、事業年度に関する答弁について、「ソレハ恐ク商法ナ

述したとおり、税法が商法の影響を大きく受けていることからすれば、「通常總會後」は当該通常總會で承認を得た損益計算書を提出すると読み替えることが出来ると考えられる⁽⁴⁶⁾。

当時は、商法の利益計算の規定等と相違する税法独自の解釈は許されなかったと言って差し支えない雰囲気があったとされている⁽⁴⁷⁾ほど、税法は所得の計算に関して、商法に依存していたことが窺える。以上から、確定決算主義は、1899年の所得税法改正による法人課税が規定されたことをもって始まったと考えられる⁽⁴⁸⁾。さらに、1899年当時の所得税法第9条、所得税施行規則第3条、同年10月2日主税局通達（本章本節4(2)参照）が「広義の確定決算主義」の各定義に対応していることから、1899年当時から広義の確定決算主義の概念が存在していたことは明らかである（図表3-1参照）。

図表 3-1 確定決算主義の定義と 1899 年当時の税法等



出所：筆者作成

ドデモサウ云フヤウナ見方デ出来テ居フト考ヘマス。」と商法に関する内容の発言がある。（第13回帝国議會衆議院所得税法改正法律案審査特別委員会速記録（第1号）、1898年12月13日、8頁）

(46) 高木は『『通常總會後』という文言から、この通常總會で承認を経た損益計算書を提出することと理解できなくもないが、この時期、明文規定は存在していない。』としている。（高木 2005、3頁）

(47) 堀口（1997）77頁を参照されたい。

(48) 確定決算主義が1899年に始まったとされる説には、他に忠（1979、11頁）、武田昌輔（2007、94頁）も賛同している。もっとも、1899年当時確定決算主義が「広義の確定決算主義」か「狭義の確定決算主義」の概念いずれかに該当するのかは示されていない。

2 大正時代・昭和初期時代（1912年～1944年）

(1) 所得税法の改正（1913年）

1913年は、所得税法について「相当な重要な改正が行われた」⁽⁴⁹⁾年である。法人課税関連では、第一種の所得のうち、合名会社、合資会社及び株主20人以下の株式会社の所得について超過累進税率を課し、その他の法人の所得には比例税率を適用した。また、「法人の課税所得の算定は損益計算に基づくこと。」を規定する同法第7条も改定されている。

「(第七條)

第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ各事業年度ニ於ケル財産目録、貸借対照表、損益計算書及第四條ノ規定ニ依リ計算シタル所得ノ明細書ヲ添附シ政府ニ申告スヘシ但シ第二條ニ該當スル法人ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得ノ明細書ヲ添附スヘシ。」

改正前では税務申告書に添附する資料として、損益計算書のみを要求していたが、改正により損益計算書その他、財産目録、貸借対照表及び所得の明細書を添附することが追加された。既に商法では、株主総会において承認を受ける資料として損益計算書その他、財産目録及び貸借対照表も規定されていた。したがって、商法と同様な決算に関する書類規定を税法に設けたことになる。

また、関連する同法施行規則第3条についても改正されている。

「(第三條)

第一種ノ所得ニ付納税義務アル法人ハ、毎事業年度決算確定ノ日ヨリ七日内ニ所轄税務署ニ所得税法第七條ノ申告ヲ為スヘシ

株式會社、株式合資會社ハ其ノ事業年度末日ノ現在ニ依リ株主又ハ社員ノ数ヲ併セテ申告スヘシ、但シ會社カ無記名式ノ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ無記名式ト為スコトヲ請求シタル株主ノ数ヲ附記スヘシ。」

注目すべき点は、条文（施行規則）上に現行法人税法第74条第1項に記載されている（本章第2節1参照）「決算確定」の文言が規定されたことである。改正前にはこの文言は無かった。「商法決算へ依存は法人課税が始まった明治32年（1899年-筆者加筆）から存在していたと考えられるが、そのことが徐々に整備され明文化されていったのが本規定であろう。」⁽⁵⁰⁾とされている。

(49) 金子（2019）52頁。

(50) 高木（2005）4頁。当時大蔵省国税課の藤沢は、「改正所得税法通義」の中で、「貸借対照表、財産目録、損益計算書に付ては税法に特別の規定存せざるを以て、商法其の他の法令に規定あるものは之に準據

(2) 法人税法の創設 (1940年)

1940年当時、激増する戦費調達のため、国税及び地方税の増税が繰り返し行われていた。その中で、所得税法においては全面的な改正が行われ、法人税法が独立して制定されている。新たに制定された法人税法は各事業年度の所得及び清算所得に対して18%の税率で法人税を課し、さらに法人の各事業年度の資本に対しても資本金額の0.15%の税率で法人税を課すこととした。(法人税法第16条)。この改正の結果、「昭和15年(1940年-筆者加筆)の租税収入における所得税および法人税の税収の比率は一挙に高まり、44%に達した。」⁽⁵¹⁾とされている。ただし、確定決算主義に関連するとされる条文の内容については、改正による変更はない。

3 戦後復興期 (1945年~1954年)

(1) 法人税制の改正 (1947年)

戦後、日本国憲法が1947年に施行され、三権分立を含む民主主義国家としての「納税の義務」(同法第30条)、「租税法律主義」(同法第84条)が規定された⁽⁵²⁾。金子は1947年の税制改正について「日本国憲法の制定に伴う全面的改革の一環をなしていたことはいままでもない。」⁽⁵³⁾としている。その中の一つである法人税法の改正により、同法第18条に「確定した決算に基き」の文言が明記された。

「(第十八條)

納税義務がある法人は、第二十一條の規定に該当する場合を除く外、各事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の普通所得金額、超過所得金額及び資本金額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(以下省略)

この法人税改正により、「確定した決算に基き」の文言は、初めて法人税法(本法)上に明文化され、現在の同法第74条第1項にも踏襲されている。

旧法人税法取扱通達では、「確定した決算」について、「その事業年度の決算につき株主総会の承認又は総社員の同意その他これに準ずるものの承認があったことをいう。(以下省略)」⁽⁵⁴⁾とし、「決算確定の日」については「その事業年度の決算を承認した株主総会終結の日又は総社

し、然らざるものは一般の會計法理に従ひ之を調整すべきものとす。」と説明している。(藤沢 1920、255-256頁)

(51) 金子 (2019) 55頁。

(52) 小川・小森 (2019) 67頁を参照されたい。

(53) 金子 (2019) 57頁。

(54) 1950年9月25日付法人税基本通達「314」。

員の同意の日とする。」⁽⁵⁵⁾と、「決算の確定」に関する用語の定義を明記している⁽⁵⁶⁾。また、「損金経理要件」は法人税法上規定されていなかったが、同法第18条と各個別規定⁽⁵⁷⁾とを合わせて、確定した決算において処理することを要求し、申告調整は認めないという解釈がなされていた⁽⁵⁸⁾。

(2) 「企業会計原則」の公表

「企業会計原則」は1949年7月9日、経済安定本部⁽⁵⁹⁾から「企業会計制度対策調査会中間報告」⁽⁶⁰⁾（以下「中間報告」という。）として公表された。

中間報告序文の「会計原則」において、「企業会計の實務の中に慣習として發達したもののなかから、一般に公正妥當と認められたところを要約したものであつて、必ずしも法令によって強制されなくても、すべての企業がその會計を處理するに當たつて従わねばならない基準である。」としている。この点について、井上達雄は、「わが国の企業会計制度というものが、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ甚しく不統一であるとするれば、わが国の會計實務の中に慣習として發達したもののみを以て原則を作ることはできないことになる。」⁽⁶¹⁾として、「広く欧米諸国、とくにアメリカの會計實務の中で慣習として發達したもののなかから、適當と

(55) 1950年9月25日付法人税基本通達「317」。

(56) これについては、改正によって申告納税制度が導入されたことに関連するとされている。(高木 2005、5頁を参照されたい)。また、日本では、1945年に最初の申告納税制度が創設されている。(小川・小森 2019、66-68頁を参照されたい)。申告納税方式とは、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていない場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう（国税通則法第16条第1項第1号）。

(57) 例えば、減価償却、圧縮記帳の内部取引、役員給与等の特定の外部取引がある。(前原 2005、141頁を参照されたい)

(58) 前原（2005）141-142頁を参照されたい。

(59) 経済安定本部は、アメリカ合衆国の経済安定局（Office of Economic Stabilization、戦時経済統制強化のため経済政策に関する各省の意見を調整し、かつその政策の実施を推進する機関として1942年10月設置された。）の機構と機能を念頭において構想され、1946年8月12日発足した。(高橋誠・大森とく子 1977、398頁を参照されたい)

(60) 経済安定本部（1949）4-18頁。企業会計原則設定・公表の前に、「企業会計基準法」という法律が構想されていた。企業会計制度対策調査会委員長の上野（1949a、4頁）は「今回発表された『企業会計原則』並びに『財務諸表準則』は中間報告である。換言すれば確定の最終的成案ではなくして、第一次試案に過ぎない。」としている。

(61) 井上達雄（1961）5頁。

考えるものを引き出し、わが国の会計実務のそれと一体として構成するということにした。」⁽⁶²⁾と指摘している⁽⁶³⁾。

また、当時におけるアメリカの日本に対する戦後処理の方針について、武田隆二は、「財閥の解体とそれに伴う証券の民主化・大衆化におかれた。」⁽⁶⁴⁾と指摘している。中間報告が公表された時代背景から推察すれば、証券の民主化・大衆化のため、具体的には、株主その他の利害関係者に対して会計報告を適正な基準をもって一般に公開するため⁽⁶⁵⁾に、企業会計原則は単なる会計理論ではなく、アメリカの会計実務を参考として目標とする企業会計実務を公表したと考えられる。

(3) 「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」及び「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」による課題の顕在化

企業会計基準審議会⁽⁶⁶⁾は、1950年9月から商法及び税法と企業会計原則との調整に関する問題を検討している。当時から意見書の前編として商法調整意見書が公表され、税法に関してはその後編を為すものと予定していた⁽⁶⁷⁾。

1951年9月28日企業会計基準審議会は、「経済安定本部企業会計基準審議会中間報告」として「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（以下「商法調整意見書」という。）を公表した⁽⁶⁸⁾。商法調整意見書は「会計帳簿」から「計算書類附属明細書」までの14項目を掲げており、いずれも商法に対して見直しを勧告する内容となっている。

黒澤は、英国の勅許会計士協会の「会計原則の勧告書」（“Recommendations on Accounting Principles” By the Institute of Chartered Accountants in England and Wales）を引用して、当該勧告書の合計14項目からなる勧告の大部分は税法と会計原則との調整であり、その他の勧告も商法改正意見書として尊重されていたとして、「英国において会計原則の勧告書は同時に商法及び税法との調整に関する意見書にほかならないのである。これは大いに学ぶべき態度であると思

(62) 井上達雄（1961）5頁。

(63) 飯塚（1983、185頁）も、「企業会計原則は、存在としての会計制度の改善と統一のために、会計の基準を設定して、経済の健全な発達のための基礎を与えよう、との政策的意図のもので作られたものなのである。」と指摘している。

(64) 武田隆二（2003）35頁。

(65) 黒澤（1949、3頁）は「企業会計原則は公認会計士制度と結合してのみ、眞の意味を実現するのである。」と証券市場を重視した意見を述べている。

(66) 「経済安定本部設置法の一部を改正する法律」第15条第1項に規定されている。従来あった企業会計制度対策調査会が改組された。

(67) 黒澤（1951b）序を参照されたい。

(68) 経済安定本部企業会計基準審議会（1951）143-156頁を参照されたい。

う。」⁽⁶⁹⁾と述べている。企業会計原則公表当時は証券の民主化・大衆化の目的が主であったが、商法調整意見書は、商法及び税務との関係を重視することに主眼を置いているものと考えられる。

しかしながら、見直しの勧告について批判する学者も多く⁽⁷⁰⁾、「商法は、伝承重視の姿勢から抜け出せず、商法意見書の段階では、両者の乖離は縮まっていない。」⁽⁷¹⁾とされている。

商法調整意見書が公表されてから約9ヶ月後、企業会計基準審議会⁽⁷²⁾は、「経済安定本部企業会計基準審議会中間報告」として、1952年6月16日に「税法と企業会計原則との調整の関する意見書」（以下「税法調整意見書」という。）を公表した⁽⁷³⁾。

税法調整意見書は前文、総論（第1・第2）及び各論（第1・第2）で構成されている。

その前文では、「企業会計の確立と維持を図るためには、商法及び税法の諸規定のうち、企業会計に関係ある部分につき、これらの法体系と会計原則の根本精神とを調和させておく必要がある。」とし、本調整意見書は、『企業会計原則』の理論を一貫した立場から税法と『企業会計原則』の不一致についての調整問題を述べようとするものである。」と記載されている。

税法調整意見書について黒澤は、企業会計原則、商法調整意見書に次ぐ「第三次の会計原則に関する意見書」であり、「会計原則を説明するということが本意見書の一つの目的となっている。（中略-筆者）。税法が、真実の所得を決定するにあたり根拠としなければならない会計原則はどのようなものであるかを、あきらかにすることが眼目である。」⁽⁷⁴⁾と説明している。これに対し、忠は、「企業会計原則が考えているところに税法は同調すべきであるという点のみが強調されていることについて、調整とは名のみであり、同調要請の事体が浮かぶ。」⁽⁷⁵⁾と批判している。

(69) 黒澤（1951a）6頁。

(70) 公表された商法調整意見書に対してさまざまな批判がある。例えば、山下（1952、31頁）は、商法に対して見直しを指摘する内容に対し、「『調整』と言ふことそれ自體のうちには、すでに、相矛盾するもの何れか一方を固定し、他方を専らこれに接近せしめようとするものではなく、反って、相矛盾するものものの双方を相互に相否定しながら、然も新しい統一的な見解に到達しようとすることを意味してゐる。」と指摘している。他にも土岐（1952、37-41頁）、阪本（1952、52-57頁）、岡部（1952、58-65頁）などがある。

(71) 矢内（2019）103頁。商法調整意見書について商法（法務省・商法研究者）対企業会計原則（経済安定本部企業会計基準審議会）という対立の構図になろうとしている。（矢内 2019、119頁を参照されたい）

(72) 企業会計基準審議会は、1952年7月31日公布の「大蔵省設置法の一部を改正する法律」で「企業会計審議会」へ改められ、大蔵省の「その他の附属機関」に移行することになる。

(73) 経済安定本部企業会計基準審議会（1952）119-162頁を参照されたい。

(74) 黒澤（1952）7頁。

(75) 忠（1952）89頁。他に税法調整意見書に対して、批判している論文は、田中勝次郎（1952、7-19頁）、吉国（1952、97-103頁）、湊（1952、104-112頁）、市丸（1952、113-115頁）、佐藤（1952、116-123頁）、武

武田昌輔は、税法調整意見書について、「たしかに、税法における課税所得計算上の不備や、非近代的な面を衝いたのではあったが、他方『企業会計原則』を至上のものとしたきらいがあったこと、税法の側においてまだこれらを全面に受け入れる十分な用意がなかったため、しばらくの間は、そのまま対峙の状態が続いた。」⁽⁷⁶⁾と説明している。明治時代から税務行政を担っている課税当局の立場からすれば、「企業会計原則」の設定から約3年の税法調整意見書は、簡単には受け入れ難い状況であったと考えられる⁽⁷⁷⁾。

4 高度経済成長期（1955年～1973年）

(1) 「所得税法と法人税法の整備に関する答申」の提出

日本政府は、高度経済成長を支えるための財源として公債発行の必要性を議論し、1963年の国際収支の赤字から金融引締め政策を転じていった⁽⁷⁸⁾。このような状況を背景に、1963年12月、税制調査会は、「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」（以下本項において「答申」という。）を内閣総理大臣に提出している⁽⁷⁹⁾。

答申第4の2に「申告調整（税法と改正商法との調整）」と題して、次の記載がある。

- a. 申告調整しなければならない事項（必要的調整事項）
- b. 申告調整してもしなくてもよい事項（任意的調整事項）
- c. 申告調整できない事項

上記c.の申告調整できない事項は、法人の最終的な意思表示は、申告書によってではなく、確定した決算により行われるべきものとしているのであるとして、圧縮記帳、準備金、減価償却、評価損益等、主として内部取引に関する事項を上げている。これらについて、申告調整を認めるべきとの意見があるとした上で、認めない理由を、課税上の公平を図るための税法特有

田昌輔(1952、124-128頁)、高木(2005、11-13頁)などがなる。また、税法調整意見書について忠と黒澤による論争(忠・黒澤論争と言われている)が起きている。(矢内2019、109頁を参照されたい)

(76) 武田昌輔(2001)44頁。

(77) 矢内(2019、104頁を参照されたい)は、税制調整意見書について税法(大蔵省)対企業会計原則(経済安定本部)の構図が透けて見える、としている。

(78) 中村隆英(2000)279-283頁を参照されたい。

https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/60years/1-1.htm.

財務省財務局(2009)『財務省財務局60年史』参照。最終アクセス2020年1月4日。

(79) 税制調査会(1963a)1-74頁を参照されたい。

の規制であり、商法違反の行為が税務上有利に働くことは避けるべきであり、内部意思の決定として株主総会の承認が条件である、と説明している。

(2) 法人税法の改正（1965年）

1965年法人税法改正は、従来からあった法人税法の全文改正がされた年であり、現在の法人税法の原型となっている。

その中で、法人税法第74条第1項が旧法第18条から引き継がれた。従来「確定した決算」という文言は、第4章「申告」を構成する条文の一つである旧法第18条に入っていたが、第74条（確定申告）第1項として「独立した形で明確」⁽⁸⁰⁾となった。

「(第74条)

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。(以下省略-筆者)」

また、法人税法第2条第25号（損金経理）が創設され、新たに「損金経理」という用語が定義された。

「(第2条第二十五号)

法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。」

この改正により、「従来のように確定決算主義を、確定申告に関する規定を各個別規定とを合わせて理解しなくても、各個別規定のみで理解できることとなった。」⁽⁸¹⁾とされている。

また、当該定義が創設された趣旨について、当時主税局税制第一課の伊豫田は、「いわゆる確定決算基準を要求し、申告調整を認めないこととしていることはここで改めていうことでもない。」とし、「旧法の確定決算基準に関する規定は必ずしも充分でない点があるので制度を存置する以上は確定決算基準を明確化しておく必要がある。」⁽⁸²⁾と述べている。この点について、武田昌輔も、「税法では従来から確定決算によることを要求していた。しかし、いかなる項目についてこれが要求されるかは必ずしも明らかでないくらいがあったので、今回の改正において

(80) 高木（2005）8頁。

(81) 前原（2005）143頁。また、各個別規定とは、損金経理を要求する事項について「損金経理」をいう用語を条文上個別に規定することにしたことをいう。例えば、減価償却費（法人税法第31条）、繰延資産の償却費（法人税法第32条）、資産の評価損（法人税法第33条）など、である。

(82) 伊豫田（1965）100頁。

は各項目ごとにこのことを明らかにしている。」⁽⁸³⁾と説明している。したがって、創設された「損金経理」の定義規定は、従来からすでに導入されていた損金経理要件を明確にするための確認規定であると考えられる。

さらに、「損金経理要件」の導入時期について、武田昌輔は、「税法では、戦前、戦後を通じて一貫して確定決算主義を採用してきたところであって、これは、いわば商法依存主義のあらわれであるといつてよい。したがって、古くから、評価損益及び減価償却の金額については、申告書（戦前における申告書を含む。）において金額を増減することはできないとされていた。」⁽⁸⁴⁾と指摘している。さらに、上田は、1917年の論文において「商法第二十六條には、財産目録中の評價は時價に超ゆることを得ずと規定され居るに依り、殊更償却金勘定を起す代りに、固定資本の評價額を年々減少して之を時價と看做すの形式を取らば、税務當局者之を如何ともする能はざるなしと雖も、かくては記帳の形式如何に依りて納税額に差異を生ずることとなり、頗る滑稽となるべし。」⁽⁸⁵⁾と、減価償却の損金処理について、企業の会計処理方法の違いにより、納税額に差異が出ることを批判している。これは、当時の商法第26条第2項（1899年成立）「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調整ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス。」の規定を根拠にして、税務上、決算期において、資産の時価が前期に比し減価している時は、その減差額を損金として認め、減価償却準備金等の名称で積立て、若しくは同じ名称で損金に計算しても、これを損金として認めない処理⁽⁸⁶⁾を行っていたことに対する指摘である。

よって、1899年当時「損金経理要件」は規定されていないが、企業の会計処理を前提にして、税務上損金を認めるといった損金経理要件は、既に存在していたと考えられる。

また、武田昌輔は、答申の内容の大部分は実現されたとして、改正全体を次のように総括している⁽⁸⁷⁾。

- ・課税所得計算について必要な用語等の定義を明らかにしたこと
- ・企業会計上公正妥当と認められる会計原則をできるだけ広範に取り入れたこと
- ・課税上許される範囲内で弾力的な取扱いをしたこと
- ・商法の計算規定と税法とをできるだけ合致されることとしたこと

この改正は、答申で指摘された企業会計の思考を取り入れて、一方に偏することなく、両者

(83) 武田昌輔（1965）161頁。

(84) 武田昌輔（2007）94頁。

(85) 上田（1917）18-19頁。

(86) 大村（1977）15-16頁を参照されたい。大村は、「1899年10月2日主税局長通牒」から、このような税務上の処理について説明している。

(87) 武田昌輔（2001）47-48頁を参照されたい。

を調整しつつ、税法と企業会計をうまく混合したと考えられている⁽⁸⁸⁾。

(3) 「税制簡素化についての中間報告」及び「税法と企業会計との調整に関する意見書」による調整

1966年9月、税制調査会税制簡素化特別部会は、「税制簡素化についての中間報告（案）」（以下「中間報告」という。）を公表している⁽⁸⁹⁾。

武田昌輔は、中間報告について、「税法の複雑さを緩和する方策として、細部にわたって規定することによって、他の諸制度に依存するという考え方が、税制簡素化に連がる場所である。」として、「会計基準に依存する旨を積極的に宣言したものとみることができる。」⁽⁹⁰⁾と評価している。

また、同年10月、企業会計審議会から「税法と企業会計との調整に関する意見書」（以下「調整意見書」という。）が公表された⁽⁹¹⁾。企業会計審議会は、調整意見書について、「本意見書は、調整に当たっての立脚点を企業会計原則の立場のみならず、できるだけ税法における所得計算の原則をも考慮に入れ、また、企業会計原則自体に問題があると思われるものについては、これを指摘している。」⁽⁹²⁾とした上で「税法が課税所得の計算に当たり基本的に企業の自主的経理を尊重すべきことの主張を基本としている。」⁽⁹³⁾と説明している。

この一連の流れは、企業利益と課税所得の差異を可能な限り縮小させようとする認識を、企業会計及び税法両者が共有していた時期であったことが窺える⁽⁹⁴⁾。

(4) 法人税法の改正（1967年）

1967年の税制改正において法人税法第22条第4項が創設された。

(88) 矢内（2019）136頁を参照されたい。法人税法の通達に「企業利益と課税所得の関係に関する基本原則」が設けられたことについて、高木（2005、10頁）は、「企業会計と課税所得計算の関係をより緊密にしたという意義は大きいものがあるが、反面、この確定決算の拘束性の強化とも言えるべき規定の整備が、その後、逆基準性の問題として議論されてくるのである。」と指摘している。

(89) 税制調査会税制簡素化特別部会（1966）145-156頁を参照されたい。

(90) 武田昌輔（2001）50頁。

(91) 大蔵省企業会計審議会特別部会（1966）79-86頁を参照されたい。

(92) 大蔵省企業会計審議会（1966）78頁。

(93) 大蔵省企業会計審議会特別部会（1966）79頁。

(94) 高木（2005）11頁を参照されたい。塩崎（1967、87頁）は、一連の流れについて「税務の側から税制の簡素化が大きく採り上げられたことがその大きな原因のように思われる。」と説明している。

「(法人税法 22 条第 4 項)

第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額及び前号各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」

武田隆二は、同法第 22 条第 4 項が創設された理由について、中間報告からも読み解くことが出来るとした上で、「法人税法の所得計算は、本来、企業利益を前提として行わなければならないという当然の倫理を追認することにより、各企業の個別事情に即した合理的な計算を容認しようとすることにあった。」⁽⁹⁵⁾と説明している。この点について、中里も、同法第 22 条第 4 項について、「課税所得算定が終局的には会計実務に依存するという明文が法人税法上存在しなかったので、これを税制簡素化とのからみで確認的に定めた規定ということになるのである。」⁽⁹⁶⁾と指摘している。したがって、この改正は、原則として会計に関する具体的な規定を設けず、すでに行われていた一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って、所得計算を行うことを明確にするために行われた確認規定であると考えられる。

もっとも、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って課税所得計算がいつから行われたのか検討が必要となる。創設した法人税法第 22 条第 4 項は会社法（商法）準拠の課税所得方法を定めているとされている⁽⁹⁷⁾が、当時の商法には「公正なる会計慣行の斟酌」規定が存在していない⁽⁹⁸⁾。この点について、田中耕太郎は、1938 年時点の商法に正規の簿記の諸原則の規定が存在していないとしながら、「一般商人に関する規定及び株式会社に關する規定を総合して考ふるときに、此れ等の斷片的規定の背後に有機的な簿記及び會計の技術の存在を豫定するに非ざれば、各概念及び各法條の規定を理解することを得ぬのである。従って我が商法に於ても、『正規の簿記の諸原則』⁽⁹⁹⁾は法律系の中に編中せられてゐるものと認むべきであ

(95) 武田隆二（1999）113頁。

(96) 中里（1983）9・21頁。また、末永（2016、37頁）も法人税法第22条第4項は、「法に明文のない場合に法解釈として当然のことを定めた『確認規定』と解することができる。」と指摘している。

(97) 中里（1983）9・20頁を参照されたい。

(98) 商法の「公正なる会計慣行の斟酌」（正規の簿記の諸原則）規定は1974年に創設された。商法第32条第2項は次のとおりである。

「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ。」

(99) 当時日本の商法には「公正なる会計慣行の斟酌」規定が存在していなかったが、日本の商法はドイツ商法を参考にしてきた（本章第3節1（1）参照）ことから、「公正なる会計慣行の斟酌」規定について、ドイツにおける正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung：GoB）概念を用いていた。

る。」⁽¹⁰⁰⁾とする見解を陳述している。当該見解は、当時有力な見解であった⁽¹⁰¹⁾ことを踏まえれば、1899年（法人課税及び新商法が制定された年）から「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って課税所得計算が行われていたと考えられる。

また、営業権の随時償却や繰延資産の自由償却など、商法の考え方を採り入れたものと解することができ、さらに特別償却は準備金として積み立てる方式が認められ、税法が会計における表示問題に原則的には介入しないこととした現われとみることができる⁽¹⁰²⁾。この改正をきっかけにして、企業会計と課税所得の調整・調和の時代を維持していくことになる⁽¹⁰³⁾。

5 高度経済成長期後から現代（1974年～現在）

(1) 「税制の抜本の見直しについての答申」及び税制の改正（1998年）

戦後復興から長年続いた高度経済成長期は、1973年の第一次石油危機（第一次石油ショック）を契機に終焉を迎えた。日本政府は、第一次石油危機による税収の急激な落込みに対し特例公債を発行し、その後も大量の公債に依存する政策をとった。その結果、日本の財政は、1974年度には約10兆円だった公債残高が、1984年度には120兆円を超える深刻な状況になっていった⁽¹⁰⁴⁾。このような状況下において、1986年10月に税制調査会は内閣総理大臣に対し「税制の抜本の見直しについての答申」（以下「税制答申」という。）を提出している⁽¹⁰⁵⁾。

税制答申において、法人税法に関連する内容として、次の記載（一部抜粋）がある⁽¹⁰⁶⁾。

- ・ 経済、社会の国際化に伴い、我が国の法人課税の負担水準が主要諸外国と比較してかけ離れたものとなることは適当でない。現状50%を超える日本の課税水準を引き下げる必要がある。
- ・ 税収確保の観点から課税ベースを思い切って拡大する方向で、貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金などの厳しい見直しを行っていく必要がある。

上記の税制答申などを受けて、1998年に次のような税制改正が行われている。

(100) 田中耕太郎（1946）38頁。

(101) 忠（1977）198頁を参照されたい。

(102) 武田昌輔（2001）50頁を参照されたい。

(103) 高木（2005）14頁を参照されたい。

(104) 税制調査会（1984）1-2頁を参照されたい。

(105) 税制調査会（1986）1-104頁を参照されたい。

(106) 税制調査会（1986）59-66頁を参照されたい。

法人税率の引下げ、賞与引当金、製品保証引当金の廃止、特別修繕引当金制度の廃止（特別修繕準備金制度創設）、退職給与引当金の累積限度額の引き下げ*、貸倒引当金の法定繰入率の廃止（資本金1億円以下の中小法人を除く）、割賦販売基準の廃止、建物の減価償却方法を定額法のみ限定、減価償却費の少額損金算入の引き下げ、簡便法償却の廃止、営業権を任意償却から5年均等償却に変更、大規模長期請負工事の工事進行基準の強制適用等。
*退職給与引当金は2002年の税制改正により、廃止されている。

このような税制改正が行われたことにより、企業会計と課税所得の調整・調和の時代から企業会計からの課税所得の分離・独立の時代へと変化していったとされている⁽¹⁰⁷⁾。

(2) 会計ビッグバンによる会計基準及びASBJによる会計基準の公表

会計ビッグバンとは、日本の会計基準が、国際会計基準（International Accounting Standards（以下「IAS」という。））に収斂するため、短期間に改訂した一連の改革をいう⁽¹⁰⁸⁾。

会計ビッグバンといわれる会計基準の設定・公表は図表3-2のとおりである（法人税関連のみ）⁽¹⁰⁹⁾。

図表 3-2 会計ビッグバンの会計基準（法人税関連のみ）

	会計基準名	公表年
①	リース取引に係る会計基準	1993年
②	研究開発費等に係る会計基準	1998年
③	退職給付に係る会計基準	1998年
④	税効果会計に係る会計基準	1998年
⑤	金融商品に関する会計基準	1999年
⑥	固定資産の減損に係る会計基準	2002年
⑦	企業結合に係る会計基準	2003年

出所：筆者作成。

(107) 高木（2005）14頁を参照されたい。

(108) 富塚（2002）20-21頁を参照されたい。IASC（International Accounting Standards Committee：国際会計基準委員会）がIAS第1号を1975年に公表、IASB（International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会）が国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）第1号を2005年に公表した。

(109) 税効果会計導入の目的は、「税務にとらわれた会計処理から財務会計に即した会計処理を促すことにあった。」とされている。（大沼・鈴木・山下 2009、22頁）

そして、2001年に企業会計審議会から会計基準の設定業務が企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan (以下「ASBJ」という。))に移管された。そのASBJが設定し、公表した会計基準は図表3-3のとおりである(法人税関連のみ)。

図表 3-3 ASBJ 設定・公表の会計基準 (法人税関連のみ)

	会計基準名	公表年
①	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	2002年
②	事業分離等に関する会計基準	2005年
③	ストック・オプション等に関する会計基準	2005年
④	棚卸資産の評価に関する会計基準	2006年
⑤	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	2009年
⑥	収益認識に関する会計基準	2018年

出所：筆者作成。

このように、日本企業の国際化、資本調達市場のグローバル化の発展を背景にして、IFRS等との調和を意識した会計基準が相次いで公表されている⁽¹¹⁰⁾。

第4節 確定決算主義批判の検討

ここでは、確定決算主義に対してどのような批判があるか、さらには、それに対する意見について検討していきたい。なお、確定決算主義の批判内容について、単純に分類できるものではないが、先行研究の区分⁽¹¹¹⁾を参考にして、1. 企業会計と税務会計の目的の違いによる批判(以下「目的異質論」という。)と、2. 逆基準性による批判(以下「逆基準性論」という。)に分類することにする⁽¹¹²⁾。

(110) 高木(2005)29頁を参照されたい。

(111) 醍醐(1994、41-45頁)、吉牟田(1994、262-269頁)を参照されたい。

(112) その他の確定決算主義の批判として、新井(1965、125-129頁)、白鳥(1977、43-47頁)、岡田(1994、17-23頁)、山田(1995、71-81頁)などがある。

1 目的異質論

目的異質論は、「目的が異なる企業会計と税務会計（課税所得計算）は分離・独立させた方が、それぞれの目的を首尾なく遂行できる。」⁽¹¹³⁾とした確定決算主義の批判論である。

企業会計と税務会計の目的がどのように異なるのかを確認する前に、まずはそれぞれの定義を理解することが必要である。定義について端的に示せば、企業会計とは、「各企業の個別的・具体的経営事情に応じて、妥当なものとして選択された会計方法に基づく利益計算のための会計」⁽¹¹⁴⁾であり、会社法、金融商品取引法の規定に従う会計である。税務会計とは、「現行の税法規定にしたがい課税所得の計算を扱う会計領域」⁽¹¹⁵⁾であり、法人税法の規定に従う会計である。ここでは、企業会計と税務会計の目的を確認し、目的の違いによる確定決算主義の批判について、検討を行う。

(1) 企業会計と税務会計の目的

企業会計と税務会計は「正しい利益」の算定を目標とする点では共通の性格をもっているが、それぞれの法の目的が異なることから、そこでの「正しい」という概念の意味内容が法目的に依存して変化するとされている⁽¹¹⁶⁾。企業会計と税務会計に関連する法の目的は、証券取引法（金融商品取引法）は「投資者保護」、商法（会社法）は「債権者保護」、「株主保護」、法人税法は「課税の公平」である⁽¹¹⁷⁾。そして、利益概念という観点からみれば、証券取引法（金融商品取引法）では業績利益、商法（会社法）では配当可能利益、法人税法では、給付能力ある所得となる⁽¹¹⁸⁾。

したがって、企業会計の目的は投資者保護、債権者保護、株主保護のため、業績利益、配当可能利益を算定するものであり、税務会計の目的は課税の公平のため、給付能力ある所得を測定するためのものであると考えられる⁽¹¹⁹⁾。

(113) 醍醐（1994）41頁。

(114) 武田隆二（2005a）40頁。

(115) 武田隆二（2005a）28頁。

(116) 武田隆二（2005a）18-22頁を参照されたい。

(117) 武田隆二（2005a）21頁を参照されたい。

(118) 武田隆二（2005a）22-23頁を参照されたい。

(119) 武田昌輔は、「税法における課税所得は、元来課税負担能力を測定するためのものであるのに対して、商法の利益は主として株主に対する配当可能利益を算定するためのものであり、その目的が異なる。」としている。（武田昌輔 1993、34頁）

(2) 目的異質論

目的異質論として、例えば次のような批判がある。

- ・企業会計と違い、税法は政策目的もあるとして、税法の持つ固有の租税収入手段として単一の目的ではなく、盛りたくさんの特別措置の実施へ発展していくのである。確定決算原則から離れて、多目的の政策を満足せしめるための申告調整の中を拡げるか、税務用の貸借対照表を導入しなければならない⁽¹²⁰⁾。
- ・税法と企業会計の基準とは目的が異なるとして、両者の規定を完全に一致することは不可能である。企業会計の基準を十分に尊重し会計と税務がいたずらに乖離することは避けつつ、目的のために異ならざるを得ない会計処理は税法の別段の定めによって明確化し、申告調整を通じて課税所得計算に反映させるような見直し又は配慮を検討されたい⁽¹²¹⁾。
- ・財務損益計算と課税所得計算は、目的が異なるから、本質的に異なる原理が作用し、税制中立性と行政便宜性のどちらかを重視するかという理念の問題になる。会計に対する中立性を一層重視し、税法の経理要件規定から離脱するのが望ましい⁽¹²²⁾。
- ・国際的な環境が大きく変わる状況下において、企業会計原則と税務会計基準は本来目的が違いあるいは性格も違うのであれば、両者を切り離して、両者でそれぞれの目的を追求する自由度を持った方がむしろ望ましい⁽¹²³⁾。

(3) 目的異質論に対する検討

前述の批判内容は、程度の違いはあるものの、いずれも目的の違う企業会計と税務会計を分離・独立させるべきだとする意見である。

この点について、吉牟田は、次のように指摘している⁽¹²⁴⁾。

確定決算主義をとっていないアメリカでも、現行内国歳入法第 446 条(a)項⁽¹²⁵⁾では、「課税所得は、納税者の会計帳簿上、納税者が正規に用いている会計方法に従って計算されるべきである。」と規定し、目的異質論による企業利益計算の排除を行っているわけではない。

(120) 齊藤（1966）66-68頁を参照されたい。

(121) 日本公認会計士協会（2019）1頁を参照されたい。

(122) 井上久彌（1993）70-71頁を参照されたい。

(123) 宮島（1993）47頁を参照されたい。

(124) 吉牟田（1994）262頁を参照されたい。

(125) Internal Revenue Code, § 446. General rule for methods of accounting.

「(a) GENERAL RULE — Taxable income shall be computed under the method of accounting on the basis of which the taxpayer regularly computes his income in keeping his books.」

また、醍醐は次のように指摘している⁽¹²⁶⁾。

- ・税制が担う社会経済政策目的は申告調整を通じて遂行できないわけではないから、税務計算に社会経済政策目的が内在しているというだけで、会計利益の計算と課税所得の計算を連動できないとするのは早計である。
- ・税法の元来ある公平負担の原則に照らすと、経済的成果と損失の帰属を法形式にそってではなく、経済実質にそって捉え、担税力を確定することが目的適格的であり、取引の経済的実質を観察するという税務領域での思考は、企業会計とむしろ同質性が存在する。
- ・確定決算基準には、企業会計の領域で培われてきた慣行なり理論によって税務計算を後見するのを担保する機能が内在している。
- ・税務の領域には具体的な事例が集積されているため、当該事例を企業会計にフィードバックし、それらを会計基準形成の素材とし、企業会計上の諸概念を構成、再構成する契機として活かすことが望まれる。
- ・確定決算主義の意義は、商事上と税務上の二重記帳事務から納税者を解放するという実務上の便宜のみでなく、企業会計と税務計算の互助の関係を媒介する機能に照らして理解されなくてはならない。

以上から、確定決算主義を採用していないアメリカにおいても、「法人税の課税所得は、企業会計上の利益を基礎に算定がされる」⁽¹²⁷⁾制度になっている。また、企業会計と税務会計の目的は違うものの、取引の経済的実質を観察する思考は企業会計と税務会計はむしろ同質であることから、企業会計と税務会計を分離・独立させるのではなく、企業会計と税務計算の互助の関係を継続・発展させるべきではないだろうか。したがって、目的が異なる企業会計と税務会計は分離・独立させた方がいいとする目的異質論による批判は、妥当とは言えないと筆者は考える。

2 逆基準性論

「逆基準性」は、ドイツ税法における基準性の原則に由来する考え方である⁽¹²⁸⁾とされている。逆基準性論は、節税動機が企業会計に持ち込まれる結果、経営業績の適正な測定という企業会計本来の目的が阻害されているとした確定決算主義の批判論である⁽¹²⁹⁾。

そこで、まず由来とされるドイツ税法の「基準性の原則」及び「逆基準性の原則」について概括し、「確定決算主義は企業会計を阻害する」とした批判について、検討を行う。

(126) 醍醐 (1994) 41-43頁を参照されたい。

(127) 白須 (1995) 20頁。

(128) 高木 (2005) 26頁を参照されたい。

(129) 醍醐 (1994) 41頁を参照されたい。

(1) 基準性の原則及び逆基準性の原則

基準性の原則 (Maßgeblichkeitsprinzip)⁽¹³⁰⁾とは、純資産の比較によって利益を明らかにする事業者が、ドイツ所得税法 (Einkommensteuergesetz : EStG) 5条1項1文の規定により、ドイツの現行商法典 (Handelsgesetzbuch : HGB) 上の「正規の簿記の諸原則」 (Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung : GoB) に基づいて、資産及び負債を計上しなければならないことを言う⁽¹³¹⁾。

この原則は、GoBに従って作成された適法な商事貸借対照表は、税法上特別規定が定められている場合を除き、税務貸借対照表、つまり、課税所得計算に対して基準となることを明らかにしたものである⁽¹³²⁾。

日本における確定決算主義は、ドイツ所得税法上の基準性の原則に由来すると見られ⁽¹³³⁾、ドイツの基準性の原則とほぼ同じである⁽¹³⁴⁾とも見なされている⁽¹³⁵⁾。

逆基準性の原則 (die umgekehrten Maßgeblichkeitsprinzip) とは2009年改正前ドイツ所得税法5条1項2文の規定 (以下「旧所得税法5条1項2文」という。) により、税法にHGBにない評価規定があり、その特別規定の適用を受ける場合には、HGB上の決算書は税法規定に従って作成されなければならないことを言う⁽¹³⁶⁾。2009年改正前とあるとおり、「逆基準性の原則」を規定するドイツ所得税法5条1項2文は、会社法現代化法 (Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts : BilMoG) が、2009年5月29日に発効、削除されているため、ドイツでは「逆基準性」がもたらす外部報告会計の歪みを取り除かれたとされる⁽¹³⁷⁾。

この逆基準性の原則は、「税法上許容される選択権が存在する場合に、納税義務者は、課税所得計算上、有利なようにその選択権を行使するためには、前もって商事貸借対照表においてそれに相応する処理を行うことを強制される」⁽¹³⁸⁾ことを意味していた。

(130) 正式には「商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則」 (Prinzip der Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für Steuerbilanz) という。(森川 (1995、21頁を参照されたい))

(131) 坂本 (2011) 350頁を参照されたい。

(132) 森川 (1995) 22頁を参照されたい。

(133) 武田隆二 (1968) 49-50頁を参照されたい。

(134) 忠 (1979) 17-18頁を参照されたい。

(135) 浦野 (1994) 3頁を参照されたい。

(136) 坂本 (2011) 350頁を参照されたい。

(137) 久保田 (2010) 30頁を参照されたい。

(138) 森川 (1995) 27頁。

(2) 逆基準性論

逆基準性に対する批判として、醍醐は、「次のような事象を指して多義的に論じられてきた。」⁽¹³⁹⁾と説明している。

- a. 法人税法が課税所得の計算にあたって、減価償却費の計上や各種引当金への繰入について、画一的な損金算入限度額を設けているために、企業会計上でもこの税務上の限度額が事実上の費用計上基準となる。企業ごとの実態に見合った適正な費用計上を妨げている。
- b. 企業会計の領域で特定の事象について基準を新設、変更しようとする場合、その事象について既に税務上の基準があり、それが会計慣行になっている場合、税務上の基準と異なる企業会計基準を設定するのは容易でない。
- c. 法人税法が課税所得計算にあたって、損金算入の前提条件として、費用性を認め難い項目についてまで企業会計上で損金経理することを要求している。

日本公認会計士協会は「令和2年度税制改正意見・要望書」において「IFRS（国際財務報告基準）の任意適用等の適正な財務報告の妨げにならないように債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容すること」と題して、次の点を挙げている⁽¹⁴⁰⁾。

- d. IFRS の国際的な普及が進む中で、損金経理要件のために、確定決算においてどの会計基準を適用したかによって、税負担に格差が生じたり、税務ベネフィットを享受するための配慮により会計処理が行われるという逆基準性が生じるといった税の中立性が損なわれる問題が生じる。

また、租税法学者や国税局出身者からも次の批判がある。

- e. 課税目的の法たる税法が企業会計に不当に干渉するという結果をもたらしている。圧縮記帳、特別償却などの諸制度についてこの原則を導入することは、企業会計上費用でないものを費用として会計処理することを強制することとなり、事実においてはなほだしく企業会計のあり方をゆがめることになっている⁽¹⁴¹⁾。
- f. いつまでも厳格な損金経理要件を採用するのではなく、申告調整の拡大をはかることも考えなければならない。確定決算主義を採用しながら、損金経理要件を廃止し、申告調整に転換することも可能と考える⁽¹⁴²⁾。

(139) 醍醐（1994）42頁を参照されたい。

(140) 日本公認会計士協会（2019）1-2頁を参照されたい。

(141) 北野（1994）73-74頁を参照されたい。

(142) 前原（2005）167-168頁を参照されたい。

(3) 逆基準性論に対する検討

醍醐は前記(2) a、b、cに対し、次のように指摘している⁽¹⁴³⁾。

- a. 税務上の損金算入限度額を超えて企業会計上で費用を計上する場合、「有税」償却とされるため企業会計の適正な費用計上を妨げているとするのは誇張であり、「有税」償却の意味が曲解されている。償却限度額までの償却をした場合と、税法限度額を超える償却をした場合とでは当期の税負担に差は生じないため、「有税」償却という用語は事実と齟齬のある表現であり、「当期不算入償却」というのが適切である。また、税法上の損金算入限度額未滿を企業会計上で費用計上する場合は、税法において限度額までの計上を奨励しているわけでもないため、企業が適正な費用計上をしている点に問題はない。
- b. リース取引を例にして、リース業界が顧客側の税務上のメリットを守ることを理由のひとつとして、ファイナンス・リースの資産化に反対をしているのだとしたら、税法上の基準の問題ではない。
- c. 法人税制が諸準備金について利益処分方式によった場合も損金算入を容認していることから、事実上解消している。

前記(2) eは、cの指摘にある利益処分方式の採用により、事実上解消していると考えられる。また、坂本は前記(2) a、d、fについて次のように指摘している。

- a. 企業が「経理自由の原則」⁽¹⁴⁴⁾のもとで、計算書類の作成(確定決算)において一定の会計処理を自主的に選択したにもかかわらず、課税所得計算(申告調整)においてこれとは別の会計処理を選択することは、「禁反言の法理」(自分が選択した言動に矛盾する態度をとることは許されないとする考え方)に反する行為に等しい⁽¹⁴⁵⁾。
- d. 「不利益」を生じさせる典型例の減価償却は、耐用年数および償却方法に関して法人税法基準が大幅に許容されており、さらに、法人税法には、割増償却、利益処分による特別償却準備金、税務署長の承認を条件としたその他の償却方法の選択もあるため、会計実務の大きな弊害を生じさせることはない⁽¹⁴⁶⁾。
- f. 損金経理要件の見直しは、確定決算主義の崩壊に繋がるおそれがある。損金経理要件を含む確定決算主義は、わが国の会計制度に欠くべからざる制度として定着しており、損金経理要件を緩和するメリットは存在しな

(143) 醍醐(1994) 42頁を参照されたい。

(144) 「経理自由の原則」について、武田隆二(2007b、347-348頁)は、「社会的に普遍性あるものとして承認された複数の会計処理の原則または手続群があらかじめ存在し、その手続群のなかから企業の自主的選択を許容するものであって、まったく自由で恣意的な経理を認めようという趣旨ではない。」と説明している。

(145) 坂本(2019a) 74頁を参照されたい。

(146) 坂本・伊藤(2013) 118頁を参照されたい。

いと思われる⁽¹⁴⁷⁾。

以上から、税法基準への企業会計の依存はあるものの、企業会計への税務の介入とまではいえない⁽¹⁴⁸⁾と考えられる。また、「財務諸表の利害調整機能は確定決算主義と密接に関連している。」⁽¹⁴⁹⁾とされている。それは、つまり企業（経営者）と利害関係者（株主・債権者・課税庁など）の利害を調整し、これらの利害関係者すべてが納得できるよう公平な利益を算出する役割を担う利害調整機能は、企業の意思を確定決算に明示することによって、法人の恣意的な計算を抑制し、企業間における課税の公平性・安定性を図る目的をもった確定決算主義（本章第2節3参照）と関連性が高いことを意味している。

したがって、経營業績の適正な測定という企業会計本来の目的が阻害されているとした逆基準性論による批判は、妥当とは言えないと筆者は考える。

第5節 確定決算主義の本質と重要性

ここでは、新しく公表された会計基準や商法改正に対する法人税法の改正を確認し、企業会計と税務会計の関係を整理した上で、今まで検討してきた内容を踏まえながら、確定決算主義の本質と重要性について考察を行う。

1 会計基準の公表・商法改正に対する法人税法の対応

本章第3節5が示すように法人税法と企業会計の関係は、従来の調整・調和から分離・独立の状態になっているとされている。しかしながら、現状における法人税法は、新たに公表する会計基準に対して、当該税法を改正することにより随時対応している。

会計基準に対する主な法人税法改正の対応を示すと図表3-4のとおりである⁽¹⁵⁰⁾。

(147) 坂本・伊藤（2013）120頁を参照されたい。

(148) 醍醐（1994）42頁を参照されたい。

(149) 坂本・伊藤（2013）120頁。

(150) 「外貨建債権債務の換算方法」は、1973年2月に変動相場制への移行、1971年8月以降企業会計審議会の意見も出されていることなどを背景にして行われたものである。（国税庁 1975、98頁を参照されたい）

図表 3-4 会計基準と法人税法改正

会計基準 公表年	会計基準名	法人税法 改正年	改正内容
1979年	外貨建取引等会計処理基準	1975年	外貨建債権債務の換算方法
1999年	金融商品に関する会計基準	2000年	金融商品に対する時価評価等の導入
2008年	棚卸資産の評価に関する会計基準	2009年	後入先出法・単純平均法の廃止
2018年	収益認識に関する会計基準	2018年	法人税法第22条の2の創設

出所：筆者作成。

さらに、このことは、法令のみでなく、「法人税・法令解釈通達」⁽¹⁵¹⁾（以下「法人税通達」という。）においても同様である。特に法人税通達の「第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算」においては、「そのほとんどが企業会計の理論に立脚した収益と費用・損失に関する解説である。」⁽¹⁵²⁾とされている。

一例を挙げれば、2018 年、ASBJ から公表された「収益認識に関する会計基準」に関連する改正がある。法人税法基本通達において、「『収益認識に関する会計基準』における収益の計上単位、計上時期及び計上額において『履行義務』という新たな概念を盛り込んだ。」⁽¹⁵³⁾ として見直しが行われ、同年 5 月に改正された。「履行義務」に関連する法人税法基本通達は、図表 3-5 のとおりである。

(151) 通達は、国家行政組織法第14条第2項において「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」とされている。また、法令解釈通達とは、租税法の解釈の通達であり、国税庁長官によって多くの通達が発せられている。（金子 2019、115頁を参照されたい）。なお、法人税法においては、基本通達、個別通達、租税特別措置法（措置法）通達がある。

(152) 坂本（2019a）134頁。

(153) 坂本（2019a）134頁。

図表 3-5 「履行義務」に関連する法人税法基本通達

通達番号	通達名	新設
2 - 1 - 1	収益の計上の単位の通則	○
2 - 1 - 1の15	値増金の益金算入の時期	
2 - 1 - 21の2	履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期	○
2 - 1 - 21の3	履行義務が一時点で充足されるものに係る収益の帰属の時期	○
2 - 1 - 21の4	履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの	○
2 - 1 - 21の5	履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の額の算定の通則	○
2 - 1 - 21の6	履行義務の充足に係る進捗度	○
2 - 1 - 21の7	請負に係る収益の帰属の時期	
2 - 1 - 21の9	不動産の仲介あっせん報酬の帰属の時期	
2 - 1 - 21の10	技術役務の提供に係る報酬の帰属の時期	
2 - 1 - 21の11	運送収入の帰属の時期	
2 - 1 - 29	賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期	
2 - 1 - 30	知的財産のライセンスの供与に係る収益の帰属の時期	○

出所：筆者作成。

「履行義務」に関連する法人税基本通達は、全部で 13 項目あり、そのうち新設された通達は 7 項目になる⁽¹⁵⁴⁾。このように、法人税（税務会計）は、企業会計に対し、法令及び法令解釈通達（以下「法人税法等」という。）において改正により随時対応している。

以上のとおり、新しい会計基準に対応した法人税法等の改正によって企業会計と税務会計の親和性が保たれていることは、わが国の会計制度の特質である⁽¹⁵⁵⁾。

近年において、日本企業の国際化、それに伴う資本調達市場のグローバル化の発展に伴い、税務会計と企業会計の関係は複雑化していることは事実であるが、法人税法等の対応を鑑みれば、複雑化を理由に税務会計と企業会計が分離・独立をしているという認識は、再考の余地があると考えられる。

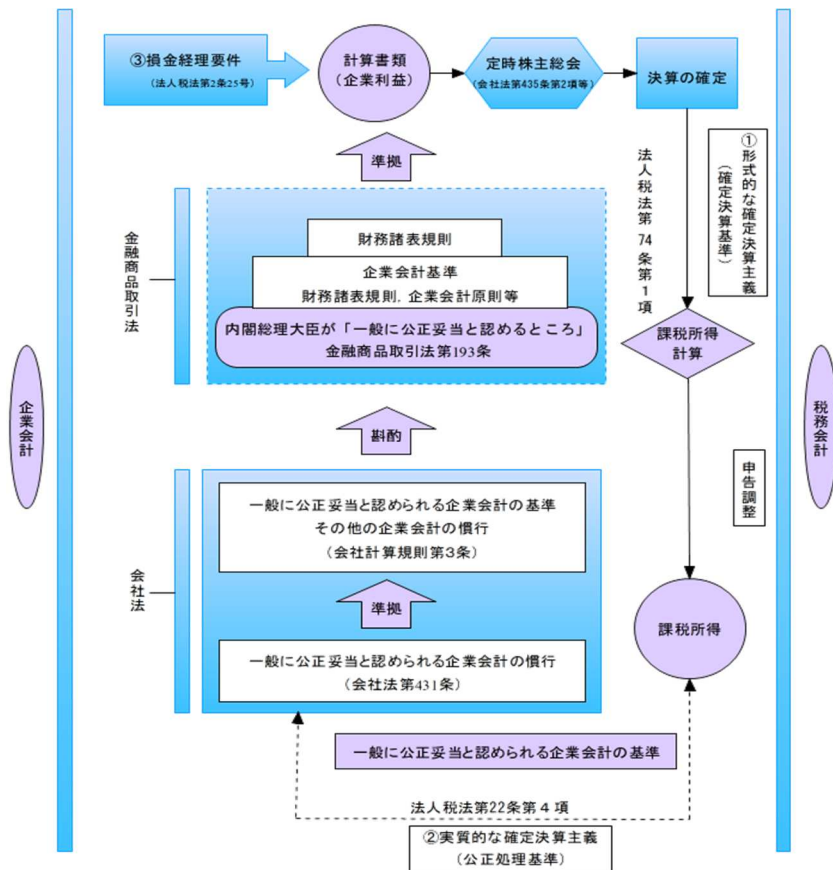
(154) 「収益認識に関する会計基準」に関連して改正が行われた「収益等の計上に関する基本通達」（法人税法基本通達第2章第1節）は全部で54項目（そのうち16項目が新設）に及んでいる。（国税庁 2018、1-4頁を参照されたい。）

(155) 坂本（2019a）134頁を参照されたい。

2 企業会計と税務会計の関係

次に、企業会計と税務会計の関係について整理する。企業会計（会社法、金融商品取引法の規定に従う会計）と税務会計（法人税法の規定に従う会計）の一般的な関係を図式化したものが図表 3-6 である⁽¹⁵⁶⁾。

図表 3-6 企業会計と税務会計との関係 1



出所：坂本（2019a）70 頁、図表 2-5 に加筆修正して筆者作成。

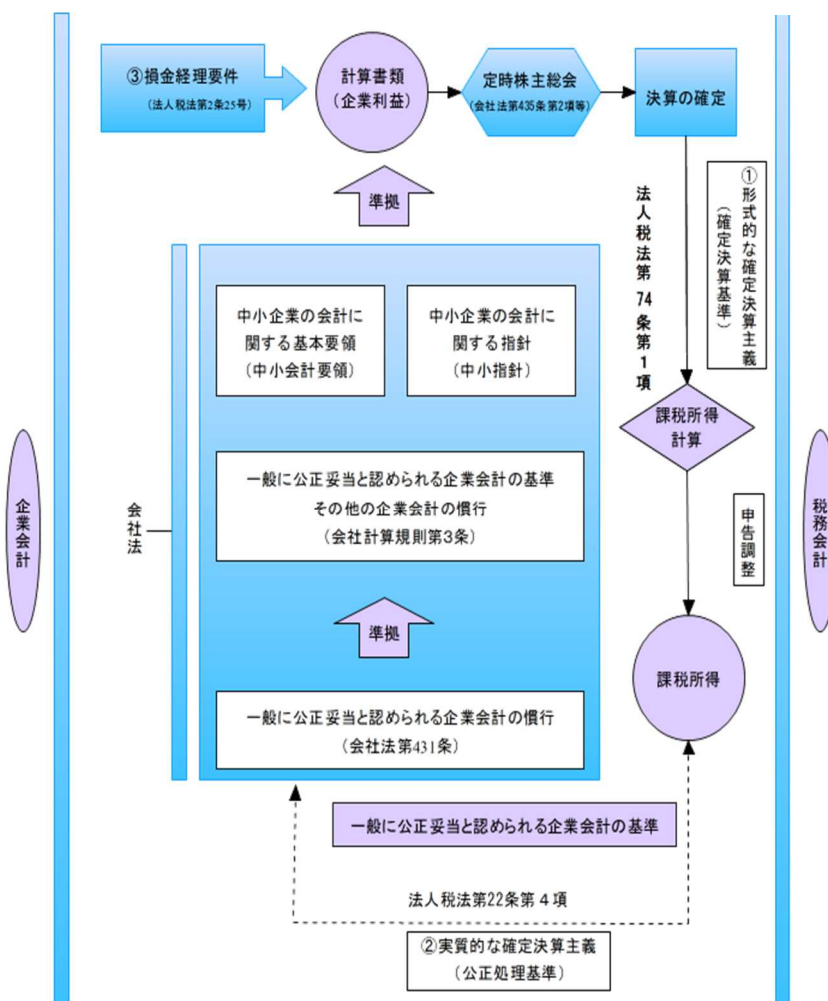
図の左に「企業会計」を、右に「税務会計」を配置することで両者の関係を表している。企業会計側では、会社法が基礎となり、その上に金融商品取引法が適用され、企業利益が算出さ

(156) 坂本（2019 a）69頁を参照されたい。

れる。税務会計側では、定時株主総会によって数値が確定した企業利益から「課税所得」を算出する過程で申告調整⁽¹⁵⁷⁾を行い、最終的に法人税法上の「課税所得」が算定される⁽¹⁵⁸⁾。

図表 3-7 は、中小企業における企業会計と税務会計との関係を示している。

図表 3-7 企業会計と税務会計との関係 2



出所：坂本（2019a）71 頁、図表 2-6 に加筆修正して筆者作成。

(157) 「申告調整とは、会社の確定した決算による『当期純利益』の金額が法人税法による『課税所得の金額』と食い違う部分を修正する目的で、法人税申告書の『別表4』（課税所得計算における会計上の精算表に匹敵する表）で『加算』ないし『減算』を行って、課税所得を計算する手続きを指す」。 (坂本 2019a、69-70頁)

(158) 坂本（2019a）69頁を参照されたい。

ここでは、企業会計側において、会社法が基礎となり「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を具現化した会計基準として「中小企業会計要領」と「中小企業会計指針」が配置されている⁽¹⁵⁹⁾。この2つの図から見える、会社法（商法）が税法に対して基礎となっている理由について、武田隆二は、「商法（私法領域）と税法（公法領域）では性質が異なるが、その適用される対象が同一である」⁽¹⁶⁰⁾ためと説明した上で、確定決算主義とは「税法の課税所得計算の・商法決算に対する・原則的依存関係を表現したものとして受けとられなければならない」⁽¹⁶¹⁾と指摘している。このように、税務会計は会社法に対して原則的依存関係にあると考えられる。

3 確定決算主義の機能と役割

確定決算主義は、その変遷からも明らかなように、社会環境の変化、経済の発展及び企業のグローバル化等に伴う状況下においても、1899年から現在まで120年以上継続している歴史ある日本の制度である。

その確定決算主義の機能と役割について、参考となる次の見解がある。

—確定決算主義の機能について—⁽¹⁶²⁾

企業会計の領域で培われてきた慣行なり理論によって税務計算を後見するのを担保する機能が内在し、税務の領域には具体的な事例が集積されているため、当該事例を企業会計にフィードバックし、それらを会計基準形成の素材とし、企業会計上の諸概念を構成、再構成する契機として活かすことが望まれる。確定決算主義は、商事上と税務上の二重記帳事務から納税者を解放するという実務上の便宜のみでなく、企業会計と税務計算の互助の関係を媒介する機能に照らして理解されなくてはならない（第4節1(3)参照）。

—確定決算主義の重要な役割について—⁽¹⁶³⁾

税務における課税所得金額は、商人の主観性の上に立った計算書類（企業利益）について客観性を追求する計算領域である。なるが故に、企業自らが作成した主観的な計算書類を「第一時的に客観化する過程」として、「株主総会での承認」という法的手続きを求めたのである（第一次客観性）。株主総会においてかかる同意があることで、会社の作成した計算書類に「合意が得られたという意味での客観性」が付与されたことになる。かかる客観性ある計算書類をベースに、法人税法が求める特別規定（企業会計とは異なる会計処理法）に従い、

(159) 坂本（2019a）70-71頁を参照されたい。

(160) 武田隆二（2005a）43頁。

(161) 武田隆二（2005a）43頁。

(162) 醍醐（1994）41-43頁を参照されたい。

(163) 武田隆二（2008）29頁を参照されたい。

その差額を調整（申告調整）することを命ずることで、「法人税法に従う客観性」（第二次的客観性）を求めた。かかる客観化過程において最も重要な役割を果たしたものが、「確定決算主義」である。

以上の見解は、日本における確定決算主義が、税務行政のみならず、企業を含む社会に対し重要な役割を担っていることを示すものである。

第6節 おわりに

本章において、確定決算主義の定義は、形式的な確定決算主義、実質的な確定決算主義、損金経理要件の内容を包括した概念である「広義」（の確定決算主義）と、損金経理要件の内容のみをもって確定決算主義とする概念である「狭義」（の確定決算主義）があることを明らかにした上で、原則として確定決算主義の定義について「広義」の概念を用いて考察を行った。

1899年に施行された新商法では、貸借対照表、損益計算書等について定時株主総会の承認を要求する規定があり、同年に施行された所得税施行規則では、通常総会后7日以内に損益計算書を税務書に提出すべき規定があった。当初から税法が所得計算に関して商法に依存していたことを踏まえれば、「確定した決算」という文言はないものの形式的な確定決算主義はすでに存在していたと思われる。したがって、確定決算主義の歴史は、新商法及所得税法改正による法人課税が規定された1899年から始まったと考えられる。

また、税法が戦後公表された企業会計原則と意見書等により議論を重ねることによって、税法・商法・企業会計原則の調整の時代を迎えるに至ったことを確認した上で、当該調整の時代において創設された法人税法第2条25号「損金経理要件」及び同法第22条第4項「実質的な確定決算主義」は、いずれも確認規定であり、かつ確定決算主義が始まった1899年には既に存在していたことを明らかにした。

1974年頃から高度経済成長期が終焉を迎えると共に、経済、社会の国際化が進む中、1998年において日本政府は、税収確保と国際化への対応のため、「課税ベースの拡大と、課税水準を引き下げる」税制改正を実行した。この改正によって従来、税法上損金として認めてきた賞与引当金、製品保証引当金を廃止するなど、企業における会計上の処理を課税所得計算上損金として認めないことにしたため、税法と企業会計との関係が、分離・独立する時代に変化していったとされている。また、同時期において、会計ビッグバンによる会計基準が相次いで公表されたことにより、確定決算主義の見直しなど、当該制度に対する批判が強まったことは確かである。

しかしながら、法人税法等は、新しく公表される会計基準に対して、改正により随時対応している。この法人税法等の対応を鑑みれば、税務会計と企業会計の関係が分離・独立している

という認識には再考の余地がある。また、確定決算主義に対する批判内容についても、検討した結果、その批判内容が妥当とはいえないことを明らかにした。

そして、決算書の利害調整機能は確定決算主義と密接に関連し、新しい会計基準に対応した法人税法及び法令解釈通達の改正によって企業会計と税務会計の親和性が保たれていることは、わが国の会計制度の特質である。

確定決算主義は、企業会計と税務会計の互助の関係を媒介する機能を有し、商人の主観性の上に立った計算書類について客観性を追求するという最も重要な役割を果たしている。そして120年以上の歴史がある日本における確定決算主義が、税務行政のみならず、企業を含む社会に対して重要な役割を担っている制度であることを筆者は強調したい。

第4章 税理士法第1条における「独立性」の概念

第1節 はじめに

我が国の職業会計人として初めて法制化された国家資格は計理士（1927年3月31日法律第31号）である。計理士法は資格試験制度を採用した点において画期的であったが、当該試験合格者以外でも旧制専門学校以上の学校で会計学を修めて卒業した者及び会計に関する一定の実務従事が1年以上ある者も資格を取得することができた。そのため、明治時代に登場した税務代弁者と呼ばれていた税務の専門家の多くが試験合格以外の方法で計理士の資格を取得している状況であった⁽¹⁾。当時実態的な計理士の業務は、計理士法において「税務に関する業務の規定」はないものの法人及び個人企業の会計帳簿の指導のほか税務相談、税務書類作成及び税務代理等にまで及んでいた⁽²⁾。

計理士法⁽³⁾第1条は以下のとおりである。

「計理士ハ計理士ノ稱號ヲ用ヒテ會計ニ關スル検査、調査、鑑定、證明、計算、整理又ハ立案ヲ爲スコトヲ業トスルモノトス。」

計理士法誕生から15年経った1942年に税理士法の前身である税務代理士法が、その9年後1951年には税理士法が法制化された。

現在の税理士法第1条「税理士の使命」⁽⁴⁾は以下のとおりである。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場（傍点-筆者）において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

同法第1条（税理士の使命）には「独立した公正な立場」との記載がある。しかし、税理

(1) 太田（1968、79頁）は「計理士法は生まれながらにして既に無力に等しいものであった。」としている。

(2) 山本（2001）44-46頁を参照されたい。

(3) 1927年から公認会計士制度の発足により廃止となった1948年までの21年間、改正法案は数多く提出されたが、当該法案が成立することはなかった。

(4) 税理士法第1条「税理士の使命」は1980年に改正され、現在に至っている。

士の立場について、納税者の多くは「納税者の代理人」として認識している⁽⁵⁾ため、「独立した公正の立場」、中でも「独立性」に関してあまり理解がなされていない。そこで税理士の「独立性」概念を中心として、税理士制度の歴史の変遷について検討を行い、ドイツの税務業務を概観することにより、税理士法第1条における「独立性」の概念を考察する。

第2節 税理士法制定に至るまでの時代背景

1 明治の税制と税理士制度の萌芽

明治初期の税制において「明治政府が発足したばかりであり、長い歴史を持つ税制を一挙に改革することは決して民心を得る道ではないということから、明治政府は、昔の制度をとりあえず存続させ、逐次全国統一的な租税制度を設けることとした」⁽⁶⁾。そのため、1873年に地租改正条例が公布されたにもかかわらず、全国統一的な租税制度の体制構築が完了したのは1881年である。1887年にわが国で初めての所得税法が規定されたが、当時の納税対象者は個人の商工業者のみで、その税率も1%から3%程度であったことから、依然として地租中心主義になっていた。「商工業者に対する税負担も少なかったため、税務官庁との紛争もあまり表面に表れなかった」⁽⁷⁾ことから、当時納税に関して専門家に相談したいという要望はあまりなかったと考えられる。ただし、大日本帝国憲法が1889年2月11日公布、翌年11月29日に施行され、「課税単位は村から個人となり、すべての臣民の納税義務が確立し、かつ租税法律主義の確立をみる」⁽⁸⁾。この時すでに従来の地租制度から新しい税制度に転換する基盤は築かれていた。

1894年に勃発した日清戦争から2年後、戦費拡大に伴う財政需要を賄うため1896年3月営業税法が制定され、翌1897年1月から施行された（第2章第4節1参照）。この頃から納税に関して専門家⁽⁹⁾に相談したいという要望が主として関西方面の特定の商工業者を中心に高まっていくことになる。1897年、徳島県の商工業者の有志は、自主的に「徳島県国税業同盟会」

(5) 東京税理士会では「納税者の良き代理人」としてWEB上に掲載している。

http://www.tokyozeirishikai.or.jp/three_minutes/. 2019年2月2日最終アクセス。

(6) 日本税理士会連合会（1969）7頁。

(7) 日本税理士会連合会（1969）7頁。

(8) 小野塚(1996)98頁。大日本帝国憲法には「(第二十一条) 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」、「(第六十二条) 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ヘシ (後略-筆者)」、「(第六十三条) 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徴収ス。」と納税義務及び租税法律主義が規定された。

(9) 当時、退職税務官吏、会計に素養のある者が専門家とされた。(日本税理士会連合会 1969、8頁を参照されたい)

を組織し、その役員に対し、営業税法に関し、相談、申告を依頼した⁽¹⁰⁾。

したがって、税理士法の前身は 1942 年 2 月に公布された「税務代理士法」であるが、現行税理士法第 2 条の税務代理、税務相談等の業務は、それよりも 45 年ほど前、営業税法に関して「退職税務官吏、会計に素養のある者、地域有力者等によって散発的に行われてきた」⁽¹¹⁾。

その後、1904 年の日露戦争に伴う増税(非常特別税法)により商工業者の納税負担額がさらに大きく増加した。「このような事情を反映し、税務の代理を専門家に依頼する納税者の数も増加し、また、この時代から税務の代理業務を専門的に行う職業群が発生」⁽¹²⁾している。しかし、自称専門家による業務は税務行政に混乱を招くこととなったため⁽¹³⁾、全国に先んじて大阪府が「大阪税務代弁者取締規則」(1912 年大阪府令第 45 号)を制定し、税務行政の安定化を図った。地方ではあるが日本における初めての税務代理に関する規則と考えられる。大阪税務代弁者取締規則第 1 条は次のとおりである⁽¹⁴⁾。

「本則ニ於テ税務代辯者ト称スルハ他人ノ委任ヲ受け税務ニ關シ當該公務所ニ対シ願届申立其他ノ手續ノ代辯ヲ業トスルモノヲ謂ウ。」

(10) 徳島県国税業同盟会には全10条からなる会則(1897年11月25日制定)があり、会員になることによって税務相談等を受けることが出来た。主な会則は以下のとおりである。(日本税理士会連合会 1969、8-9頁)。

「第一条 本会ハ徳島県国税業者ヲ持テ組織ス

第三条 本会員タル事ヲ得ベキモノハ徳島県ニ住居スル国財業者ニ限ル

第四条 本会員タルモノハ本会ニ対シ営業税ニ関スル質問応答ヲ求ル権能ヲ有ス

第五条 本会員ハ親睦ヲ旨トシ実業ノ発達ヲ謀リ租税負担ノ義務ヲ尽シ徳義信用ヲ重シ税法ノ研究ヲナシ国民利福ヲ増進スルヲ以テ目的トス。」

(11) 日本税理士会連合会(1969)8頁。

(12) 日本税理士会連合会(1969)10頁。

(13) この職業群の発生は、「納税者にとって有利な面もあったが、他面納税者の税務知識に乏しいのを奇貨として、故なく審査請求、訴願その他不正不当の要求を納税者にすすめ、いたずらに税務官庁に対する紛争を惹起せしめた。」とある。(日本税理士会連合会 1969、10頁)

(14) 2条以下で関連する条文は次のとおりである。(日本税理士会連合会 1969、12-13頁)。

「第二条 税務代弁者タラムトスル者ハ左記ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出免許証ヲ受クベシ

一 本籍、住所、氏名、生年月日

二 経歴ノ大要

三 住所以外ニ事務所ヲ設クル者ハ其ノ所在免許証ハ就業中携帯スベシ

その後、京都府が 1936 年府令第 13 号をもって「京都税務代弁者取締規則」を制定している。京都税務代弁者取締規則第 1 条は以下のとおりである⁽¹⁵⁾。

第六条 税務代弁者ハ業務上ノ委任者ヨリ受クル報酬ニ関シ規定ヲ定メ所轄警察官ヲ經由シ当庁ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更スルトキ亦同ジ

第七条 税務代弁者ハ左ノ事項ヲ為スコトヲ得ズ

- 一 税務ニ関スル会ヲ組織シ若クハ事件ノ代弁ヲ勧誘スルコト
- 二 住所又ハ事務所ニ税務代弁者事務所以外ノ名称ヲ表示シ若クハ之ヲ使用スルコト
- 三 認可外ノ報酬ヲ受ケ若クハ要請スルコト
- 四 税務代弁者ニ非ザル者ヲシテ代弁事務ヲ取扱ハシムルコト

第十条 左記各号ノ一ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

- 一 第二条ノ免許証ヲ受ケズシテ本則ノ業務ヲナシタル者
- 二 正当ノ理由ナクシテ第五条ノ事項ヲ拒ミタル者
- 三 第六条ノ認可ヲ受ケズシテ報酬ヲ收受シタル者
- 四 (省略-筆者)

(15) 第2条以下で関連する条文は次のとおりである。(日本税理士会連合会 1969、14-16頁)。

「第二条 代弁者タラムトスル者ハ左ノ各号ノ事項ヲ具シ主タル事務所所在地所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 事務所所在地及其ノ名称
- 三 業務ニ関スル報酬額
- 四 経歴書及市町村長ノ身分証明書

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ代弁者タルコトヲ許可セズ

- 一 第九条ノ規定ニ依リ許可ノ取消ヲ受ケタル後三年ヲ経過セザルモノ
- 二 他人ニ名義ヲ貸シ又ハ貸スノ虞アルモノ
- 三 租税ノ逋脱ヲ図リ又ハ不正行為ヲ為スノ虞アルモノ
- 四 所得調査委員ノ職ニアルモノ
- 五 其ノ他不適当ト認ムルモノ

第七条 代弁者ハ左ノ各号ノ自己ヲ遵守スベシ

- 一 事務所ニハ税務代弁事務所以外ノ名称ヲ表示又ハ使用セザルコト
- 二 許可以外ノ報酬ヲ若ハ要請シ又ハ代弁ヲ勧誘セザルコト
- 三 業務上知悉シタル事項ヲ漏洩セザルコト
- 四 租税ノ逋脱ヲ目的トスルノ虞アル会ニ関与セザルコト
- 五 租税ノ逋脱ヲ図ラシメ又ハ其ノ方法等ヲ唆示セザルコト

第十条 第二条、第三条、第五条、第七条、第八条ノ規定ニ違反シ又ハ第六条ノ規定ニ依ル命令若クハ臨検ヲ拒ミ又ハ第九条ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス。」

「本令ニ於テ税務代辯者（以下代辯者ト称ス）ト称スルハ他人ノ協議又ハ委任ヲ受ケ税務ニ關シ指示ヲナシ又ハ當該公務所ニ対シ申告、請求、願届、其ノ他一切ノ手續ノ代辯ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂ウ。」

現行税理士法の第2条「税理士の業務」に相当するものであるが、「取締規則」という名称及び警察署長の許可を要することから税務代理を行う者の取締りを行うことが目的であったと考えられる。そのため、全11条文の内、租税法律主義による適正な納税義務の実現及び税務代弁者としての立場（独立性）を窺わせる内容の文言は見当たらない。

2 税務代理士法の創設

計理士法が1927年に制定された当時、税務代弁者として税務官庁に出入りしていた者を大別すると、自称会計士、計理士、退職税務官吏、弁護士等であり、これら税務代理業者の取締りについては、大阪府が制定した「大阪税務代弁者取締規則」の地方における効果はあったものの、全国的に統一された法制が確立されていなかった⁽¹⁶⁾。

税務代理を行う専門家の必要性について全国的な規模で議論が始まったのは、1930年に西日本計理士会が政府に対し提出した「税務代理人取締規則制定に関する建議書」からである。その後1932年に計理士法改正期成会が第62回の帝国議会に対し「税務代理人法制定に関する建議書」が提出され、これらの要望に応じて金井正夫他1名の国会議員により1933年第64回帝国議会衆議院において「税務代理人法案」が提案された⁽¹⁷⁾。このように地方の計理士団体⁽¹⁸⁾が「税務代理人に関する法制化」を積極的に行っていたことが窺える。

提出された税務税理人法案第1条は次のとおりである。

「税務代理人ハ他人ノ委任ヲ受ケ、税務ニ關シ當該公務所ニ対シ願届申立其ノ他爲スベキ手續ノ代理ヲ爲スコトヲ業トスルモノトス。但シ訴訟行爲ハ此ノ限リニ在ラス。」

前記の第1条に規定された内容は、大阪税務代弁者取扱規則第1条を参考に行っている⁽¹⁹⁾。こ

(16) 日本税理士会連合会（1969）26頁を参照されたい。

(17) 日本税理士会連合会（1969）26頁を参照されたい。

(18) 平野（2012、61頁）は「計理士法に計理士団体に関する規定がなかったこともあって、計理士団体は分立した。」としている。

(19) 当法案提案者の金井正夫委員は、当国会の場において「此税務代理人ノ業ト云ウノハ、明治三十七八年日露戦争役頃ノ増税ガ動機トナツテ、其後之ヲ本業ト致シテ居ル者ガ非常ニ多クナツテ來タノデアリマスルガ、當時大阪府ニ於イテハ、是ガ弊害取締ノ爲ニ、明治四十五年五月税務代辯者取締規則ト云ウモノヲ制定致サレテ居リマスノデ、大體茲ニ提案致シテ居リマスル法律案ト云フモノハ、是ガ骨子トナツテ居

の法案は税務代理人としての規定の他、税務代理人試験制度の採用、無資格者が税務代理を行った場合に刑事罰を科す等の規定を設け、特に税務代理人が主務大臣（大蔵大臣）の監督下に属し（同法案第12条）、違反行為における懲戒処分制度を設けた（同法案第14条）ことは注目すべき点である。ただし、この法案の目的は納税者の代理人を法が定める資格者が行い、かつ、当該代理人の取締りを厳重にするためであった⁽²⁰⁾と考えられる。そのため、大阪税務代弁者取締規則同様全18条文の内、租税法律主義による適正な納税義務の実現及び税務代弁者としての立場（独立性）を窺わせる内容の文言は見当たらない。この法案は「衆議院において多数の賛成者を得るにいたらず、税務代理士法案は結局、廃案とされ不成立となった。」⁽²¹⁾とされている。

その後、日華事変、太平洋戦争開戦による軍事費調達を目的とする増税を伴う改正により納税者の税負担が増加すると共に、税法が複雑化し、納税義務の適正履行そのものが困難となった。「税務代理業者の資格を限定するとともに、これを許可制度として、その資質向上を図ると同時に監督の充実を期し、戦時下における税務行政の円滑適正な運営を図る必要が痛感されてきた⁽²²⁾」。このような時代背景から1942年第79回帝国議会に税務代理士法案が提出され、同年2月10日衆議院にて可決成立している。当時の税務代理業の数は全体で1,299名、そのうち計理士は676名と全体の過半数を占めており⁽²³⁾、今回の成立により税務代理士法及び既存の計理士法はそれぞれ税務及び会計の専門家を規制する法律として併存する関係となった⁽²⁴⁾。

ルノデアリマス。」と発言している。（第64回帝国議会衆議院司法代書人中改正法律案外一件委員会議録第7回、1933年2月22日、1頁『第64回帝国議会衆議院委員会議事録（第6類第7号）』所収。）

(20) 金井正夫委員は、当国会の場において「仍て是等一般納税者ノ被害ヲ除去致シマスト共ニ、税務ニ関スル紛争ヲ少ナカラシメ、且ツ税務行政ノ円滑ト更生ヲ期シタイ爲メカラシテ、此税務代理人法ヲ制定シテ其資格ヲ定メ、是ガ取締ヲ嚴重ニ致ス必要アリト認メマシテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス。」と発言している。（第64回帝国議会衆議院議事速記録第11号、1933年2月5日、168頁『第64回帝国議会衆議院議事録（官報号外）』所収。）

(21) 山本（2001）73頁。国税庁出身の山本（2001、73頁）は「計理士（計理士法は昭和2年に成立）は当時タックスビジネスに携わっている者もあり、わざわざ別途税務代理人の資格を取ることにに対する反発があった。」としている。また、計理士法中改正法律案提案者の金井正夫委員は、当国会の場において「第一點ノ御尋ノ税務代理人法ヲ制定スルト云フコトハ、計理士法ノ改正ノ結果、失格シタ人ヲ救済スルト云フノガ第一ノ趣旨デアリマシテ。」と発言している。（第64回帝国議会衆議院司法代書人中改正法律案外一件委員会議録（速記）第7回、1933年2月22日、2頁『第64回帝国議会衆議院委員会議事録（第6類第7号）』所収）。なお、計理士法中改正法律案も廃案となっている。

(22) 日本税理士会連合会（1969）35頁。

(23) 1941年12月1日現在の税務署調査による。（日本税理士会連合会 1969、39頁を参照されたい）

(24) 現在の税理士法及び公認会計士法も併存関係にある。

可決された税務税理士法第1条は以下のとおりである。

「税務代理人ハ所得税、法人税、營業稅其ノ他命令ヲ以テ、定ム租稅ニ關シ他人ノ委嘱ニ依リ稅務官ニ提出スベキ書類ヲ作成シ又ハ審査ノ請求、訴願ノ提起其ノ他ノ事項（行政訴訟ヲ除ク）ニ付代理ヲ爲シ若ハ相談ニ應ズルヲ業トス。」

税法科目の記載があることを除けば、税務代理を業とする者を税務代理人とする1933年に提出されたものと基本的に同じである。ただし、1933年に提案された「税務代理士法案」の試験制度は採用されず、登録申請であったものが主務大臣（大蔵大臣）の許可申請と厳格になっている。税務行政を適正に運営することを目的として国家が認定した資格者に税務代理業務を遂行させ、かつ、当該資格者を管理監督することが法の制定趣旨であったと考えられる⁽²⁵⁾。そのため、税務代理人を規制する日本で初めての法律であるが、全26条文の内、租税法律主義による適正な納税義務の実現及び税務代理人としての立場（独立性）を窺わせる内容の文言は見当たらない。

3 申告納税制度と青色申告制度

申告納税制度と青色申告制度については、既述（第2章第4節参照）のとおりであるが、現行税理士法第1条に「申告納税制度の理念にそつて」と記載があるとおり、両制度は税理士法に関連する重要な制度の一つであるため、当該制度の沿革を本章にて概観する。

(1) 申告納税制度（1945年）

わが国において申告納税制度として最初に制定されたのは、1945年の第86回帝国議会における「所得税法外十六法律中改正法律」により改正された臨時租税法律措置法（第2条乃至第

(25) 当時大蔵大臣の賀屋興宣は、当国会の場において「租税ハ國家財政上極メテ重要ナル地位ヲ占メテイルノデアリマシテ、其ノ運営ノ適否ガ、直チニ國政ノ全般並ニ國民ノ利害ニ重大ナル影響ヲ與ヘルノデアリマス、而シテ社會情勢ハ愈々複雑多岐ニ互リマシテ、之ニ伴ヒ稅務行政ノ運行及ビ國民ノ經濟生活モ亦複雑且困難トナツテ参ッタノデアリマス、殊ニ戰時下ニ於キマスル財政需要ノ増加ニ伴ヒマシテ、相次イデ増稅ヲ行ヒ、更ニ今回相當程度ノ増稅ノ措置ヲ行フコト致シタノデアリマスルガ、此ノ傾向ハ今後モ一段ト加重セラル方向アルト考ヘラレルノデアリマス、従ツテ稅務行政ノ適正ナル運営ヲ圖リマスコトハ、現下喫緊ノ要務デアルノデアリマス、此ノ見地ヨリ致シマシテ、新タニ稅務代理士法ヲ制定シ、稅務代理士ノ制度ヲ設ケ、其ノ素質ノ向上ヲ圖リマス共ニ、是等ノ者ニ對スル取締ノ徹底ヲ期シ、之ニ依リ戰時ニ於ケル稅務行政ノ圓滑ナル運用ニ資セムトスルノデアリマス。」と発言している。（第79回帝国議会貴族院議事速記録第3号、1942年1月23日、37-38頁『第79回帝国議会貴族院議事録（官報号外）』所収。）

6 条) である。対象税目は当時の法人税、営業税、臨時利得税、対象法人は公称資本金 500 万円以上の大法人及び大蔵大臣の指定した特定の法人となっている。従来は法人が納付すべき法人税、臨時利得税及び営業税は決算確定後 30 日以内に法人より所得、純益等の申告後、税務署長においてこれを決定し徴収することになっていた。徴収に至るまで相当の手間と期間を要していたことから、戦時下において法人諸税の収入を速やかに行うため申告納税制度が導入されている。ただし、申告後、最終的に税務署から決定処分が通知されることから、申告により納税額が確定する今日の申告納税制度とは違うものであった。

(2) 申告納税制度 (1947 年)

戦後、日本国憲法が 1946 年 11 月 3 日に公布、翌 1947 年 5 月 3 日に施行され、三権分立を含む民主主義国家としての「納税の義務」(同法第 30 条)、「租税法律主義」(同法第 84 条)が規定された。申告納税制度は、税務行政安定のために当該制度を推進する GHQ の指導もあり、多くの税法に導入されている。この導入された申告納税制度は、税務署が決定処分を了している前述の申告納税制度とは違い、納税者自身が申告と同時に税額を計算して納付することにより納税額が確定するというものであり、今日の申告納税制度の先駆けとも言える。現行税理士法第 1 条に規定する「申告納税制度」は、現行でもその考え方が踏襲されている当該制度のことを指している。

(3) 青色申告制度 (1950 年)

納税者が自ら所得金額を計算して納税する申告納税制度は導入されたものの、当該制度には記帳義務規定はなく、多くの納税者に記帳の慣習が乏しかった。そのため、納税者自らが正確な課税所得を把握し、適正に納税することは極めて困難となり、税務申告後に更正決定を受ける納税者が後を絶たず、さらに戦後の激しいインフレーションも重なって、わが国の税務行政は混乱を招いていた。

このような状況からダグラス・マッカーサー(Douglas MacArthur)は、わが国の税制について調査、是正するためコロンビア大学教授のカール・S・シャウプ(Carl S. Shoup)を団長とするシャウプ使節団を招聘した。シャウプ使節団が日本の税制を研究し、報告書としてまとめたものが「シャウプ使節団日本税制報告書(Shoup Mission Report on Japanese Taxation)」(シャウプ勧告)であり、第一次報告書(1949 年 9 月 15 日公表)と第二次報告書(1950 年 9 月 21 日公表)の 2 回に渡って提出された。

第一次報告書において、納税者が自ら帳簿を記帳し、正確な所得を把握、報告する制度として「青色申告制度」が提案され⁽²⁶⁾、定着していないわが国の申告納税制度を普及させるため、納税者自らの帳簿記入によって所得を把握し納税する青色申告制度の創設が必要であるとの勧告が行われた。

当該勧告を受けた日本政府は、青色申告制度創設等を検討する運営審議会を早急に立ち上げた。第一次報告書公表から僅か3ヵ月後の1949年12月15日、青色申告制度の前身となる臨時特例法が施行され、青色申告制度は、翌1950年4月1日施行の改正所得税法及び改正法人税法によって創設されている。

4 税理士法の制定（1951年）

シャープ使節団は、第一次報告書において「税務官吏に対する職業的立場からする納税者の代理業務は、現在税務代理士によって取扱われている。（中略-筆者）納税者の代理としての税専門家というよりむしろ上手な取引業ができあがっている。ある場合においては、この『取引業』という語は『買収』収賄およびこれに類似するものを意味する婉曲な語句である。」⁽²⁷⁾と、当時の税務代理士業務⁽²⁸⁾を厳しく評価を下した上で、第二次報告書において、納税者の代理人資格として国家試験制度を採用すべき、との勧告を行っている⁽²⁹⁾。税理士法は、その勧告を基礎としてシャープ使節団と日本政府が協議を重ね、1951年6月2日、参議院本会議にて採決、同年6月15日に法律237号をもって公布、同年7月15日に施行されている⁽³⁰⁾。

(26) 第一次報告書では、青色申告制度による納税者には、帳簿を検査しない限り更正決定されないとする提案もされている。

(27) The Shoup Mission (1949c) p. D62; 吉岡・兼村・江川訳 (1984) 402頁を参照した。

(28) 当時の税務代理士数は3,200人、少数の弁護士と、それよりも多くの公認会計士が税務代理士の認可を受けているが、大部分は以前に税務官吏であった者によって行われていた。(The Shoup Mission 1949c, p. D62; 吉岡・兼村・江川訳 1984, 402頁を参照した)

(29) 日本税理士会連合会(2016, 3-4頁)は、「わが国における税制と関連して、従来の税務代理士制度をも詳細に検討を加えた結果、税務運営の民主的な発達を図るために税務代理の業務の重要性を指摘するとともに、税務代理を行う者の水準を向上し、納税者及び税務官公署のためによりよき協力者となって、税務行政の適正円滑化を推進すべきであるとの勧告を日本政府に対して行っている。」と説明している。

(30) 当法案提案者の三宅則義委員は、当国会の場において「戦後申告納税制度及び青色申告制度が実施せられ、租税制度に根本的な改正があり、税務代理士の職責はますます重加し、その素質の向上をはかる必要が強く要請せられていたのであります。右の要請に基づきまして、新たに試験制度及び登録制度を採用して、人格及び能力ともに適切な人材が納税者の代理等の業務に当り、納税者の信頼と国家に期待にこたえて、租税負担の適正化をはかりつつ、申告納税制度の適切な発展に資しせめることとする等のため、現行税務代理士法を廃止し、税理士法を制定することといたしたいと存する次第であります。」と発言してい

シャープ勧告を受け、戦後復興に必要な税収の安定確保を民主的な税務運営（具体的には申告納税制度・青色申告制度の普及等がある）によって行うため、戦前からあった税務代理士を廃止し、新たに税理士法を制定した。税理士法では国家資格試験制度が採用され、許可制から登録制に変更された一方、監督官庁が主務大臣（大蔵大臣）から国税庁長官となっている。

当時の税理士法第1条「税理士の職責」は以下のとおりである。

「税理士は、中立な立場において（傍点-筆者）、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する同義を高めるように努力しなければならない。」

注目すべき点は、廃止された税務代理士法の規定では第1条は業務範囲となっていたが、税理士法では「税理士の職責」としてあらたに規定されたことである。

「税理士は職業的専門家として税務官公署と相並列し、納税義務者の適正な納税義務の実現を図り、もって申告納税制度の健全発展と、それによる税務行政の円滑適正な運営に寄与することを使命とする。」⁽³¹⁾とされ、当時日本にはこのような国家資格士の職責（使命）規定は他に「弁護士法」しかなく、「公認会計士法」「弁理士法」では規定されていない⁽³²⁾。

さらに同条文には、「中立な立場において」との記載がされている。当時の国会議事録を参照する限り、その意義や内容といった記載はされていない。もっとも第二次報告書に「能率的な租税制度は、税務当局に対して納税者を代理する専門家を必要とする。このような代理は、個人納税者にその個々の事件において、税務行政上の誤謬に対し必要な保護を与えるもの」であり、さらに「この専門家は、行政制度について見識のある批判を加える能力があるから、この

る。（「第10回国会衆議院大蔵委員会議録第46号」1951年3月30日、25頁『第10回国会衆議院委員会議録（第1類第6号）』所収。）

(31) 山本（2001）183頁。

(32) 1949年に改正された弁護士法第1条（弁護士の使命）は以下の通りである。

「(第1条)

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命（傍点-筆者）とする。

2. 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」

また、公認会計士法において使命条項が規定されたのは2003年である。1948年創設当時の公認会計士法第1条は次のような定義に関する規定であった。

「(第一條)

この法律で『財務諸表』とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類をいう。

2. この法律で『公表する』とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。」

ような制度は、行政事務全般にわたる牽制として役立つのである。」として、納税者の代理人の立場として記載がある。また、「納税者の代理者の数が増し、その素質が向上するということは、日本における税務行政の成功にとっては、極めて重要なことである。」⁽³³⁾として、税務行政を成功させるための立場という記載もあることから当該報告書を参考にして、「中正な立場において」は規定されたと考えられる（本章第3節1及び2参照）。現在の税理士法第1条「独立した公正な立場」とは文言自体は異なるものの、税理士の立場が法律に明記されたことは極めて重要である。戦後復興における税務行政執行のため、税理士に対する期待と要望がいかに強かったのか、税理士法第1条「税理士の職責」から感じ取ることが出来る。

第3節 旧税理士法第1条「中正な立場」の検討

1 「税理士制度に対する答申」（1963年）の内容

1951年税理士法制定の際、当時の国会において税理士法第1条「税理士の職責」について議論されることはなかったと推測される⁽³⁴⁾。12年後の1963年12月に税制調査会から政府に対し「税理士制度に関する答申」⁽³⁵⁾が報告された。

この「税理士制度に関する答申」では、「税理士制度の第一義的な意義は、法令に規定された納税義務の適正な実現に資するという点に求めるべきものである。」とし、そのためには「税理士が納税者の委嘱を受けて職務を果たしていくその立場は、委嘱者の立場とまったく重複するような形においてではなく、税務会計専門家として見識のある判断を加えるという形において把握されなければならないことは当然であろう。」と税理士制度の意義を報告している。また、「現行法が『中正な立場』という字句を用いて前述のような規定を設けていることは、まさに上記のような税理士の公共的な立場を明らかにするためのものであって、意義深いものと認められる。」と「中正な立場」を高く評価をした上で、「税理士の自覚を高める趣旨を一層明らかにする意味で、これを税理士の職責という形で規定するよりも、その使命という形でこれを規定するほうが適当である。」として、「税理士の職責」を「税理士の使命」と規定するべきとされている。

(33) The Shoup Mission (1950) p. 75 ; 国税庁訳 (1950) 75頁を参照した。

(34) 本章第2節4参照。

(35) 1961年の税理士法一部改正の際、「政府において本法公布の日から3年間を目途として税理士制度の全般にわたる検討を完了すべきことを要望する。」旨の付帯決議が当時の参議院大蔵委員会においてなされたことを受け、政府は「現行の税理士の改善策」について税制調査会に検討を要請したものである。本文本節1は、「税理士制度に関する答申」の一部抜粋である。

2 第46回通常国会（1964年）「税理士法の一部を改正する法律案」の提出

「税理士制度に関する答申」を受けて提出された第46回通常国会（1964年4月14日-6月26日）の「税理士法の一部を改正する法律案」では、税理士法第1条の見出しを「税理士の職責」から「税理士の使命」に改め、「中正な立場」はそのまま残すこととしている。しかしながら、参考人招致をした同年6月16日の衆議院大蔵委員会において「中正な立場」の意義や残す必要性について多くの質疑応答がなされている⁽³⁶⁾。当該委員会の参考人であった日税連の前田幸蔵会長（当時）も「(税理士の使命)のうちから「中正な立場」を削っていただきたい。」と主張している。

翌日6月17日当該法案は渡辺美智雄委員ほか25名からの修正案が衆議院大蔵委員会において提出され、修正後の法案が付帯決議を付して可決した。その後6月19日衆議院本会議に上程され一部修正、付帯決議を付して可決したものの参議院では「継続審査」となり、本国会では成立していない。

3 その後の展開と時代背景

「継続審査」となった法案は第47回臨時国会（1964年11月9日-12月18日）に引き継がれたが、同国会の参議院において再び「継続審査」となった。第48回通常国会（1964年12月21日-1965年6月1日）に再度引き継がれたが、当事者である日税連が当該法案に強く反対を

(36) 武藤山治委員は、当国会の場において「中正というものがほんとうの中正ではなくて、法案自体は何か徴税行政に協力をさせられるあるいは国税庁の権力に屈服をさせる、そういう方向が具体的な修正の条項として出ているような気が私の判断ではする。そこでシャープ勧告当時の税理士に対する認識と、今回改正しようとする税理士に対する見方というのが、税調の内容でもあるいは国税庁でも大転換をしておるのではないかと私は思うのです。というのは、シャープ勧告の当時の文章を見ましても、はっきり納税者の代理者ということをおいておるわけですね。（中略-筆者）税理士というのは納税者の代理となって税法上の権利を擁護する、同時に租税正義を実現するんだ、そういう表現だっいいじゃないですか。中正な立場という概念を使わずに、租税法律主義の日本なんですから、この租税正義というものを實現する任務があるんだ。」と質問をしている。

この武藤委員からの質問に対して、松隈秀雄(税制調査会税理士制度特別部会長)は「中正な立場というのはあなたのおっしゃるシャープ勧告によって入ったのです。シャープさんは、納税者は税法上の知識が少ないから、納税者に税法に精通している税理士をつけて、そうして納税者の意識を補充する、こういうものであるけれど、なおその立場を認めつつも、納税の義務ということは大事な国民の義務であり、それから見方を変えれば、納税の権利なんです。納税なくして国家は成り立たないのですから、やはり正しい納税が行われるということが必要だ、そういう頭があったから、私はこの中正な立場という字句が26年の税理士法に入ったと思うのです。」と答弁している。（「第46回国会衆議院大蔵委員会議録第53号」1964年6月16日、8-9頁『第46回国会衆議院委員会議事録（第1類第6号）』所収。）

していたこともあり最終的な調整が難航し、当国会最終日において廃案となった。

廃案になった要因は当時関連する二つの事件と複雑な時代背景が影響していると考えられる。一つは「積極的な反税運動と目される民商活動」⁽³⁷⁾である。この活動は1963年に訴訟問題（「中野民商事件」1963年（ワ）10917）⁽³⁸⁾まで発展し、国税当局はその対策に追われていた。また、同年1963年6月国税当局が飯塚会計事務所に脱税指導の疑いがあるとして、税務調査を開始したいわゆる飯塚事件⁽³⁹⁾が発生している。法秩序に対する挑戦的な組織活動から発した「中野民商事件」と日本国憲法84条に定められた租税法律主義に基づく合法的節税指導である「飯塚事件」の二つの事件はその本質において全く異なっている⁽⁴⁰⁾。そのことは「飯塚事件」が改正法案の国会委員会において、正当な税理士業務に対する国家権力の乱用だとして多くの委員から取り上げられている⁽⁴¹⁾ことから明らかである。しかし、当時の飯塚税理士は、国税当局から脱税指導者として認識されていた⁽⁴²⁾。

(37) T K C 全国会広報委員会・飯塚毅先生喜寿記念出版委員会(2016)308頁。

(38) 国税庁は中野税務署今村朝男署長(当時)に民商徹底調査をする通達を出し、当該通達を受けた税務署長が指示した税務署員の臨場調査、民商会員に対する文書送付等が質問検査権の乱用として訴訟となった事件。原告は東京地方裁判所(一審)では勝訴(1968年1月31日)しているが、東京高等裁判所(二審)では敗訴している。

(39) 1963年6月栃木県鹿沼市の飯塚会計事務所及びその関与先に対し、脱税指導及び脱税の疑いがあるとして国税局の税務調査が一斉に入り、翌年3月会計事務所職員4名が法人税法違反教唆、証拠隠滅の疑いで逮捕起訴された事件。1965年2月5日木村秀弘国税庁長官(当時)は依願免官、裁判は長期に渡ったが、1970年11月に全員無罪となる。

(40) T K C 全国会広報委員会・飯塚毅先生喜寿記念出版委員会(2016)313頁。

(41) 特に平岡忠次郎委員は飯塚税理士事務所の高い業務品質及び管理水準について木村国税庁長官に説明し、税理士の正当業務に対する国家権力の乱用だと言及している。(「第46回国会衆議院大蔵委員会税制及び税の執行に関する小委員会議録第一号」1964年4月16日、10-13頁『第46回国会衆議院委員会議事録(第1類第5号(附属の4))』所収)

(42) T K C 全国会広報委員会・飯塚毅先生喜寿記念出版委員会(2016)310頁。「民商を中心とした左翼系の団体からは、自分の意思の如何にかかわらず、反税闘争のシンボルに祭り上げられかかっていた。」としている。木村秀弘国税庁長官(当時)は、当国会の場において「単に飯塚税理士個人を問題にしておるのではなくて、こういう特定の人が同様の手口によって指導を行ない、それによって相当広範なる地域において実際上脱税が行われておる」、「特殊の団体の反正的な闘争の具に供されておる」、「こういう団体がだんだん拡張され、勢力をふやしてきて、将来ほんとうに税務執行というものが困難になるというようなことになってはたいへんだというような考えから、昨年全国統一的に徹底した調査を行なって、これが相当の効果をあげておる。(原文ママ)」と答弁している。(「第46回国会衆議院大蔵委員会税制及び税の執行

さらに、今回の法案を強く薦める国税労働組合全国会議から税理士に向けて「日本税理士会連合会が法案に反対する場合には税理士に対し報復措置を講じる。」といった脅迫文とも取れる申し入れ書を送られた⁽⁴³⁾として、渡辺美智雄委員は第46回通常国会の衆議院大蔵委員会において、当時国税庁長官であった木村政府委員に対し厳しく責任を追及している⁽⁴⁴⁾。

「税理士法」では税理士の監督官庁が国税庁長官であるのに対し、「弁護士法」では、弁護士には監督官庁がなく、自らの団体である弁護士会が監督権限を持ち自主性が尊重されていた⁽⁴⁵⁾。日税連の前田会長も同委員会の参考人質疑の中で弁護士と同等の自主性を求めている⁽⁴⁶⁾。また、同席で税理士制度は納税者の権益を擁護するための納税者の代理制度であると主張している。当時日税連は「弁護士法」を参考に職業法規像を描いていたと考えられる。

当事者である国税側と日税連側が相互不信関係であったことは前述した状況から想像できる。日税連としては「中正な立場」を条文上残すことは監督官庁の監督下であると自ら認めることでもあり、今よりもさらに監督強化につながるのではないかとの疑念があったと考えられる。そのため、当時の状況下における「中正な立場を削除する」旨の主張は理解できる。

しかし、後年になって飯塚事件の当事者であった飯塚は『『中正な立場』という用語が、実は税理士の社会的権威を守ろうとする大切な国家意思の意思表示であって、これを取り払われたら、税理士の権威は地に落ちてしまう。』⁽⁴⁷⁾と説明している。

に関する小委員会議録第2号」1964年5月15日、3頁『第46回国会衆議院委員会議事録（第1類第5号（附属の4）』所収）

(43) 税理士法改正案として「実務経験者に対する資格認定制度の導入」があった。具体的には税務行政を20年以上、かつ、管理職5年以上従事すれば簡易な試験（簿記を主とする口頭試問）により税理士資格を付与する制度。そのため、強く薦めていたと考えられる。

(44) 「第46回国会衆議院大蔵委員会議録第54号」1964年6月17日、23-25頁『第46回国会衆議院委員会議事録（第1類第5号）』所収。

(45) 1949年の弁護士法改正により、自治権（第60条懲戒権者等）が認められた。

(46) 当時の政府委員である泉政府委員（主税局長）も当国会の場において「もちろんこの税理士につき ましても、その自主性を今後ますます高めていくことが必要であるということを私どもは感じておるのでございます。」と発言している。（「第46回国会衆議院大蔵委員会議録第54号」1964年6月17日、3頁『第46回国会衆議院委員会議事録（第1類第5号）』所収）

(47) 飯塚（1978）1頁。

第4節 税理士法第1条「独立した公正の立場」の導入

1 税理士法改正（1980年）までの経緯

「税理士法の一部を改正する法律案」が廃案になった翌年の1966年、日税連は各界の学識有識者を交えた「税理士制度調査会」を設置している。その調査会では、「税理士制度のあり方についての答申」（1968年）及び「税理士法改正に関する基本要綱」（1972年）を策定し、当該基本要綱において税理士法第1条の「中正な立場」から「納税者の権利を擁護」に変更することを盛り込んだ⁽⁴⁸⁾。

また、「廃案以後、税理士法改正問題について、政府と日税連の両社で協議したことも、話題にしたことも一切なかった。」⁽⁴⁹⁾が、1976年から両者間で協議が再開された。そして、各政党も一斉に1978年から税理士法改正問題に取り組むことになり⁽⁵⁰⁾、1979年3月13日自民党「税理士問題小委員会」（小淵恵三委員長）は、「税理士制度改正要綱」（以下「改正要綱」とする。）を発表した。その改正要綱では、第1条「税理士の使命」として次のように規定している⁽⁵¹⁾。

「税理士は、税務に関する専門家として公正な立場において（傍点-筆者）、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する同義を高めることを使命とする。」

上記改正要綱では、以前から議論となっている「中正な立場」は「公正な立場」に変更されている。しかしながら、この時点では「独立性」を意味する文言は規定されていなかった。「独立性」を意味する文言は、飯塚が福田幸弘主税局審議官（当時）に指摘したことがきっかけで

(48) この「納税者擁護」の立場は1978年後半まで日本税理士会連合会の実質的な統一見解だった。（石野2005、358頁を参照されたい）

(49) 日本税理士会連合会（1987）253頁。

(50) 当初、第1条をめぐる次の5案が検討された。（日本税理士会連合会 1987、331頁）。

① 現行どおりとする。

② 『中正な立場』を削り、『独立普遍』とする。

③ 専門家として独立の立場において、適正な納税義務の実現に務めることとする。

④ 納税義務の適正な実現を図り、それによって、納税者の権利と保障とその正当な行使に寄与することとする。

⑤ 『中正な立場』を削り、納税者の権利を擁護することとする。」

(51) 日本税理士会連合会（1987）259頁。

実現したとされている⁽⁵²⁾。

1979年6月1日に開催された第87回通常国会に提出された「税理士法の一部を改正する法律案」第1条「税理士の使命」は次のように変更されている。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した（傍点-筆者）公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

1979年12月21日第91回通常国会が開催、翌年衆参両議院にて議論の上、一部修正を経て翌年4月8日に可決成立した⁽⁵³⁾。1980年4月14日法律26号として公布された税理士法第1条「税理士の使命」は次のとおりである。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて（傍点-筆者）、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

参議院の修正案により、「申告納税制度の理念にそつて」という文言が追加されたが、日税連も「戦後我が国税制の基本となっている申告納税制度のもとにおける納税者の税理士への期待と信頼及び税理士制度の存在意義を一層高めることになる。」⁽⁵⁴⁾と評価している。

(52) すでに「税理士制度改正要綱」は、1979年4月10日に閣議決定されていたが、同月18日福田幸弘主税局審議官との公開質疑において、飯塚は従来から主張していた「独立性」を意味する文言を入れるべきであると強く指摘した。この指摘がきっかけとなり、税理士法第1条に「独立性」の文言を規定する旨を、同月25日に社会党が決定、同月27日に自民党が承認、同月28日に日本税理士会連合会正副会長会が承認、翌年4月8日に衆議院本会議で可決成立した。（石野 2005、359頁を参照されたい）

(53) 法案が成立するまで、困難を極めている。第87回通常国会は審議が空転し、他の法案と共に審議未了廃案となった。第88回臨時国会は衆議院が解散となり再び廃案、第89回特別国会は法案審議が行われなまま会期終了となった。1965年の廃案と同様になると不安視されたが、前2回の廃案は国会審議の事情によるものであったため、第90回臨時国会に再提出された。しかしながら、当会期中に日本税理士政治連盟の国会議員に対する政治献金問題が当日の新聞に取り上げられたため、法案は成立せず、継続審議として次期国会に引き継がれた。

(54) 日本税理士会連合会(1987)320頁。

2 「独立した公正な立場」の意義と重要性

国会審議において、福田幸弘主税局審議官に対して「独立した公正な立場」において多くの質疑がされている。山田芳治委員からの「税理士の使命、役割というものは、納税者の権利を擁護してというふうを書くべきではないか。」という質疑に対し、『『中正な立場』という言葉につきましているような意見がございました。』とした上で、「税務といたしますのは、納税義務の適正な実現ということ、すなわち行政における税務の特殊性からきておりますので、権利の擁護という司法概念にはなじまない点は、これはやむを得ない点だろうと思います。」と行政と司法における立場の違いであるとして答弁している⁽⁵⁵⁾。

また、多田省吾委員からの『『独立した公正な立場』とは何からの独立であり、また何に対して公正なのか。』という質疑には『『独立』とは、税務官署、納税者を含みすべての特定の立場からの独立であるということであります。また、『公正』とは、租税法規及びその根底にある健全な社会的良識に照らして正しい判断に立つことを言うものであります。(中略-筆者)。さらに、『独立』をまた別の言い方としまして税務官署からの独立、それから依頼者からの独立、それからこれは自己の良心の独立を意味するという、こう三者の独立を意味するというふうにいわれる場合があります。この独立は、自由職業人本来の性格を示すものであります。』と答弁した上で、「この依頼者との関係は、本来代理関係で民法上でできていますが、憲法上の納税義務ということから、この第一条の制約がかかるわけであります。」と単なる納税者の代理人という立場ではないと付け加えている。さらに、「適正な納税義務の実現という租税法律主義の憲法規定からくる趣旨を明確にしたということが、この「独立した公正な立場」の解釈でございます。」と答弁し、租税法律主義が規定された日本国憲法の適正な納税義務を実現するため、税理士の立場を明確にしたと説明している⁽⁵⁶⁾。

(55) 「第90回国会衆議院大蔵委員会議録第2号」1978年12月7日、3頁『第90回大蔵委員会会議録(第1類第5号)』所収。また、租税法学者である松澤(1996、66頁)は、司法と行政の本質的な差異について「弁護士が当該被告人の殺人刑事事件を受任しているとして、被告人は法定で無罪と主張しているとき、たまたま法定外で弁護士がその被告人が実は有罪である、人を殺したのではないかということを知った場合どうするか。その場合でも弁護士はそれを口外できない。けだし、弁護士には守秘義務があるからである。また、有罪にする立証責任を負っている者は検察官であって、被告人には黙秘権があり、弁護士は検察官をして有罪とすることに決して協力する者ではないからである。それが弁護士倫理である。」とされ、「これに対して、税理士は、その依頼者・委嘱者の不正があるとわかれば是正助言の義務があり(税理士法41条の3)、脱税相談の禁止(同36条)という規定がある。」と説明している。

(56) 「第91回国会参議院大蔵委員会議録第8号」1979年3月27日、10-11頁『第91回大蔵委員会会議録(第5部)』所収。

大蔵省主税局出身でもある伊藤義一は「税理士が補佐人として出廷陳述権のほか、地方自治体の外部監査人、政治資金規正法の規定による登録政治資金監査人、また、銀行法、保険業法、金融商品取引法、農業協同組合法その他の協同組合法の規定による紛争解決委員、会計参与その他会社法等の規定による価格証明有資格者等として位置づけられているのは、まさに税理士が納税者の権利擁護の立場に立つものではなく、この税務当局や納税者の立場から『独立した公正な立場』に立つからこそである。」⁽⁵⁷⁾として、1980年税理士改正により税理士法第1条の「独立した公正な立場」の使命条項が入れられたことの重要性を指摘している(図表4-1)⁽⁵⁸⁾。

図表 4-1 税理士が登用される公的な立場

税理士が登用される公的な立場	根拠法
補佐人(出廷陳述権)	税理士法
地方自治体の外部監査人	地方自治法
登録政治資金監査人	政治資金規正法
紛争解決委員	銀行法, 保険業法, 金融商品取引法, 農業協同組合法その他の協同組合法の規定
会計参与	会社法
価格証明有資格者	会社法

出所：筆者作成。

第5節 税理士の独立性の概念

1 税理士の使命と独立性

税理士法第1条にある税理士の使命につき、坂本は「税理士は税務の専門家として、『独立性』と『公正性』が求められ、かつ、『納税義務の適正な実現を図る』ことを使命としている。」⁽⁵⁹⁾と説明している。納税義務の適正な実現を図るため、税務の専門家として、「独立性」と「公正性」が絶対的要件ということである。税理士法ではこの使命を全うするため、「真正の事実

(57) 伊藤(2018)48頁。

(58) 「1997年の地方自治法の改正で自治体の外部監査人の中に税理士が認められた際、衆議院法制局窪田勝弘部長(当時)は『第1条があるからな』と言っておられた。」とある。(佐野2005、365頁)

(59) 坂本(2011)478頁。

基づいて税理士業務を遂行する義務」、専門家として負うべき「相当注意義務」（税理士法第 45 条第 1 項、第 2 項）、「脱税相談等の禁止」（同法第 36 条）、「不正等是正助言業務」（同法第 41 条の 3）等多くの義務を課し、これらに違反した場合には「戒告」（同法第 44 条第 1 号）、「2 年以内の税理士業務の停止」（同法同条第 2 号）、「税理士業務の禁止」（同法同条第 3 号）といった厳格な懲戒処分が規定されている（図表 4-2）。

図表 4-2 税理士法の義務規定等

義務規定の内容	条文番号	義務・懲罰規定の内容	条文番号
脱税相談等の禁止	36	懲戒の種類	44
信用失墜行為の禁止	37	真正の事実に基づく業務遂行義務	45
秘密を守る義務	38	相当注意義務	
使用人等に対する監督義務	41の2	脱税相談等をした場合の懲戒	46
助言義務	41の3	一般の懲戒	
業務の制限	42		
業務の停止	43		

出所：筆者作成。

さらに坂本は「これらの条件をクリアした先に税理士法が求める税理士の独立性があるということであり、税理士には格別に厳格な独立性保持が求められている。」⁽⁶⁰⁾とし、「会計監査業務に就く会計人が保持すべき独立性には、精神的な独立性（実質的な独立性、Independence of Mind）と外観上の独立性（形式的な独立性、Independence of Appearance）の 2 種類があるが、税理士にとって外観上の独立よりも精神的な独立性がより重要である。」⁽⁶¹⁾と税理士における独立性の厳格性及び重要な属性を示している。

2 精神的独立性（実質的独立性）

日本公認会計士協会倫理規則は「公正不偏の態度（精神的独立性）」⁽⁶²⁾及び「独立性（外観的独立性）」⁽⁶³⁾を規定し、「独立性は、本来、精神的な独立性を意味するが、精神的独立性を事前に外部から観察することは不可能であり、監査制度に対する信頼を確保するためには、外観的独立性、すなわち、被監査会社から監査人が独立していると考え、あるいは感ずるような外

(60) 坂本（2011）496頁。

(61) 坂本（2011）496頁。

(62) 日本公認会計士協会倫理規則注解11(一)。

(63) 日本公認会計士協会倫理規則注解11(二)。

観が存在することが重要となる。」⁽⁶⁴⁾とされている。

精神的な独立性（実質的な独立性）について、飯塚毅は、マウツ(Mautz) & シャラフ(Sharaf)『監査の哲学 (The Philosophy of Auditing)』の文献を引用⁽⁶⁵⁾して「彼（職業会計人）は、たとえ彼を委嘱した人々の意思に抵抗することになり、また否定することになり、そしてその人々が、彼を委嘱することを止めるだろうことが分かっている、その時でも、この義務（独立性堅持の義務）を充たさなければならない。それは他の如何なる職業領域においても、比べるものがない要件なのである。」⁽⁶⁶⁾とし、「つまり、全能力をかけて関与先の安全と発展のために努力はするが、常に一步下がってクールな眼で関与先を見ており、如何なる場合でも他人の意思に屈従せず、関与先から解約される危険があっても、会計人としての良心と貫き、断じて関与先とは癒着しない、ということでしょう。」⁽⁶⁷⁾と解説している。

さらに、マウツ&シャラフは、ケアリー (Carey, John L) の文献を引用⁽⁶⁸⁾して「潜在意識的においてさえ、彼の判断を歪められるかも知れないどんな自己の利益についても、独立していることが最も重要なのである。」⁽⁶⁹⁾としている。

坂本は「潜在的な独立性は、会計人の潜在意識の領域まで立ち入ってその浄化を求める、厳格な規律である。潜在意識の浄化とは、固定観念や先入観、内心の偏向、執着から離れることを意味する。税理士業務も会計参与業務も、このような『精神的独立性』を練磨し、堅持することによってはじめて成立する業務である。」⁽⁷⁰⁾とし、飯塚毅は「独立性というものが、世の中の一切の自由職業のなかで、比類のない崇高さと威厳さをもつものであることを、理解され

(64) 弥永 (2004) 4頁。この弥永の「独立性」に対する見解は、公認会計士・監査審査会から公表された「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて-日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言-」(2005年2月8日)の「(4) 監査人の独立に関する事項」において引用されている。(同資料47頁を参照されたい)。因みに鳥羽・川北他は、「精神的独立性に影響を及ぼす要因を監査判断影響要因、外観的独立性に影響を及ぼす要因をイメージ形成要因」と説明している。(鳥羽・川北他 2001、65頁)

(65) Mautz&Sharaf (1961) 204頁。

(66) Mautz&Sharaf (1961) 204頁；飯塚訳 (1978) 2頁を参照した。なお、このマウツ&シャラフの説明は、次の文献を引用している。

CPA Handbook, Edited by Robert L. Kane, Jr. (New York: The American Institute of Accountants, 1952), Chapter 13, p.8.

(67) 飯塚(1985) 36頁。

(68) 次の文献を引用している。

John L. Carey, *Professional Ethics of Certified Public Accountants* (New York: The American Institute of Accountants) pp. 20-21.

(69) Mautz&Sharaf (1961) 206頁；飯塚訳 (1993) 7-8頁を参照した。

(70) 坂本 (2011) 497頁。

ることと思う。」⁽⁷¹⁾といずれも税理士業務における独立性の高度な厳格性を説明している。

「精神的独立性」を練磨、堅持しなければ税理士の独立性は成立しない、つまり税理士業務を行う上での絶対的条件なのである。

第6節 ドイツ・アメリカの税務業務に関する独立性の検討

1 ドイツの税務業務に関する独立性

ドイツは日本と同様、税理士資格と経済監査士（日本でいう公認会計士）が併存する制度をもつ国である。

ドイツの税理士が税務業務を行う場合、職務上の一般義務であるドイツ税理士法⁽⁷²⁾（S-teuerberatungsgesetz）57条1項が適用され、税理士の独立性は当該条文において規定されている。税理士法57条1項は以下のとおりである。

税理士および税務代理士は、独立性を維持し、自己の責任において、誠実に、機密を保持し、その職業の品位に反する公告を行うことなく、その職業を遂行しなければならない。

Steuerberater und Steuerbevollmächtigte haben ihren Beruf unabhängig, eigenverantwortlich, gewissenhaft, verschwiegen und unter Verzicht auf berufswidrige Werbung auszuüben.

この57条は懲戒規定である。職務義務違反は、税理士会理事会によって責問され（同法76条2項4号）、職務上罰せられる（同法89条）場合がある⁽⁷³⁾。

独立性(Unabhängigkeit)は、自由業を営む（同法32条2項1文）という事実からすでに、独立の業務遂行への要請が生じる。独立の業務遂行は、職業上の意思決定の自由を危うくするような拘束が存在しない場合にはじめて可能である（税理士法施行規則2条）⁽⁷⁴⁾。

したがって、「税理士の独立性は、形式的な独立性よりも、事実としての独立性(精神的独立性)がより重要である。」⁽⁷⁵⁾とされ、我が国の税理士と同様である。

税理士の独立性は、税務当局からの監督や命令権が存在しないことにも示されている。つまり、職業監督は、職業上の自治（ドイツ税理士法76条）及び独立の職業裁判権（同法89条以下）の問題ともいえる。税務当局による職業監督は、独立の業務執行の要請と相容れないであ

(71) 飯塚（1978）2頁。

(72) ドイツ税理士法の邦訳は、ゲーレ（Gehre）＝飯塚訳（1991）を参照した。本文本節以下同じ。

(73) Gehre（1995）§57 Rdnr. 4。

(74) Gehre（1995）§57 Rdnr. 8。

(75) 坂本（2012）101頁。

ろう⁽⁷⁶⁾。独立の業務遂行は完全な経済的独立性を求めるものではないが、整然とした経済関係を要請している⁽⁷⁷⁾。

依頼人に対して職業上独立性を保持する義務は、何ら命令に服さないという意味ではない。しかし、税理士は、たとえば脱税行為のような違法な行為が求められた場合には、依頼人の指示によってこれを行ったという理由によって、義務違反を免責されることはない⁽⁷⁸⁾。

独立性は、公正性 (Unparteilichkeit) と同一ではない。税理士及び税務代理士は依頼人の利益を守らなければならない。したがって税理士は、たとえば監査実施時の経済監査士または公証人のように客観性 (Objektivität=Objectivity) を義務づけてはおらず、法律の枠内で依頼人にとって最も有利な結果を得るように努めなければならない⁽⁷⁹⁾。

独立の税理士は、自己の責任によって活動を遂行する (同法 60 条 1 項 1 号)。しかし、このことから、独立性を保つだけで自己責任による業務遂行の義務が全うされると結論づけることはできない。それどころか、その概念内容は満たされなければならない。自己責任性 (Eigenverantwortlichkeit)⁽⁸⁰⁾ は、職業従事者が自己の判断を自ら下し、自らの決定を下すことを要する。そして、職業従事者は、義務に適合した行動をする自由を奪い取るような命令に拘束されてはならない (同法 60 条 2 項参照)⁽⁸¹⁾。つまり、「税理士の独立性は、自己責任性によってさらに補強されている。」⁽⁸²⁾ ことになる。

日本の税理士法と同様に独立性をはじめとする高い職業倫理観を要求している。さらに、ドイツにおいては「それを保持し続けるために税理士に厳格な規律を設けている」⁽⁸³⁾ 点は注目すべきである。

(76) Gehre (1995) § 57 Rdnr. 9.

(77) Gehre (1995) § 57 Rdnr. 10.

(78) Gehre (1995) § 57 Rdnr. 12.

(79) Gehre (1995) § 57 Rdnr. 13.

(80) 自己責任性は、税理士が、依頼人からの専門領域に関する指示に拘束されないことを必要とする。職業従事者は、依頼人の命令に従って行ったことにより、義務違反を免責されることはないのであるから、依頼人が義務違反または不正な行為を要求するときは、これに対する懸念を依頼人に示さなければならない。委任契約を引き受けまたは継続することを拒否しなければならない。(Gehre 1995, § 57 Rdnr. 31)

(81) Gehre (1995) § 57 Rdnr. 26.

(82) 坂本 (2012) 102頁。

(83) 川股 (2013) 190頁。武田・河崎・古賀・坂本 (2007c) 46-50頁を参照されたい。

2 アメリカの税務業務に関する独立性

アメリカには税理士という資格はなく、税務書類作成及び税務相談においては資格による制限がない。税務代理についてのみ、弁護士、公認会計士、登録代理人、申告者作成者(代理範囲は限定的)等(委任状を提出した場合に限る)一定の資格者等に限定している⁽⁸⁴⁾。

米国公認会計士協会(AICPA)の行為規程(Code of Professional Conduct)第IV条において「監査業務及び監査以外の証明業務を提供する会員は、実質的にも、また、外観的にも独立でなければならない。それ以外にすべての業務の提供に際しては、会員は、客観性を保持するとともに利害の対立を避けなければならない。」⁽⁸⁵⁾としている。

「米国会計士が税務業務を行う場合には、独立性は要求されていない。SOX法(Sarbanes-Oxley Act)に基づく公認会計士の『独立性の強化』だけが伝わっているため、多くの人が意外に感じるであろう。しかし、『独立性の強化』は、会計監査業務を行う公認会計士に対するものである。」⁽⁸⁶⁾とされている。

したがって、会員である公認会計士が行う会計監査業務には厳格な独立性が要求されている一方、上記に示したAICPAの行為規程第IV条より、税務業務(監査業務等の証明業務以外の業務)については、客観性(Objectivity)があれば足り、独立性(Independence)までは要求されていないということになる。日本の税理士制度と比較してもその厳格性は決して高くない。

第7節 おわりに

本章では、明治維新以降、税務の経験や知識のない納税者に対して専門家に助言や指導を求めるといった社会的要請から税務代理業務は誕生した。当初当該業務に対し規制がなく、税務行政は大きく混乱したことから、関西地方において自主的に規制が始まり、1942年税務代理士法が制定された。既に大日本帝国憲法により租税法律主義が規定されていたが、税務代理士法には適正な納税義務の実現といった表現はない。当時の税務代理人は「納税者の代弁者」といった色合いが強く、国家としては税務代理人を法により規制し、管理監督する必要があったと考えられる。したがって、税理士の前身である税務代理士の立場は「納税者の代理人である」という認識が一般的であったと推測される。

戦後、日本国憲法が制定され、民主的な税務運営の下に規定された租税法律主義に基づく適正な納税義務の実現に向けて、1951年税理士法が制定された。同法第1条では「中正な立場において」、「適正な納税義務の実現」という文言を採用することにより税理士の職責が初めて規

(84) 山本(2001)314-315頁。

(85) AICPA(1991)p6;八田訳(1991)117頁を参照した。

(86) 坂本(2011)478頁。

定され、税理士は「中正な立場」において租税正義の実現を図ることが明確にされた。ただし、「中正な立場」に一定の評価をした 1963 年の同法改正案については多くの議論がなされ、その後当該改正案は廃案となっている。

1980 年の同法改正により、第 1 条において「税理士の職責」を「税理士の使命」という文言に変更した。さらに「中正な立場」という文言を「独立した公正の立場」という文言に訂正することにより、税理士は独立した公正の立場において租税正義の実現を図るべきであることがより一層明確にされた。税理士の独立性については精神的独立性がより重要であり、税理士法に定める厳格な規制の先に税理士の独立性がある。ドイツの税理士には、日本の税理士と同様に独立性をはじめとする高い職業倫理観が要求されている。さらに、その保持においても厳格な規律を設け、社会に対する啓蒙活動を絶えず行っているため、ドイツにおける税理士の高い職業倫理観は社会一般に定着している。一方、アメリカの職業会計人が税務業務を行う場合には、独立性は要求されていない。

税理士の立場は、社会環境の変化と共に「納税者の代理人」から「独立した公正な」立場に変化した。税理士法第 1 条における独立性は、国家、納税者、すべての特定の立場からの独立、自己の良心の独立を意味し、厳格な規制のもと達成される崇高なものである。それ故に、ドイツのように独立性を初めとする高い職業倫理観を絶えず社会に啓蒙することが重要である。そのことを怠れば社会における期待とのギャップを生み、税理士の使命である租税正義の実現を果たすことは不可能であることを忘れてはならない。

第5章 「書面添付制度」の歴史的経緯とその役割

第1節 はじめに

税理士による「書面添付制度」とは「税理士法第33条の2」に規定する書面と「同法第35条」に規定する意見聴取を総称したもの⁽¹⁾で、1956年の税理士法改正により創設された。しかしながら、「書面添付制度」は、制度の創設から65年経過している現代においても普及していない状況にある（第6章第5節3参照）。そこで、本報告では、「書面添付制度」の歴史的経緯を概観し、当該制度が税理士による税務申告書の信用力を高める税務に関する保証業務である、という考察を行うこととした⁽²⁾。

(1) 坂本（2011）484頁を参照されたい。

(2) 本報告に関連する現在の税理士法は以下のとおりである。

「(第1条 税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(第2条 税理士の業務)

税理士は、他人の求めに応じ、租税（括弧内省略-筆者）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（括弧内省略-筆者）。
- 二 税務書類の作成（括弧内省略-筆者）。
- 三 税務相談（括弧内省略-筆者）。

2 （省略-筆者）。

3 （省略-筆者）。

(第33条の2 計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

税理士又は税理士法人は、国税通則法第16条第1項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第1条第1項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従つて作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる

3 （省略-筆者）。

(第35条 意見の聴取)

第2節 「書面添付制度」の萌芽

1 書面添付の前提となる構想

「書面添付制度」の前提となる構想（以下「当構想」という。）は、創設（1956年）より7年前の1949年において、すでに練られていた。そのことは、シャウプ使節団と日本政府及び日税連（以下、日本政府及び日税連を「日本政府等」という。）の協議から当構想の内容を確認することができる。当該協議（当構想の内容）については、シャウプ使節団が報告書としてまとめた「シャウプ使節団日本税制報告書」（第一次報告書と第二次報告書があるが、いずれも「シャウプ勧告」とも言われている、第2章第5節参照）⁽³⁾及び日税連の編集による『税理士制度沿革史（増補改訂版）』（1987）において記されている。

2 第一次報告書（シャウプ勧告）と日本政府等の対応

第一次報告書において「納税者の代理」（Taxpayer Representation）と題して次の勧告が行われている。

税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（括弧内省略-筆者）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合にはこの限りでない。

3 国税不服審判所の担当審判官又は行政不服審査法第9条第1項の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者は、租税についての審査請求に係る事案について調査する場合において、当該審査請求に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

4 （省略-筆者）。」

(3) The Shoup Mission (1949a)、The Shoup Mission (1949b)、The Shoup Mission (1949c)、The Shoup Mission (1950)。

「適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに税務官吏と同じ程度の精通度をもってしようとするれば、かかる専門家の一団の援助を受けることが必要である。したがって、税務代理士階級の水準が相当に引き上げられること（Consequently, it is necessary that the standards of the Tax Practitioner class must be considerably improved.）が必要である。かかる向上の責任は主に大蔵省の負うべきところである。」⁽⁴⁾

また、同報告書では、「会計の重要性」と題して以下の勧告も行われている。

「近代的な所得税および法人税の税務行政を成功させるには、一定の資格を有する独立の会計専門家を必要とする。かかる税務行政の遂行上必要な諸施策のうち、日本の当面する大問題の一つは、この専門家をほとんど全く欠いているということである。例えば、米国または英国の標準でいうよう公的会計技術に練達した独立の公認会計士はほとんど存在しない。」⁽⁵⁾

当該勧告を受けた日本政府等は、当時税務行政を担っていた税務代理士の業務水準を大幅に改善するため、高度の法律知識と会計技術を有する専門職業家として、税務官公署に対し提出する財務諸表等について証明を行うことを業とした税務公証士（仮称）を新たに加える一方、多数の中小所得者に対し申告納税制度を一層普及徹底せしめるため、現状の税務代理士をそのまま存続させることとした。国家資格としての税務公証士と現行税務代理士との2本建てに改める法律案作成の準備をしたのである。日本政府より報告を受けたシャープ税制使節団は、その経過報告に検討を加え、税務代理士会代表との折衝を行ったのち、税務代理士法の改善指針を明確に打ち出した⁽⁶⁾。

3 第二次報告書（シャープ勧告）と税務公証士

再来日したシャープ税制使節団は日本政府からの提案について検討を行い、第二次報告書において「納税者の代理人」（Taxpayers' Representatives）と題して次の勧告が行われている。

「弁護士及び公認会計士については、人物試験以外の試験を経ずに、税務当局に対し納税者を代理することを認めるべきである」、「現在開業中税務代理士については、人物試験を受けるだけでその業務を継続することが認められるが、今後税務代理士の地位を得ようとする者は、専門知識に関する筆記試験に合格しなければならないこととする」、「現在計理士（税務代理士でないもの）であって、納税者の代理行為をしようとする

(4) The Shoup Mission (1949c) pp. D62-D63 ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949c) D62-D63頁を参照した。

(5) The Shoup Mission (1949c) p. D50 ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949c) D50頁を参照した。

(6) 日本税理士会連合会 (1987) 44-46頁を参照されたい。

者は、人物試験と専門知識に関する筆記試験とに合格しなければならない。今後は新しい計理士はなり得ない。」⁽⁷⁾

シャープ使節団は、当時の日本における税務行政を担う国家資格の厳格度合等内容を調査し、上記勧告に至ったと考えられる（図表 5-1）。

図表 5-1 シャープ勧告当時における税務行政に携わる国家資格

	税務代理士	計理士	公認会計士	弁護士	(参考)税理士
法律公布日	昭和17(1942)年	昭和2(1927)年	昭和23(1948)年	昭和24(1949)年	昭和26(1951)年
納税者の代理行為 (シャープ第二次勧告)	開業中は人物試験のみ 人物試験及び筆記試験	人物試験及び筆記試験	人物試験のみ	人物試験のみ	
試験制度	無	有	有	有	有
資格	弁護士 計理士 実務従事3年以上 (国税) 学識経験者(租税 又は会計)	計理士試験合格 旧制専門学校卒業 (会計学) 実務従事1年以上 (会計) 他	公認会計士試験合格者(一部免除有) 特別公認会計士試験有	司法修習生 修習 修了者 他	弁護士 公認会計士 税理士試験合格者(免除有)
経緯	税理士法制定により廃止	公認会計士法制定により廃止	創設	弁護士法 明治26(1893)年 全面改正*	創設

出所：筆者作成。

*1933（昭和8）年にも全面改正が行われている。

また、同報告書付録書「納税者の代理人」の中で、次のように申告書が正しいか否かの判断は国家が行うべきものであり、税務代理士のような民間団体が行うものではないと理由を付して説明している。

「申告者を法律的に正しいものとして認証することは、納税者の代理者本来の職務ではない。代理者の任務は納税者が正しい申告書を提出することができるように、最善の努力を払って納税者を助けることである。申

(7) The Shoup Mission (1950) p. 11 ; 国税庁訳 (1950) 11頁を参照した。

告書の正確さを確かめることは、税務行政の問題であって、私的団体に委任することができない。」⁽⁸⁾

その上で、税務公証士の資格を次のように否定している。

「申告書、帳簿及び記録に従った正しいものとし認証する資格のある、『税務公証士』のような新しい職種の納税者の代理者を設けることは、望ましくないように思われる。」⁽⁹⁾

その理由はいくつか考えられるが、シャoup使節団の主要な目的は、第一次報告書の序文に記載されているとおり「日本における恒久的な租税制度を立案すること」である。同文には「われわれが勧告しているのは、租税制度であって、相互に関連のない多くの別個の措置ではない。」⁽¹⁰⁾とも記載されており、同使節団の狙いが「租税制度そのものの改革に鋭く絞っていた」⁽¹¹⁾ためと考えられる。また、シャoup使節団の派遣国アメリカでは納税代理人として、当時から弁護士・公認会計士・登録代理人・申告者作成者（代理範囲は限定的）等（委任状を提出した場合に限る）が活躍しており、日本でいう税務代理士という資格はなかった。そのため、新たに税務公証士を設けなくとも、弁護士・公認会計士がアメリカ同様に活躍すれば税務行政の安定は図れると判断したと考えられる。また、アメリカの（日本に対する）戦後処理の方針は、財閥の解体とそれに伴う証券の民主化・大衆化であったことから、わが国の証券取引法がアメリカにおける 1933 年の証券法並びに 1934 年の証券取引所法をモデルとして 1948 年に成立している。この法律に基づき企業会計審議会（当時は経済安定本部企業会計制度対策審議会）が発足し、1949 年に企業会計原則、その翌年には財務諸表規則が大蔵省令として設けられた。この一連の制度創設は、大会社指向の会計制度化であり、証券市場指向のディスクロージャー制度の発足であった⁽¹²⁾。つまり、「アメリカ型監査制度のうち、まず『大会社監査』を早急に定着させる必要があった。」⁽¹³⁾ため、「大会社監査」制度定着の担い手を公認会計士と位置付け、財務諸表の証明業務を行う公認会計士、税務代理業務を行う税務代理士、それぞれの役割を明確にしたと考えられる⁽¹⁴⁾。

(8) The Shoup Mission (1950) p. 77 ; 国税庁 (1950) 77頁を参照した。

(9) The Shoup Mission (1950) p. 77 ; 国税庁 (1950) 77頁を参照した。

(10) The Shoup Mission (1949a) p. i ; 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949a) i頁を参照した。

(11) 飯塚 (1994) 8頁。

(12) 武田 (2003) 35頁を参照されたい。

(13) 加藤 (2018) 240頁。

(14) 加藤 (2018、240頁を参照されたい) は、「こうした時代背景の中、『財務諸表等』といったアウトプットに対する証明業務という公認会計士と境目が曖昧な税務公証士という資格制度も創設はアメリカ側

このような経緯から、税務公証士の創設案は見送られることになったが、重要な点は、税務代理士が税務官公署に提出する財務諸表等を証明する業務を行う法律案の検討について、当時すでに行われていたという事実である。見送られた当該証明業務は、その後の税理士法改正要望書等において、再度提案されることになる（本章第3節参照）。

4 税理士法の制定（1951年）

第4章第4節にあるとおり、日本政府は、シャウプ使節団によるシャウプ勧告を受けて、1951年、新たに税理士法を創設し、従来あった税務代理士法を廃案にした。税理士法では、国家資格試験制度及び税理士法第1条における職責条項が創設され、税理士としての資格について許可制から登録制に変更がなされた。そして、「書面添付制度」に関連した制度としては審査請求に関する調査が行われる場合の「意見聴取制度」（税理士法第35条）が創設された。

同法第35条「意見聴取制度」は次のとおりである。

「国税庁協議団又は国税局協議団の協議官は、所得税法、法人税法、相続税法（昭和25年法律第73号）又は富裕税法（昭和25年法律第174号）の規定による審査の請求に係る事案について調査する場合において、当該審査の請求に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を與えなければならない。」

上記条文に規定されている同法第30条は「代理の権限の明示」、すなわち税理士が税務官公署に対し、納税者の税務代理権限を有することを書面にて明示する規定であり、「意見聴取制度」は、当該規定を前提にして成立することを意味している⁽¹⁵⁾。

第3節 「書面添付制度」の創設

1 「税理士制度改正に関する陳情書」及び「要望書」の提出

1953年2月、日税連は、「税理士法第2条中に、『税務計算の監査及び証明をすること』を加えること」とする「税理士制度改正に関する陳情書」（以下「陳情書」という。）を国会並びに関係官庁に提出した。さらに同年8月26日、陳情書の税務監査の部分に具体的事項を加えた

の思いと相容れなかったと考えられる。」としている。

(15) 税理士法第30条「代理の権限の明示」は次のとおりである。

「税理士は、税務代理をする場合においては、その行為について代理の権限を有することを明示する書面を税務官公署に提出しなければならない。」

「要望書」を関係省庁に提出した⁽¹⁶⁾。当該要望書には「税務計算の監査及び証明業務を追加する理由」が記載されていた⁽¹⁷⁾。税理士法改正当時の「税務官公署に提出する財務諸表等の証明業務」から「税務計算書類の監査及び証明業務」へと税務に関する監査及び証明という範囲を明らかにした上で、実施運用上の具体的な審議内容について言及している。

2 国税庁による試案の内容

当時税理士の資格取得要件や職務範囲に関して前述した日税連の要望書の他、国税庁、計理士会などからも問題点とそれに対する要望等が顕在化していた⁽¹⁸⁾（図表5-2）。

(16) 日本税理士会連合会（1987）460-465頁を参照されたい。

(17) 理由は以下のとおりである。（日本税理士会連合会 1987、464-465頁）。

「税理士法第33条によれば、税理士が税務代理及び税務書類の作成をした場合に署名押印をして、その責任を明らかにすることになっているが、更に税理士が職業的専門家として税務計算書類（添付書類を含む）を監査し、公正不偏の立場においてその当否を批判し、監査の概要と監査の意見を以てその結果を監査報告書に明瞭ならしめれば、これによって税務官庁の調査を簡易に為し、事務の能率を向上せしめ、以て徴税費を軽減し、納税義務を適正に実現することができる。

（中略-筆者）改正法律公布後速かに省令による官民合同の審議会又は調査会（仮称 税理士制度〇〇会）を設置し、（中略-筆者）審議会又は調査会の各委員は、次の事項を専門的立場において慎重審議の上、改正法律の運用に資する必要があると考える。

審議会又は調査会において審議する事項

- 1 税務計算書類の監査の意義
- 2 税務計算書類の監査と公認会計士の財務書類監査との区分
- 3 税務計算書類の監査の範囲
- 4 税務計算書類の監査の効果及び責任
- 5 税務計算書類の監査の基準
- 6 税務計算書類の監査の実施準則
- 7 税務計算書類の監査証明に関する規律（略）
- 8 その他税務計算書類の監査証明の施行についての必要な諸規定。」

(18) 日本税理士会連合会（1987）115頁を参照されたい。

図表 5-2 当時の社会背景

	国税庁	計理士会	日税連
要 望	税務職員の税理士登用	税理士登用	会計業務及び税務監査証明業務の法制化
税理士法施行当時	国税等の業務に15年又は20年従事すれば認定で税理士資格授与	税務代理士であった者は税理士資格付与しない者も施行より3カ月間は許可申請受理の経過措置有	会計業務については何人も制限はなし 税務にかかわらず監査証明業務は公認会計士の専門業務
その後 (それぞれの立場における問題点)	上記要件でも試験科目免除のみ	一定の従事年数を要件として会計学に関する科目免除のみ	税理士法施行当時と変更なし
改正の際 影響がある背景	国税庁長官と全国税労組の交渉は税務職員に税理士となる資格を付与する要求	第22回国会(昭和30年)の中で、大蔵省主税局長等が計理士の救済措置を答弁	国税庁に会計業務及び税務監査証明業務の法制化を陳情し、国税庁の試案となる。

出所：筆者作成。

「このような経緯にかえりみ、国税庁はこれ等の諸要望を大幅に取り入れた税理士法改正試案を作成し大蔵省側と交渉にはいった」⁽¹⁹⁾が、この時における国税庁の試案（1955年）を要約すれば、以下の3点である。

- (1) 税理士は税理士の名称を用いて会計に関する整理・立案を行うことを業とすることができること
(以下「会計の整理立案業務」という)。
- (2) 税理士は課税標準又は税額の計算の適否について監査証明をすることを業とすることができること
(以下「税務書類の監査証明」という)。
- (3) 税務職員及び計理士に通常の試験を経ないで、税理士となる途を開くこと。

上記の内、(1)及び(2)の2点は日税連からの要望である。特に(2)の「税務書類の監査証明」については、税理士法創設から続く税理士会の要望であり、実現に向けた信念の強さが窺われる。

(19) 日本税理士会連合会（1987）117頁。

3 大蔵省の見解と「書面添付制度」への影響

前述した試案に対して大蔵省側は見解を示している⁽²⁰⁾。「会計の整理立案業務」に関しては「何人も自由に行ない得る」、「会計業務の専門技術者として公認会計士がある」として、「税務書類の監査業務」に関しては「税務書類の監査証明と会計書類の監査証明は機能が異なる」、「税務書類の監査は税務官公署が最終監査を行うものである」といずれも国税庁の試案に対して否定的な見方を示している⁽²¹⁾。これらは、税務官公署が最終監査者であるという大蔵省の見解は当時における賦課課税的な税務行政を背景としたものであるが、現在では「納税者は納税者の立場で、課税庁は課税庁の立場でそれぞれ法律を解釈し、それを事実関係に適用する。(中略-筆者)それが租税正義の要請に合致しているかどうかは、裁判所、最終的には最高裁判所が

(20) 大蔵省の見解（日全連の要望に関連するもののみ）を要約すれば次のとおりである。（日本税理士会連合会 1987、117-118頁を参照されたい）。

- ・税務書類の監査証明と会計書類の監査証明はその機能を異にしている
- ・会計種類の監査証明は、公認会計士の監査が最終の監査であり、これにより投資家等の利益が保護されるため監査証明の制度は意義がある。
- ・税務書類の監査証明は、税務官公署が最終監査を行うのであり、この意味で税務書類については、制度上第三者たる独立職業人の監査証明を必ずとも必要とされない。
- ・税務書類の作成に独立会計人が関与し、その責任を明らかにすることは税務官公署との間において納税義務の円滑化をはかる上において効果的である。
- ・税務書類の作成について責任をもつ独立職業人を育成することは、税務行政上意義があると思われる。
- ・単に税務官庁と納税者の間において、双方に協力するものとしての第三者の立場を明らかにする意味においてその関与の内容を明らかならしめることにより、その協力的機能を認めるための制度として検討することがよい。
- ・税理士に監査証明の途を開くとしても、その内容は公認会計士の監査証明とは異なるものであり、単に税務書類の作成にどの程度関与したかの事実及び関与した範囲において税務書類の内容が正しいと思う旨の意見を税務官庁に表明する制度を開けばいい。
- ・同時に税理士が関与した範囲において、税理士の責任を明らかにするための懲戒責任を明確にすることが必要である。
- ・税理士が関与し、意見を表明した案件については更正決定を行うときは税理士の意見を求め、その関与した事項に誤りがあるときは税理士の責任を追及するものとすればよい。

(21) 加藤(2018、245)は、「会計書類と税務書類という区分をしてそれぞれの最終的監査は公認会計士と税務官公署としているものの、公認会計士監査の対象とならない中小企業や、決算書が税務申告のベースとなって課税所得が計算される確定決算主義が採用されている事実に関する議論はなされていない。」と見解に対する問題点を指摘している。

判断する。」⁽²²⁾という租税正義の要請に合致した解釈論が一般的である。もっとも、「税務書類の監査業務」に関しては、「税務書類に独立会計人が関与し、その責任を明らかにすることは税務行政上効果的である」、「税理士に監査証明の途を開くとしても、税理士が関与した範囲において税務書類の内容が正しいと思う旨の意見を税務官庁に表明する制度を開けばいい」、「意見を表明した案件は更正決定を行うとき税理士の意見を求め、その責任を追及すればよい」といった見解が示されている。この見解こそ「書面添付制度」の原型となる内容であり、注目すべき点である。

4 「書面添付制度」の創設（1956年）

前述した大蔵省の見解によって「書面添付制度」創設の方向に向かって税理士法改正に関する議論は進み、1956（昭和31）年3月16日、「書面添付制度」を含む税理士法改正要綱案の閣議決定がなされた⁽²³⁾。同年3月第24回通常国会に提案された「税理士法の一部を改正する法律案」について山手政府委員（大蔵政務次官）は、「税理士が関与した事項の範囲を明確にしてその責任を明らかにするため、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合には、申告書作成に関して計算し、整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができることとするとともに、その申告書について更正または決定をする場合において、その更正または決定の基因となる事実がその添付書面により、税理士が計算し、整理し、または相談に応じたものとされている事項であるときは、税理士に対して意見を述べる機会を与えることとし、これにより税務行政の円滑化に資するとともに、税理士業務の向上をはかることといたしているのであります。」⁽²⁴⁾と「書面添付制度」の趣旨及び制度の概要を説明している。

(22) 伊藤（2014）78頁。

(23) その改正要綱案（「書面添付制度」に関連する箇所のみ抜粋）は以下のとおりである。

「(改正要綱案)

1. 税理士は、所得税又は法人税等の申告書等を作成した場合には、これらの申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を添付することができるものとする。
2. 税務官庁は、一の書面の添付してある申告書に係る課税標準又は税額について、当該税理士が計算し、整理し、又は相談に応じたものとして記載してある事項に誤があると認めて更正決定をするときは、あらかじめ当該税理士に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。

（中略-筆者）。

3. 税理士が事実と反する一の記載をした場合における責任に関する所要の規定を設ける等税理士法の規定について必要な整備を行なうものとする。」

(24) 「第24回国会衆議院大蔵委員会会議録第22号」1956年3月23日、2頁『第24回国会衆議院大蔵委員会会議録第22号（第1類第5部）』所収。なお、大蔵省の渡辺主税局長は、「書面添付制度」と公認会計士の監査

その後、税理法改正案は国会期末に参議院を通過し、法律第 160 号をもって公布され、ここに税理士法 33 条の 2 及び更正決定後の意見聴取制度の新規規定によって、「書面添付制度」が創設された。

「書面添付制度」創設について日税連は、「われわれの要望の一部が実現したことになった。」⁽²⁵⁾と評価しつつ、「要望の本来の趣旨は、税務調査の重点化に資するため、税務官公署に提出する申告書等について、企業会計を基礎とした上での税務の監査証明であることから、この制度創設を足掛かりとして、今後とも本来の要望実現のためにわれわれは努力したい。」⁽²⁶⁾と説明している。

当時の税理士法 33 条の 2 及び同法第 35 条は以下のとおり（一部抜粋）である。

「(第 33 条の 2)

税理士は所得税法、法人税法又は相続税法の規定による申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し計算し、整理し、又は相談に応じた時効を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができる。

(第 35 条)

第 33 条の 2 第 1 項に規定する書面が添附されている申告書について所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正又は法人税法の規定による決定をすべき場合において、当該書面に記載されたところにより当該更正又は決定の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、又は相談に応じていると認められるときは、税務署長は、当該税理士に対し、当該事実に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。」

証明制度の違いについて「監査証明の制度と今後の書面添付の制度とは性格が全然違ったものだと思っております。監査証明の制度といいますのは、もうすでにご承知のように、公認会計士が会社の経理を監査して、これが正しいということを証明するわけです。今度の制度は、納税義務者にかかわって、たとえば申告書の作成をした場合において、私はこういう程度の関与をしましたということを示すだけでございまして、経理の監査というものを証明するとか、しないとかという問題とは全然別個の話してございますので、われわれとしては、これは全然別個の問題だというふうに解しております。」と説明している。（「第24回国会参議院大蔵委員会会議録第30号」1956年5月29日、8頁『第24回国会参議院大蔵委員会会議録第30号（第5部）』所収）

(25) 日本税理士会連合会（1987）137頁。

(26) 日本税理士会連合会（1987）137頁。

第4節 税理士法改正（1980年）

1 税理士法の全面改正

1980年は税理士法創設以来現在に至るまでの間において最も大きな改正があった年である。多くの改正があったが「書面添付制度」に関連するものは、使命条項及び独立した公正の立場の明記（税理士法第1条）、税理士業務対象税目の拡大（同法第2条第1項、同法第33条の2第1項）、会計業務（付随業務）の明確化（同法第2条第2項）、「審査事項記載書面添付制度」の創設（同法第33条の2第2項）である。金子一平大蔵大臣は改正理由について「税理士制度の実情等の顧み、その改善を図り、税理士業務のより適性な運営に資するため」⁽²⁷⁾としている。

2 税理士法第1条の見直し

第4章において既に説明したとおり、1951年税理士法が創設の際に規定された税理士法第1条「税理士の職責」「中正な立場」がそれぞれ「税理士の使命」「独立した公正の立場」に、他の文言も全面的に見直しがされた。比較すると以下のとおりである。

〔旧第1条 税理士の職責〕

税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する同義を高めるように努力しなければならない。」

〔新第1条 税理士の使命〕

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

上記のとおり同法第1条の改正により、税務に関する専門家として「独立性」「公正性」が絶対的要件（前提）となり、申告納税制度の理念に沿つて、納税義務の適正な実現を図ることという税理士の使命が規定されたことにより、「税務行政の円滑化に資するとともに、税理士業務の向上をはかるため」（本章第3節4参照）に創設された「書面添付制度」の目的が明確となった。

3 税理士法第33条の2第2項の創設

1980年の税理士法改正により、他人が作成した税務申告書について相談を受けこれを審査し

(27) 「第87回国会衆議院大蔵委員会会議録第25号」1979年6月1日、2頁『第87回国会衆議院大蔵委員会会議録（第1類第5号）』所収。

た場合、その旨を記載した書面を添付する制度、すなわち「審査事項記載書面添付制度」が税理士法第 33 条の 2 第 2 項に創設された。この改正について、川股は「税理士会からの要望としてではなく、政府の提案である。」⁽²⁸⁾としているが、1949 年当時の監査証明業務の提案及び 1953 年「税理士法改正に関する陳情書」及び「要望書」の提出等、日税連の過去に行った運動が少なからずとも影響していることは推察できる。

国会答申において福田幸弘政府委員（大蔵大臣官房審議官）は同法第 33 条の 2 第 2 項に関する業務について、「第 1 条の税務専門家という立場でその申告書が租税法令に基づいておるかということを審査されるという業務であること」、「専門家の立場を非常に尊重し、地位が向上していく、税務監査という言葉でも結構である」、「専門家の書面がついているということで、その内容に正確性が保証されている。」⁽²⁹⁾と説明している。税理士を税務の専門家として高く評価した上で、税務監査という言葉を用いて同法第 33 条の 2 第 2 項に関する業務を設けたことが窺える。

4 税理士業務対象税目の拡大・会計業務の明確化

旧税理士法では税理士業務を所得税、法人税等に限定していたが、原則全税目に拡大した（第 2 条第 1 項柱書）。「書面添付制度」の対象税目についても所得税、法人税、相続税から国税申告納税方式、地方税申告納付、地方税申告納入方式に拡大した（税理士法第 33 条の 2 第 1 項）。

また、同法第 2 条第 2 項に「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる」旨の規定が創設され、会計業務が税理士業務であることを明確化した⁽³⁰⁾。1958 年当時、大蔵省は日税連の要望書を前提とした国税庁の試案である「会計の整理立案業務」を受け入れなかったが、青色申告納税制度の普及に伴い、法人税法の更正処理基準及び租税法の財務書類の作成規定が整備⁽³¹⁾され、税務行政における環境が変化して、会計業務は税務業務と密接に関わっていることが明らかになったためと考えられる。この改正により、税理士は会計専門家であることを明文化した意義は大きい。

(28) 川股（2014）188頁。

(29) 「第90回国会衆議院大蔵委員会会議録第2号」1979年12月7日、6頁『第90回国会衆議院大蔵委員会会議録（第1類第5号）』所収。

(30) ただし、あくまで税務業務の付随業務であること、公認会計士監査証明業務等他の法律で制限されているものは除かれている。

(31) 1967年の税制改正により法人税法22条4項に「一般に公正妥当な会計処理の基準に従う」旨の規定が創設された。

第5節 税理士法改正（2001年）

1 普及の現状と改正への動き

「書面添付制度」は1956年以来半世紀が経過していたが、制度を活用している申告書はごく少数であった⁽³²⁾。それが普及しない理由として、書面添付を「する顧客」と「しない顧客」で選別することになり信頼関係を損なう懸念があるため、更正前の意見聴取制度という現行制度ではメリットがないこと、さらには虚偽記載の場合に懲戒処分等の対象となることが挙げられている⁽³³⁾。

改正の5年前、日税連は1996年、書面添付に関する改正案を示した。すなわち「法33条の2に規定する書面が添付された申告書を提出した者につき、当該申告書に係わる租税に関し調査する場合には、あらかじめ当該税理士に意見を述べるよう求め、かつこれを尊重しなければならない。」⁽³⁴⁾とした税務調査の事前通知前に意見聴取を行うための改正を要望する内容である。

2000年9月21日、日税連は上記内容を含めた「税理士法に関する改正要望書」を作成⁽³⁵⁾、機関決定の上、国税庁に提出、これを受けて国税庁は、同年12月7日に「税理士制度改正要望」を作成、大蔵省主税局に提出した。その後、税制調査会で審議が行われ、2001年3月9日「税理士法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

2 意見聴取制度の拡充

従来は更正前の意見聴取及び審査請求に係る事案の調査の意見聴取であったが、今回の2001年改正により税務調査の事前通知前に意見聴取を行う制度に拡充し、現在の「書面添付制度」となった。

この意見聴取制度の拡充について、第151回通常国会衆議院財務金融委員会において大武政

(32) 1992年の数値で全体の0.6%程度の普及に留まっていた。（「第151国会参議院財務金融委員会会議録第8号」2001年4月5日、30頁『第151回国会参議院財政金融委員会会議録（第5部）』所収）

(33) 「第151国会参議院財務金融委員会会議録第8号」2001年4月5日、30頁『第151回国会参議院財政金融委員会会議録（第5部）』所収。

(34) 日本税理士会連合会制度部（1997）18頁。なお、日税連は1989年頃から税理士法改正のための審議を進め、『税理士法改正に関する意見（タタキ台）』の審議状況について（報告）（1996年12月20日）を公表した。

(35) 日本税理士会連合会（2016）16頁を参照されたい。なお、松沢（2000a、7頁）は、「税理士法第1条の税理士の使命の具体的な表れが書面添付制度であることを『要望書』は明らかにしている。」として、日税連の提言を高く評価している。

府参考人（当時国税庁次長）は「税務に関する専門家としての立場を尊重して付与された税理士の権利の一つとしてとらえています。」⁽³⁶⁾と説明している。また、その後において通知された旧事務運営方針（以下「旧方針」という。）⁽³⁷⁾にも「意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つと位置付けられる。」と記載されている。このように課税庁は、意見聴取を含む「書面添付制度」が税理士の権利であることを明確にした。また、意見聴取は税理士が作成した書面添付の記載内容について行われるとしており、川股は「事前通知前の意見聴取は個別税法に基づく質問検査権の行使ではなく、税理士法に基づく税理士の固有の権利として専門家である税理士に意見を述べる機会を保証するためのものである。」⁽³⁸⁾と説明している。現在有効となっている事務運営指針⁽³⁹⁾では「制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的には調査に至らないこともあり得る。」と意見聴取の結果、税務調査に移行しない旨も明文化した⁽⁴⁰⁾。条文では「その者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において」と調査を前提とした規定になっているため、課税庁がこのような対応を明記することは異例である。それは税務執行の円滑化・簡素化のため、「書面添付制度」の普及・定着を早急に図る必要があったためであると考えられる。

第6節 「書面添付制度」と保証業務

1 「書面添付制度」の目的

納税義務は法律の定める課税要件の充足によって成立⁽⁴¹⁾し、原則として申告納税方式又は賦課課税方式により確定する。税理士法第1条にある『「納税義務の適正な実現を図る」』という

(36) 「第151国会衆議院財務金融委員会会議録第11号」2001年5月23日、12頁『第151回国会衆議院財務金融委員会会議録（第1類第5号）』所収。

(37) 「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針 2002年3月14日）。国税庁長官が国税局長及び沖縄国税事務所長宛に業務運営指針を通知した文書である。なお、当方針は2009年に事務運営方針が新しく定められた時点で廃止・無効となっているため、「旧事務運営方針」と表示している。

(38) 川股（2014）192頁。また、旧方針には「事前通知前の意見聴取は各税法に規定する質問検査権の行使には当たらない。」と記載されていた。

(39) 2009年4月1日に新しい事務運営方針が定められ、2012年12月19日に最終改訂がされている。

(40) 大武政府参考人は、第151回国会において、意見聴取制度の確立により添付書面に記載された事項に対して疑義が解決した場合、問題点がなくなった場合は原則として税務調査は終了する、と答弁している。

（第151国会参議院財政金融委員会会議録第8号）2001年4月5日、30頁『第151回国会参議院財政金融委員会会議録（第1類第5号）』所収を参照されたい）

(41) 1919年に制定されたドイツ国税通則法(Reichsabgabenordnung(RAO))81条において「租税債務は、法律

規定の趣旨は、税法に定めるとおり『過大でもなく過小でもなく納税する。』⁽⁴²⁾ことであり、「適正な納税義務を履行することが、憲法第 30 条に基づく納税義務の本質である。」⁽⁴³⁾とされている。1980 年の税理士法改正により税理士法第 1 条の「税理士の使命」が規定され、税理士の独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務の適正な実現を図るといふ、「書面添付制度」の目的がここで明確となった（本章第 4 節参照）。そこで税理士の厳格な独立性を前提にした納税義務の適正な実現を図るために実施される「書面添付制度」について、先行研究及び IAASB⁽⁴⁴⁾や AICPA⁽⁴⁵⁾の保証業務の定義を参考にした上で、税理士による税務に関する保証業務としての視点から考察を行う。

2 先行研究による見解

前項のとおり、税理士の厳格な独立性を前提にした納税義務の適正な実現を図るために実施される「書面添付制度」について、先行研究では次のとおり論じられている。

「書面添付制度」は税理士による税務に関する保証業務という点で、「わが国だけに存在する画期的な制度である。」⁽⁴⁶⁾とされ、その位置付けについては以下のような見解がある。すなわち、「書面添付とは、税理士が作成した申告書について、①税理士がどの程度『内容に立ち入って検討』をしたのか、したがって、②税理士がどの程度の『責任をもって作成』したのか等を明らかにするために作成した書類である。それゆえ、一種の『証明行為』であるから、ある意味では『監査と同類の性格』のものであるといえる」⁽⁴⁷⁾、「税理士が職業会計人であることに異論はない。そこに税理士法第 1 条の租税法に関する法律家の地位が加わると、新しく税務監査人としての性格が明確になってこよう。（中略-筆者）。第三者の立場から、適法性・準拠性・真実性が証明されてこそ、税務監査の目的が達成されるのである。この業務が税務監査人の役割なのである。税務監査人である以上は、申告が適法性・真実性に合致していることを報告しなければならない。これが税理士法第 33 条の 2 の書面添付であり、これは、まさに税務

が租税をそれに結びつけている要件が実現されると同時に成立する」が規定された。（金子 2019、863頁を参照されたい）

(42) 日本税理士会連合会（2016）18頁。

(43) 松沢(1996)66頁。

(44) IAASB（International Auditing and Assurance Standards Board）国際監査・保証基準審議会。国際会計士連盟（IFAC）の中に設置されている国際監査基準（ISA）の設定機関。

(45) AICPA（American Institute of Certified Public Accountants）、アメリカ合衆国における公認会計士協会。

(46) 坂本(2019a)123頁。

(47) 武田（2008）186頁。

申告書に添付された監査証明書なのである」⁽⁴⁸⁾、「書面添付制度は、税理士による申告書に関する保証業務、税務監査証明業務である。」⁽⁴⁹⁾とする見解がある。

3 保証業務の定義と内容

保証業務の内容の検討に関して、アメリカにおける IAASB や AICPA の保証業務の定義が参考となる。

保証業務の定義について、IAASB は、「保証業務 (assurance engagement) は、業務実施者が、規準に照らして行った主題の測定又は評価の結果について、主題に責任を負う者以外の想定利用者の信頼の程度を高めるように策定された結論を表明するため (to express a conclusion) に、十分かつ適切な証拠の入手を目指す業務である。」⁽⁵⁰⁾と定めている。同定義について AICPA による「保証業務特別委員会報告書 (以下「エリオット報告書」という。)」では、保証業務とは「意思決定者のために、情報の質、あるいは情報の内容を改善させる独立した職業専門家の業務である。」⁽⁵¹⁾と定めている。

保証業務について、内藤は「広義には、①監査 (会計監査、準拠性監査、業務監査を含む)、②財務情報のレビュー業務、③合意された手続業務、④証明 (アテスト) 業務、⑤その他の保証業務、以上 5 種類の業務に区別される。」⁽⁵²⁾と説明し、図表 5-3 を示している。当該図表 5-3 によれば、保証業務には調製も含まれ、経営コンサルティング業務の中には保証業務の性質を有しているもの (図が重なった黒い斜線で示している部分) があるということがわかる。そして「証明」の範囲には、広義の意味で「証明」を用いているため、狭義の監査のみならず監査と異なる「財務情報のレビュー及び合意された手続業務」を含めるとしている⁽⁵³⁾。なお、この図表 5-3 の内容は、エリオット報告書による「保証業務の枠組み」を参考にしていると考えられる⁽⁵⁴⁾ため、本章では、税理士による保証業務について「エリオット報告書」の定義を前提として検討を行う。

(48) 松沢 (2000b) 5-6頁。

(49) 坂本(2019a)122頁。

(50) IFAC, IAASB (2013) p. 10 ; 日本公認会計士協会訳 (2015) 10頁を参照した。

(51) Elliott (1997) p. 63 ; 山浦訳 (2000) 4頁を参照した。

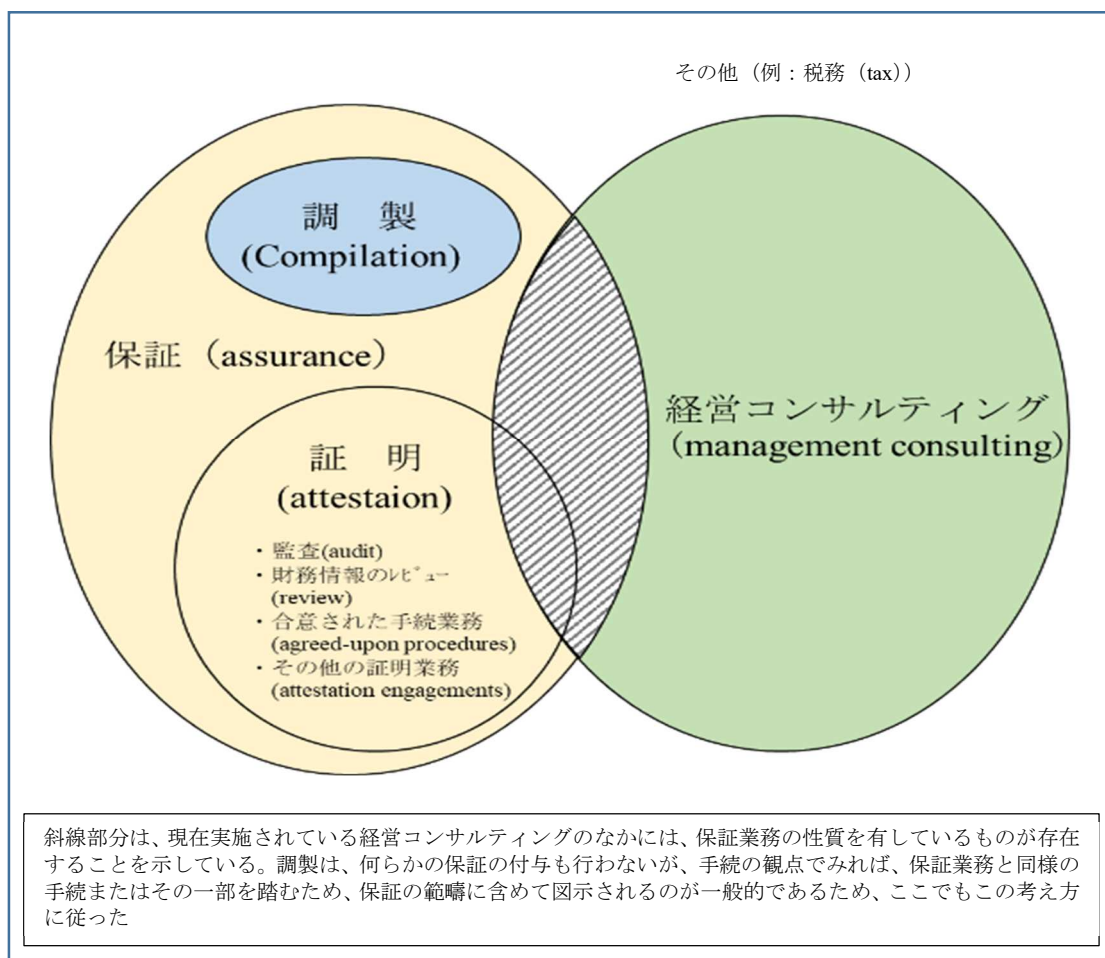
(52) 内藤 (2007) 1, 100頁。

(53) 内藤 (2007) 1, 100頁。その他の保証業務は、上記の区分のいずれにも該当しないものとして、「例えば、健康医療サービス提供機関の業績測定、企業の人的資源の営業方針への準拠性に関する保証の提供である。」としている。(内藤 2007、1, 100頁)

(54) 那須・松本・町田 (2015、64頁を参照されたい) の「図表2-5 AICPAによる保証業務の枠組み」と同じ構成となっている。

また、保証について、堀江は、「モノやコトに依拠したり利用する人・組織が、モノやコト（あるいはそれらに対して責任をもつ人・組織）に抱く潜在的な不信感を取り除くために、当事者以外に第三者が専門的な立場からモノやコトの成否または適否を判定し、もって信用の基盤を提供すること」⁽⁵⁵⁾と説明している。

図表 5-3 監査・保証業務とコンサルティング業務等との関係



出所：内藤（2007）1, 100 頁、図。

近年において、欧米の会計プロフェッションは、従来彼らが提供してきた監査やレビュー等の業務の他に、さまざまな領域における、保証業務の提供を積極的に推進している⁽⁵⁶⁾。例えば、「事業報告（会社法）、企業リスク情報、サステナビリティ報告書、CSR（Corporate Social

(55) 堀江（2006）1頁。

(56) 町田（1999）1-2頁を参照されたい。

Responsibility) 報告書、GHG (Greenhouse Gas) 排出量情報」⁽⁵⁷⁾などが保証業務として行われている。また、ここでいう監査やレビュー以外の保証業務は、「監査やレビューよりも低いレベルの保証を提供する」⁽⁵⁸⁾とされている。小森は、「保証内容はそれぞれの報告書や情報の種類によって異なる」⁽⁵⁹⁾と保証水準は意思決定者の要求する情報リスクの程度に応じて異なり、画一的ではないことを指摘している。さらに山浦は、「保証対象情報が経済的意思決定者の意思決定プロセスに不可欠の役割を担うとすれば、その情報が信用力を付与されれば意思決定者は情報リスクを下げるができる。」⁽⁶⁰⁾とした上で、保証業務が存在しない場合には、「利用者は意思決定に伴うリスクの存在に取引自体から撤退するか、リスクに見合う負担と便益提供後のコントロールの強化を要求するであろう。」⁽⁶¹⁾と、保証業務そのものの有用性について説明している。

このように保証業務は、「財務書類の監査証明」業務だけを示すものではなく、広い範囲を対象とした、利用者が要求する保証の内容によって当該保証の水準が異なる。つまり、そのさまざまな「保証の内容がグラデーションをなして『保証の連続体』を構成している。」⁽⁶²⁾と結論付けることができる。

4 保証業務の要件と税理士の独立性の検討

エリオット報告書では、保証業務は独立した職業専門家の業務であるとして、職業専門家の独立性を保証業務の前提としている。この職業専門家の独立性について、わが国において企業会計審議会が2004年11月に公表した「財務情報等に係る保証業務の概念的取り組みに関する意見書」(以下「意見書」という。)でも、「保証業務は、業務実施者、主題に責任を負う者、想定利用者の三当事者が関わることにより成立する」(意見書二1)とした上で、「業務実施者は、独立した立場から公正不偏の態度を保持することが最も重要とされ、自らが主題に責任を負う

(57) 内藤 (2013) 24頁。

(58) 町田 (1999) 2頁。

(59) 小森 (2019) 200頁。内藤 (2013、24頁) も「保証内容にも多様性が認められる。」としている。

(60) 山浦 (2000) 14頁。

(61) 山浦 (2000) 14頁。

(62) 武田 (2003) 36頁。また、武田 (2003、35-36頁) は、「わが国の監査法人の証券取引法監査は、米国において監査法人が行っているさまざまな業務のうちの1つだけが監査制度として定着した経緯がある。そのことが、監査にも積極的保証から消極的保証を経て、無保証の意見陳述に至るまで保証の内容がグラデーションをなして『保証の連続体』を構成しているという認識に直結しなかった。かかるさまざまな監査関連業務が『監査』という概念に含まれず、最も精度の高い財務諸表監査だけが監査であるという認識が、制度面においても、監査研究面においても浸透し、今日に至っている。」と指摘している。

者及び想定利用者となることはできない」(意見書四2)と厳格な独立性の堅持を業務実施者に係る最も重要な要件とした⁽⁶³⁾。

当然ながら税理士においても、保証業務を行う場合には、独立した立場から公正不偏の態度を保持しなければならない。

税理士法第1条「税理士の使命」に規定されている税理士の独立性は第4章において詳述しているが、税理士は税務に関する専門家として納税義務の適正な実現を図るため、厳格な独立性が要求されている。さらに、独立性の堅持を担保するため真正の事実に基づく業務遂行義務等の多くの義務が税理士法によって課され、税理士には業務の性格上、精神的独立性(実質的独立性)がより求められる。

職業会計人の精神的独立性(実質的独立性)について、マウツ(Mautz)&シャラフ(Sharaf)は、「潜在意識的においてさえ、彼の判断を歪められるかも知れないどんな自己の利益についても、独立していることが最も重要なのである。」⁽⁶⁴⁾と説明している。つまり職業会計人である税理士は、その使命を果たすため、精神的独立性(実質的独立性)を錬磨、堅持することが求められる。

したがって税理士は、税理士法の規定によって厳格な独立性が要求され、職業会計人として精神的独立性を錬磨、堅持することが求められる職業専門家である。

5 保証業務の目的と「書面添付制度」

保証業務は情報(主題)の責任者が、独立した第三者(業務実施者)にその情報の信用力を担保してもらい、情報利用者の信頼を得るために行うものとされる⁽⁶⁵⁾。「書面添付制度」の場合、

(63) 日本公認会計士協会倫理規則(注解11(一)及び(二))は、「精神的独立性」及び「外観的独立性」(「精神的独立性」は「実質的独立性」ともいい、「外観的独立性」は「形式的独立性」ともいう。)を規定している。弥永(2004,4頁)は「独立性は、本来、精神的な独立性を意味するが、精神的独立性を事前に外部から観察することは不可能であり、監査制度に対する信頼を確保するためには、外観的独立性、すなわち、被監査会社から監査人が独立していると考え、あるいは感ずるような外観が存在することが重要となる。」と説明している。したがって、保証業務において求められる独立性も「精神的独立性(実質的独立性)」のみでなく、「外観的独立性(形式的独立性)」を含むことになる。また、保証業務では、独立性を含め関連する職業倫理の規定を充足することが求められている。(日本公認会計士協会 2017, Q4(2)を参照されたい)

(64) Mautz&Sharaf (1961) p. 206 ; 飯塚訳(1993)7-8頁を参照した。このマウツ&シャラフの説明は、ケアリー(Carey, John L)の次の文献を引用している。

John L. Carey, *Professional Ethics of Certified Public Accountants* (New York: The American Institute of Accountants) pp. 20-21.

(65) 山浦(2006)3頁を参照されたい。

業務実施者は税理士、主題に責任を負う者は納税者、想定利用者は税務官公署ということになるが、「書面添付制度」における（保証業務に係る当事者としての）想定利用者は、不特定多数ではなく税務官公署に限定されている。したがって、「書面添付制度」によって、納税者の提出した税務申告書が税務官公署に対して信頼を得ることが出来れば、保証業務の目的は達成されることになる。

この点について、「書面添付制度」に関する税務行政上の実績データから、情報利用者である税務官公署が「書面添付制度」による税務申告書の信用力に高い評価を与えていることが証明できる。具体的には、「年々増加する書面添付実践割合に反して意見聴取割合は減少し、さらに意見聴取中、税務調査に移行した割合も減少している状況」として図表 5-3 に示すとおりである。この実績データから、税務官公署の立場から当該制度を評価した上で、業務実施者である税理士に対しても、高い信頼を寄せていることが確認できる。さらに税務官公署側があくまで黙示的ではありながらも一種の保証業務として認識しているとも意見聴取割合及び税務調査の減少から読み取ることが可能である。

また、松本は、当事者間の相互理解が各報告書の適切な利用を促すとしている⁽⁶⁶⁾が、この点についても、図表 5-3 の示す実績データによって明らかであり、税理士及び税務官公署においては、「書面添付制度」に対して相互理解がなされていると言えよう。

図表 5-4 法人申告件数と法人税の書面添付割合

年度		平成22年度 22.4~23.3	平成23年度 23.4~24.3	平成24年度 24.4~25.3	平成25年度 25.4~26.3	平成26年度 26.4~27.3	平成27年度 27.4~28.3	平成28年度 28.4~29.3
申告件数	①	2,762千件	2,763千件	2,761千件	2,771千件	2,794千件	2,825千件	2,860千件
①の内税理士 関与申告件数	②	2,412千件	2,415千件	2,420千件	2,435千件	2,461千件	2,497千件	2,536千件
税理士関与割 合	③=②/①	87.3%	87.4%	87.7%	87.9%	88.1%	88.4%	88.7%
②のうち 書面添付件数	④	169千件	179千件	189千件	198千件	207千件	215千件	224千件
書面添付割 合	⑤=④/②	7.0%	7.4%	7.8%	8.1%	8.4%	8.6%	8.8%
④のうち意見 招集が行われた 割合	⑥	4.5%	4.4%	3.5%	3.1%	2.9%	2.7%	2.7%
実地調査省 略割合	⑦	51.4%	52.9%	56.0%	53.9%	53.5%	54.3%	54.6%
書面添付中調 査移行割合	⑧=⑥×(1-⑦)	2.2%	2.1%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%

出所：加藤（2018）314 頁、図表 5-2 に一部修正して筆者作成。

(66) 松本（2005）50頁を参照されたい。

6 税理士法第2条と税理士法第33条の2

税理士が行う業務は、税理士法第2条第1項第1号において税務代理業務（以下「第1号業務」という）、同項第2号に税務書類作成業務（以下「第2号業務」という）、同項第3号に税務相談業務（以下「第3号業務」という。）が規定されており、いずれも対価の有無にかかわらず税理士しか行えない業務（税理士の無償独占業務）である。前述した「意見書」には、「業務実施者が、税務申告書の作成及び納税者の代理を行う業務は保証業務の定義を満たさない。」

（意見書四(1)④）と記載されているため、「書面添付制度」に関する業務が保証業務にあたらぬのか問題となる。

同法第33条の2第1項の業務（以下「第1項書面添付業務」という。）は、税理士が、税務申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を当該申告書に添付するものである。この計算等した事項を記載した書面を当該申告書に添付するといった第1項書面添付業務は、税務申告書の作成（第2号業務）ではなく、納税者の代理行為（第1号業務）でもない税務書類作成業務（第2号業務）である。したがって、第1項書面添付業務は、意見書四(1)④に記載された保証業務の定義を満たさない業務には該当しない。

その一方において、税理士自身が税務申告書を作成するため、保証業務に最も重要とされている独立性のうち外観的独立性（形式的独立性）を保持していないことになる⁽⁶⁷⁾。もっとも、保証業務は、その情報利用者の信頼を得るために行うものである。この点に関しては、税務に関する保証業務における情報利用者は税務官公署に特定されており、「書面添付制度」による税務申告書が当該税務官公署に対して信頼を得ていることから、保証業務の目的は達成されている（本章本節5参照）。さらに、税理士の監督官庁の長である塩川正十郎財務大臣（当時）が、2001年税制改正に関する国会審議の場において「税理士の精神というものは、倫理観というものは税理士法第1条に書いたとおりであり、独立して公正で厳正な判断をするということは当然である。」⁽⁶⁸⁾との答弁から、税理士の厳格な独立性が監督官庁に理解されていることは明確である。以上のように、第1項書面添付業務は、外観的独立性が必要とされる保証業務の目的が確保されるため、情報（主題）の責任者（納税者）が、業務実施者（税理士）からその情報の信用力を担保された情報は、情報利用者（税務官公署）に対して説得力を持ち得るのである。

同法第33条の2第2項の業務（以下「第2項書面添付業務」という。）は、他人の作成した税務申告書を審査した場合において、その審査した事項等を記載した書面を当該申告書に添付するものである。第2項書面添付業務は相談業務であり、第3号業務に該当するため、意見書

(67) 前掲(63)参照。なお、税理士の独立性は第4章において詳述している。

(68) 「第151回国会衆議院財務金融委員会議録第12号」2001年5月25日、15頁『第151回国会衆議院委員会議録(第1類第5号)』所収。

四(1)④に記載された保証業務の定義を満たさない業務には該当しない。さらに税理士が他人の作成した税務申告書に対し、審査した事項を書面に記載する業務であるため、外観的独立性の観点からも問題とならない。よって、第2項書面添付業務は、正に保証業務として位置付けられることになる⁽⁶⁹⁾。

7 「書面添付制度」の役割

記載した書面に虚偽の記載等を行った場合、「戒告・2年以内の税理士業務の停止・税理士業務の停止」といった懲戒処分（税理士法第44条）を受けることになる（同法第46条）。「税理士はその資格を賭して、書面添付を行う」⁽⁷⁰⁾ため、「書面添付制度」は厳格性を担保に信頼を付与した情報提供が可能である。坂本は制度の厳格性から「これら書面添付業務は、税理士による保証業務、税務監査証明業務である。」⁽⁷¹⁾と説明した上で、理論的に整理をしている（図表5-5）。

税務に関する保証業務は、業務実施者（税理士）が主題責任者（納税者）の情報の信用力を担保することにより、情報利用者（税務官公署）の信頼を得るために行うものであることから、保証業務の趣旨と合致している（本章本節5参照）。したがって、「書面添付制度」は、同法第1条に定める納税義務の適正な実現を図るため、税理士による税務申告書の信用力を高める税務に関する保証業務である、との結論を得た。

図表 5-5 書面添付業務（税理士法第33条の2）

税理士による 保証業務	第1項 書面添付	申告書の作成に関する証明業務	税務監査証明業務
	第2項 書面添付	税務監査業務	

出所：坂本（2019）124頁、図表4-3。

(69) 坂本（2019a、122-123頁）は、第1項書面添付業務について「申告書の作成に関する証明業務」であるとし、第2項書面添付業務について「税理士が申告書の作成に関わっていないことから税務監査業務そのものである。」とする見解を述べている。

(70) 坂本（2019a）123頁。

(71) 坂本（2019a）123頁。

第7節 おわりに

「書面添付制度」は1956年に誕生し、その後1980年に「審査事項記載書面添付制度」、2001年に「事前通知前の意見聴取制度」が創設され、現在の制度となっている。当該制度は「納税義務の適正な実現を図る」ため、税理士が自らの資格を賭して行うものであり、当該業務によって、税務申告書の信用力が高められる。しかしながら、「書面添付制度」は、制度の創設から65年経過している現代においても普及していない状況にある。

保証業務は情報利用者の信頼を得るために行うものである。また、保証業務における保証の水準は画一的なものではなく、税務に関する保証業務もその一つと考えられる。

先行研究によれば、「書面添付制度」は税務に関する保証業務という点で、わが国だけに存在する画期的な制度であり、その位置付けは、一種の証明行為、監査と同類の性格などの見解がある。そして、税理士法によって税理士には実質的独立性の堅持が求められ、税務官公署が「書面添付制度」による税務申告書の信用力について高く評価していることを実績データから証明できる。

以上の考察から、「書面添付制度」は、保証業務の趣旨と合致しており、当該制度は「税理士による税務に関する保証業務」であるとの結論に達した。

第6章 わが国の中小企業金融における課題と展望

第1節 はじめに

貸し手である金融機関は、借り手である企業についての十分な情報や知識を保有していないため、金融活動に必然的に付随する「情報の非対称性」の問題がある⁽¹⁾。情報劣位者の金融機関は、情報優位者の中小企業と情報が対称的でないため、中小企業の経営状態などの把握がしづらく、中小企業の実態に見合った融資の実行が困難となっている（図表 6-1）。したがって、中小企業にとって「情報の非対称性」は、資金調達をする際に困難を生ずる大きな原因であり、円滑な中小企業金融を行うためには、「情報の非対称性」を解消・縮減することが必要不可欠である⁽²⁾。

もっとも、中小企業は、企業の重要な情報である決算書に関して「信頼性の高い客観的な計算書類等を定期的に作成し、金融機関等に提供すること自体が未だに定着していない」⁽³⁾。そのため、融資を実行する金融機関は、経営者本人などからの保証（以下「人的保証」という。）や不動産などの担保提供（以下「物的保証」という。）を要求することで対処してきた。

しかしながら、決算書の信用力を確保できない融資の実行は、過度の人的保証や物的保証に対する依存が経営者への負担を課し、中小企業の継続、成長を阻み、中小企業金融の円滑な運営を妨げる虞がある⁽⁴⁾。そこで本章では、わが国の中小企業金融における現状と課題を検討し、すでにドイツの中小企業金融において行われている「ベシヤイニグング」（Bescheinigung）の経緯及び内容を明らかにすると共に、わが国における「税理士固有の保証制度」⁽⁵⁾である「書面

(1) 家森（2020a）115頁。「情報の非対称性」（information asymmetry）は、アカロフ（Akerlof）の論文『『レモン』市場：品質の不確実性とマーケット・メカニズム』（1970年）において発表された経済学上の概念である。（Akerlof 1970、pp. 488-500）。アカロフは、レモン（外見は色鮮やかでも中身は酸っぱいレモンにちなんで、不良品を意味する。）市場の例として中古車販売市場をとり上げ、中古車の買い手がその品質を正確に知らない場合、劣悪な品質の不良品しか市場で取引されなくなってしまう可能性を指摘した。（成川 2017、22頁を参照されたい）

(2) 中小企業庁編（2005）96頁を参照されたい。

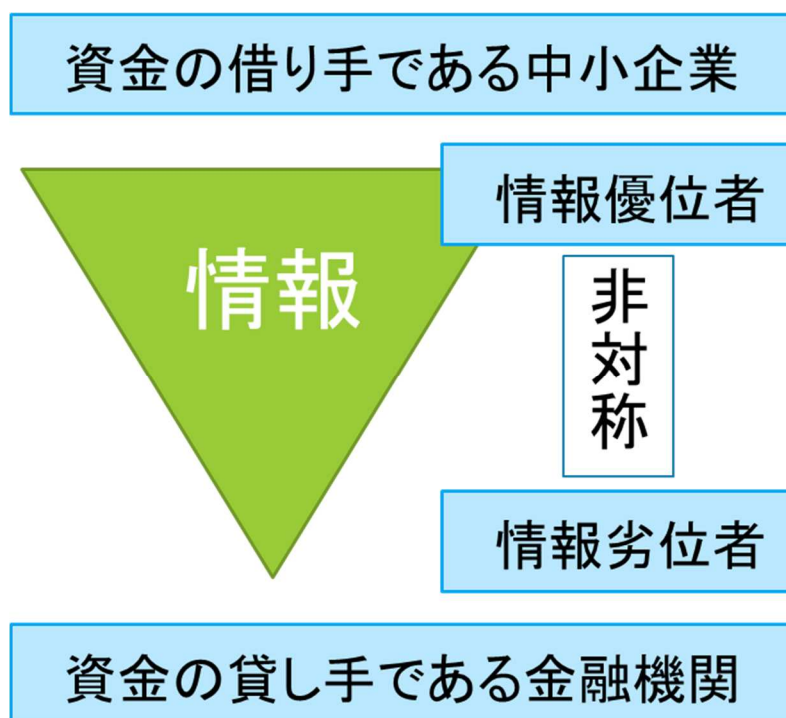
(3) 中小企業庁編（2005）97-98頁。

(4) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2019）『『経営者保証に関するガイドライン』Q&A』Q.2を参照した。

(5) 武田（2005e）10頁。

添付制度」を活用した「決算書の信用力」の確保について、情報の非対称性に着目した観点から考察を行うこととする。

図表 6-1 情報の非対称性



出所：筆者作成。

第2節 中小企業金融の現状と課題

「中小企業会計要領」、「中小企業会計指針」の適用対象企業である中小企業数は、約 260 万社と、わが国の株式会社全体の 99%以上を占めている⁽⁶⁾（序章第1節1参照）。ここでは、わが国において株式会社の大多数を占める中小企業に対する金融の現状と課題を、金融機関の対応、行政の対応を整理することで明確にしていきたい。

1 中小企業金融の現状

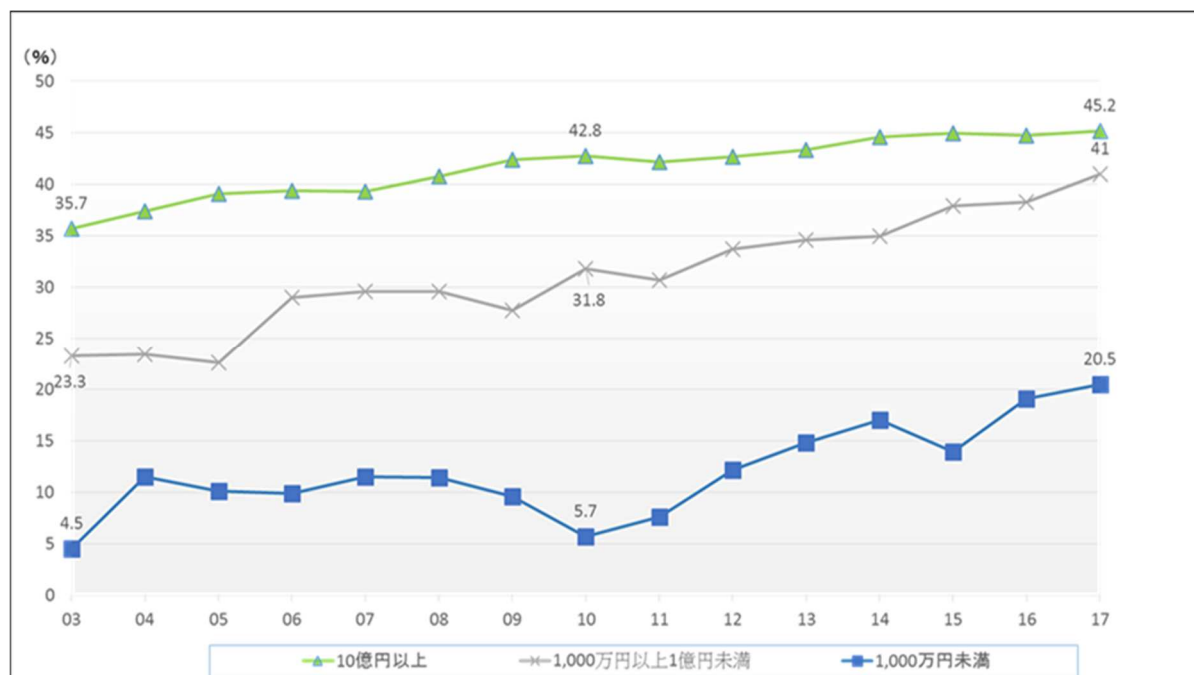
2018 年度におけるわが国の法人税申告件数の資本金別株式会社数は、資本金 1 千万円以下が約 220 万社、資本金 1 千万超 1 億円以下が約 34 万社となっている⁽⁷⁾ことから分かるよう

(6) 河崎（2016b）10頁を参照されたい。

(7) 国税庁長官官房企画課（2020）14頁を参照されたい。

に、その多くが資本金1千万円以下の会社である。また、会社の自己資本比率は、資本金の額が小さいほど自己資本比率が低く、特に2017年度における資本金1千万円未満の株式会社の自己資本比率は20.5%と資本金10億円以上の株式会社の自己資本比率45.2%の半分以下となっている（図表6-2）⁽⁸⁾。

図表6-2 資本金別自己資本比率



出所：財政金融統計月報「法人企業統計年報特集」（2007）第665号、（2012）第726号、（2017）第787号より筆者作成。

https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g787/787.htm. 2020年11月12日最終アクセス。

したがって、自己資本比率から見る限り、中小企業は財政基盤が弱く、間接金融に依存していると考えられる。しかも、中小企業の借入金は年々増加している（図表6-3）⁽⁹⁾。中小企業への融資が増える中、金融機関が「情報の非対称性」に対してどのような対応をしているのか、

(8) 財務省「4. 規模別主要財務営業比率表」『財政金融統計月報第811号』を参照した。

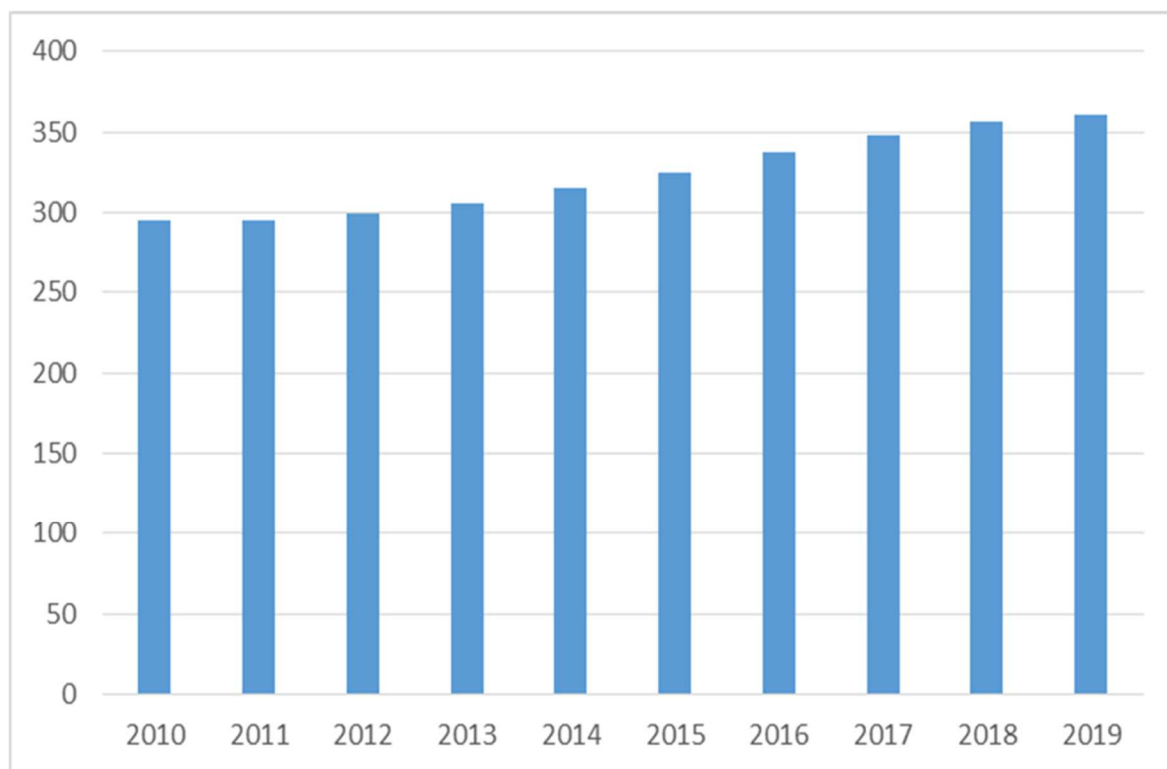
https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g798/798.htm. 2020年11月12日最終アクセス。

(9) 日本銀行「貸出先別貸出金」『預金・貸出関連統計』を参照した。

<https://www.stat-search.boj.or.jp/>. 2020年9月10日最終アクセス。ただし、日本銀行統計上の中小企業の範囲は「資本金2千万以上1億円以下」である。

そして金融機関が中小企業金融を円滑に運用するためにはどのような課題を解決していかなければならないかが問題となる。

図表 6-3 中小企業*借入金推移



*日本銀行統計上の中小企業の範囲は「資本金2千万以上1億円以下」

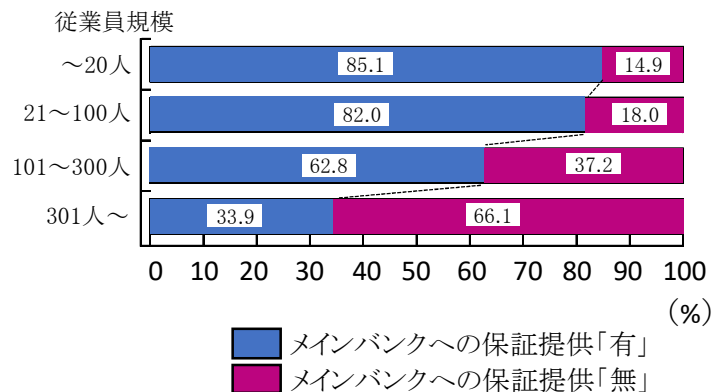
出所：日本銀行「貸出先別貸出金」より筆者作成。

<https://www.stat-search.boj.or.jp/>. 2020年9月10日最終アクセス。

2 金融機関の対応と問題点

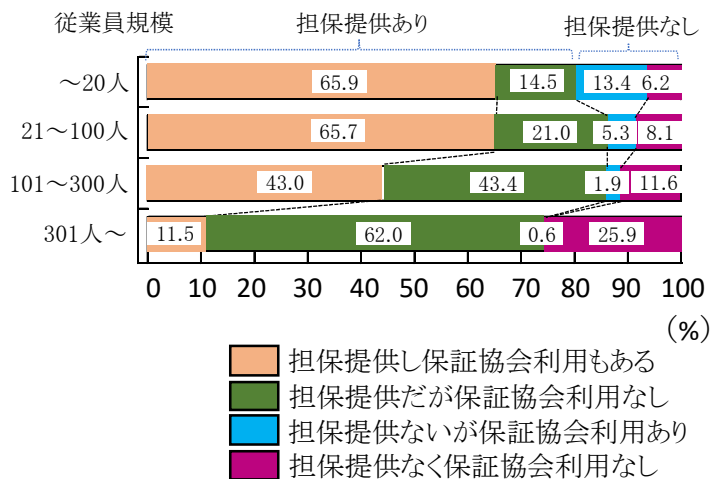
『中小企業白書 2002 年版』によれば、金融機関は、中小企業に融資を実行する場合において、人的担保を要求している割合は、図表 6-4 に示すとおり、従業員 20 人以下の場合には 85.1%、従業員 21 人以上 100 人以下の場合には 82.0%、従業員 101 人以上 300 人以下の場合には 62.8%と、会社の規模が小さいほど高い割合をもって中小企業に対して人的保証を要求している。また、物的担保を要求している割合は、図表 6-5 に示すとおり、従業員 20 人以下の場合には 80.4%、従業員 21 人以上 100 人以下の場合には 86.7%、従業員 101 人以上 300 人以下の場合には 86.4%と、規模にかかわらず高い割合をもって中小企業に対して物的保証を要求している。

図表 6-4 経営者等による人的保証



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」（2001年12月）
 (注) メインバンクからの借入金がある企業のみ集計した。
 出所：中小企業庁（2002）144頁、第2-4-5図に加筆修正して筆者作成。

図表 6-5 不動産等による物的保証



資料：中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」（2001年12月）
 (注) メインバンクからの借入金がある企業のみ集計した。
 出所：中小企業庁（2002）144頁、第2-4-4図に加筆修正して筆者作成。

しかしながら、「情報の非対称性」により「決算書の信用力」を確保できない融資の実行は、企業経営の実態が明らかでない経営の不透明化を生じさせ、人的保証や物的保証が実行される

経営者リスクを高め、事業承継問題を含めた中小企業の継続及び発展を阻み、中小企業金融の円滑な運営を妨げる虞がある⁽¹⁰⁾。そのため金融庁は、2003年3月に『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』を公表し、金融機関に対して、「担保・保証に過度に依存しない融資の促進」を要請している。さらに、その10年後の2013年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会⁽¹¹⁾は、「経営者保証に関するガイドライン」を公表し、金融機関に対し「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」を要請している。

もっとも、2015年の調査⁽¹²⁾では、中小企業の金融機関からの融資全体の60.1%に人的保証、48.7%に物的保証が付されている⁽¹³⁾。この結果から、中小企業に対する融資の多くは、依然として人的保証や物的保証によって実行されている現状が、容易に推察できる。

人的保証や物的保証に過度に依存しないためには、中小企業金融において問題となっている「情報の非対称性」そのものを解消・縮減するべきであり、そのためには、企業の重要な情報である「決算書の信用力」を確保する制度が必要である。

3 行政の対応と問題点

(1) 信用保証制度の現状

中小企業及び小規模事業者（以下「中小企業等」という。）に対する行政や公的機関による資金調達支援には、直接に資金を供給しているわけではないが重要な役割を果たしているものとして信用保証制度がある。わが国では信用保証協会がその任に当たっており、現在（2020年8月時点）、全国に51の信用保証協会がある。信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関⁽¹⁴⁾であり、中小企業等が金融機関から融資を受ける場合に、その借入債務を保

(10) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2019）『「経営者保証に関するガイドライン」Q&A』Q.2を参照した。

(11) この研究会は、行政当局（金融庁、経済産業省など）関与のもと、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で有識者を交えた研究会である。（経営者保証に関するガイドライン研究会 2013を参照されたい）

(12) 中小企業庁の委託によるみずほ総合研究所の2015年調査による。（林 2016、1-7頁を参照されたい）

(13) 2020年10月13日付の日本経済新聞朝刊の一面において「不動産担保や経営者の保証に偏重した日本の融資慣行を見直す議論が始まる。」との記事があるように現在でも状況は変わっていない。

(14) 信用保証協会法第1条に、信用保証協会の目的が規定されている。

「(第1条 目的)

この法律は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もつて中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。」

証する「公的な保証人」⁽¹⁵⁾である。保証限度額は普通保証で2億円（組合は4億円）、無担保保証で8千万円（組合も同額）となっており⁽¹⁶⁾、利用者数は中小企業等のうち、34.1%が信用保証制度を利用している状況である⁽¹⁷⁾。なお、信用保証制度を利用できる中小企業等は、原則として中小企業信用保険法に定める中小企業等である（図表 6-6）。

図表 6-6 中小企業信用保険法で定める中小企業等

業種	資本金	従業員数 (小規模企業者)*1
製造業など（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下 (20人以下)
ゴム製品製造業*2	3億円以下	900人以下 (20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下 (5人以下)
サービス業	5千万円以下	100人以下 (5人以下)
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
旅館業	5千万円以下	200人以下 (20人以下)
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下 (20人以下)

*1 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（一部の業種については5人以下）に会社又は個人等をいう。

*2 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となる。

原則として、上表によるが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合がある。

出所：全国信用保証協会連合会ホームページ「ご利用いただける方」に加筆修正して筆者作成。

<https://www.zenshinhoren.or.jp/guarantee-system/riyojoken.html>。2020年8月9日最終アクセス。

もともと、2019年度の保証債務残高は20兆8053億円（224万1042件）、前年度に比して1.3%（件数は3.9%）減少し、2011年度に比しては、39.6%（件数は31.7%）と大きく減少している（図表 6-7）。

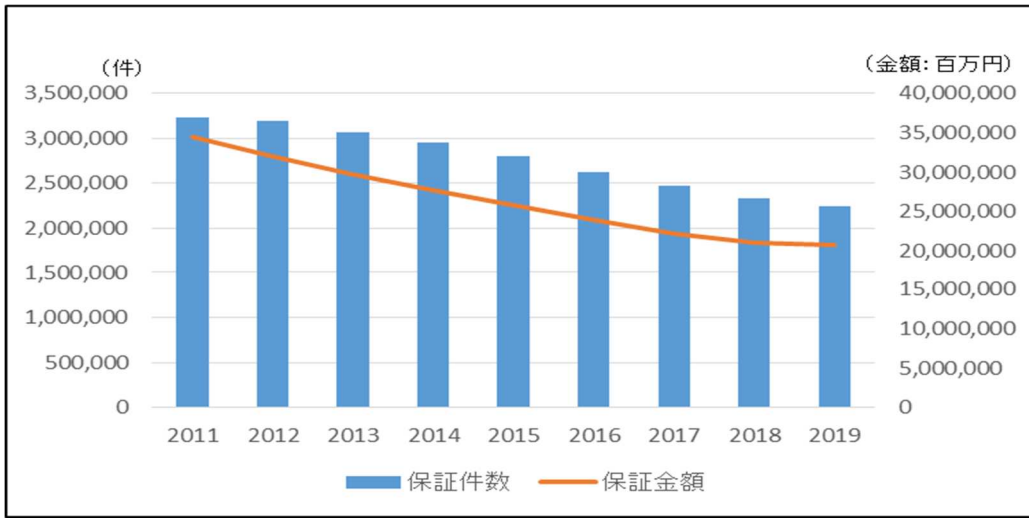
(15) 全国信用保証協会連合会ホームページ「信用保証制度のご案内」

<https://www.zenshinhoren.or.jp/about/publicity.html>。2020年8月9日最終アクセス。

(16) 緊急制度による増額あり。

(17) 2019年3月末時点。中小企業庁の委託によるみずほ総合研究所の2015年調査による。（林 2016、1-7頁を参照されたい）

図表 6-7 保証債務残高

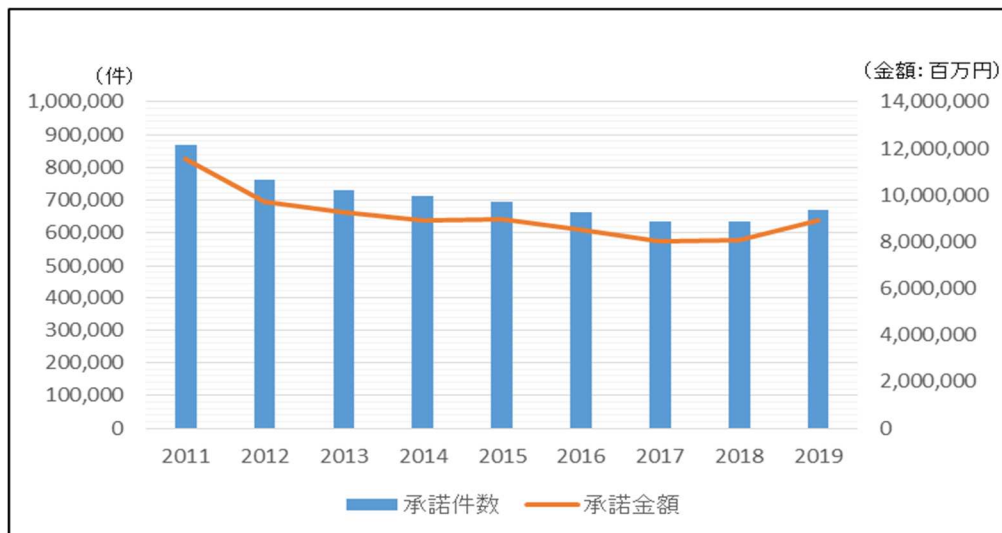


出所：全国信用保証協会連合会ホームページの集計データより筆者作成。

https://www.zenshinhoren.or.jp/document/hosho_jisseki.pdf. 2020年8月9日最終アクセス。

また、2019年度の保証承諾も8兆9389億円（67万1583年）、前年度に比して10.7%（件数は6.0%）増加しているものの、2011年度に比しては、22.6%（件数は22.8%）と大きく減少している（図表6-8）。

図表 6-8 保証承諾の推移

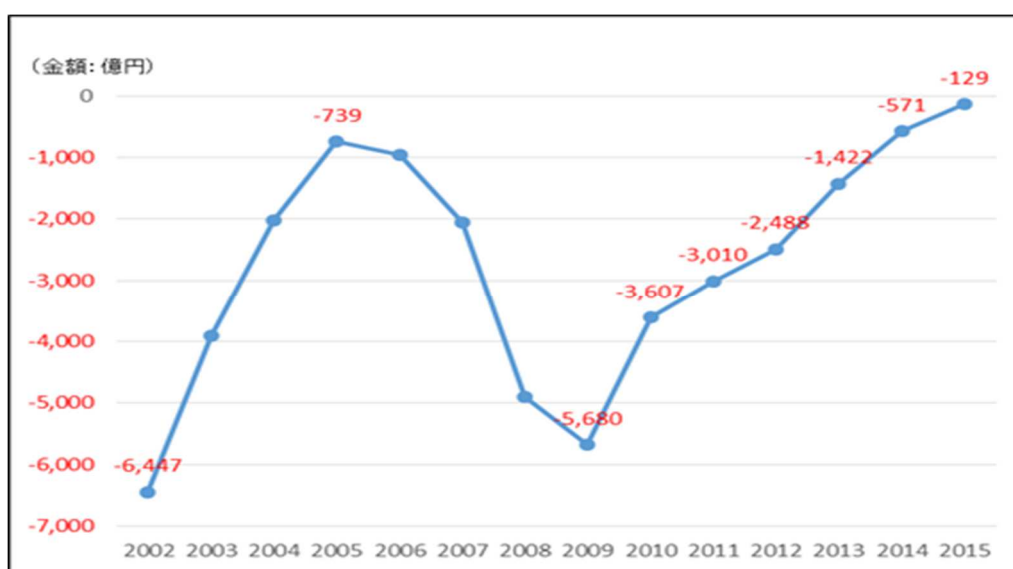


出所：全国信用保証協会連合会ホームページの集計データより筆者作成。

https://www.zenshinhoren.or.jp/document/hosho_jisseki.pdf. 2020年8月9日最終アクセス。

信用保証制度は、中小企業の資金調達において大きな役割を果たしている一方、信用補完制度の収支⁽¹⁸⁾に関しては、1997年から現在まで20年以上赤字が続いている（図表6-9）。そのため、制度そのものの見直しが必要となり、2015年11月、中小企業庁に「中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ」（以下「WG」という。）が設置された。2016年12月、WGから公表された「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」を参考にして、2017年2月「中小企業の経営の改善発展を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年6月に成立、翌2018年4月に施行された。

図表6-9 信用補完制度の収支



出所：中小企業政策審議会 基本問題小委員会金融ワーキンググループ（2016）86頁。

その背景として、信用補完制度は中小企業の資金繰りを支える重要な制度であるとした上で、金融機関が信用保証を過度に依存すると事業性評価融資や経営支援の動機が失われる虞を生じさせ、経営者においても資金調達の容易さから、経営改善の意欲を失うといった副作用があ

(18) 信用補完制度の収支は、制度利用者（中小企業・民間金融機関）に対する信用補完制度の収支（保証料一代位弁済+回収金）をいう。（中小企業政策審議会 基本問題小委員会金融ワーキンググループ 2016、86頁を参照されたい）

るとしている⁽¹⁹⁾。当該改正案の内容は、従来、保証・回収が中心であった保証協会の業務に中小企業への経営支援が追加され、さらに業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が提携する旨が規定された。これにより保証協会は、保証をした中小企業に対する期中管理が重要な業務として位置付けられることから、経営者から今まで以上に、適正な決算書等の情報提供を求めることになり、金融機関のプロパー融資との協調融資が積極的に行われることになることから、金融機関との保証対象中小企業に対する正しい情報の共有が必要となると考えられる。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」の公表と効果

中小企業の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）に関して、2013年1月、中小企業庁と金融庁は、共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、中小企業金融における実務の円滑化に向けて議論が行われ、同年5月「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」が公表された。同年8月に、本報告書にて示された方向性を具体化することを目的として、行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び『「経営者に関するガイドライン」Q&A』（以下「Q&A」という。）を公表している。

経営者保証には経営者への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、①個人保証への依存が、借り手・貸し手双方が本来期待される機能（情報開示、事業目利き等）を発揮していく意欲を阻害している、②個人保証の融資慣行化が、貸し手側の説明不足、過大な保証債務負担の要求とともに、借り手・貸し手間の信頼関係構築の意欲を阻害している、③経営者の原則交代、不明確な履行基準、保証債務の残存等の保証履行等の課題が、中小企業の創業、成長・発展、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始等、事業取組の意欲を阻害しているなどの虞があり、保証契約時・履行時においてさまざまな課題が存在することを背景として、ガイドライン及びQ&Aは作成、公表され、翌2014年2月1日より、その取扱いが開始された⁽²⁰⁾。

ガイドラインは、経営者保証の契約の在り方を示すとともに、経営者保証がある債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、中小企業の各ライフステージ（創業、成長・発展、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始等をいう。）における中小企業の取組意欲の増進を図り、ひいては中小企

(19) 経済産業省ホームページ「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案【信用保険法等】の概要」

<https://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171020001/20171020001-1.pdf>。2020年8月9日最終アクセス。

(20) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2019）1頁を参照されたい。

業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としている⁽²¹⁾。このようにガイドラインは、「経営者保証の契約の在り方を示すため」と「経営者保証の債務整理を公正かつ迅速に行うため」の2つの目的のために作成されている。

また、経営者保証の準則としていることから、法的拘束力はないものの、自発的に尊重され遵守されることが期待されるとしている⁽²²⁾。

そして、ガイドラインの内容は、次の内容となっている⁽²³⁾。

- I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進
- II. 経営者保証の契約時の対象債権者の対応
- III. 既存の保証契約の適切な見直し

上記Ⅰは、経営者による保証に依存しないとする融資を促進する内容であり、その場合の経営者の要件を記載している。上記Ⅱは経営者保証を求めることが止むを得ないと判断される場合に主たる債務者や保証人に丁寧かつ具体的な説明を行い、その場合の保証金額の設定を適切に行う内容となっている。上記Ⅲは既存の契約について、見直しを行い経営者保証の解約等を行う場合には上記Ⅰの要件は必要であり、経営者保証を求める場合には、上記Ⅱに記載する説明等を要求する内容となっている。

注目すべきは、中小企業の資金調達において課題であった経営者による保証に依存しないとする融資を促進する上記Ⅰの内容である。その内容は(1)主たる債務者及び保証人における対応、(2)対象債権者における対応から構成され、(1)では中小企業が経営者保証の提供なしに融資を依頼する場合の要件として次の3点が記載されている⁽²⁴⁾。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

(21) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2013）2-3頁を参照されたい。

(22) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2013）3頁を参照されたい。この自発的に尊重され遵守されることが期待される点について坂本（2019a、263頁）は、次のように説明している。

「第1に、ガイドラインをまとめ上げた研究会が金融庁と中小企業庁等行政機関の関与の下で設けられていること、第2に同研究会の事務局を全国銀行協会と日本商工会議所が担当していること、第3に、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）の改正によって、金融庁が金融機関に『ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくこと』を求めているからである。（中略-筆者）。各中小・地域金融機関はガイドラインに従った業務執行を行うことが実質的に要請されている。」

(23) 経営者保証に関するガイドライン研究（2013）4-7頁を参照されたい。

(24) 経営者保証に関するガイドライン研究（2013）4-7頁を参照されたい。

法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとりを社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど適切な運用を図る。整備・引用の状況について、税理士等の外部専門家による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

② 財務基盤の強化

経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

主たる債務者は、資産負債の状況（経営者のものを含む。）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示説明することにより、経営の透明性を確保する。

上記(2)は、保証として、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法の充実を図ることが記載され、この場合でも上記①から③の要件は必要とされている。

上記①から③の要件はいずれも中小企業における資金調達の課題とされる情報の非対称性についての対応策であり、ガイドラインを有効に機能させるためには、いかに経営者が適切な決算書の情報を融資先の金融機関に提供することが重要であるか、つまり情報の非対称性の解消、縮減させる必要性を確認することができる。

さらに研究会は、外部専門家について「資産負債の状況、事業計画・事業見通し、それらの進捗状況等について検証を行うことができる公認会計士、税理士、弁護士等の専門家⁽²⁵⁾」であるとしている。

上記①の「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」において、外部専門家による検証が望ましいとされ、経営者保証に依存しない融資外部専門家の検証は必須要件としていないものの、外部専門家の検証を受けた場合には、上記①から③などの要件を補完するものとし、上記Ⅲにおいても外部専門家による検証の実施及び検証結果の適切な開示が望ましいとされている⁽²⁶⁾。ガイドラインにある経営者保証に依存しない融資の促進や既存の保証契約の適切な見直しのためには、外部専門家による検証の実施が要望されている。

そして、外部専門家は、顧問契約を結んでいる専門家も含まれる⁽²⁷⁾としている。坂本は「特に注目すべき点は、決算書を代行業務している税理士等が外部専門家として想定されていることである。その点でこの検証行為は、会計監査人の独立性を条件として成立する『正規の監査』

(25) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2019）6頁。

(26) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2019）6-14頁を参照されたい。

(27) 経営者保証に関するガイドライン研究会（2019）6頁を参照されたい。

や『レビュー』とは異なり、ドイツ税理士のベシヤイニグング（年度決算書の作成に関する証明書）作成業務や、わが国における会計参与制度に類似しているといえる。」⁽²⁸⁾と指摘している。

第3節 ベシヤイニグング (Bescheinigung) ⁽²⁹⁾

ドイツでは、信用格付のために金融機関に提出される一切の年度決算書に対して、宣誓帳簿監査士・経済監査士によるわが国の監査証明書に相当する「確認の付記」ないし、税理士・宣誓帳簿監査士・経済監査士（以下「税理士等」という）による「年度決算書の作成に関する証明書（ベシヤイニグング）」の添付が求められ、中小企業金融における「情報の非対称性」の解消・縮減を行っている⁽³⁰⁾。ここでは、ドイツ独自の制度であるベシヤイニグングについて、その経緯及び内容等について検討する。

1 ベシヤイニグング成立の経緯

(1) 1961年信用制度法と1964年連邦金融制度監督局通達

1961年に公布された信用制度法（正式には「信用制度に関する法律：Das Gesetz über das Kreditwesen」）の第18条は、一定の条件の下で、金融機関に年度決算書の徴求義務を課している。

(1961年 第18条) 「信用の基礎となる事実 (Kreditunterlagen)」

金融機関は、総計1万ドイツマルクを超える信用を供与された信用受給者について、経済的な関係の開示、特に年度決算書の提出を要求しなければならない。

設定された保証や連帯保証人を考慮に入れた公開の要求が明らかに根拠がない場合には、当該金融機関はその時点でこれを取りやめることができる。

(28) 坂本 (2019a) 266頁。

(29) ベシヤイニグングとは、ドイツ信用制度法の要請を受けて、年度決算書の作成を行う税理士等が、職業原則などの遵守を裏付けとして、関与先が作成した帳簿、資産証明書、財産目録などの「正規性」を評価することによって、間接的に年度決算書自体の正規性を保証する業務のことをいう。(坂本 2019a、133頁を参照されたい)。ベシヤイニグング (Bescheinigung) は「証明書」という意味である。(Henselmann 2018、18頁を参照されたい)。なお、ベシヤイニグングに関するドイツ語原文訳については、坂本 (2011 ; 2019a) を参考にしている。

(30) 坂本 (2019a) 232-233頁を参照されたい。

信用制度法第 18 条において保証や連帯保証による場合には、年度決算書の徴求を取りやめることができると規定していることから、主として無担保・無保証による信用供与を想定していたと考えられ、信用供与の基本に「年度決算書」を位置付ける本規定が、ドイツの中小企業金融の基盤を形成している⁽³¹⁾。

そして、1964 年 3 月 11 日付で、次の連邦金融制度監督局の通達が出されている。

(1964 年 3 月 11 日付 連邦金融制度監督局の通達)

第 18 条は、提出された年度決算書の経済監査士による証明 (Testierung) を規定していない。同条は、信用受給者自身が作成した貸借対照表書類だけでは十分ではなく、可能であれば、経済監査士、帳簿監査士ないし税理士の証明書 (Testat) が徴求されるべきである。信用受給者の年度決算書が、法律上の義務に基づいてあるいは任意に、決算監査人による監査が行われる限りで、金融機関は証明された貸借対照表を徴求しなければならない。

信用制度法第 18 条には「年度決算書」の品質に関する直接的な定めはない。しかし、この連邦金融制度監督局の通達により、「年度決算書の信用力」を確保するため、「経済監査士ないし税理士による一定の保証がない年度決算書」は、信用制度法第 18 条に規定する「年度決算書」に相当しないという解釈を導き出したことになる⁽³²⁾。このように信用制度法第 18 条と当該通達をもって、ベシアイニグングの基礎が築かれた。

(2) 職業会計人業界の対応

ドイツ連邦税理士会 (以下「連邦税理士会」という。) は、信用制度法第 18 条及び通達に対応して、1992 年 2 月 21、22 日付で年度決算書の作成及び (任意の) 監査の分野における「決算付記及び監査付記」について、「税理士及び税務代理士の決算付記及び監査付記に関する連邦税理士会の注意事項」(以下「注意事項」という。) を公表している。ドイツ経済監査士協会 (以下「経済監査士協会」という。) も同様に、1996 年「経済監査士による年度決算書作成に関する諸原則」(以下「諸原則」という。)・「蓋然性評価に伴う年度決算書の作成に関するチェックリスト」を公表している⁽³³⁾。

(31) 坂本 (2019a) 234頁を参照されたい。

(32) 坂本 (2016) 9頁を参照されたい。

(33) 1998年7月7日連邦金融制度監督局は、次のような通達 (9/98) を出している。

「金融機関は通常、年度決算書の信用力を、経済監査業務に従事する者の協力によって、または銀行の判断後に、この目的に適任の税理士業務の従事者の協力によってより確実なものとする場合にのみ、その他の資料をさらに提出させることを断念することができる。」

1998年6月8日、9日、連邦税理士会は、総会において「税理士業務における品質保証に関するドイツ連邦税理士会の指針」を決議・採択⁽³⁴⁾し、その後、2001年10月22日、23日付の総会決議に基づいて「税理士による年度決算書の作成に関する諸原則についての連邦税理士会の書簡」(以下「書簡」という。)を発表している。「書簡」では、経済監査士協会の1996年に公表した「諸原則」を前提として「その他の委任契約(限定的な監査による年度決算書の作成等)」が加えられると共に「帳簿の記帳」を関与先で行っているか、税理士が行っているかの区分を設けて、異なる証明書の文章が提示されることによって、初めて中小企業の実情に合った証明書が定型化され、実務において適用可能なものとなった⁽³⁵⁾。

(3) ベンチャー・ニググの本格的始動

2002年、貯蓄銀行やその他の機関から2002年12月31日の営業年度の年度決算書に対して、次の要望書が出されている。

帳簿記帳に基づく数字がそれ自体として蓋然性があることの説明を、作成された年度決算書に付すこと。

(die erstellten Jahresabschlüsse mit einer Erklärung zu versehen, dass die Zahlen aus Buchhaltung in sich plausibel sind.)

これにより、信用制度法第18条に該当しない場合でも、企業格付プロセスの一環として金融機関に提出される一切の年度決算書に証明書の添付が求められるようになった⁽³⁶⁾。要望書が出された理由について坂本は、「ドイツ全土の金融機関が自らの判断の下でこの要望書を出したのか、それとも連邦金融制度監督局から水面下の要請があったのかは不明であるが、信用制度法第18条による『開示の要求』の拡大という流れの中で、バーゼルⅡが予定する『企業の信用格付』の将来的な必要性が加わって、かかる要望書が出されたことは間違いない。」⁽³⁷⁾と指摘している。

連邦金融制度監督局は、当該通達によって、信用制度法第18条所定に「年度決算書」の信用力に関する解釈をより厳格にした。

(34) 当該指針は、翌月の「連邦金融制度監督局通達9/98」において、一部の税理士による「年度決算書の信頼」に疑問を呈すること、を予期して出されたものと推測される。(坂本 2019a、235頁を参照されたい。)

(35) 坂本 (2016) 10頁を参照されたい。

(36) 坂本 (2019a) 237頁を参照されたい。

(37) 坂本 (2016) 237頁。

この蓋然性⁽³⁸⁾評価を伴う年度決算書の提示に関する金融機関からの要求の結果として、2002年、連邦税理士会と登録済協同組合ドイツ税理士連盟の「会計制度問題に関する作業グループ」は「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成に関するチェックリスト」を公表し、2004年には連邦税理士会が登録済協同組合ドイツ税理士連盟・登録済協同組合 DATEV と共に作成した『税理士業務における品質保証と品質管理』が決議・採択されている。

また、2001年ごろから、経済監査士協会と連邦税理士会との間で、ベシヤイニグングを伴う年度決算書の調整に関する原則を一致させる動きが活発化している⁽³⁹⁾。その中、経済監査士協会が、2009年11月27日付で「年度決算書の作成に関する諸原則」を、連邦税理士会が、2010年4月12日、13日付で「年度決算書の作成に関する諸原則についての連邦税理士会の声明」（以下「声明」という。）を公表した。

このように信用制度法第18条による「開示の要求」の強化、さらにはバーゼルⅡが予定する「企業の格付け」がより強く求められるといった金融行政及び金融機関による要求からベシヤイニグングは本格的に始動した。

2 ベシヤイニグングの内容

(1) 概要

ベシヤイニグング作成業務に関する基準書⁽⁴⁰⁾である「声明」では、税理士等に提出される書類（証憑、帳簿、資産証明書など）の評価の度合いに応じて、作成委任範囲を「評価を伴わない年度決算書の作成」、「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」、「包括的な評価を伴う年度決算書の作成」の3つに区分している。これに加えて「声明」では、「関与先が帳簿を記載している場合」、「税理士が簿記の協力作業をしている場合」、「税理士が帳簿を記載している場合」という3つのケースに応じて、それぞれの証明書が用意され⁽⁴¹⁾、全部で8種類の証明書がある（図表6-10）。

(38) 蓋然性とは「真実と認められる確からしさの度合い」をいう。（Henselmann 2018、25頁。）

(39) 弥永（2018）101頁を参照されたい。

(40) 坂本（2016）3頁を参照されたい。

(41) 坂本（2012）93頁を参照されたい。

図表 6-10 2010 年『声明』が想定する証明書

委任の範囲 帳簿の記帳・ 簿記の協力	評価を伴わない 年度決算書の作成	蓋然性評価を伴う 年度決算書の作成	包括的な評価を伴う 年度決算書の作成
① 関与先による帳簿の記帳	○	○	○
② 税理士による簿記の協力作業	○	○	○
③ 税理士による帳簿の記帳	○	○	—

①②③は、「関与先が資産証明書 (Bestandsnachweis) を作成すること」を前提とする。

出所：坂本 (2012) 93 頁、図表 4-5。

現在、ドイツにおいて、金融機関が行う信用格付けに必要な「年度決算書」は、3 つの区分のうち税理士等によって「蓋然性評価」ないし「包括的な評価」を伴って作成された年度決算書である⁽⁴²⁾。もっとも、多くの場合、「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」が活用されている⁽⁴³⁾。

「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」は、図表 6-11 で示すとおりケース a からケース d の 4 つのパターンが考えられるが、いずれも税理士等が企業の提出した証憑、帳簿などについて質問や分析的評価を行い、その正規性を評価した上で、税理士等が年度決算書の作成を行う (図表 6-12)。その上で「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成」は、「年度決算書作成のため重要な一切の見地からして、提出された証憑、帳簿及び資産証明書の正規性を否定する状況が自身に既知となっていない。」⁽⁴⁴⁾とする消極的な保証を記載した証明書を年度決算書に添付して、金融機関へ提出を行うまでの一連の業務である。

図表 6-11 蓋然性評価を伴う年度決算書における 4 つのケース

行為 ケース	資産証明書	帳簿の 記帳	貸金簿記、固定 資産台帳等	年度 決算書	発行される証明書の種類
ケースa	関与先	関与先	関与先	税理士	関与先が帳簿を記帳している場合
ケースb	関与先	関与先	税理士	税理士	税理士の簿記の協力作業をしている場合
ケースc	関与先	税理士	関与先	税理士	税理士が帳簿を記帳している場合
ケースd	関与先	税理士	税理士	税理士	

*税理士が「貸金簿記、固定資産台帳等」の作業を行うことを「簿記の協力作業という」。

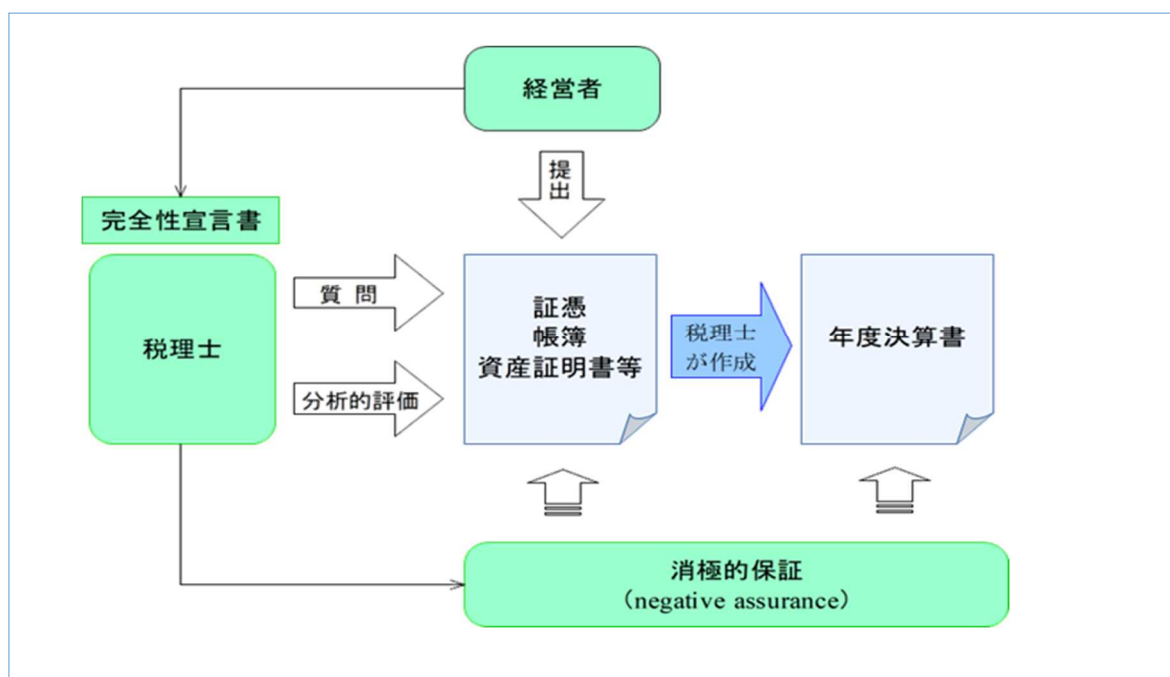
出所：坂本 (2012) 119 頁、図表 5-2。

(42) 坂本 (2019a) 242頁を参照されたい。

(43) Henselmann (2018) 19頁を参照されたい。

(44) Henselmann (2018) 24頁。

図表 6-12 蓋然性評価を伴う年度決算書



出所：坂本（2019）243 頁、図表 7-4。

(2) 特徴

ベシヤイニグングは、「信用制度法第 18 条」と「信用格付け（バーゼルⅡ）」を制度的背景とし、税理士等の責任の限定と信用力を確保した決算書を金融機関へ提出することを目的としている⁽⁴⁵⁾。そして、税理士の独立性（ドイツ税理士法第 57 条）をはじめとする職業規則などが厳格に遵守されることを前提にして、決算書の作成者である税理士等が同時に証明書を発行し⁽⁴⁶⁾、ドイツの中小企業金融という「場の条件」⁽⁴⁷⁾に適合した場合のみ成立する制度である。さらに連邦税理士会及び経済監査士協会が、ベシヤイニグングを普及するためお互いに協力し、その品質管理と品質保証の徹底を社会に周知している。ヘンゼルマン（Henselmann）は、「（ドイツの-筆者加筆）金融機関は通常『年度決算書の作成に関する証明書』がない中小企業の年度決算書に対しては、懐疑的な判断をする。」⁽⁴⁸⁾と指摘していることから、ベシヤイニグングは

(45) 坂本（2012）107-108頁を参照されたい。

(46) ただし、年度決算書の責任は、簿記全体の完全性と真実性に対する個別責任として原則として経営者にある。（坂本2012 108-109頁を参照されたい）

(47) 武田（2007a）138-141頁。

(48) Henselmann（2018）19頁。

社会一般に認められ、広く普及していると理解できる。

ベシヤイニグングは、経済監査士協会と連邦税理士会の連携した啓蒙活動によって社会に広く普及・定着しており、これら一連の活動を含めたベシヤイニグング制度を、わが国の中小企業金融施策において参考にすべきであるとする。

第4節 「決算書の信用力」の確保

わが国では、本章第3節で検討したドイツの「ベシヤイニグング」のような制度は存在しないが、税務及び会計の専門家である税理士が、わが国の法人税申告社数全体の約9割に関与（2018年度は89.1%）しているという実態がある⁽⁴⁹⁾。そこで税理士を活用して中小企業の「決算書の信用力」を確保する制度について検討を行う。

1 税理士の活用による解決方法

税理士は、第4章で詳述したとおり、租税法律主義⁽⁵⁰⁾のもと、税務に関する専門家として、「独立性」と「公正性」が求められ、かつ、「納税義務の適正な実現を図る。」ことを使命としている（税理士法第1条）。また、税理士法において、税理士は真正の事実に基づく業務遂行義務や相当注意義務（同法第45条）など多くの義務が課されており、厳格な精神的独立性（実質的独立性）が求められている⁽⁵¹⁾。

さらに、税理士は、公認会計士と同様に「会計業務」を共通業務として成立している⁽⁵²⁾ため、「税務の専門家」であると共に「会計の専門家」でもある（図表6-13）。このことは、会社法の会計参与、地方自治法の外部監査人、政治資金規正法の登録政治資金監査人などに税理士が登用されていることから明らかである（第4章第4節2参照）。

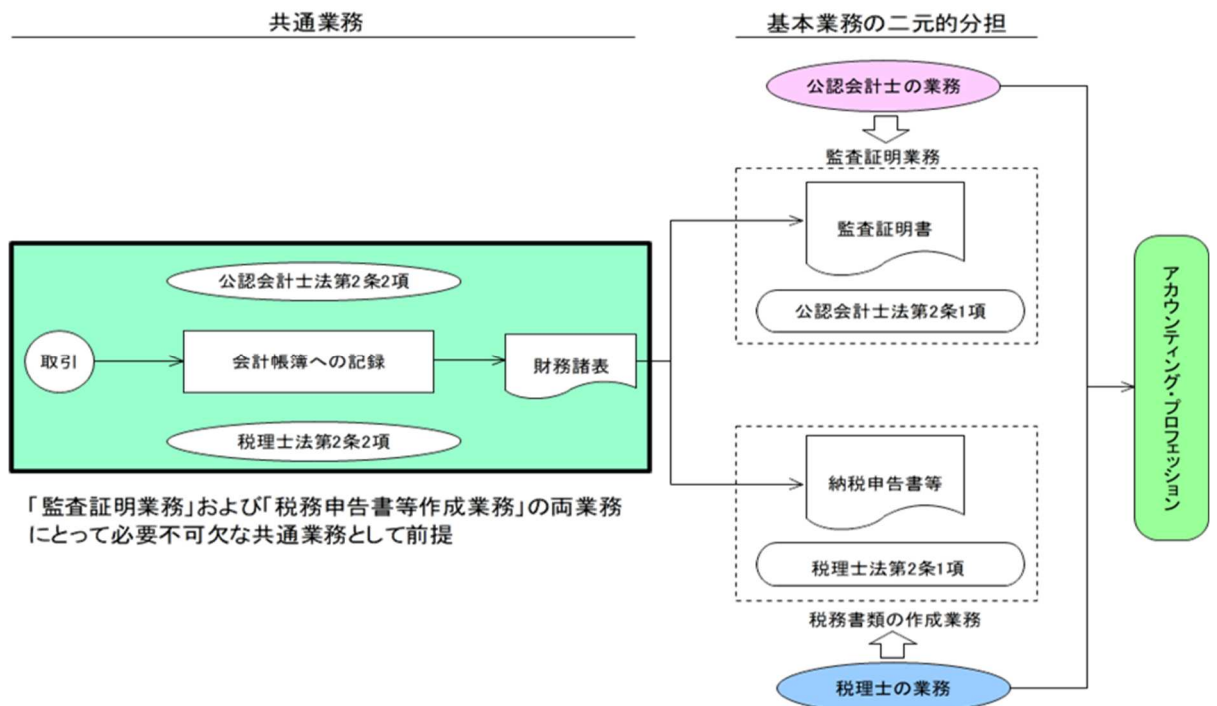
(49) 財務省（2019）128頁を参照されたい。

(50) 金子（2019、78頁）は、「法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない。この原則を租税法律主義という。」としている。

(51) 「税理士の独立性」に関しては、第4章参照。

(52) 武田（2005b）7頁を参照されたい。

図表 6-13 アカウンティング・プロフェッションにおける「共通業務」と「基本業務」



出所：武田（2005b）7 頁、図。

2 決算書の信用力による解決方法

「決算書の信用力」において最も重要な点は、武田が「積極的保証から消極的保証を経て、無保証の意見陳述に至るまで、保証の内容がグラデーションをなして、『保証の連続体』を構成している。」⁽⁵³⁾と指摘する内容である。つまり、「決算書の信用力」の程度は画一的なものではなく、さまざまな保証の程度が存在しているということである。坂本は、中小企業の決算書に対する信用力は、税理士による税務代理から会計監査人による監査証明までの形態があるとして、図表 6-14 のように整理している⁽⁵⁴⁾。

「決算書の信用力」の確保として最も優れているのは会計監査人による正規の監査であるが、中小企業においては①制度的制約（監査人の独立性の観点から、中小企業は、税務会計の顧問である税理士とは別に、会計監査のために他の公認会計士を委任する必要が生じること）、②コスト負担的制約（中小企業にとって「正規の監査」にかかるコストは過重負担となること）、③証明度的制約（中小企業金融における「決算書の信用力」は、「正規の監査」レベルまでの証

(53) 武田（2003）36頁。

(54) 坂本（2019a）142頁を参照されたい。

明度は必要ないこと)があるため、現実的ではない⁽⁵⁵⁾。したがって、わが国の中小企業金融という「場の条件」(例えばドイツの中小企業金融という場の条件は、図表 6-15 に示すとおり)⁽⁵⁶⁾に適合した「決算書の信用力」の程度は、限定された利用者の必要性に対応を行うことが出来れば十分であると、筆者は考える。

図表 6-14 決算書の信頼性のレベル

税理士の関わり	該 当(○)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
①税理士の関与がない	○								
②税理士による税務代理		○	○	○	○	○	○	○	
③=②+税務申告と同一の決算書			○	○	○	○	○	○	
④=③+巡回監査				○	○	○	○	○	
⑤=④+中小会計要領等準拠					○	○	○	○	
⑥=⑤+電子帳簿保存法準拠						○	○	○	
⑦=⑥+税理士による書面添付							○	○	
⑧=⑦+会計参与								○	
⑨会計監査人による監査									○

保証なし

低い

↑

保証の程度

↓

低

←

計算書類の信頼度

→

高い

出所：坂本（2019）143 頁、図表 4-8。

(55) 坂本（2019a）146頁を参照されたい。

(56) わが国の中小企業における決算書の利用者は、経営者、税務官庁、金融機関などに限定されている場合が多い（序章第1節3参照）。

図表 6-15 ドイツの中小企業金融という「場の条件」

場の特定	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツ国内 ● 中小企業の金融
参加者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業 商法上の監査義務のない小企業 年度決算書の作成を税理士に委任する小企業 ● 税理士 委任関係にある税理士が年度決算書の作成を行う ● 金融機関 主に中小企業とハウスバンク関係にある金融機関
役割期待	<ul style="list-style-type: none"> ● 信用制度法18条の「開示の要求」に適合する「信頼性のある年度決算書」 ● 金融機関による「信用格付」のための「信頼性ある年度決算書」 ● 「信頼性ある年度決算書」と中小企業のコスト負担とのバランス

出所：坂本（2012）99 頁、図表 4-7。

第 5 節 「書面添付制度」

中小企業における「決算書の信用力」は、会計専門家による税理士等の関わりの程度による（図表 6-14 参照）ことから外部から識別可能である⁽⁵⁷⁾。そこで、税理士の本来業務である「書面添付制度」を活用して、中小企業金融が要求する一定の「決算書の信用力」を確保することについて考察を行う。

1 「書面添付制度」の内容

(1) 概要

第 5 章で詳述したとおり、「書面添付制度」は、1956 年税理士法改正により創設された。書面添付は、税理士法第 33 条の 2 に規定され、税務申告書を作成した税理士が、申告書の作成に関し、計算、整理又は相談に応じた事項を記載した書面を、申告書に添付する第 1 項書面添付業務と、他人が作成した税務申告書について、租税に関する法令の規定に従って作成されて

(57) 坂本（2019a）148頁を参照されたい。

いることを審査する第2項書面添付業務がある。2001年の改正によって税務調査に関する事前通知前の税理士に対する意見聴取制度が創設され、現在の制度に至っている。

「書面添付制度」について、大蔵省（当時）は、制度創設当初の税理士法試案（1953年）に対して、税務書類に独立会計人が関与し、その責任を明らかにすることは税務行政上効果的であるとの見解を示している⁽⁵⁸⁾。また、第2項書面添付業務創設を含む税理士法改正に係る第90回臨時国会衆議院大蔵委員会において、福田幸弘（当時の大蔵大臣官房審議官）は、税務監査という言葉でも結構である、専門家の書面がついているということで、その内容に正確性が保証されている、と答弁している⁽⁵⁹⁾。

「書面添付制度」は、税理士の厳格な精神的独立性、虚偽記載に対する懲戒処分⁽⁶⁰⁾、書面添付の利用者である税務官庁からの一定の信頼があることから、「書面添付制度」は、「税理士による税務に関する保証業務」として位置付けられている（第5章第6節参照）。

(2) 「決算書の信用力」の確保

第3章において詳述しているが、わが国の法人税法は、確定決算主義に基づいて課税所得を計算している。確定決算主義については、法人税法上直接的に定義されていないが、次の3つの規定から一般的に説明される（第3章参照）。

- ① 形式的な確定決算主義（法人税法第74条第1項）
- ② 実質的な確定決算主義（法人税法第22条第2項、同法同条第3項、同法同条第4項）
- ③ 損金経理要件（法人税法第2条第25号）

わが国において確定決算主義は、2つの客観化過程⁽⁶¹⁾において最も重要な役割を果たす⁽⁶²⁾と共に、確定決算主義によって、企業会計（決算書）と課税所得計算が密接に結びつき、「わが国

(58) 日本税理士会連合会（1987）117-118頁を参照されたい。

(59) 「第90回国会衆議院大蔵委員会議録第2号」1979年12月5日、6頁『第90回国会衆議院委員会議録（第1類第5号）』所収。

(60) 書面添付に虚偽記載を行った場合、当該虚偽記載を行った税理士は、厳格な懲戒処分（戒告、2年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止）を受ける（税理士法第46条）。

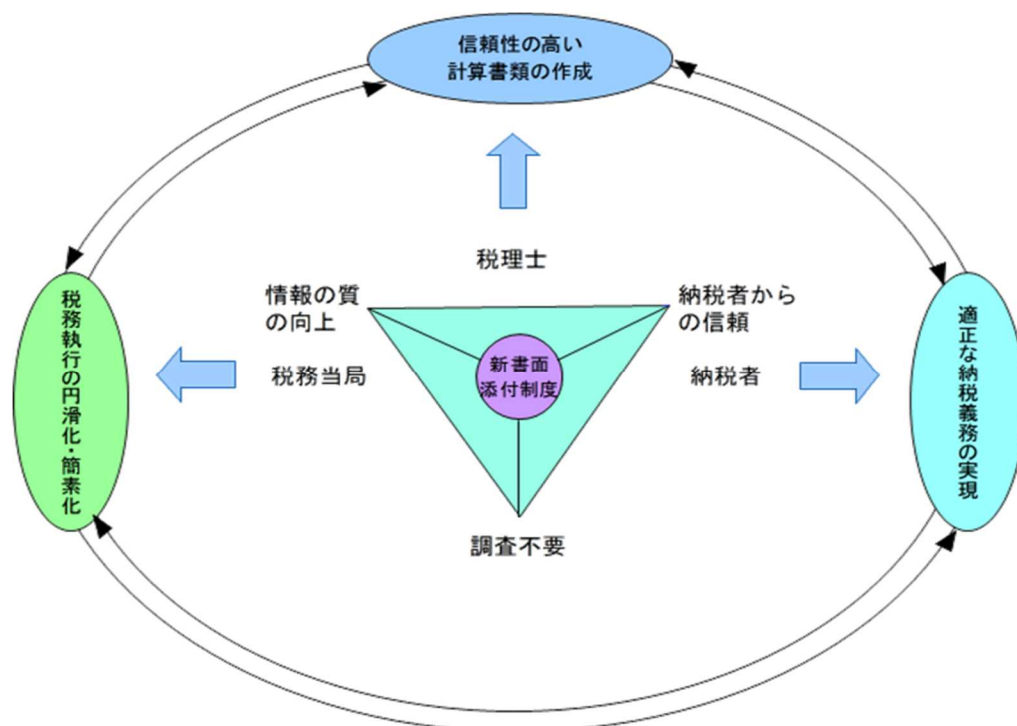
(61) 企業自らが作成した主観的な計算書類を第一次的に客観化する過程として株式総会での承認をいう法的手続きを求める「第一次的客観性」及び客観性が付された計算書類をベースに法人税法が求める特別規定に従い、申告調整を行う法人税法に従う「第二次的客観性」のことを指す。（武田 2008、29頁を参照されたい）

(62) 武田（2008）29頁を参照されたい。

の中小企業会計の文化的制度を形作っている。」⁽⁶³⁾とされている。

「書面添付制度」は、税理士の立場から情報の実質的適正性を証明するものであり、「書面添付制度」によって「情報の信用力」すなわち「決算書の信用力」が確保される⁽⁶⁴⁾。つまり、「書面添付制度」は「税理士による税務に関する保証業務」とあると同時に間接的ではあるが一定の決算書の信用力を確保できる制度である。したがって、「書面添付制度」は、税務に関する保証業務として、適正な納税義務を実現させ、税務行政の円滑化・簡素化に資すると共に、間接的にはあるが一定の「決算書の信用力」が確保できる「税理士固有の保証制度」⁽⁶⁵⁾である（図表 6-16）。

図表 6-16 新書面添付制度の好循環過程



出所：武田（2006）13 頁、図 4。

(63) 河崎（2016b）6 頁。

(64) 武田（2006）13 頁を参照されたい。

(65) 武田（2005e）10 頁。

2 「書面添付制度」の評価と期待

遠藤俊英金融庁長官（2018年7月-2020年7月）は、「税理士による書面添付は、ガイドライン要件の充足状況の検証に当たり、経営の透明性を確保する有力な手段であり、こうした支援を通じて経営者と金融機関の橋渡しを行うことを期待している。」⁽⁶⁶⁾と「書面添付制度」に対する期待を述べている。金融庁参与でもあった家森は、「書面添付で『経営者保証』を外す金融機関がいくつも出てきましたが、ますますそうした方向に進んでいくと思います。」⁽⁶⁷⁾と、「書面添付制度」に対する金融機関のさらなる対応に期待している⁽⁶⁸⁾。

また、多くの金融機関が、「書面添付制度」適用企業に対し、融資条件、優遇金利、経営者保証不要、不動産担保不要といった金融商品を提供している⁽⁶⁹⁾（図表6-17）。したがって、中小

図表6-17 「書面添付制度」の活用による金融商品の事例

エリア	金融機関名	融資の条件	優遇金利	経営者保証	担保	エリア	金融機関名	融資の条件	優遇金利	経営者保証	担保
全国	三菱東京UFJ銀行	—	0.125	要	原則不要	東海	静岡中央銀行	—	0.1	記載なし	記載なし
	商工中金	○	—	不要	不要		しずおか焼津信用金庫	—	0.2	要	原則不要
北海道	釧路信用金庫	—	0.3	保証協会の定め	保証協会の定め		遠州信用金庫	○	—	原則不要	原則不要
東北	東邦銀行	—	0.1	要	不要	中京銀行	—	0.3	要	原則不要	
	福島銀行	—	0.1	要	不要	近畿	京都銀行	—	0.3	要	不要
関東	常陽銀行	—	0.125	要	不要		みなと銀行	—	0.2	記載なし	記載なし
	足利銀行	—	0.5	要	不要	中国	中国銀行	—	0.1	要	不要
	群馬銀行	—	0.3	要	不要		トマト銀行	—	最大0.6	保証協会の定め	保証協会の定め
	武蔵野銀行	—	0.5	要	不要		広島銀行	—	0.2	当行審査	当行審査
	東日本銀行	—	0.25	要	不要	阿波銀行	—	0.25	要	不要	
	さわやか信用金庫	○	—	原則不要	原則不要	四国	四国銀行	○	0.2	当行審査	当行審査
	東京東信用金庫	○	—	要	原則不要		高知銀行	○	—	不要	当行審査
西部信用金庫	—	0.7	要	原則不要	九州 沖縄	福岡銀行	—	0.5	要	不要	
城南信用金庫	○	—	記載なし	記載なし		親和銀行	—	0.5	要	不要	
青梅信用金庫	—	0.2	原則不要	不要		熊本銀行	—	0.5	要	不要	
神奈川銀行	—	0.25	要	不要		大分銀行	—	0.125	要	不要	
甲信越 北陸	長野県信用組合	—	0.1	原則不要		原則不要	豊和銀行	—	0.5	要	原則不要
東海	東濃信用金庫	—	0.2	要		少額不要	長崎銀行	—	0.3	要	原則不要
	飛騨信用金庫	—	0.1	要		原則不要	沖縄銀行	—	0.25	原則要	不要

出所：https://www.tkc.jp/cc/finance/. を参考にして筆者作成。2020年9月7日最終アクセス。

(66) 遠藤（2020）1頁。

(67) 家森（2020b）10頁。

(68) 「書面添付制度」を高く評価する、武田（2005e、9-11頁）、河崎（2018、12-13頁）などの意見もある。

(69) 三菱UFJ銀行、商工中金をはじめ、全国において約40の金融機関が提供している。（各金融機関のHPにて確認、2020年9月10日現在）

企業金融政策の中枢を担う金融庁及び当事者である金融機関が、「書面添付制度」の活用によって一定の「決算書の信用力」が確保されているとの認識を有しているものと捉えることができる。

そして、武田は、「物的担保融資に代わるとして、信用情報を担保とする融資の形態である。」⁽⁷⁰⁾として、「書面添付制度」が中小企業金融に大きな役割に担っていることを指摘し、植杉は、「会計情報の正確性のみならず、所有と経営の分離についても、書面添付によって証明されようとしている。」⁽⁷¹⁾として、中小企業における決算書の信用力の確保が「書面添付制度」によって可能になると高く評価している。

このように「書面添付制度」は、決算書の信用力が確保できる制度として中小企業金融の現場において活用されているのと同時に、中小企業金融の円滑な運用に大きな役割が期待されている。

3 普及の現状と展望

本章本節2で確認したとおり、中小企業金融における「書面添付制度」への評価や期待は大きい。しかしながら、「書面添付制度」の提出割合は、国税庁の統計資料（2018年度）によると税理士が関与する法人税の申告件数のうち、僅か9.5%に留まっているため、普及しているとは言い難い（図表6-18）。その理由について、東海税理士会が2017年3月29日、東海税理士会所属の税理士に行った「書面添付制度に関するアンケート」（以下「アンケート」という。）が参考となる。アンケートの結果によれば、書面添付を行わない理由として、「時間や労力がかかる」が26.5%、「添付による効果が不明」が16.1%、「責任問題やリスクが心配」が14.9%と3つの合計で全体の約6割を占めており、「やりたくない」といった理由が3.8%あった⁽⁷²⁾。このような税理士と中小企業金融（社会）との期待のギャップ⁽⁷³⁾ともとれる状況において、税理士は「書面添付制度」の意義について改めて再認識をしなければならないだろう。

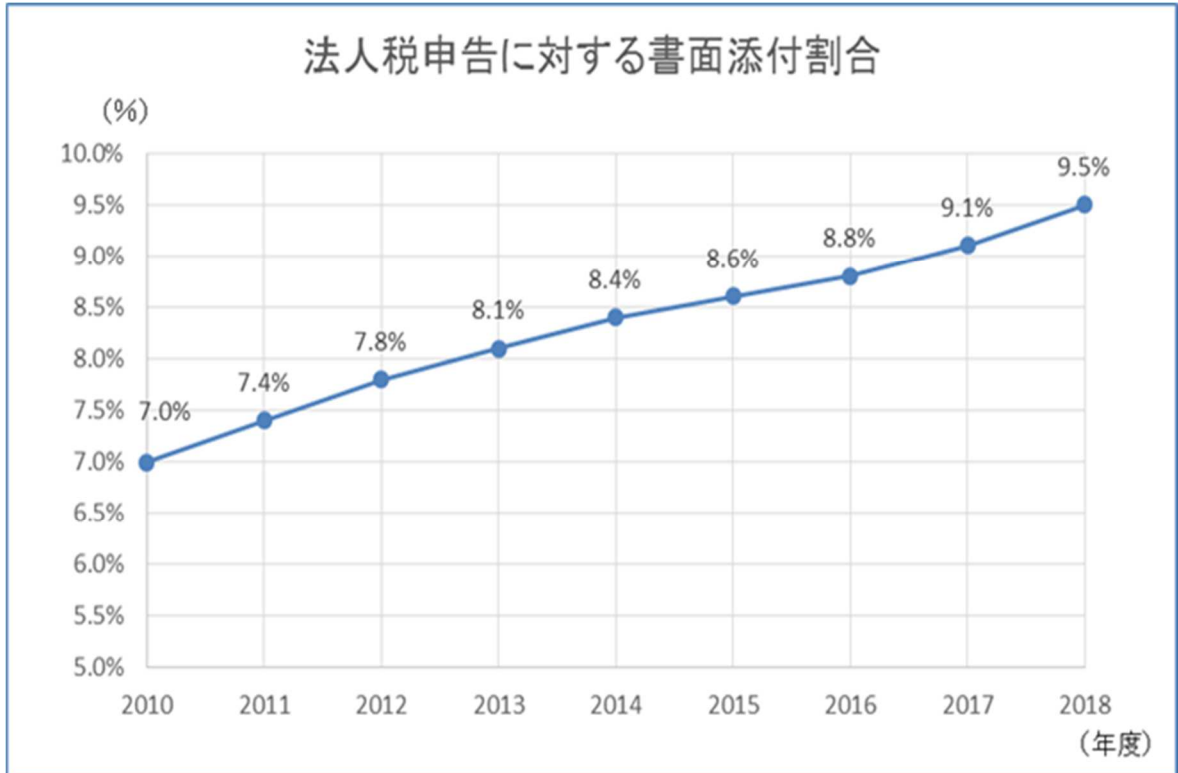
(70) 武田（2006）11頁。

(71) 植杉（2018）33頁。

(72) 東海税理士会業務対策部（2017）8頁を参照されたい。なお、書面添付を行わない理由として、本文に記載したものの他「報酬の請求が困難 10.7%」、「科目内訳及び概況書で十分 7.4%」、「記載方法が難しい 6.5%」、「税務調査があったほうがよい 4.8%」、「顧問先の下承が得られない 3.6%」、「その他 5.7%」となっている。

(73) 財務省（2019）127頁を参照されたい。

図表 6-18 法人税申告に対する書面添付割合



出所：財務省（2015）159 頁、財務省（2019）127 頁より筆者作成。

ドイツのベシャイニングは、第 3 節で述べたとおり信用制度法第 18 条と信用格付け（バーゼルⅡ）を制度的背景として、中小企業金融の要請に対応した職業会計人業界（連邦税理士会及び経済監査士協会）自らが実績を重ねて作り上げたものであり、法律によって規定された制度ではない。ベシャイニングによって中小企業における決算書の信用力が確保され、中小企業金融が円滑に運用されているドイツにおいて、ドイツ産業連盟会長、日本でいう経団連会長であるケンプ（Kempf）は、「各税理士会、連邦税理士会が、税理士の関与した会計処理そして作成した文書について、『いかに質が高いのか』ということをきちんと担保するようなしくみを作り上げてきた方がよかったのではないか。」⁽⁷⁴⁾とし、わが国の「書面添付制度」のような

(74) Kempf（2015）27頁。ベシャイニングは、「信用制度法第18条」と「信用格付け（バーゼルⅡ）」を制度的背景としているものの法律によって規定されたものではない（本章第3節参照）。

法律としての制度がドイツにも必要であったのではないかと指摘している。この指摘により、税理士法という法律によって規定された「書面添付制度」そのものの存在価値の高さが認識される。

アメリカの中小企業金融においては、「(ドイツのような)『財務諸表の信頼性保証を義務づける』仕組み自体は存在していない。」⁽⁷⁵⁾ため、「監査済みの財務諸表を提出できる中堅企業とは異なり、中小、小規模企業の多くは、財務諸表があつたとしても信頼に足るとは言い難い。」⁽⁷⁶⁾状況にある。そのため、金融機関は中小企業に対して融資をする場合には、企業から徴求し、あるいは IRS (内国歳入庁)⁽⁷⁷⁾より税務申告書類を取り寄せ、税務申告書類との整合性で、決算書の信用力を判断している⁽⁷⁸⁾。税務申告書類によって、中小企業が提出する決算書の信用力を判断している点は、わが国の中小企業金融と同様であるが、わが国のように「書面添付制度」が存在せず、さらには税務業務における独立性が確立されていない(第4章第6節2参照)⁽⁷⁹⁾。このことは、税務申告書の適正性を示すことにより決算書の信用力を確保する税理士の独立性を前提とする「書面添付制度」が如何に優れた制度であるかを示している。

また、わが国のコロナ禍における緊急経済対策において、持続化給付金等の申請書類として法人の場合、法人税確定申告書及び法人事業概況説明書の添付が必要とされた。税務申告書類の信用力を担保に給付されていることから、国家の重要な施策には、税務申告書類の信用力が欠かせないことを意味している。

以上の点を踏まえれば、税理士は、「書面添付制度」が税理士の独立性と税務申告の信用力を包括して法制化された「わが国固有の誇るべき制度」であることを認識しなければならない。その上で、税理士は、「書面添付制度」をわが国における中小企業金融の円滑な運営のため、社会に普及・定着させるべきである。

第6節 おわりに

中小企業金融の現状は「情報の非対称性」のリスクを回避するため、人的保証や物的保証に依存している。しかしながら、中小企業金融を円滑に行うためには「情報の非対称性」そのものを解消・縮減すべきであり、そのためには、企業の最も重要な情報である「決算書の信用力」を確保することが必要である。

(75) 坂本 (2019a) 252頁。

(76) 坂本 (2019a) 252頁。

(77) Internal Revenue Serviceの略。アメリカ合衆国内国歳入庁。日本の国税庁に相当する。

(78) 青木 (2004) 44頁を参照されたい。

(79) アメリカにおいて税務業務に関する独立性が確立されていない経緯については、坂本 (2020、8頁) を参照されたい。

重要なことは、「決算書の信用力」は画一的なものではなく、さまざまな保証の程度がグラデーションをなしているという点である。その前提に立てば、法人税申告数の約9割に関与している税務及び会計の専門家である税理士及び既存の制度である「書面添付制度」の活用によって、わが国においても中小企業金融という「場の条件」に適合した「決算書の信用力」の確保が可能になると筆者は考える。

厳格な独立性が要求される税理士の本来業務である「書面添付制度」は、税務に関する保証業務であると同時に、間接的ではあるが一定の「決算書の信用力」を確保できる制度として、多くの金融機関などから評価されている。

一方、「書面添付制度」の提出割合は、法人税申告全体の9.5%と低く、社会への普及にはほど遠い。「書面添付制度」は、税理士の独立性と税務申告の信用力を包括して法制化した「わが国固有の誇るべき制度」であることの意義を再認識し、社会に普及・定着させるべきである、というのが本章における結論である。

第7章 税理士による保証業務である「会計参与制度」活用の課題

第1節 はじめに

第5章では税理士法に規定する「書面添付制度」について、当該制度の創設から65年経過している現代においても普及していない状況にあるとの問題提起のもと、「書面添付制度」の歴史的経緯とその役割について考察を行い、「書面添付制度」は税理士による税務に関する保証業務であるとの結論を得た。

一方、会社法の規定による「会計参与制度」及び地方自治法の規定による外部監査制度など、税理士が税理士法以外の他の法令によって職業専門家として登用され、既に運用されている税理士による保証業務（以下「税理士による保証業務」という。）がある。しかしながら、これら「税理士による保証業務」の研究に関しては、ほとんどなされていないのが現状である⁽¹⁾。

そこで「税理士による保証業務」の内容とその役割を明らかにするため、「税理士による保証業務」である「会計参与制度」を中心として、当該制度成立までの経緯及び役割について考察を行う。

第2節 税理士における独立性の検討

税理士には、税理士法によって厳格な独立性の保持が求められている点については第4章において詳述し、業務実施者が保証業務を行う際の重要な要件（独立性の保持）を充足している点については第5章第6節4において述べたとおりである。

ここでは、税理士の独立性について、税理士制度の概要、税理士法第1条（税理士の使命）の「独立した公正な立場」の視点から今一度整理をしておく。

1 税理士制度の概要

現在の税理士制度は、1951年に施行された税理士法から始まっている。税理士は、税理士法第1条において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定し、税理士を独立した公正の立場である税務の専門家として位置付けている。

また、税理士法第2条第2項において「税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士

(1) 「税理士による保証業務」に関する研究は、調査した限りにおいて、坂本（2011、490-496頁）、坂本（2019a、135-141頁）による研究があるのみである。

業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。」と規定し、税理士を会計の専門家としても位置付けている（第6章第4節参照）。

国税庁では、税理士制度について「このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者の援助をすることによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたもの。」と説明している⁽²⁾。日税連によれば、税理士登録数は78,794人⁽³⁾となっており、法人税を申告する約9割の法人に関与している（図表1）。

このように、税理士は、わが国の法人の約9割に関与している⁽⁴⁾、独立した公正な立場である公共的使命をもつ税務の専門家及び会計の専門家である。

図表 7-1 法人税申告数に対する税理士の関与

年度	2014	2015	2016	2017	2018
関与割合 (%)	88.1	88.4	88.7	88.9	89.1

出所：財務省（2019）、128頁を参考にして筆者作成。

2 「独立した公正な立場」の内容と位置付け

税理士法第1条の「独立した公正な立場」という文言は、1980年の税理士法改正により従来の「中正な立場」を変更し、導入されたものである。多くの保証業務に税理士が登用されたことについて大きな影響を与えたのは、税理士法第1条（税理士の使命）に定められた「独立した公正な立場」である⁽⁵⁾（第4章参照）。

この「独立した公正な立場」の解釈について参考となるのは、1980年の税理士法改正当時に行われた国会審議の答弁である。その内容は、第4章第4節において詳述しているが、要約すると次のとおりである。

(2) <https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/seido2.htm#a-1>. 国税庁。2020年6月20日 最終アクセス。

(3) 2020年5月末日現在の登録数。<https://www.nichizeiren.or.jp/cpta/system/>. 日本税理士会連合会。

2020年6月20日最終アクセス。

(4) 坂本（2011、509頁）は、税理士の顧問先企業に対する関わりの程度に応じて「計算書類に対する『保証の程度』・『計算書類の信頼性』が異なる（ただし、財務書類の監査証明業務は公認会計士の独占業務であり、税理士にはかかる権限がない）」と説明している（本章第3節参照）。

(5) 坂本（2019a）120頁を参照されたい。

- ・税理士の使命は「独立した公正な立場」ではなく「納税者の権利を擁護する立場」という表現にすべきではないのか、という質疑に対し、税務は納税義務の適正な実現ということ、すなわち行政における税務の特殊性からきているため、権利の擁護という司法概念にはなじまない点がある⁽⁶⁾。
- ・「独立した公正な立場」とは何からの独立であり、何に対して公正なのか、という質疑に対し、「独立」とは、税務官署、納税者を含む特定の立場からの独立⁽⁷⁾であり、「公正」とは、租税法規及びその根底にある健全な社会的良識に照らして正しい判断に立つことを言う⁽⁸⁾。

上記の答弁者は、いずれも当時主税局の審議官であった福田幸弘である。また、福田幸弘は納税者との関係について憲法上の納税義務から民法上の代理関係に税理士法第1条の制約がかかるとし、租税法主義が規定された日本国憲法の適正な納税義務を実現するため、税理士の立場を明確にしたと、その趣旨を説明している。

したがって「独立した公正な立場」は、公共的使命である適正な納税義務の実現を果たすため、税理士が当然に保持すべきものであり、公正は独立性と異なる概念を意味するものではなく、「精神的独立性」(実質的独立性)の中身を充填していると理解できる⁽⁹⁾。

「精神的独立性」(実質的独立性)とは、職業専門家としての判断を独立した立場で行うことを指し、税理士業務では、税務官署、納税者を含む特定の立場から独立して、税務の専門家として判断し行動することであり⁽¹⁰⁾、坂本は、「税理士業務も会計参与業務も、このような『精

(6) 「第90回国会衆議院大蔵委員会議録第2号」1978年12月7日、3頁『第90回大蔵委員会会議録(第1類第5号)』所収。

(7) 福田幸弘は、独立について別の言い方もあるとして「独立」は、税務官署からの独立、依頼者からの独立、自己の良心の独立、三者の独立を意味するとも答弁している。(「第91回国会参議院大蔵委員会議録第8号」1979年3月27日、11頁『第91回大蔵委員会議録(第5部)』所収。)

(8) 「第91回国会参議院大蔵委員会議録第8号」1979年3月27日、10-11頁『第91回大蔵委員会議録(第5部)』所収。この司法と行政の本質的な差異について、松沢(1996、66頁)は、「弁護士が当該被告人の殺人刑事事件を受任しているとして、被告人は法定で無罪と主張しているとき、たまたま法定外で弁護士がその被告人が実は有罪である、人を殺したのではないかということを知った場合どうするか。その場合でも弁護士はそれを口外できない。けだし、弁護士には守秘義務があるからである。また、有罪にする立証責任を負っている者は検察官であって、被告人には黙秘権があり、弁護士は検察官をして有罪とすることに決して協力する者ではないからである。それが弁護士倫理である。(中略-筆者)これに対して、税理士は、その依頼者・委嘱者の不正があるとわかれば是正助言の義務があり(税理士法41条の3)、脱税相談の禁止(同36条)という規定がある。」と指摘している。

(9) 坂本(2019a)21頁を参照されたい。

(10) 「精神的独立性」(実質的独立性)の内容については、第4章第5節を参照されたい。

神的独立性』を錬磨し、堅持することによってはじめて成立する業務である。」⁽¹¹⁾と指摘している。

また、税理士には、税理士法第1条に定める使命を全うするため、税理士法において「真正の事実に基づいて税理士業務を遂行する義務」（税理士法第45条第1項）、専門家として負うべき「相当注意義務」（同法第45条第2項）等多くの義務を課され、これらに違反した場合には「戒告、2年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止」（同法第44条）といった厳格な懲戒処分が規定されている。

このように税理士は、法律によって、厳格な独立性が要求され、かつ、独立性を前提にした業務の履行義務が課されている職業専門家である。

第3節 税理士による保証業務

保証業務においては、「書面添付制度」（税理士の税務に関する保証業務）との関連から第5章第6節において既に検討しているが、ここでは、税理士による保証業務の視点から今一度整理を行う。

1 保証業務の内容

IAASBは、保証業務の定義について、次のように示している⁽¹²⁾。

「保証業務（assurance engagement）は、業務実施者が、規準に照らして行った主題の測定又は評価の結果について、主題に責任を負う者以外の想定利用者の信頼の程度を高めるように策定された結論を表明するため（to express a conclusion）に、十分かつ適切な証拠の入手を目指す業務」

上記定義によれば、保証業務は、業務実施者、主題に責任を負う者、想定利用者の三当事者が関わることで成立している。このことは、わが国において企業会計審議会が2004年11月に公表した意見書でも同様である。

また、AICPAは、「エリオット報告書」（第5章第6節3参照）において保証業務の定義を次のように示している。

「意思決定者のために、情報の質、あるいは情報の意味内容を向上させる、独立の職業専門家の業務。」⁽¹³⁾

(11) 坂本（2011）497頁。

(12) IFAC,IAASB（2013）p.10；日本公認会計士協会訳（2015）10頁を参照した。

(13) Elliott（1997）p.63；山浦訳（2000）4頁を参照した。

このエリオット報告書における保証業務の枠組みを参考にして内藤は、保証業務について、次のように説明している。

「広義には、①監査（会計監査、準拠性監査、業務監査を含む）、②財務情報のレビュー業務、③合意された手続業務、④証明（アテスト）業務、⑤その他の保証業務、以上5種類の業務に区別される。」⁽¹⁴⁾

そして、保証業務には調製も含まれ、経営コンサルティング業務の中には保証業務の性質を有しているものもある⁽¹⁵⁾。

近年、欧米の会計プロフェッションは、従来提供してきた監査やレビュー等の業務の他に、さまざまな領域における、保証業務の提供を積極的に推進しており、監査やレビュー以外の保証業務は、監査やレビューよりも低いレベルの保証を提供するとされている⁽¹⁶⁾。

保証対象情報に信用力が付与されれば、当該情報を利用する意思決定者は情報リスクを下げることができる⁽¹⁷⁾点に保証業務の有用性があり、意思決定者の要求する情報リスクの程度に応じて保証水準は異なる。

このように保証業務は、「財務書類の監査証明」業務だけを示すものではなく、広い範囲を対象とした、利用者が要求する保証の内容によって当該保証の水準が異なる業務である。

2 税理士による保証業務の検討

税務の専門家である税理士は、税務申告書の信用力を保証する「書面添付制度」を活用すべきである。具体的には、税理士法第33条の2に規定されており、税務申告書を作成した税理士が、申告書の作成に関し、計算、整理又は相談に応じた事項を記載した書面を、申告書に添付する同法同条第1項書面添付業務と、他人が作成した税務申告書について、租税に関する法令の規定に従って作成されていることを審査する同法同条第2項書面添付業務がある。いずれも税理士の「独立性」を前提とした税理士による税務申告書の保証業務であることについては第4章及び本章第2節において既に詳説したとおりである。

また、税理士は、書面添付以外の税理士による保証業務として「地方自治法による包括外部監査人」(1997年)、「会社法による現物出資等における財産の価額の証明等に関する業務」(2002

(14) 内藤 (2007) 1, 100頁。

(15) 内藤 (2007) 1, 100頁を参照されたい。その他の保証業務は、上記の区分のいずれにも該当しないものとして、「例えば、健康医療サービス提供機関の業績測定、企業の人的資源の営業方針への準拠性に関する保証の提供である。」としている。(内藤 2007、1, 100頁)

(16) 町田 (1999) 1-2頁を参照されたい。

(17) 山浦 (2000) 14頁を参照されたい。

年)、「会社法上の会計参与」(2005年)、「政治資金規正法による登録政治資金監査人」(2007年)、「社会福祉法人に対する『財務会計に関する事務処理体制の支援業務実施報告書』(別添2)の作成」(2017年)を行っている⁽¹⁸⁾。これら保証業務にとって、税理士の「独立性」と「専門性」が「書面添付制度」と同様、不可欠な要素である。

一方、保証業務の中で、「公認会計士の独占業務である本来の監査証明業務と切り分けた保証業務は、公認会計士の独占業務ではない。」⁽¹⁹⁾ため、その切り分けた保証業務を行う公認会計士は、税理士など「他の専門家を含む実務家との競合関係は避けられない」⁽²⁰⁾とされている。日本公認会計士協会は、公認会計士の仕事を「1. 監査」、「2. 税務」、「3. コンサルティング」に区分し、当該保証業務に対してはコンサルティングの一部業務としての対応に留まっている⁽²¹⁾ことから、あまり積極的な対応は行われていないと考えられる。この点について、那須・松本・町田は、次のように述べている。

「現段階で、わが国会計士協会の対応は、Trust サービスの実務指針や環境報告書の保証業務指針などに留まっている。この最大の理由は、独占業務である財務諸表の監査証明で安定的な収益を獲得でき、かつ公認会計士の数も競争が激しくなるほど増加されないことが保証された環境への安住が許されてきたからである。わが国においても同じ会計プロフェッションとして税務に関する独占権を与えられている税理士は、アメリカの20世紀初頭に流行した信用監査という融資申請目的での貸借対照表の保証業務に類似したものとして、日本税理士会連合会やTKCを通して税理士によるクライアント・サポートローンとして導入している。こうした事例は、会計士協会として質の違いはあれ保証業務を積極的に展開しようとしてこなかったことの証左といえよう。」⁽²²⁾

上記によれば、公認会計士及び監査法人は、監査証明業務によって収益が確保できるため、

(18) 坂本(2019a)120頁を参照されたい。

(19) 坂本(2019a)119頁。

なお、公認会計士の独占業務に関する根拠条文(公認会計士法)は次のとおりである。

「(公認会計士の業務 第2条第1項)

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

(公認会計士又は監査法人でない者の業務の制限 第47条の2)

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない。」

(20) 那須・松本・町田(2015)27頁。

(21) 日本公認会計士協会発行の「GUIDEBOOK of CPA&JICPA」(2020)を参照されたい。

(22) 那須・松本・町田(2015)29頁。

他の保証業務を積極的に行う必要がないということになるが、大会社等に対する監査証明業務は非監査証明業務の同時提供禁止規定⁽²³⁾が適用されることも、他の保証業務に積極的な対応をしない一つの要因であると考えられる。坂本は、「保証業務」を税理士の4大業務⁽²⁴⁾の一つとして示し、「税理士は同一の企業に対して4大業務を同時に提供できる」⁽²⁵⁾唯一の外部専門家であると指摘している。

第4節 「会計参与制度」の萌芽

「会計参与制度」の萌芽は、商法の監査義務を規定した1974年の商法等改正に見ることが出来る。そこで、1974年の商法等改正から「会計参与制度」創設に至るまでを整理し、どのような経緯から「会計参与制度」が創設されたのかを考察する。

1 商法等の改正（1974年）

1974年商法等改正の発端は、1964年のサンウェーブ工業、1965年の山陽特殊鋼などの上場大企業の粉飾決算事件である。1964年から1965年にかけては、年間5千件ないし6千件に上る倒産が生じており、倒産しないまでも相当大規模の会社が過去数年間の損失について帳簿上隠蔽（粉飾）していたものを決算修正することによって巨額の欠損金として計上していた⁽²⁶⁾。このような状況は、大蔵省に粉飾決算の一扫を決意させ⁽²⁷⁾、監査制度の強化拡充及び公認会計

(23) 公認会計士法第24条の2、公認会計士法施行規則第6条に規定されている。

(24) 坂本（2019a、6頁を参照されたい）は、4大業務として「税務」、「会計」、「保証」、「経営助言」を示している。

(25) 坂本（2019a）6頁。なお、第5章第6節3「図表5-3 監査・保証業務とコンサルティング業務等との関係」で示す斜線部分が参考となる。さらに坂本（2019a、119頁）は、「中小企業領域の保証業務は、公認会計士と税理士がともに協力して取り組むべき職務領域である。この点に関してはドイツの先例を見習うべきであろう。」と指摘している。

(26) 田島（1966）211頁を参照されたい。

(27) 大蔵省証券局は、1965年9月30日「粉飾決算に対する当面の措置として」、1966年4月28日「粉飾決算に対する今後の措置として」と題した通達を出している。前者の通達「粉飾決算に対する当面の措置」は、以下の通りである。

「有価証券報告書に対する重点審査を実施した結果、相当数にのぼる粉飾経理が発見されたが、これらの処理については証券取引法の趣旨の徹底を図るとともに会社の再建に対する配慮も行き、当面次により措置することとする。

1. 粉飾決算が発見された会社については、最も近い次の決算期においてその粉飾を一扫（傍点-筆者）し、証券取引法の趣旨に基づき会社の経理状態を正しく反映した財務諸表を作成し、適正な有価証券

士の強化拡充⁽²⁸⁾及び公認会計士制度の改善を図る契機となり⁽²⁹⁾、大蔵省の諮問に応じた企業会計審議会は、同年9月に「監査実施準則」の改訂、翌1966年4月に「監査基準」及び「監査報告準則」の改訂を行った。同年6月には公認会計士法においても改正（以下「公認会計士改正法」という。）がなされ⁽³⁰⁾、監査法人制度が始まるが、公認会計士改正法が審議された衆議院大蔵委員会の答弁の中で松井政府委員は、英国やアメリカにおけるパートナーシップを例にして、会計監査、税務、マネージメントサービスの3つを行っているのが通例になっているとし、日本の監査法人においても同様となる可能性があるとの答弁を行った⁽³¹⁾。また、公認会計士改正法には衆議院大蔵委員会から「監査対象の拡充や商法の見直しなど」の附帯決議がなされ⁽³²⁾、会計監査制度の見直しについて今後も継続していくこととした⁽³³⁾。

報告書を提出するよう指導することを基本方針とする。

2-4. (省略-筆者)

(28) 1957年の証券取引法改正により、公認会計士の法定監査が開始された。

(29) 田島（1966）212頁を参照されたい。

(30) 改正の目的について「公認会計士業務の公共性とその最近における実情とにかんがみ（原文ママ）、公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上を図り、また、監査体制の整備に資するため。」としている。

（「第51回国会衆議院会議録第46号」1966年4月28日、36頁『第51回衆議院会議録（官報号外）』所収）

(31) 「第51回国会衆議院大蔵委員会会議録第37号」1966年4月27日、9-10頁『第51回大蔵委員会会議録（第1類第5号）』所収。

(32) 付帯決議の内容は次のとおりである。（「第51回国会衆議院会議録第46号」1966年4月28日、1178頁『第51回衆議院会議録（官報号外）』所収）。

- 「1. 日本公認会計士協会の設立に当たっては、全員の加入が円滑に行われるよう慎重な配慮をすべきである。
2. 公認会計士の監査については、投資家保護の観点からする現行の上場会社等のみならず広く会社経理の適正化を図る見地から学校法人、宗教法人、金融機関等についても監査対象を拡大することについて検討すべきである。
3. 立入検査権に行使に当たっては検査の目的である具体的事実が明らかである場合に限りよう慎重に配慮すべきである。
4. 政府は公認会計士制度が一層社会の要請に応えるために、更に商法、証券取引法、税法、企業会計原則等について引き続き検討を行ない、速やかに総合的改善を行うべきである。
5. 公認会計士制度の健全な発展を期するために懲戒制度を含む自主的な組織と運営が速やかに確立されるよう、今後、政府はこの方向に留意して指導すべきである。」

なお、齋藤（2013、12頁）は、「かかる附帯決議こそが、以後の日税連と会計士協会との長年にわたる職域論争の嚆矢であった。」としている。

(33) 大蔵省証券局において1965年11月15日「商法及びその関連法の改正の必要性」が公表され、監査制度

同年 11 月 2 日に開催した第 41 回法制審議会商法部会（以下「商法部会」という。）では、株式会社の監査制度について審議が開始され、1967 年 5 月 2 日に「監査制度に関する問題点」を公表した⁽³⁴⁾。その後、法務省民事局参事官室（以下「法務省民事局」という。）は、商法部会などの意見を参考に取りまとめ、1968 年 9 月 3 日「株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案」（以下「試案」という。）の公表を行い⁽³⁵⁾、経済団体等の意見を聴取している。商法部会は、その聴取した意見を参考にして、1969 年 7 月 16 日「株式会社監査制度改正要綱案」（以下「改正要綱案」という）、さらに改正要綱案に「商業帳簿」と「従属会社株式の評価」の二項目を追加して 1970 年 3 月 4 日「商法の一部を改正する法律案要綱案」（以下「要綱案」という。）を決定し、法制審議会総会において要綱案に若干の修正項目を加えて同年 3 月 20 日「商法の一部を改正する法律案要綱」（以下「要綱」という。）が決議された。要綱は法務大臣に答申され（第一次答申）、すぐにも国会へ上程される予定であったが、経団連その他産業界から改正事項の追加要望等がなされたことから国会提出が延期され、追加改正事項について審議が再度行われることになる⁽³⁶⁾。

商法部会は再度審議を行い、1970 年 10 月 28 日「商法の一部を改正する法律案要綱案」（以下「新要綱案」という。）を決定し、法制審議会総会において新要綱案の原案通り 1971 年 3 月 8 日「商法の一部を改正する法律案要綱」（以下「新要綱」という。）が決議され、法務大臣に答申された（第二次答申）。ところが、新要綱に対し日税連や中小企業方面からの反対⁽³⁷⁾が大きく、新要綱は国会に提出されないことになった。

一元化に向けて制度改善を求める意見を明らかにしたとされている。（齋藤 2013、11頁を参照されたい）

(34) 問題点に対して、現行制度を維持しつつ監査役の独立性の保持その他会計監査機能を充実し、取締役会の業務監査機能を強化する案（A案）と監査役に業務監査を行わせるなど、その独立性と監査機能の強化を図り昭和25年改正前の姿にする案（B案）が提示されていた。（日本税理士会連合会 1987、667頁を参照されたい）。なお、1949（昭和25）年商法改正により、監査役の監査範囲が業務監査から会計監査へ縮減されていた。

(35) 試案の内容について、三枝（2009、139頁）は「監査役が業務監査を行うものとし、そのために監査役の権限の強化、地位の安定を図るとともに、大会社につき公認会計士または監査法人の監査を義務付けるものであった。」と説明している。

(36) 三枝（2009）139頁を参照されたい。

(37) 反対の理由について、三枝（2009、139頁）は「①監査役の権限が強くなりすぎる、②公認会計士監査を導入することにより税理士の職域が冒されるおそれがあるなど」と説明している。

その後、1973年になって商法改正を緊急に行う必要が生じ⁽³⁸⁾、「商法の一部を改正する法律」(以下「1974年改正商法」という)、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下「監査特例法」という)、「商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(以下「整理法」という。)を国会に上程することが閣議決定され、同年3月20日第71回特別国会における衆議院に提出された。国会審議に当たって依然反対は強いものと見られたが⁽³⁹⁾、若干の修正を加え、1974年改正商法、監査特例法、整理法(以下「商法改正3案」という。)は、監査制度見直しから7年後の1974年3月に成立した。

監査特例法には、資本金5億円以上の株式会社に会計監査人による商法監査が導入され⁽⁴⁰⁾、商法改正3案のいずれにも、1. 小規模の株式会社については別個の制度を新設して業務運営の簡素合理化をはかる、2. 監査法人の社員が税務代理等行っている会社については、監査業務を行わないよう規制する、とした参議院法務委員会の附帯決議がなされていた⁽⁴¹⁾。附帯決議の1について、酒巻は「大小会社の区分を含む会社法の改正を促す附帯決議を行い、規制分化の必要性に対する社会的認識がすでに一般化していることを裏書きしていた。」⁽⁴²⁾と指摘している。また、附帯決議の2は、日税連による強い要望によるもの⁽⁴³⁾と考えられる。

2 会計調査人制度の提案

商法改正3案が成立した1974年に商法部会は、商法の株式会社関連全般について再検討を

(38) 1972年5月から100%資本自由化が決定、三共製菓の逆粉飾決算(1972年)、共同資料株価操作事件(同年)、日本鋼管汚職事件などが明らかとなり商法改正を緊急に行う必要が生じた。(三枝 2009、140頁を参照されたい)

(39) 日本税理士会連合会(1987、761頁)は、会計監査人の監査を本法から外して商法監査特例法に移し、適用会社を資本金1億円以上から5億円以上に修正したことを評価していた。

(40) 附則において証券取引法適用会社以外の会社について、資本金10億円以上の会社と規定されている。

(41) 「第72回国会参議院会議録第11号」1974年2月22日、7頁『第72回参議院会議録(官報号外)』所収。なお、附帯決議は次のとおりである。

- 「1. 現下の株式会社の実態にかんがみ(原文ママ)、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株式総会及び取締役会制度等の改革を行うため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。
2. 監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及税務相談を行っている会社について、本法の監査業務を行わないよう規制すること。
3. (省略-筆者)。」

(42) 酒巻(1985)21頁。

(43) 日本税理士会連合会(2019)761-763頁を参照されたい。

行うため、同年9月審議を再開した。法務省民事局は商法部会の審議に基づき、1975年6月「会社法改正に関する問題点」を公表し⁽⁴⁴⁾、各界の意見を求めた⁽⁴⁵⁾。商法部会は意見を集約して全面改正する予定であったが、早期の改正実現を優先して、すでに審議を終えていた3つの事項⁽⁴⁶⁾を中心として審議を行い、1980年12月「商法等の一部を改正する法律案要綱案」を決定し、翌1981年1月の法制審議会総会において「商法等の一部を改正する法律要綱」を決議、法務大臣に答申している。

同年6月「商法等の一部を改正する法律要綱」は原案通り可決され、翌1982年10月1日から施行された（以下「1982年商法改正」という）。1974年の監査特例法附則には、証券取引法以外の会社については資本金10億円以上の会社を会計監査人による商法監査の範囲とする、と規定されていた（本章本節1参照）が、1981年の商法改正により当該附則の撤廃を行い、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社を大会社と定義し、会計監査人による商法監査の範囲とした。また、「主として税理士の職域が害されないよう」⁽⁴⁷⁾、当該改正によって公認会計士の欠格事由の厳格化が行われた。

翌1982年9月以降、商法部会は、1975年6月に公表した「会社法改正に関する問題点」の中で、1982年商法改正の範囲外となった「最低資本金制度及び大小会社の区分」並びに「合併」について検討が行われ、1984年5月、法務省民事局は、商法部会の検討結果に基づいて「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」（以下「会社区分立法問題点」という。）を公表した。その中の「七 計算・公開に関する問題点」の「5 専門家による外部『監査』」において、「会計監査人監査を受けない非公開会社（括弧内省略-筆者）のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（省略-筆者）等に限定した『監査』を強制するとの意見があるが、どうか。」⁽⁴⁸⁾と提

(44) 公表された内容は、次のとおりである。（酒巻 1985、11-12頁）。

「①企業の社会的責任、②株主総会制度の改善策、③取締役および取締役制度の改善策、④株式制度の改善策、⑤株式会社の計算・公開、⑥企業結合、合併・分割、⑦最低資本金制度および大小会社の区分」。
また、上記の⑥、⑦以外は1981年の商法改正において実現されている。（法務省民事局参事官室 1984、101頁を参照されたい）

(45) 法務省民事局は引き続き、1977年5月「株式制度に関する改正試案」、1978年「株式会社の機関に関する改正試案」、1979年12月「株式会社の計算・公開に関する改正試案」を公表している。

(46) 3つの事項は①株式制度、②株式会社の機関、③株式会社の計算・公開、とされている。（北沢 1999、428頁を参照されたい）

(47) 北沢（1999）470頁。

(48) 法務省民事局参事官室（1984）118頁。

案している。また、「5 専門家による外部『監査』」の注書として「この専門家『監査』を行う者は、同一会社について税務を行う者であってもよいとすることはどうか」、「この専門家『監査』を行うことができる税理士の範囲を限定するかどうか及びその限定の方法については、なお検討する。」など、税理士が監査を行うことを前提にした検討事項が掲げられていた⁽⁴⁹⁾。

この一定規模以上の非公開会社に対して公認会計士や税理士などの会計専門家による限定した「監査」（以下「限定監査」という。）の提案は、日税連と日本公認会計士協会の「職域」を巡るさらなる大きな対立となった⁽⁵⁰⁾。河崎は、「わが国における『中小企業監査制度』の議論は、1984年5月に、法務省が公表した『大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点』がその嚆矢とされる。」⁽⁵¹⁾と指摘している。

これらの問題を専門的に検討するため、1985年11月13日、商法監査問題研究会（以下本項

(49) 専門家による外部「監査」5における注書は次のとおりである。（法務省民事局参事官室 1984、118-119頁）。

- 1 この専門家『監査』を強制する会社から有限会社を除くかどうかは、有限会社に有限会社を認める根拠、対象会社の数、この『監査』を強制する会社規模をはかる基準（資本、総資産、負債、売上、従業員数等）、この『監査』を受けない会社についての代償措置（支払的株主・社員・取締役の責任強化等）及び有限会社の位置付け等との関連において、なお検討する（以下省略-筆者）。
- 2 この専門家『監査』をする際に尽くすべき注意義務の程度（『監査』（証明）基準の内容）、そのもつ意味を明らかにする『監査』の内容の表現方法、重要性の原則の導入の可否等については、なお検討する。
- 3 この専門家『監査』と監査役の監査との関係、監査日程等については、なお検討する。
- 4 この専門家『監査』を行う者は、同一会社について税務を行う者であってもよいとすることはどうか。これに関連して、この専門家「監査」の欠格者とすべき特別利害関係については、なお検討する。
- 5 この専門家『監査』を行うことができる税理士の範囲を限定するかどうか及びその限定の方法については、なお検討する。
- 6 公認会計士等の会計専門家以外の者（例えば商工会議所・商工会の指導員）の活用が可能かどうかは、更に検討する。
- 7 この専門家『監査』を強制する基準に達しない会社についても、その任意採用を認める。
- 8 EC第4指令51条2項・11項、フランス会社法64条・65条、同法施行令64条2項、西ドイツ『会社法の調整に伴うヨーロッパ共同体理事会第4指令の実施に関する法律草案』参照。

(50) 前掲 (32) 参照。

(51) 河崎 (2016a) 34頁。齋藤 (2013、22頁) は、「実施的な中心論点は本来の会計監査ではなく、『簡易監査』と呼ばれるもので『会計帳簿適法作成証明』（『適法証明』）を行うものと考えられていた。」と説明している。

において「研究会」という。)が設置され⁽⁵²⁾、研究会は、翌1986年3月25日に「商法監査問題研究会報告書」(以下「報告書」という。)を公表した。報告書では小会社に対する監査または調査⁽⁵³⁾をめぐる諸問題を「A 正規監査拡大案」、「B 正規監査簡易化案・調査案」、「C 経理指導演案」とする3つの案を示した⁽⁵⁴⁾。しかしながら、報告書では3つの案についていずれかを最も可とするか等の結論は出していない⁽⁵⁵⁾。

1986年5月には、法務省民事局から「商法・有限会社法改正試案」(以下「改正試案」という。)が公表され、その「四 計算・公開」の「4 会計調査人による調査」(以下「四の4」という。)において「a 株式会社で会計監査人の監査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満のものは、調査を省略することができる。」⁽⁵⁶⁾などとする会計調査人制度が提示された⁽⁵⁷⁾。この改

(52) 研究会は「会社区分立法問題点」において提起され、かつ、商法部会において審議中の限定「監査」又は「調査」をめぐる諸問題について、鈴木竹雄商法部会長(当時)の要請により社団法人商事法務研究会内に設けられ、そのメンバーは大学教授をはじめ、税理士及び公認会計士の実務家、法務省、大蔵省、国税庁、中小企業庁の各省庁から構成されていた。(商法監査問題研究会 1986、121頁を参照されたい)

(53) 「調査」という文言は、法務省側から「調査は『貸借対照表および損益計算書』が相当の帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうかの報告をするものとする。」旨の「調査」案が示されたことから用いられている。(商法監査問題研究会 1986、125頁を参照されたい)

(54) 具体的には以下のとおりである。(商法監査問題研究会 1986、126頁)。

「A案(正規監査拡大案)

現行の公認会計士又は監査法人による正規の監査の範囲をできる限り拡大する案。

B案(正規監査簡易化案・調査案)

正規の監査を簡易化するため、計算書類の適法証明の手続もしくは範囲又は程度を限定する案。

C案(経理指導演案)

公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士が、会社の会計帳簿及び計算書類が正しく作成されるよう、会社の会計組織の整備等に関し、会計専門家として指導する案。」

(55) 商法監査問題研究会(1986)127頁を参照されたい。

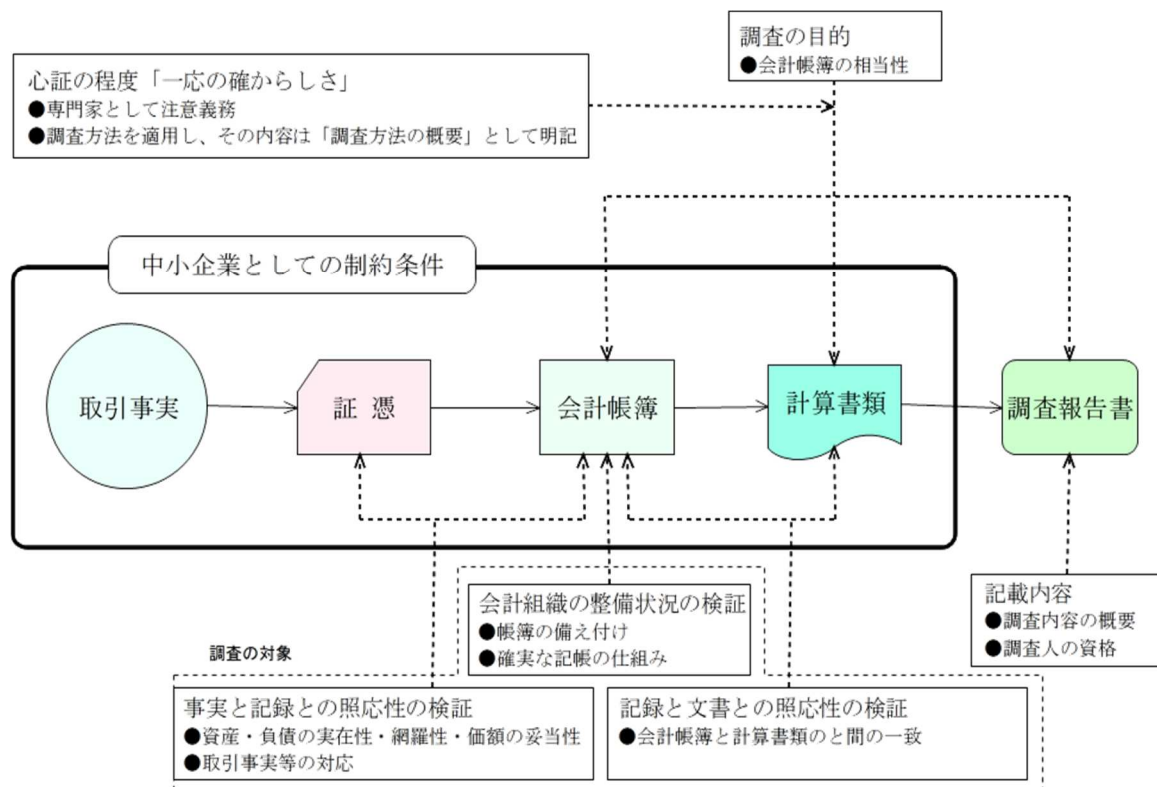
(56) 法務省民事局参事官室(1986)124-130頁。会計調査人制度は、研究会報告のB案に相当するものと考えられるが、B案のみ提示されたわけではなく、研究会報告のA案は「3 会計監査人の監査」、C案は「5 会計専門家による指導」に、四の4との関連で検討するとして記載されていた。(法務省民事局参事官室 1986、125-127頁を参照されたい)

(57) 改正試案の四の4には本文に記載した「a」以外に次のとおり「b-d」まであった。(法務省民事局参事官室 1986、125-127頁)

「b 一定の基準(例えば資本金1億円以上又は負債総額10億円以上。(括弧内省略-筆者))に該当する有限会社で会計監査人の監査を受けないものは会計調査人の調査を受けなければならない。

正試案の提案について河崎は、会計調査人制度を「中小企業監査制度」と題して、当該制度は、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）が「相当の会計帳簿」に基づいているかを報告するものであり、会計監査人の財務諸表の適正性を保証する監査とは異なる制度であると説明している⁽⁵⁸⁾（図表7-2）。

図表 7-2 中小企業監査制度（会計調査人制度）のフレームワーク



出所：河崎（2016a）35 頁、図表 2。

提案された会計調査人制度は、1990 年の商法改正時に衆議院法務委員会において「会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度について更に検討を進め、関係各位の理解を求めた

- c 会計調査人による調査は、『会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか』（商法第33条第2項参照）を報告することを目的とする。
- d 会計調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。」

(58) 河崎（2016a）35頁を参照されたい。

上、速やかに立法上の措置を講ずること。」との附帯決議がなされた⁽⁵⁹⁾が、日税連⁽⁶⁰⁾との「職域」で対立する日本公認会計士協会の反対もあり、創設されることはなかった。

3 「会計参与制度」の創設

1975年6月法務省民事局から公表された「会社法改正に関する問題点」（以下「問題点」という。）を起点とした商法改正は、2000年改正の会社分割制度の成立によって一応終了したとされているが、問題点の公表当時には想定されていなかった速さと深さで市場経済が変化しつつあることなど、わが国の会社法制には新たな課題が加わっていた⁽⁶¹⁾。

このような状況の中、法制審議会第136回会議（2002年2月13日開催）において、「会社法制の現代化に関する諮問（第56号）」が議題に掲げられ、会社法制に関する商法、有限会社法等の現代化を図る上で留意すべき事項について、新たに部会を設け調査審議することを決定した⁽⁶²⁾。この調査審議を行う部会として、会社法（現代化関係）部会（以下「部会」という。）が設置されている。

また、2002年の商法改正（商法中の会社の計算に関する規定の省令化）前においては、中小会社がどのような会計処理をすべきなのかについてはさほど議論がなかったが、同改正がなされた際に国際会計基準が要求するような会計処理が中小企業にも強制されるのではないかという懸念が表明され、衆議院の法務委員会の附帯決議⁽⁶³⁾には、「計算関係規定を省令で規定す

(59) 「第118回国会衆議院法務委員会会議録第9号」1990年6月8日、25頁『第118回法務委員会会議録(第1類第3号)』所収。

(60) 日本税理士会連合会（1987、1,020頁）は、「試案で提案する債権者保護を目的とした中小会社の計算の明確化のために税理士が会計調査人として公正不偏な立場から参画し、その能力を社会的に活用することに賛成であるが、なお、多くの問題点を擁しており、今後、中小会社の実態を踏まえ、試案の提案を含めてあるべき監査制度について積極的、建設的に検討をするべきである。」とする意見を述べている。

(61) 片木（2004）92頁を参照されたい。片木（2004、93頁）は、「資本市場の世界的な統合を背景として、1999年4月にOECDは資本市場から資金を調達しようとする公開会社に共通すべきコーポレート・ガバナンスの諸原則を示した。」ことも影響しているとしている。また、要綱試案の「補足説明」冒頭（はじめに）には、「会社法制については、それが企業活動の基盤をなす重要な基本法制であることを反映して、近時、わが国の経済情勢の急激な変化に対応すべく、度重なる改正が行われてきた。」と記載されていた。（法務省民事局参事官室 2003、1頁）

(62) 法制審議会第136回会議事録（2002年2月13日開催）。

(63) 「第154回国会衆議院法務委員会会議録第11号」2002年4月19日、17頁（『第154回法務委員会会議録(第1類第3号)』所収）。なお、参議院の法務委員会においても次の附帯決議がなされている。

「計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課

る際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課することのないよう、必要な措置をとること」が含められ、中小企業庁は、中小企業にとって望ましい会計のあり方を多面的に検討するため、同年「中小企業の会計に関する研究会」を立ち上げ、同年6月「中小企業の会計に関する報告書」（以下「中小企業会計報告書」という。）を公表している⁽⁶⁴⁾。中小企業会計報告書では、基本的考え方を「債権者・取引先に有用な情報を提供するものであり、また、経営者に理解しやすく、過重負担にならないこと、実務に配慮したものであること」として、公開会社に導入されている新会計基準について「企業規模による属性の違い、負担可能なコスト、計算書類の目的等を考慮し、基本的に任意適用」と記載されていた⁽⁶⁵⁾。

部会が第15回会議（2003年10月22日）において決議し、同月29日に公表した「会社法制の現代化に関する要綱試案」（以下「要綱試案」という。）⁽⁶⁶⁾では、「11 会計監査人」の「(2) 会計監査人の任意設置の範囲」において「会計監査人の設置が強制されない会社は、現行の小会社（資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満）の範囲の会社であっても、会計監査人を任意に設置することができるものとする。」とした記載はあったものの、それ以外の記載はさ

し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること」。（「第154回国会参議院法務委員会議録第15号」2002年5月21日、24頁『第154回法務委員会議録(第3部)』所収）

(64) その後、2005年8月に日税連、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会から「中小企業会計指針」が公表された。また、2011年2月、中小企業庁に「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、2012年2月に「中小企業会計要領」が公表された（第1章第5節参照）。

(65) 中小企業庁（2002）3-4頁。

(66) 要綱試案の基本方針は次のように記載されていた。

「1 会社法制の現代語化

会社に関して規定する商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）等について、次のような方針による現代語化を行うものとする。

- (1) 片仮名文語体で表記されている商法第2編、有限会社法等の各規定について、平仮名口語体化を図る。
- (2) 用語の整理を行うとともに、解釈等の明確化についても必要に応じ規定の整備を行う方向で検討する。
- (3) 商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定については、これらを一つの法典（会社法（仮称））としてまとめ、分かりやすく再編成する。

2 実質改正

会社法制の現代語化の作業に合わせ、会社に移る諸制度間の規律の不均等の是正等を行うとともに、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等「会社法制の現代語化」にふさわしい実質的な改正を行うものとする。」

れていなかった。しかしながら、要綱試案における各界からの意見⁽⁶⁷⁾を検討して「会社法制の現代化に関する要綱（案）たたき台（4）について」を議題とした第23回会議（2004年6月2日開催）において、「二．株式会社の機関設計」の4として、中小規模の会社の計算の適正さを確保するための「会計参与（仮称）」制度（以下「会計参与制度」という。）が提案された⁽⁶⁸⁾。当会議において「会計参与制度」創設の趣旨説明の中で、会計参与は「一定の資格者が就任することを前提とし、内部的な機関として位置づけつつも、内部の他の機関からの独立性を確保」した立場であるとしている⁽⁶⁹⁾。このことから、税理士の独立性が評価されたことが、「会計参与制度」に税理士が登用された理由の一つであったと考えられる。

「会計参与制度」は、部会において第24回会議（同年6月9日開催）によって議論され、日税連は賛成の意を表明している。その後、部会の第27回会議（同年7月21日開催）、第28回会議（同年7月28日開催）、第30回会議（同年10月13日開催）、第31回会議（同年11月17日開催）を経て、第32回会議（同年12月8日開催）において決定し⁽⁷⁰⁾、法制審議会第144

(67) 日本税理士会連合会（2019、4頁）は、「直ちにこの問題について、外部から計算の適正を担保する制度としながらも、中小会社をその対象とするとの従来からの考えを変え、『小会社における計算書類の適正担保制度のスキーム』として意見を提出した。」としている。

(68) 法制審議会 会社法（現代化関係）部会第23回会議議事録。

(69) 法制審議会 会社法（現代化関係）部会第23回会議議事録。また、同じ趣旨説明の中で「古くは昭和61年の商法・有限会社改正試案の中での『会計調査人による調査』あるいは『会計専門家による指導』の提案など、主として中小規模の会社の計算の適正性の確保等の観点から、様々な提案がこれまでされてきたところ」としていることから、改正試案で提案されていた「会計調査人制度」を意識していたことが窺える。当会議には、中小企業庁から中小会計報告書や中小企業の実態についての説明、さらには「会計参与制度」について支持する、とした意見が出されている。また、当会議において、日本公認会計士協会からも会計参与について賛成との意見が出されている。（法制審議会 会社法（現代化関係）部会第23回会議議事録）

(70) 会計参与に関連する部会を整理すると次のようになる。

回	開催日 (2004年)	議題	特記
23	6月2日	会社法制の現代化に関する要綱たたき台（4）について	会計参与が要綱案に提案される、中小企業庁が会計参与に同意、日本公認会計士協会が賛成を表明
24	6月9日	株式会社及び有限会社の一体化に関する諸問題について	日税連が賛成を表明
27	7月21日	会社法制の現代化に関する要綱案（第一次案）	第2部株式会社関係、第3 機関関係、5 会計参与、として規定
28	7月28日	会社法制の現代化に関する要綱案（第二次案）について	〃
30	10月13日	会社法制の現代化に関する要綱案（第三次案）について	〃
31	11月17日	会社法制の現代化に関する要綱案（第四次案）について	〃
32	12月8日	会社法制の現代化に関する要綱案（案）の決定について	〃

回会議（2005年2月13日開催）において「会社法制現代化に関する要綱」（以下「現代化要綱」という。）として採択、法務大臣に答申された。当該現代化要綱は、「会社法案」として策定され、同年3月18日に閣議決定した後、同年3月22日に第162回通常国会（閣法81号）へ提出された。

同国会衆議院の趣旨説明に対する質疑応答の中で谷垣禎一財務大臣（当時）は、「会計参与制度」は、主として中小規模の株式会社の計算書類に適正さを担保するための制度として創設されたものであり、担い手として税理士が含まれているのは、従来から税理士が中小企業の会計業務に適切に対応してきたことによるものである、と答弁している⁽⁷¹⁾。また、同国会参議院法務委員会の質疑応答の中で、現代化要綱の責任者であった寺田逸郎法務省民事局長（当時）は、「会計参与制度」について海外にはない我が国独自の制度として今回登場した、と答弁している⁽⁷²⁾。

「会社法案」は同年6月29日参議院可決をもって成立し、翌2006年5月1日施行された。1964年に端を発した上場大企業の粉飾決算事件から、決算書の適正性は上場企業だけではなく非上場企業にも必要であるとの認識が高まり、公認会計士監査を非上場企業にも拡張するという理想的な議論から、税理士を含む独立性の高い会計専門家を会社内部の機関に設置するという現実的な議論を経て、「会計参与制度」は創設されたのである。この「会計参与制度」の創設によって、日税連と日本公認会計士協会との職域論争によって長年進まなかった中小企業の決算書の適正性を確保する制度が大きく前進することになったと考えられる⁽⁷³⁾。

第5節 「会計参与制度」における意義と役割

2005年の会社法創設によって、「会計参与制度」が設けられ、会計に関する識見を有する者として税理士も会計参与に登用された⁽⁷⁴⁾。

ここでは、「会計参与制度」の概要を整理すると共に、税理士による「会計参与制度」について考察していきたい。

(71) 「第162回国会衆議院会議録第18号」2005年4月7日、6頁『第162回衆議院会議録(官報号外)』所収。

(72) 「第162回国会参議院法務委員会会議録第20号（その1）」2005年5月19日、21頁『第162回法務委員会会議録(第3部)』所収。

(73) 神田（2020、96頁）は、「会計調査人制度は、会計参与制度として、2005年会社法で実現しています。」と説明している。

(74) 坂本（2019a）135頁を参照されたい。

1 「会計参与制度」の概要

会計参与の資格者は、会計の専門家である税理士若しくは税理士法人又は公認会計士若しくは監査法人でなければならない（会社法第 333 条第 1 項）。ただし、兼務禁止規定があり、会計参与を当該株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人から選定することはできない（同条第 3 項第 1 号）。

会計参与は、取締役と同じく株式会社の内部機関として位置付けられ、取締役と共同して、計算書類⁽⁷⁵⁾及びその附属明細書、臨時計算書類⁽⁷⁶⁾並びに連結計算書類⁽⁷⁷⁾（以下「計算書類等」という。）を作成し、会計参与報告を作成しなければならない（同法第 374 条第 1 項）。また、会計参与は、取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない（同法第 375 条）、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明をしなければならない（同法第 314 条）。

さらに会計参与は、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告、臨時計算書類及び会計参与報告を 5 年間備え置かなければならず（同法第 378 条第 1 項）、これらの書類を株主や債権者に開示する義務があり（同条第 2 項）、取締役会設置会社の会計参与は、計算書類等の承認をする取締役会に出席しなければならず、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（同法第 376 条第 1 項）。

会計参与と取締役が共同して作成する計算書類等は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従って作成される（同法第 431 条）。税理士が多く関与している中小企業の場合において、会計参与は、「中小企業会計指針」または「中小会社会計要領」に準拠して取締役と共同で作成する計算書類等を作成することになる。計算書類等は、適時に（適時性）正確な（正確性）会計帳簿から誘導的に作成される（同法第 432 条第 1 項）が、会計帳簿は共同作成する書類には含まれていない⁽⁷⁸⁾。そのため、会計参与には会計帳簿の閲覧権、謄写権、報告を求め

(75) 計算書類とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表をいう（会社法第435条第2項、会社法計算規則第59条）。

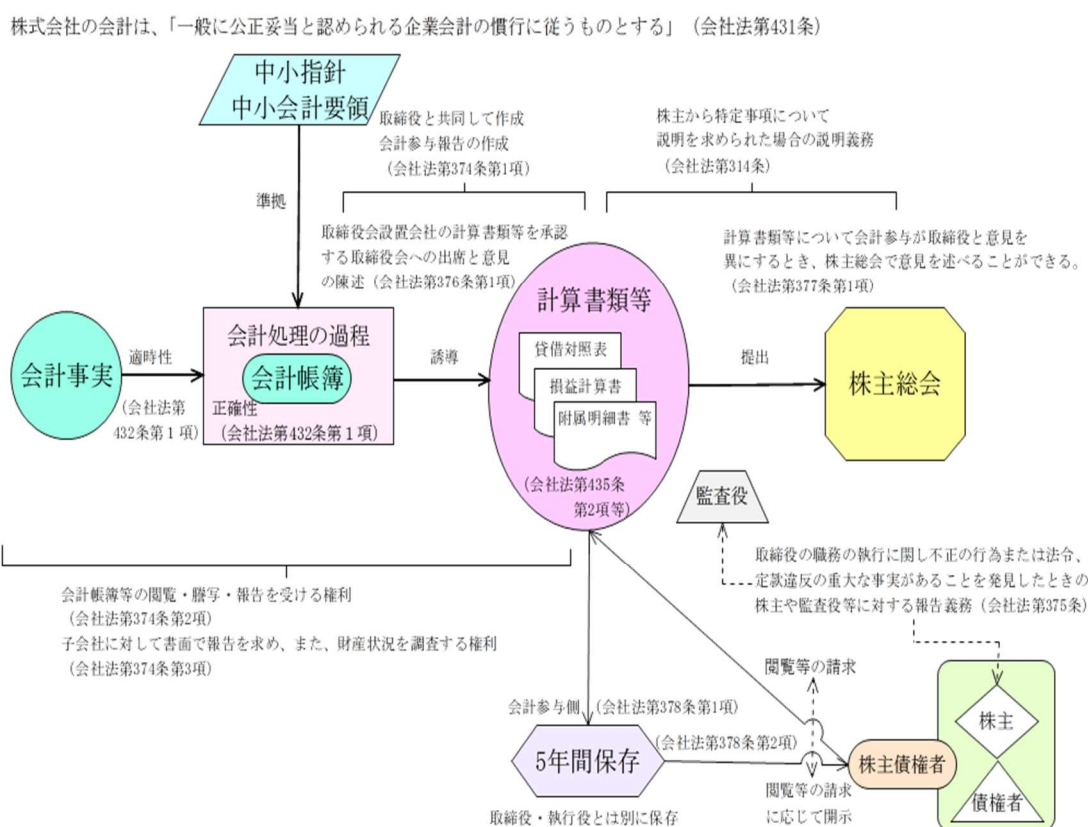
(76) 臨時計算書類とは、臨時貸借対照表、臨時損益計算書をいう（会社法第441条第1項）。

(77) 連結計算書類とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表をいう（会社法第444条第1項、会社法計算規則第61条-第69条）。

(78) 武田（2005a、7頁）は、「会計参与が共同作業する書類として、会計帳簿を含んでいない。しかし、『会計参与制度』の設置の目的である『計算書類の正確さに対する信頼』を得るためには、会計帳簿への記載関係に無関心であってはならない。そのような立法論的見地から見ると、会計参与の対象としては、単なる記録結果から誘導される計算書類の作成という面だけではなく、その前段階からの問題にも注意を払う責任が課せられていることに注意しなければならないであろう。」と指摘している。

る権利（同法第 374 条第 2 項）、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め
る権利、会計参与設置会社及びその子会社に対する業務及び財産状況調査権（同条第 3 項）を
有し、計算書類等について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与は株主総会に
て意見を述べることができる（同法第 377 条第 1 項）。上記の会計参与の職務内容について整
理すると次のようになる（図表 7-3）。

図表 7-3 会計参与の職務内容



出所：武田（2005c）10 頁、図 1 に加筆修正して筆者作成。

そして、会社に対する責任として、会計参与がその任務を怠ったことにより会社に損害を与
えた場合には、損害賠償責任を負わなければならない（同法第 423 条第 1 項）、株主代表訴訟の
対象にもなる（同法第 847 条）。この責任は過失責任であるため、会計参与に過失がなければ、
責任を負うことはない。第三者に対する責任として、会計参与がその職務について悪意または
重大な過失があったときは、その会計参与は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（同
法第 429 条第 1 項）。また、会計参与が計算書類等や会計参与報告に記載または記録すべき重
要な事項について虚偽の記載をしたときは、立証責任が転換され、会計参与が注意を怠らなか

ったことを証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（同法第 429 条第 2 項第 2 号）。さらに税理士が計算書類等を偽って作成するなどの不正行為を行い、その信用または品位を害するような行為と認められるとき（税理士法第 37 条及び同法第 46 条）は、懲戒処分の対象となり得る。

2 税理士による会計参与

(1) 保証業務であることの検討

会計参与の業務が保証業務であることについてはいくつかの検討が必要である。まず、会計参与の業務が取締役と共同して計算書類等を作成することから、独立性の要件を満たさず、保証業務にはならないのではないかという点である。この点について、アメリカで行われているコンピレーション（Compilation）が参考となる。コンピレーションでは、監査人が財務諸表の作成プロセスに関与することから、独立性の要件が満たされないため正式には無保証となるが、専門家が関与することで暗黙の保証が付与される側面も認められ、監査論の通説では保証業務の中に含まれている⁽⁷⁹⁾（本章第 3 節 1 参照）。会計参与が取締役と共同して計算書類等を作成する行為は、専門家による保証の付与という意味において会計の専門家が決算書の作成に関与するコンピレーションと同様である。

また、わが国と同様に間接金融が主流であり、健全な金融規律を誇るドイツでは、「年度決算書の作成に関する証明書（ベシヤイニグング）」（Bescheinigung）作成業務が行われている⁽⁸⁰⁾。ベシヤイニグングは、信用制度法（Kreditwesengesetz, KWG）第 18 条⁽⁸¹⁾の要請に基づいて、ドイツの税理士及び経済監査士（以下「税理士等」という。）が行う、商法上の監査義務がない中小企業を対象にした金融機関に提出する年度決算書の信用力を保証する業務である。その特徴として、ベシヤイニグングは、関与先が作成した帳簿、提供された証憑書類、各科目の残高の正規性を税理士等が評価し、金融機関に対し証明書を発行する保証業務ではあるが、決算書の作成は税理士等が行うという点にある⁽⁸²⁾。そのため、会社が作成した帳簿、提供される証憑書類を検証した上で決算書を共同で作成し、会計参与報告書を作成する「会計参与制度」と目的及び内容が酷似している。そして、ドイツの連邦金融制度監督局（Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, BAKred）に認められているベシヤイニグングは、ドイツにおいて広く普及し、金

(79) 池田（2011）44頁を参照されたい。

(80) 坂本（2019a）232-233頁を参照されたい。

(81) 第18条「信用貸しの基礎となる事実」（Kreditunterlagen）は次のとおりである。（坂本 2012、107頁）。

「金融機関は、総計75万ユーロを超える信用を供与される信用受給者について、経済的な関係の開示、特に年度決算書の提出を要求しなければならない。（以下省略-筆者）」

(82) 詳細は坂本（2012）77-110頁を参照されたい。

融機関はベシイニグングを添付しない決算書に対して懐疑的な判断をするとさえ言われている⁽⁸³⁾。

つぎに、株式会社の顧問税理士が当該株式会社の会計参与に就任した場合、税理士法第1条で定める税理士の独立性と会計参与が求められる独立性に問題が生じるのではないかという点である。会社法創設当時、法務省大臣官房参事官であった相澤は、「税務に関する顧問契約は、通常、委任契約であり、その契約により会計参与の独立性が害されるわけではないので、当該株式会社の顧問税理士は、別途会社法333条3項の欠格事由に該当しない限り、顧問税理士のままで会計参与となることができる。」⁽⁸⁴⁾としている。税理士は、税理士法において厳格な独立性を堅持すべき多くの義務規定があり、特に精神的独立性を重視して業務を遂行している（本章第2節参照）。会計参与は、兼務禁止規定や厳格な職務内容が規定されており（本章本節4参照）、形式的には内部機関であるものの、実質的（精神的）には当該株式会社から独立した第三者である。精神的な独立性を堅持しなければならないという意味で税理士と会計参与は共通の基盤に立ち、税理士業務も会計参与業務も精神的な独立性を堅持することによってはじめて成立する業務である⁽⁸⁵⁾と考えられる。業務の健全な執行は、精神的独立性を堅持していることを示しているため、株式会社の顧問税理士が当該株式会社の会計参与に就任した場合、税理士法第1条で定める税理士の独立性と会計参与が求められる独立性に問題は生じないと考える。

そして、意思決定者である金融機関が、会計参与を設置している会社に対して、融資の際の約定金利を下げるなどの金融商品をすでに提供している⁽⁸⁶⁾。このことは、意思決定者である金融機関が、会計参与の就任によって計算書類の信用力が高まることを認識している証でもある。

以上の検討から、税理士による会計参与の業務は保証業務であり、金融機関などの意思決定

(83) Henselmann (2018) 13頁を参照されたい。

(84) 相澤 (2005) 134頁。会社法第333条（会計参与の資格等）第3項は次のとおりである。

「次に掲げる者は、会計参与となることができない。

- 一 株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人
- 二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 三 税理士法（括弧内省略-筆者）第43条（業務停止-筆者加筆）の規定により同法第2条第2項（税理士の会計業務-筆者加筆）に規定する税理士業務を行うことができない者。」

(85) 坂本 (2011) 496頁を参照されたい。

(86) https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/accounts/. 日本税理士会連合会。

2020年6月1日最終アクセス。全国信用保証連合会をはじめ、全国で40の金融機関が会計参与を設置した会社に対し保証料や貸付金利を下げるといった金融商品を提供している、とされている（2011年8月18日現在）。

者のために、計算書類の信用力を向上させる独立した職業専門家の業務である（本章第3節1参照）と筆者は考える。

(2) 「会計参与制度」の意義と役割

「会計参与制度」の創設は、税理士にとって会計に係る専門家として法制上その位置を得たという大きな制度的意義をもつものであり、次の3つの面から、制度的基盤に影響を与えている⁽⁸⁷⁾。

- ・「会計に係る専門職業士としての位置付け」が明確に規定されることで、会計業務が税理士にとって本来の業務であるという制度的基盤が整備されたこと－会計業務の本来業務性
- ・「計算の拠り所としての中小会社会計基準」の確立ということ、すなわち中小会社会計基準は、税理士が会計参与として中小会社に関与する際の会計行為の拠り所として制度的に確立されたこと－中小会社会計基準の制度基盤の確立
- ・「帳簿に係る記帳要件の法制化」により、会計業務としての記帳要件が商法の規定として明らかな地位を獲得しえたこと－会計の基本的・原初的課題の明確化

武田は、上記のとおり「会計参与の制度化に伴う会計インフラストラクチャーの整備」⁽⁸⁸⁾がなされたとして、図表7-4を示している。

このように「会計参与制度」は、税理士が税務の専門家としてのみならず、会計の専門家として、社会、特に中小企業に対して貢献すべき制度として創設されたと考えられる。このように「会計参与制度」は、税理士業界の業容の拡大となる制度であり、日税連は「会計参与の行動指針」、「会計参与制度の手引き」、「会計参与の権限とQ&A」などを公表し、制度の普及及び定着を図るための活動を行っている。しかしながら、実際に会計参与に就任している税理士等の資格者は、税理士約1,600人、税理士法人約2,000法人、公認会計士約350人、監査法人約200法人となっている⁽⁸⁹⁾。株式会社数が約260万社であること（序章第1節1参照）を考えると、就任している会計参与の数が圧倒的に少ないことがわかる。また、中小企業経営者に対するアンケートにおいても既に導入あるいは今後導入する予定と回答している経営者は僅か全体の5.5%であり、導入を考えていないまたは「会計参与制度」自体を知らないが全体の過半数である52.3%を占めている⁽⁹⁰⁾。

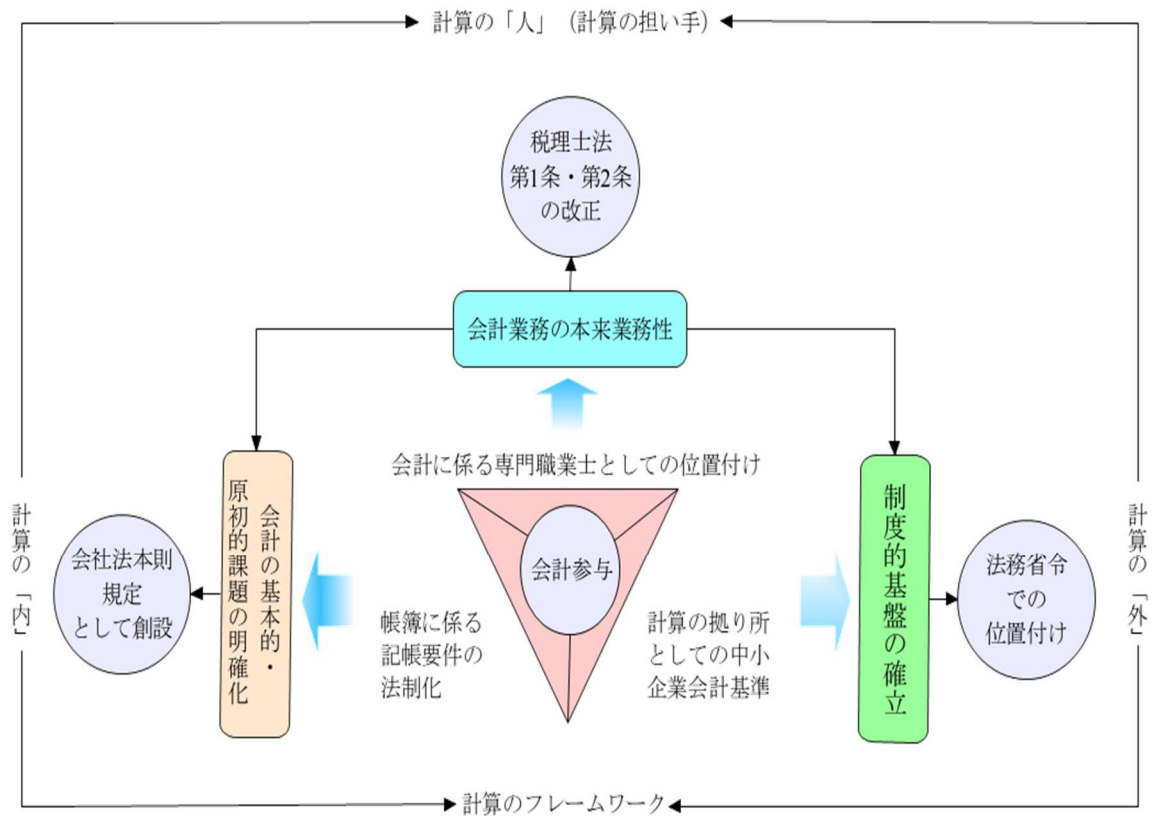
(87) 武田（2005b）5-6頁を参照されたい。

(88) 武田（2005b）5頁。

(89) 「第6回中小企業の会計に関する研究会」の資料4（2010年6月30日時点）を参照した。

(90) 三菱総合研究所『「中小企業の会計についての実態調査」に関する報告』（2007年3月）を参照した。

図表 7-4 会計参与の制度化に伴う会計インフラストラクチャーの整備



出所：武田（2005d）5 頁、図 1 に一部加筆修正して筆者作成。

1974 年の商法改正時において上場企業の粉飾事件を契機として中小企業の決算書の信用力が議論されてから約半世紀が経過した。税理士は、中小企業の決算書の信用力を高めるため、「会計参与制度」の必要性を認識し、かつ、普及させる義務があるのではないだろうか。

第 6 節 おわりに

税理士による保証業務は、税理士法第 33 条の 2 に規定する書面添付を始めとして、「地方自治法による外部監査人」、「会社法による現物出資等における財産の価額の証明等に関する業務」、「会社法上の会計参与」、「政治資金規正法による登録政治資金監査人」、「社会福祉法人に対する『財務会計に関する事務処理体制の支援業務実施報告書』（別添 2）の作成」がある。これらはいずれも税理士が税理士法第 1 条に規定する「独立性」を堅持する会計の専門家であることから登用されていると考えられる。本章では、税理士による保証業務の内容を明確にする

ため、税理士の独立性、保証業務の要件及び税理士が保証業務として行う「会計参与制度」創設までの経緯を整理すると共に、当該制度の役割について考察を行った。

「会計参与制度」の萌芽は、大企業の商法監査を義務付けた 1974 年の商法等の改正に確認できる。当該改正は、1964 年に摘発された上場企業の粉飾事件を端緒として上場企業の監査強化を目的としたものであるが、同時に非公開会社にも商法監査を義務付けるべしとした議論がなされる契機にもなった。その後、公開会社は公認会計士監査、非公開会社には会計調査人による調査を行うとした会社区分法が提案されるが、日税連と日本公認会計士協会の職域問題となり、会計調査人制度は創設されることはなかった。そして、わが国における国際会計基準の導入によって、中小企業の会計に関する議論が再びなされ、中小企業の決算書の信用力を担保するため会計の専門家を取締役と同じく内部機関として設置するという、海外には存在しないわが国独自の制度である「会計参与制度」が 2005 年に創設されたのである。

「会計参与制度」は、粉飾などによって、意思決定者が不測の損害を生じたことを契機として、主として中小企業の決算書の信用力を確保し、意思決定者が適正な判断を行うために創設された独立した会計の専門家である税理士の業務である。したがって、「会計参与制度」は、「税理士による保証業務である」と筆者は考える。

しかしながら、税理士が会計参与に就任している割合は、「会計参与制度」創設時における期待を大きく下回っているのが現状である。税理士は、中小企業の決算書の信用力を高めるため、「会計参与制度」の必要性を認識し、かつ、普及させる義務がある。

結 章 本研究のまとめと課題・展望

第 1 節 本研究のまとめ

本研究では、わが国の中小企業における独特な会計制度について、同制度の変遷を踏まえた上で、ドイツにおける「正規の簿記の諸原則（GoB）」の概念及びドイツの税理士が行うベシヤイニグング作成業務等を参考にしながら、その特徴と課題を解明した。

第 1 章では、江戸時代の末期から明治維新にかけて本格的に導入された複式簿記の普及が個人事業者を含む中小企業においては第二次世界大戦終結時まで進まず、その要因が「記数法」の違いや「帳合」の存在であったことを明らかにした。その後、中小企業に対する簿記を普及させるため「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」がそれぞれ公表されている。しかし、当該両「簿記要領」は中小企業の会計規範として定着することなく、2002 年の「中小企業の会計に関する研究会」が発足されるまで、中小企業会計規範に関する議論は再開されていなかったことを指摘した。さらに同研究会において、わが国の会計規範は、企業の実態にかかわらず唯一無二であるとした意見が多数を占めていた事実を明らかにした。そして、上記意見に影響を受け公表された「中小企業会計指針」（2005 年公表）と、中小企業の属性を重視した「中小企業会計要領」（2010 年公表）との比較検討をした結果、わが国の中小企業には、会計帳簿の重要性を掲げ中小企業に過重な負担を課さない「中小企業会計要領」を原則として普及させるべきであるとの提言を行った。

第 2 章では、1949 年に公表された「企業会計原則」の中で一般原則の第 2 原則に導入されたわが国独自の用語である「正規の簿記の原則」の概念には、多くの解釈があり統一されていないことを明らかにした。その上で、有力説であるドイツ商法第 38 条第 1 項の「正規の簿記の諸原則（GoB）」の概念について、先行研究を参考に解明を試みた。その結果、ドイツの GoB 概念は、「狭義の簿記（日常の簿記を含む）」を含む「広義の簿記（年度決算書・財産目録）」を前提とする「形式的な GoB」及び「実質的な GoB」から構成されることを明らかにした。さらに、上記ドイツの GoB 概念と同じく不確定法概念に基づけば、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」概念は、誘導法等を要件とする正確な会計帳簿及び財務諸表の作成に関する会計行為の形式的枠組みを定めた原則であることを指摘した。また、税法の「正規の簿記の原則」は、1950 年創設の青色申告制度に規定された「正規の簿記の原則」の経緯から、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」から導入されたことを明らかにした。その上で、解明したドイツの GoB 概念と同じく不確定法概念に基づけば、税法の「正規の簿記の原則」の概念は、法制化されたものを含む、正確な会計帳簿及び貸借対照表、損益計算書の作成に関する記録と形式を定めた原則であることを指摘した。そして、税法の「正規の簿記の原則」は、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と同じく形式的原則のみによって構成されるが、「企業会計原則」と税法が「正規

の簿記の原則」を導入したそれぞれの目的（場の条件）によって「正規の簿記の原則」の概念は異なるものであるとの結論を導き出すに至った。

第3章では、確定決算主義の起源は、わが国で初めて法人課税が所得税法に創設された1899年であることを明らかにすると共に、当時における確定決算主義の概念が「広義」の概念であることを筆者が初めて指摘した。また、従来からある確定決算主義への批判については、目的の違う企業会計と税務会計を分離・独立させるべきであるとする「目的異質論」と、節税動機が企業会計に持ち込まれる結果、企業会計の目的が阻害されるとした「逆基準性論」に整理した。その上で当該批判論に対抗する先行研究を参考にしてそれぞれ考察を行った。その結果、取引の経済的実質を観察する思考は、企業会計と税務はむしろ同質であり、公平な利益を算出する役割を担う財務諸表の利害調整機能と企業間課税の公平性・安定性を図る目的を有した確定決算主義とは密接に関連しているため、いずれの批判も妥当ではないとの結論を導き出した。さらに、法人税法等はその改正等によって都度改訂される会計基準に対応しており、企業会計と税務会計の親和性は保たれていることを明らかにした。そして、確定決算主義は、1899年から現在まで120年以上続いている歴史を有する制度として、税務行政のみならず、企業を含む社会全体に対して重要な役割を担っていることを指摘した。

第4章では、税理士法第1条(税理士の使命)に規定されている税理士の「独立性」の概念について検討した。税理士における「独立性」は、「外観的独立性(形式的独立性)」よりも「精神的独立性(実質的独立性)」がより重要視されることを明らかにした。そして、ドイツ及びアメリカの税務業務における「独立性」の検討を行った上で、わが国における税理士の「独立性」は、ドイツの制度を参考にして社会に対する啓蒙活動をすべきであるとの提言を行った。

第5章では、わが国独自の制度である「書面添付制度」について、国税庁からの「税理士は税務書類の監査証明業務が出来る」とする1955年試案に対する大蔵省側からの見解がその原型であることを発見した。また、「書面添付制度」が情報利用者である課税庁に対して信用力があることを「書面添付制度」の実績データによって証明することができた。さらに保証業務は、「財務書類の監査証明」業務だけを示すものだけでなく、広い範囲を対象とした利用者が要求する保証の内容によって、当該保証の水準が異なる業務であることを指摘した。そして、「書面添付制度」について「一種の証明行為、監査と同類の性格」とする先行研究の見解を参考にした上で、「書面添付制度」は税理士による「税務に関する保証業務」であることを明らかにした。

第6章では、わが国における中小企業金融の阻害要因となっている決算書の「情報の非対称性」そのものを解消・縮減すべきであることを指摘した。この点について、中小企業金融の制度として参考となるドイツの税理士が行う「年度決算書の作成に関する証明書(ベシヤイニグング)」作成業務を検討した。その結果、ベシヤイニグングは、決算書の作成者である税理士が同時に証明書を発行する業務として、ドイツの中小企業金融という「場の条件」に適合した場

合のみ成立する制度であることを明らかにした。このことは「決算書の信用力」の程度は、画一的なものではなく、さまざまな保証の程度があるということを示している。したがって、わが国の中小企業における「決算書の信用力」は、「書面添付制度」を活用することによって、間接的にはあるが確保できることを明らかにした。さらに、筆者は現状における同制度の普及割合が低いことを問題視し、ベシャイニグングがあるドイツにおいてもわが国の書面添付制度に対して高い評価がなされていることを論述した。そして、「書面添付制度」は、税理士の独立性と税務申告の信用力を包括して法制化された「わが国固有の誇るべき制度」であり、社会に普及・定着させるべきであることを提言した。

第7章では、「会計参与制度」の萌芽は、1964年の上場企業における粉飾事件が契機となって大企業の商法監査が法制化された1974年の商法等改正時において確認できることを明らかにした。さらに2005年に創設された「会計参与制度」は、中小企業の決算書の信用力を担保するために会計の専門家を会社内部機関として設置するという、海外には存在しないわが国独自の制度であると共に、会計の専門家である税理士による保証業務であることを明らかにした。そして、税理士は、中小企業の決算書の信用力を確保するため「会計参与制度」を普及させるべきであることを強調した。

本研究をまとめると、わが国の中小企業における会計制度は、近代会計制度が始まった明治時代から現代までの変遷と発展を経て、わが国独自の誇るべき会計制度になったことを明らかにすることができた。すなわち、わが国の中小企業会計制度を支える「正規の簿記の原則」、「中小企業会計要領」、「書面添付制度」、「会計参与制度」は、いずれも海外には存在しないわが国が独自に導入した画期的な用語・規範・制度だということを力説した。

したがって、これらの目的を理解し、企業経営者及び税理士は積極的に活用すべきである。その一方で、中小企業の属性により「正確な会計帳簿の作成」から「決算書の作成及び開示」までの過程において、企業経営者や経理担当者だけでは制度の適正な運用は困難である。そのため、わが国の中小企業における会計制度には、巡回監査及び経理指導等を通じて、職業専門家である税理士と、企業経営者や経理担当者との連携が不可欠であることを筆者は強調したい。

第2節 課題と展望

本研究は、わが国の中小企業における会計制度について、会計学・簿記学、商法・会社法、租税法の各視点から考察を試みた学際的な研究である。

本研究では、内部統制の構築と公認会計士監査制度によって決算書の信用力が担保される大企業の会計制度とは異なり、会計制度の入口である正確な会計帳簿の作成から会計制度の出口である決算書の作成及び開示まで適正な運用が行われているかを一連の流れで管理することが中小企業の会計制度にとって重要である、との結論を導き出している。しかしながらDX時

代に突入し、AIの活用などによって会計処理の方法が大きく変化している今日、中小企業においてもそれは例外ではなく、AIの活用によって会計伝票も自動作成されるようになりつつある。この一連の流れは、起票や記帳といった行為に人が介在しないため、人の会計帳簿に対する意識が低くなる可能性が高い。また、電子帳簿保存法の2021年改正において、会計帳簿の削除、訂正履歴が残らない電子帳簿が認められ、正しく記録するという会計帳簿の本質が問われる状況となった。そのため、「正規の簿記の原則」の重要性、つまり会計帳簿の重要性を再認識する必要がある。具体的には「正規の簿記の原則」の形式的な原則を構成する会計帳簿作成の適時性と正確性について、会社法には規定され、税法には規定がない点について、見直しを図るべきであることを提言したい。また、確定決算主義については、日本公認会計士協会をはじめとして、廃止を求める意見があることは事実である。この点については、税務会計と企業会計の「乖離した時代」から「親和性が保たれている時代」に変わっていることの認識が必要であることを指摘すると共に、「乖離した時代」の象徴であった引当金の扱いについて、税法の見直しが必要であると筆者は考える。そして現在は、コロナ禍の影響により中小企業の経営は大変厳しい状況にある現状を踏まえると、資金繰りの面において地域金融機関の中小企業に対する支援は欠かせない。そのため、「書面添付制度」、「会計参与制度」を積極的に活用し、決算書の信用力を確保するべきである。しかし、「書面添付制度」が税理士による「税務に関する保証業務」であるという認識が未だに醸成されていない現実がある。したがって、税理士法を見直し、「税務に関する保証業務」の用語を規定すべきであると筆者は考える。

本研究でも明らかになったとおり、わが国の中小企業における会計制度についての研究は寡少なのが現状である。本研究が一石を投じ、今後、多くの研究がなされることを期待したい。

参考文献・資料

<和文献・資料>

相澤哲（2005）

相澤哲編著『一問1答 新・会社法』、商事法務。

青木武（2004）

「リレーションシップバンキング再考ー米国の中小企業向け貸付テクノロジーー」『信金中金月報』、信金中央金庫、第3巻、第13号。

明里長太郎（1989）

井上一郎編「法人税の申告納税制度について 改正税制のすべて昭和20年Ⅱ」、『税務大学校論叢』、税務大学校、第19号。

新井益太郎（1952）

「改正税法批判ー確定決算基準の検討ー」『産業経理』、産業経理協会、第25巻、第7号。

飯塚毅（1978）

「職業会計人の独立性再論」『TKC』、TKC全国会、第61号。

飯塚毅（1983）

『正規の簿記の諸原則』、森山書店。

飯塚毅（1985）

『逆運に遡る』、TKC出版。

飯塚毅（1991）

『ドイツ税理士法解説ー全訳ー』、第一法規。

飯塚毅（1993）

「会計人の独立性とは何か（二）」『TKC』、TKC全国会、第241号。

飯塚毅（1994）

「租税正義」『TKC』、TKC全国会、第259号。

飯塚真玄（2020）

河崎照之編「かくして『中小会計要領』は誕生したー日本商工会議所の決断により、確定決算主義は堅持されたー」『会計研究の挑戦ー理論と制度における『知』の融合ー』、中央経済社。

飯野利夫（1954）

「正規の簿記の原則とは何か」『産業経理』、産業経理協会、第14巻、第9号。

池田敬八（1921）

『得能良介君傳』、印刷局。

池田公司（2011）

「IFRS 公正価値測定と監査人の判断形成」『會計』、森山書店、第180巻、第5号。

池本征男（1998）

「申告納税制度の理念とその仕組み」『税務大学校論叢』、税務大学校、第32号。

石野清（2005）

故飯塚毅先生追悼集編纂委員会「税理士法第一条に『独立性』が入れられた経緯」『自利トハ自他ヲイウ 飯塚毅先生追悼集』、TKC全国会。

磯部喜久男（1998）

- 「創設所得税法概説-明治 20 年の所得税法誕生物語-」『税務大学論叢』、税務大学校、第 30 号。
- 市丸吉左エ門 (1952)
「価格変動準備金に関する調整意見について」『産業経理』、第 12 卷、第 8 号。
- 伊藤邦雄 (2021)
『新・現代会計入門 第 4 版』、日本経済新聞出版社。
- 伊藤義一 (2014)
『税法の読み方 判例の見方 改訂第三版』、TKC 出版。
- 伊藤義一 (2018)
「飯塚毅博士の思想と税制改正等に関する政治活動」『飯塚毅博士生誕百年記念一論文集一』、TKC 出版。
- 井上達雄 (1961)
『企業会計原則の解明』、酒井書店。
- 井上達雄 (1991)
『新財務諸表論 最新版』、中央経済社。
- 井上久彌 (1993)
「確定決算主義見直し論の吟味」『企業会計』、中央経済社、第 45 卷、第 8 号。
- 伊豫田敏雄 (1965)
『改正税法のすべて』、大蔵財務協会。
- 岩田巖 (1955)
『会計原則と監査基準』、中央経済社。
- 遠藤俊英 (2020)
「地域金融機関と外部専門家への期待」『TKC』、TKC 全国会、第 564 号。
- 植杉威一郎 (2018)
「日本経済の生産性向上につながる無担保・無個人保証融資の拡大」『TKC』、TKC 全国会、第 547 号。
- 上田貞次郎 (1917)
「会社の課税に關し疑問となりたる二つの點 (固定資本の減價償却金及び株式の額面以上發行に依る積立金の課税)」『會計』、森山書店、第 1 卷、第 2 号。
- 上野道輔 (1949a)
「企業會計制度對策調査會試案-『企業會計原則・財務諸表準則』の發表に際して-」『産業経理』、産業経理協会、第 9 卷、第 8 号。
- 上野道輔 (1949b)
「我国經濟再建における會計学の意義」『會計』、森山書店、第 56 卷、第 1 号。
- 植松守雄 (1977)
大蔵省財政史室編「第 8 卷税務行政」『昭和財政史 終戦から講和まで』、東洋経済新報社。
- 内田常雄 (1949)
「企業會計に關する『安本準則』公表の意義」『産業経理』、産業経理協会、第 9 卷、第 8 号。
- 浦野晴夫 (1994)
『確定決算基準會計一日・米・独の確定決算基準主義と国際會計基準の新たな視点一』、税務経理協会。
- 海老原濟・梅浦精一訳 (1873)
『銀行簿記精法』、大蔵省。
- 江頭憲治郎 (2015)

- 『株式会社法 第6版』、有斐閣。
- 大蔵省（1949）
「青色申告の前提となる資料について」『戦後財政史資料 谷川文書 租税（昭和24年税制・税務行政関係）第5号』、国立公文書館所蔵。
- 大蔵省企業会計審議会（1966）
「税法と企業会計との調整に関する意見書について」『産業経理』、産業経理協会、第26巻、第11号。
- 大蔵省企業会計審議会特別部会（1966）
「税法と企業会計との調整に関する意見書」『産業経理』、産業経理協会、第26巻、第11号。
- 大蔵省主税局（1989）
井上一郎編「申告納税制度解説 改正税制のすべて昭和20年Ⅱ」『税務大学論叢』、第19号。
- 太田哲三（1968）
『近代会計側面誌－会計学の60年－』、中央経済社。
- 大竹秀男・牧英正編（1975）
『日本法制史』、青林書院。
- 大島隆夫（1997）
「申告納税制度50年の考証」『税研』、日本税務研究センター、第13巻、第76号。
- 大沼宏・鈴木健嗣・山下裕企（2009）
「会計利益と課税所得の情報内容の変化」『管理会計学』、日本管理会計学会、第18巻、第1号。
- 大村巍（1977）
「会計思考の発展と所得計算論争」『税務大学論叢』、税務大学校、第11号。
- 岡田依里（1994）
「確定決算基準離脱に関する一考察」『税務通信』、税務経理協会、第49巻、第7号。
- 岡部利良（1952）
「企業会計原則の立場と商法の立場」『産業経理』、産業経理協会、第12巻、第1号。
- 小川英司（2003）
武田隆二編「推薦の言葉」『中小会社の会計』、中央経済社
- 小川晃司・小森清久（2019）
「税理士法第1条における『独立性』の概念」『経営情報科学』、愛知工業大学経営情報科学学会、第13巻、第6号。
- 小川晃司（2020）
「書面添付制度の歴史的経緯とその役割-税理士による税務に関する保証業務-」『中小企業会計研究』、中小企業会計学会、第6号。
- 小川晃司・小森清久（2020）
「確定決算主義の本質とその重要性」『経営情報科学』、愛知工業大学経営情報科学学会、第14巻、第2号。
- 小川晃司（2021）
「わが国の中小企業金融における課題と展望-書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保-」『中小企業会計研究』、中小企業会計学会、第7号。

- 小倉榮一郎・小島男佐夫編・黒澤清総編集（1979）
「わが国固有の簿記会計法」『体系近代会計学VI 会計史および会計学史』、中央経済社。
- 小野塚久枝（1996）
「我が国における近代税制と社会・文化―帝国時代：明治維新时期～近代中期―」『信州短大紀要』、信州短期大学、第8巻、第1・2号。
- 會計余録（1949）
「税務行政運営審議会」『會計』、森山書店、第56巻、第7号。
- 會計余録（1950）
「青色申告制と中小企業簿記運動の展開」『會計』、森山書店、第57巻、第2号。
- 片木晴彦（2004）
「会社法改革の深層 改革の背景」『企業会計』、中央経済社、第56巻、第1号。
- 片野一郎（1974）
「日本財務諸表制度の展開-明治初年より第2次世界大戦前にいたる路標-」『會計』、森山書店、第105号、第3巻。
- 加藤恵一郎（2018）
「税理士法第33条の2による書面添付推進運動:その歴史的経緯と将来への期待」『飯塚毅博士生誕百年記念-論文集-』、TKC出版。
- 加藤斌訳（1873）
『商家必用』、新民法蔵版。
- 加藤恒二（2003）
「青色申告制度の課題―所得税を中心に―」『税務大学論叢』、税務大学校、第41号。
- 加藤睦夫・宇田川璋仁・石弘光（1977）
大蔵省財政史室編「第7巻租税(1)」『昭和財政史 終戦から講和まで』、東洋経済新報社。
- 金子宏（2019）
『租税法 第23版』、弘文堂。
- 河崎照行（2016a）
「最新・中小企業会計論(23)計算書類の信頼性保証」『TKC』、TKC全国会、第516号。
- 河崎照行（2016b）
『最新 中小企業会計論』、中央経済社。
- 河崎照行（2018）
「会計が分かればビジネスが見える」『TKC』、TKC全国会、第541号。
- 河野正男（1986）
「商工省臨時産業合理局財務管理委員会『財務諸表準則』について(1)」『横浜経営研究』、横浜経営学会、第6巻、第4号。
- 川股修治（2013）
「税理士制度と納税環境整備(3) 税理士法33条の2の機能」『北大法学論集』、北海道大学大学院法学研究科、第63巻、第6号。
- 神田秀樹（2020）
「会計・開示の論点整理」『企業会計』、中央経済社、第72巻、第3号。
- 企業会計審議会（2004）
『財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書』、企業会計審議会。
- 岸田雅雄（1985）

- 「企業会計における税法の機能的考察 -1-」『神戸法学雑誌』、神戸法学会、第 35 卷、第 1 号。
- 北川伸介 (2003)
武田隆二編「中小企業の会計を巡る現状」『中小会社の会計』、中央経済社。
- 北沢正啓 (1999)
「会社法根本改正の計画とその一部実現」『北沢正啓先生古希祝賀論文集 日本会社立法の歴史的展開』、商事法務研究会。
- 北野弘久 (1994)
『現代企業税法論』、岩波書店。
- 黒澤清 (1938)
「製造原価計算準則解説」『會計』、森山書店、第 43 卷、第 4 号。
- 黒澤清 (1949)
「企業會計原則の意味するもの」『産業経理』、産業経理協会、第 9 卷、第 8 号。
- 黒澤清 (1951a)
「商法と企業会計原則との調整に関する意見書について」『産業経理』、産業経理協会、第 11 卷、第 10 号。
- 黒澤清 (1951b)
「序」『會計』、森山書店、第 60 卷、第 7 号。
- 黒澤清 (1952)
「會計原則と税法との調整に関する基本的見解」『産業経理』、産業経理協会、第 12 卷、第 7 号。
- 黒澤清 (1969)
「『企業会計原則修正案』の批判」『産業経理』、産業経理協会、第 29 卷、第 10 号。
- 黒澤清 (1970)
「正規の簿記の諸原則」『税経セミナー』、税務経理協会、第 15 卷、第 1 号。
- 黒澤清 (1973)
「日本の会計回顧録<4>日本会計学のあゆみ-その 4-」『企業会計』、中央経済社、第 25 卷、第 5 号。
- 黒澤清 (1974)
「わが国制度会計 100 年のあゆみ」『會計』、森山書店、第 105 卷、第 3 号。
- 黒澤清 (1976)
「日本の会計回顧録<15>日本会計学のあゆみ-その 18-」『企業会計』、中央経済社、第 28 卷、第 1 号。
- 黒澤清 (1978)
「企業会計制度の基盤 - わが国会計法制の 30 年 -」『企業会計』、中央経済社、第 30 卷、第 12 号。
- 黒澤清 (1979a)
「史料：日本の会計制度<1>」『企業会計』、中央経済社、第 31 卷、第 1 号。
- 黒澤清 (1979b)
「史料：日本の会計制度<2>」『企業会計』、中央経済社、第 31 卷、第 2 号。

黒澤清 (1979c)

「史料：日本の会計制度<3>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第3号。

黒澤清 (1979d)

「史料：日本の会計制度<4>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第4号。

黒澤清 (1979e)

「史料：日本の会計制度<5>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第5号。

黒澤清 (1979f)

「史料：日本の会計制度<6>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第6号。

黒澤清 (1979g)

「史料：日本の会計制度<7>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第7号。

黒澤清 (1979h)

「史料：日本の会計制度<8>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第8号。

黒澤清 (1979h)

「史料：日本の会計制度<9>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第9号。

黒澤清 (1979j)

「史料：日本の会計制度<10>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第10号。

黒澤清 (1979k)

「史料：日本の会計制度<11>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第11号。

黒澤清 (1979l)

「史料：日本の会計制度<12>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第12号。

黒澤清 (1979m)

「編集後記」『会計』、森山書店、第116巻、第1号。

黒澤清 (1980a)

「史料：日本の会計制度<13>」『企業会計』、中央経済社、第32巻、第1号。

黒澤清 (1980b)

「史料：日本の会計制度<14>」『企業会計』、中央経済社、第32巻、第2号。

黒澤清 (1980c)

「史料：日本の会計制度<15>」『企業会計』、中央経済社、第32巻、第3号。

黒澤清 (1980d)

「史料：日本の会計制度<16>」『企業会計』、中央経済社、第32巻、第4号。

久保田秀樹 (2010)

「ドイツにおける会計規則現代化と課税所得計算」『甲南経営研究』、甲南大学経営学会、第51巻、第1号。

経営者保証に関するガイドライン研究会 (2013)

「経営者保証に関するガイドライン」、経営者保証に関するガイドライン研究会。

経営者保証に関するガイドライン研究会 (2019)

「経営者保証に関するガイドライン」、経営者保証に関するガイドライン研究会。

経営者保証に関するガイドライン研究会 (2019)

『「経営者保証に関するガイドライン」Q&A』、経営者保証に関するガイドライン研究会。

経済安定本部 (1949)

- 「企業會計制度對策調査會中間報告」『産業經理』、産業經理協會、第9卷、第7号。
經濟安定本部企業會計制度對策調査會(1949)
- 「企業會計原則」『會計』、森山書店、第56卷、第10号。
經濟安定本部企業會計基準審議會(1951)
- 「商法と企業會計原則との調整に関する意見書」『會計』、森山書店、第60卷、第7号。
經濟安定本部企業會計基準審議會(1952)
- 「税法と企業會計原則との調整に関する意見書」『會計』、森山書店、第62卷、第1号。
經濟安定本部・企業會計基準審議會(1953)
- 太田哲三監修「中小企業簿記要領」『携帯用會計六法1953』、中央經濟社。
公認會計士・監査審査會(2018)
- 『平成30年版モニタリングレポート』、公認會計士・監査審査會。
国税庁(1947)
- 『国税庁第73回統計年報書 昭和22年度』、国税庁。
国税庁(1948)
- 『国税庁第74回統計年報書 昭和23年度』、国税庁。
国税庁(1949)
- 『国税庁第75回統計年報書 昭和24年度』、国税庁。
国税庁訳(1950)
- 『シャープ使節團第二次日本税制報告書』、国税庁。
国税庁(1975)
- 『昭和50年 改正税法のすべて』、国税庁。
国税庁(2018)
- 『「収益認識基準に関する會計基準」への対応について-法人税関係-』、国税庁。
国税庁長官官房企画課(2020)
- 『平成30年度分 会社標本調査-調査結果報告-』、国税庁。
国税庁長官官房企画課(2021)
- 『令和元年度分 会社標本調査-調査結果報告-』、国税庁。
国税庁税務大学校税務情報センター租税資料室編(2013)
- 『租税資料叢書第6巻 營業税関係資料集~国税營業税を中心に~』、国税庁税務大学校租税資料室。
- 小島男佐夫編・黒澤清総編集(1979)
- 『体系近代會計学VI 會計史および會計学史』、中央經濟社。
小森清久(2019)
- 『コーポレート・ガバナンスと監査』、千倉書房。
三枝一雄(2009)
- 「昭和49年商法改正と法制審議會商法部会-監査制度改正の基本的方向の決定まで-」『法律論叢』、明治大学法律研究所、第82卷、第1号。
齋藤孝一(2013)
- 『會計参与制度の法的検討』、中央經濟社。
斎藤英郎(1966)

- 「確定決算原則への反省」『産業経理』、産業経理協会、第 26 卷、第 4 号。
財務省 (2015)
『平成 26 事務年度 国税庁実績評価書』、財務省。
財務省 (2019)
『平成 30 事務年度 国税庁実績評価書』、財務省。
酒巻俊雄 (1985)
『大小会社の区分立法』、学陽書房。
坂本孝司 (2011)
『会計制度の解明-ドイツとの比較による日本のグランドデザイン-』、中央経済社。
坂本孝司 (2012)
『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』、中央経済社。
坂本孝司・伊藤邦雄責任編集 (2013)
「実務的視点から見た IFRS と確定決算主義」『企業会計制度の再構築-別冊企業会計-』、中央経済社。
坂本孝司 (2016)
『ドイツ税理士による決算書の作成証明業務 (第 2 版)』、TKC 出版。
坂本孝司 (2018)
「飯塚博士の『正規の僕の諸原則』論-その歴史的な位置づけと現代への提言-」『飯塚毅博士生誕百年記念-論文集-』、TKC 出版。
坂本孝司 (2019a)
『税理士の未来-新たなプロフェッショナルの条件-』、中央経済社。
坂本孝司 (2019b)
「飯塚毅博士の『正規の簿記の諸原則』論」『TKC』、TKC 全国会、特別号。
坂本孝司 (2020)
「今こそ、能動的な中小企業支援を」『TKC』、第 572 号。
坂本雅士 (2009)
「会計基準の国際統合化と確定決算主義」『租税研究』、日本租税研究学会、第 718 号。
阪本安一 (1952)
「損益計算目的への調整」『産業経理』、産業経理協会、第 12 卷、第 1 号。
佐藤孝一 (1950)
「正規の簿記の原則」『会計検査と監査』、全国会計職員協会、第 1 卷、第 9 号。
佐藤七郎 (1952)
「合併差益の課税について」『産業経理』、産業経理協会、第 12 卷、第 8 号。
佐野鑛治 (2005)
故飯塚毅先生追悼集編纂委員会「回想 税理士法第一条改正」『自利トハ自他ヲイウ 飯塚毅先生追悼集』、TKC 全国会。
塩崎潤 (1967)
「税法と企業会計との調整に関する意見書」を税務の側から眺めて」『会計』、森山書店、第 91 卷、第 1 号。
品川芳宣 (2012)

- 河崎照之編／万代勝信編「税法からみた中小企業の会計」『詳解 中小企業の会計要領』、中央経済社。
- 白須信弘（1995）
「米国における企業利益と課税所得」『税務会計研究』税務会計研究学会、第6号。
- 司法省編（1932）
『日本商事慣例類集』、白東社。
- 資本市場研究会（2019）
『日本の資本市場年表』、資本市場研究会。
- 商工省合理局財務管理委員会（1934）
「財務諸表準則」『會計』、森山書店、第35巻、第4号。
- 商法監査問題研究会（1986）
「商法監査問題研究会報告書」『會計』、森山書店、第129巻、第6号。
- 白鳥栄一（1977）
「証取法適用会社から税法は確定決算主義を排すべきである」『産業経理』、産業経理協会、第37巻、第1号。
- 末永國紀（2000）
『近江商人-現代を生き抜くビジネスの指針-』、中公新書。
- 末永英男（2016）
『法人税法会計論 第8版』、中央経済社。
- 鈴木安藏（1942）
『憲法制定とロエスレルー日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神-』、東洋経済新聞社。
- 税制調査会（1963a）
「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」、大蔵省印刷局。
- 税制調査会（1963b）
「税理士制度に関する答申」、大蔵省印刷局。
- 税制調査会（1984）
「昭和60年度の税制改正に関する答申」、大蔵省印刷局。
- 税制調査会（1986）
「税制の抜本的見直しについての答申」、大蔵省印刷局。
- 税制調査会（1996）
「法人課税小委員会報告」、大蔵省印刷局。
- 税制調査会税制簡素化特別部会（1966）
「税制簡素化についての中間報告（案）」『産業経理』、産業経理協会、第26巻、第10号。
- 千田康匡（2018）
「わが国の株式会社誕生と上場の道のり-上場会社ゼロで開業した東京株式取引所-」『資本市場』、資本市場研究会、第395号。
- 醍醐聰（1994）
日本公認会計士協会編「確定決算主義と逆基準性」『JICPA ジャーナル』、第一法規、第6巻、第5号。
- 大同生命保険株式会社（2019）

- 「中小企業調査『大同生命サーベイ』月次レポート」、大同生命保険株式会社、10 月度。
高木克己（2003）
- 「申告納税制度の史的発展」『駒大経営研究』、駒沢大学経営研究所、第 35 巻、第 1・2 号。
高木克己（2005）
- 「確定決算主義のありかた」『駒大経営研究』、駒沢大学経営研究所、第 36 巻、第 1・2 号。
高木靖史（1995）
- 『ドイツ会計基準論』、中央経済社。
高橋誠・大森とく子（1977）
- 大蔵省財政史室編「第 4 巻」『昭和財政史 終戦から講和まで』、東洋経済新報社。
竹下昌三（1982）
- 『企業会計原則』は会計原則か（Ⅱ）『岡山大学経済学会雑誌』、岡山大学経済学会、第 14 巻、第 1 号。
武田昌輔（1952）
- 「税法からみた調整意見書の未収収益」『産業経理』、産業経理協会、第 12 巻、第 8 号。
武田昌輔（1957）
- 「法人税申告に関する研究（2）-確定申告と申告調整-」『会計』、森山書店、第 71 巻、第 6 号。
武田昌輔（1965）
- 「改正法人税法における企業会計上の問題点」『企業会計』、中央経済社、第 17 巻、第 6 号。
武田昌輔（1967）
- 「税法と企業会計との調整に関する意見書について」『会計』、森山書店、第 91 巻、第 1 号。
武田昌輔（1993）
- 『会計・商法と課税所得』、森山書店。
武田昌輔（2001）
- 『武田昌輔 税務会計論文集』、森山書店。
武田昌輔編著・木下和夫・金子宏監修（2007）
- 『二訂版 企業課税の理論と課題』、税務経理協会。
武田隆二（1962）
- 「ドイツ税法における所得計算原理」『国民経済雑誌』、神戸大学経済経営学会、第 106 巻、第 3 号。
武田隆二・渡邊進責任編集・黒澤清主編（1968）
- 『近代会計学大系Ⅸ・税務会計論』、中央経済社。
武田隆二（1996）
- 「確定決算主義と会計基準」『企業会計』、中央経済社、第 48 巻、第 1 号。
武田隆二（1999）
- 「損金・益金の認識・測定」『企業会計』、中央経済社、第 51 巻、第 1 号。
武田隆二編著（2003）
- 『中小会社の会計-中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説-』、中央経済社。
武田隆二（2005a）

- 『法人税法精説 平成 17 年版』、森山書店。
- 武田隆二(2005b) 第 6 章 わが国の中小企業金融における～
「税理士法の改正を望む-税理士法第三条一項および第二条二項について-」『TKC』、TKC 全国会、第 386 号。
- 武田隆二 (2005c)
「『会社法案』による『会計参与制度』の概要」『TKC』、TKC 全国会、第 388 号。
- 武田隆二 (2005d)
「会計参与の制度化に伴う会計インフラストラクチャー 会計参与の役割期待 (その 1)」
『TKC』、TKC 全国会、第 389 号。
- 武田隆二(2005e)
「『計算書類の信頼性』の担保と新書面添付制度 会計参与の役割期待(その 4)」『TKC』、TKC 全国会、第 393 号。
- 武田隆二 (2006)
「電子申告の実践目標達成について-」『TKC』、TKC 全国会、第 407 号。
- 武田隆二(2007a) 第 6 章 わが国の中小企業金融における～
「制度形成における『場の条件』と『分配規定』-新会社法と会計のあり方(その三・完)」
『會計』、森山書店、第 171 卷、第 3 号。
- 武田隆二 (2007b)
神戸大学会計学研究室編『会計学辞典 第 6 版』、同文化出版。
- 武田隆二・河崎照行・古賀智敏・坂本孝司 (2007c)
『税理士業務における品質保証と品質管理』、ドイツ連邦税理士会／ドイツ税理士連盟／D
ATEV 協同組合／TKC。
- 武田隆二 (2008)
神戸大学会計学研究室編『最新財務諸表論 第 11 版』、中央経済社。
- 武田隆二 (2009)
『簿記 I 第 5 版』、税務経理協会。
- 田中孝治 (2014)
『江戸時代帳合法成立史の研究』、森山書店。
- 田中勝二郎 (1952)
「税法と企業会計原則との調整意見書に対する批判」『税法学』、日本税法学会、第 20 号。
- 田中耕太郎 (1946)
『貸借対照表法の論理』、有斐閣。
- 田島史郎 (1966)
「新しい監査体制について」『會計』、森山書店、第 90 卷、第 2 号。
- 千葉準一(1998)
『日本近代会計制度-企業会計制度の変遷』、中央経済社。
- 忠佐市 (1952)
「税法調整意見書の示唆するもの」『産業経理』、産業経理協会、第 12 卷、第 8 号。
- 忠佐市 (1953)
『税法と会計原則』、中央経済社。

忠佐市(1972)

「正規の簿記の原則論」『會計』、森山書店、第102巻、第3号。

忠佐市(1975)

「申告納税制度の発足」『ファイナンス』、大蔵財務協会、第11巻、第8号。

忠佐市(1977)

『企業会計法の論理』、税務経理協会。

忠佐市(1979)

「確定決算基準主義の原則と法第22条第4項」『税経通信』、税務経理協会、第34巻、第11号。

中小企業金融公庫総合研究所(2007)

『米国銀行の中小企業向け融資戦略の実態-リレーショナル・バンキングを活用した融資の現場から-』、中小企業金融公庫総合研究所。

中小企業政策審議会 基本問題小委員会 金融ワーキンググループ(2016)

『中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて』、中小企業政策審議会 基本問題小委員会 金融ワーキンググループ。

中小企業庁(1964)

国税庁編「中小会社経営簿記要領」『企業會計関係規則集』、大蔵財務協会。

中小企業庁(2002)

『中小企業の会計に関する研究報告書の「概要」』、中小企業庁。

中小企業庁編(2002)

『中小企業白書2002年版』、ぎょうせい。

中小企業庁編(2005)

『中小企業白書2005年版』、ぎょうせい。

中小企業庁(2012)

『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果』、中小企業庁。

中小企業庁(2015)

「平成26年度中小企業における会計の実態調査について(中小会計要領の普及状況)」、中小企業庁。

中小企業庁編(2018)

『中小企業白書2018年版』、ぎょうせい。

中小企業の会計に関する研究会(2002)

「中小企業の会計に関する研究会報告書」、経済産業省中小企業庁。

中小企業の会計に関する研究会(2010)

「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」、中小企業庁。

中小企業の会計に関する検討会(2012)

『中小企業の会計に関する基本要領』、中小企業の会計に関する検討会。

TKC全国会広報委員会・飯塚毅先生喜寿記念出版委員会(2016)

『租税正義の実現を目指して 飯塚事件の本質と系譜』、TKC出版。

東海税理士会業務対策部(2017)

- 『「書面添付制度に関するアンケート」集計結果』、東海税理士会業務対策部。
東京統計協会（1928）
- 『日本帝国統計全書』、東京統計協会。
土岐正藏（1952）
- 『「商法と企業會計原則との調整に関する意見書」について』『産業経理』、産業経理協会、第12巻、第1号。
鳥羽至英・川北博・秋月信二・大野功一・鈴木稔・高田敏文・永見尊・八田進二・前山政之・山崎秀彦（2001）
- 『公認会計士の外見的独立性の測定－その理論的枠組みと実証研究－』、白桃書房。
富岡幸雄・渡邊進責任編集・黒澤清主編（1968）
- 『近代会計学体系Ⅸ・税務会計編』、中央経済社。
富田正文編（1941）
- 『福澤諭吉 學問のすゝめ』、日本評論社。
冨塚嘉一（2002）
- 『会計が変わる 企業経営のグローバル革命』、講談社。
友岡賛（2018）
- 『日本会計史』、慶應義塾大学出版社。
内藤文雄（2007）
- 神戸大学会計学研究室編「保証業務」『会計学辞典 第6版』、同文館出版。
内藤文雄（2013）
- 「会計監査研究の貢献・限界と監査・保証業務への展望」『會計』、森山書店、第183巻、第1号。
中川秋穂（1942）
- 「企畫院財務諸表準則の性格-商工省臨時産業合理局準則との比較-」『會計』、森山書店、第50巻、第5号。
中里実（1983）
- 東京大学大学院法学政治学研究科編「企業課税における課税所得算定の法的構造（5・完）」『法学協会雑誌』、法学協会、第100巻、第9号。
中里実（1984）
- 「所得税・法人税は所得に対して課される課税か－小規模企業の課税を中心に－」『一橋論叢』、日本評論社、第91巻、第6号。
中野常男（2013）
- 「わが国における会計史研究の先駆者たち-會田愛三郎・海野力太郎・東爽五郎の簿記史研究について-」『経営研究』、神戸大学大学院経営学研究科、第62巻。
中村忠（1969）
- 「正規の簿記の原則と重要性の原則」『産業経理』、産業経理協会、第29巻、第12号。
中村利雄（2001）
- 『平成13年版法人税法要論』、税務研究会。
中村隆英（2000）
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史-昭和27～48年度-第20巻-』、東洋経済新報社。

那須伸裕・松本祥尚・町田祥弘（2015）

『公認会計士の将来像』、同文館出版。

成川正晃・飛田努（2016）

「中小企業を対象とする会計制度。実務指針への提言-歴史的経緯と中小企業庁担当官へのインタビュー調査をもとに-」『中小企業会計研究』、中小企業会計学会、第2号。

成川正晃（2017）

「会計情報の役割-会計で情報の非対称性を緩和する-」坂本孝司・加藤恵一郎編. 2017. 『中小企業金融における会計の役割』、中央経済社。

成宮哲也（2011）

「確定決算主義における損金経理要件の検討」『会計専門職紀要』、熊本学園大学大学院会計専門職研究科会計専門職紀要編集委員会、第2号。

西川孝治郎（1940）

「忘れられたる『商家必用』に就いて」『會計』、森山書店、第47巻、第3号。

西川孝治郎（1955）

「日本における西洋簿記の普及と記数法」『會計』、森山書店、第67巻、第5号。

西川孝治郎（1971）

「わが国会計史研究について」『會計』、森山書店、第100巻、第7号。

西川孝治郎（1972）

「造幣簿記之法」『會計』、森山書店、第101巻、第6号。

西川孝治郎（1974）

「日本簿記史上の明治六年の意義」『會計』、森山書店、第105巻、第3号。

西川孝治郎（1982）

『文献解題 日本簿記学生成史』、雄松堂。

日本公認会計士協会（2003）

「監査・会計 会計制度委員会研究報告第8号 中小会社の会計のあり方に関する研究報告（抜粋）」『JICPA』、第一法規、第15巻、第7号。

日本公認会計士協会（2010）

「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」『租税調査会研究報告第20号』、日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会（2015）

『保証業務の国際的なフレームワーク』、日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会（2017）

「監査・保証実務委員会研究報告第30号 保証業務実務指針3000『監査&レビュー業務以外の保証業務に関する実務指針』に係るQ&A」、日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会（2019）

『令和2年度税制改正意見・要望書』、日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会（2020）

『GUIDEBOOK of CPA&JICPA』、日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会情報管理センター（2020）

『監査実施状況調査（2019年度）』、日本公認会計士協会。

日本商工会議所（1934）

- 「中小廳業標準簿記及中小工業標準原價計算法の懸賞募集について」『會計』、森山書店、第 34 卷、第 2 号。
- 日本税理士会連合会 (1969)
『税理士制度沿革史』、帝国地方行政学会。
- 日本税理士会連合会 (1987)
『税理士制度沿革史 (増補改訂版)』、ぎょうせい。
- 日本税理士会連合会制度部 (1997)
「『税理士法改正に関する意見 (タタキ台)』の審議状況について (報告)」『税理士界』、日本税理士会連合会、第 1111 号。
- 日本税理士会連合会編 (2003)
「中小会計基準の設定について」『税務経理ハンドブック平成 15 年度版』、中央経済社。
- 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 (2005)
『中小企業の会計に関する指針』、日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会。
- 日本税理士会連合会 (2016)
『税理士法逐条解説 7 訂版』、日本税理士会協同組合連合会。
- 日本税理士会連合会 (2019)
『平成 31 年 2 月 会計参与制度の手引き 改訂版』、日本税理士会連合会。
- 沼田嘉穂 (1957)
「『正規の簿記の原則』の限界について」『會計』、森山書店、第 71 卷、第 1 号。
- 秦郁彦 (1976)
大蔵省財政史室編「第 3 卷」『昭和財政史 終戦から講和まで』、東洋経済新報社。
- 八田進二 (1991)
『会計プロフェッションの職業基準—見直しと勧告—』、白桃書房。
- 林孝衛 (2016)
『中小企業における資金調達の実態—金融機関の取組状況と中小企業における評価—』、みずほ総合研究所。
- 原朗 (1984)
「企画院」『国史大辞典 4』、吉川弘文館。
- 番場嘉一郎 (1967)
「税法と企業会計との調整に関する意見書『総論』について—税法および課税所得計算の基本的なあり方—」『會計』、森山書店、第 91 卷第 1 号。
- 久野秀男 (1989)
「先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象—『発生主義』損益計算への思考とその挫折—」『学習院大学経済論集』、学習院大学経済学会、第 26 卷、第 1 号。
- 平田敬一郎 (1987)
井上一郎編「今次増税の概要—今回第九次増税の内容及び改正税制に就て— 改正税制のすべて昭和 20 年 I」『税務大学校論叢』、税務大学校、第 18 号。
- 平田敬一郎・忠佐市・泉美之松共著 (1979)
『昭和税制の回顧と展望 下巻』、大蔵財務協会。
- 平野由美子 (2012)

- 「昭和初期における計理士法改正運動-木村禎橘の運動を中心に-」『立命館経営学』、立命館大学経営学会、第 50 巻、第 5 号。
- 深見泰孝 (2018)
『図説 日本の証券市場 2018 年版』、日本証券経済研究所。
- 福澤諭吉 (1873)
『帳合之法』、慶應義塾出版局。
- 福澤諭吉 (1897)
『福澤全集緒言』、時事新報社。
- 福田幸弘 (1985)
『税制改革の視点』、税務経理協会。
- 藤沢 弘・藤井眞信監修 (1920)
『改正所得税法通義』、経済社。
- 藤巻治吉 (1953)
『中小会社経営簿記要領と解説』、税務経理協会。
- 法務省民事局参事官室 (1984)
「大小 (公開・非公開) 会社区分法及び合併に関する問題点」『會計』、森山書店、第 126 巻、第 1 号。
- 法務省民事局参事官室 (1986)
「商法・有限会社法改正試案」『會計』、森山書店、第 130 巻、第 1 号。
- 法務省民事局参事官室 (2003)
『会社法制の現代化に関する要綱試案』、法務省民事局参事官室。
- 堀江雅之 (2006)
『IT 保証のフレームワーク-IT リスクからのアプローチ-』、森山書店。
- 堀口和哉 (1997)
「明治三二年の所得税法改正の立法的沿革」『税務大学論叢』、税務大学校、第 28 号。
- 毎日コミュニケーションズ (1989)
『明治ニュース事典 (Ⅲ) 明治 16 年-明治 20 年』、株式会社毎日コミュニケーションズ。
- 前原真一 (2005)
「法人税法の損金経理要件について」『税務大学校論叢』、税務大学校、第 48 号。
- 松尾俊彦 (1996)「明治期における商法会計制度論」『社会情報学研究』、呉大学社会情報学部、第 2 号。
- 松沢智 (1996)
『税理士の職務と責任 第 3 版』、中央経済社。
- 松沢智 (2000a)
「日税連の『税理士法に関する改正要望書』の検討・所感」『TKC』、TKC 全国会、第 334 号。
- 松沢智 (2000b)
「現代税法学研究 税理士法第一条の現代的意義-21 世紀の新しい税理士像建設に向けての問題点の解明-」『TKC』、TKC 全国会、第 324 号。
- 松本祥尚 (2005)
「わが国証明制度の多様化と保証水準の関係」『現代監査』、日本監査研究学会、第 15 号。

町田祥弘（1999）

「保証業務のフレームワークによる外部監査機能の再編成」『産業経営』、早稲田大学産業経営研究所、第 27 号。

三菱総合研究所（2007）

『「中小企業の会計についての実態調査」に関する報告』、三菱総合研究所。

湊良之助（1952）

「租税目的からみたキャピタル・ゲインの性格」『産業経理』、産業経理協会、第 12 巻、第 8 号。

宮島洋（1993）

「税務論から見た確定決算主義と申告調整義務」『租税研究』、日本租税研究協会、第 528 号。

三代川正秀（2001）

『「税法上の正規の簿記の原則」再考』『経営経理研究』、拓殖大学経営経理研究所、第 68 号。

三代川正秀（2004）

「江戸の帳合と正規の簿記の原則」『経営経理研究』、拓殖大学経営経理研究所、第 71 号。

三代川正秀（2014）

「帳合の生成とその終焉（平井克彦教授古稀記念号）」『経営論集』、明治大学経営学研究所、第 61 巻、第 1 号。

茂木虎雄（1968）

「会計史学の生成と発展 -1-」『立教経済学研究』、立教大学経済学研究会、第 22 巻、第 1 号。

森川八州男（1995）

税務会計研究学会編「ドイツ税法における『基準性の原則』の意義と問題点」『税務会計研究』、第一法規、第 6 号。

諸井勝之助（2007）

「わが国原価計算制度の変遷（前編）」『LEC 大学院紀要』、LEC 東京リーガルマインド大学院大学、第 3 巻。

諸井勝之助（2009）

「わが国原価計算制度の変遷（後編）」『LEC 大学院紀要』、LEC 東京リーガルマインド大学院大学、第 6 巻。

矢内一好（2019）

『日本・税務会計形成史-法人税・企業会計・商法の関連性-』、中央経済社。

弥永真生（2004）

「証券取引法と監査人の独立性」『商事法務』、商事法務研究会、第 1711 号。

弥永真生（2013）

『会計基準と法』、中央経済社。

弥永真生（2018）

筑波ロー・ジャーナル編集委員会編「中小会社の計算書類の信頼性の確保：ドイツ（1）」『筑波ロー・ジャーナル』、筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻、24 号。

山浦久司編著（2000）

『会計士情報保証論-保証業務のフレームワークと会計士の役割-』、中央経済社。

- 山浦久司 (2006)
明治大学大学院会計専門職研究科編「『保証業務の概念的枠組み』の意義と論点」『会計論叢』、明治大学大学院会計専門職研究科、第1号。
- 山下勝治 (1952)
「企業会計原則の新たな展開-調整意見書にみられる二つの論点を中心として-」『産業経理』、産業経理協会、第12巻、第1号。
- 山下壽文 (2021)
『戦後税制改革とシャープ勧告』、同文館出版。
- 山田暁 (1995)
「確定決算基準主義の問題点」『税務会計研究税務会計研究学会』、第6号。
- 山本高志 (2001)
『税理士の歩いてきた道・進む道-税理士制度の変遷と税理士法改正-』、大蔵財務協会。
- 家森信善 (2020a)
『金融論 第2版』、中央経済社。
- 家森信善 (2020b)
「コロナ禍における企業支援には金融機関と税理士の「深度ある連携」が不可欠」『TKC』、TKC全国会、第571号。
- 雪岡重喜 (1956)
「所得税創設の事情と創設当時の所得税-所得税七十年に際して-」『財政』、大蔵財務協会、第21巻、第9号。
- 吉岡健次・兼村高文・江川雅 (1984)
収録大蔵省主税局編「シャープ勧告の研究」『シャープ勧告書の詳解「財政」(別冊)財団法人大蔵財務協会(1949)復刻版』、時潮社。
- 吉国二郎 (1952)
「税法と企業会計原則」『産業経理』、産業経理協会、第12巻、第8号。
- 吉田準三 (1998)
『日本の会社制度発達史の研究』、流通大学出版会。
- 吉牟田勲 (1994)
「確定決算主義-最近の批判的論文を中心に-」『日税研論集-日税研創立10周年記念論文集-』、日本税務研究センター、28巻。
- 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949a)
『シャープ使節團日本税制報告書I』、連合国最高司令官総司令部民事局。
- 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949b)
『シャープ使節團日本税制報告書II』、連合国最高司令官総司令部民事局。
- 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949c)
『シャープ使節團日本税制報告書IV』、連合国最高司令官総司令部民事局。
- 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1950)
『シャープ使節團第二次日本税制報告書』、国税庁。

<洋文献・資料>

- AICPA (1991)
Code of Professional Conduct, . 八田進二訳 (1991)『会計プロフェッションの職業基準-見直しと勧告-』、白桃書房。

AICPA (1997)

Report of the Special Committee on Assurance Service, . 山浦久司訳 (2000) 『会計士情報保証論－保証業務のフレームワークと会計士の役割－』、中央経済社。

Akerlof, George. (1970)

The Market for “Lemons” Quality Uncertainty and the Market Mechanism. *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.84, No.3.

Baetge, Jörg. (1993)

Grundsätzeordnungsmäßiger Buchführung und Bilanzierung, in: *Handwörterbuch des Rechnungswesens*, 3 Aufl. Stuttgart: Schäffer-Poeschel.

Elliott, Robert K. (1997)

Assurance Service Opportunities: Implications for Academia, *Accounting Horizons*, Vol.11, No.4.

Gehre, Horst. (1995)

Steuerberatungsgesetz mit Durchführungsverordnungen, 3 Aufl. München: C. H. Beck, . 飯塚毅 (1991) 『ドイツ税理士法解説 全訳』、第一法規。

Henselmann, Klaus. (2018)

「ドイツにおける税理士による中小企業会計指導の重要性」『TKC』、TKC全国会、特別号、第55号。

Kempf, Dieter. (2015)

「新しいドイツの簿記・会計の原則の制定と職業会計人へのインパクト」『TKC』、TKC全国会、特別号、第48号。

Kruze, Heinrich Wilhelm. (1978)

Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung Rechtsnatur und Bestimmung, 3 Aufl. Köln: O. Schmidt.

IFAC, IAASB (2013)

International Framework for Assurance Engagements. 2013. 12, 日本公認会計士協会訳 (2015) 『保証業務の国際的なフレームワーク』、日本公認会計士協会。

Leffson, Ulrich. (1982)

Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, 6 Aufl. Düsseldorf: IdW-Verlag.

Mautz, Robert Kuhn. / Sharaf, Hussein Amer. (1964)

The Philosophy of Auditing, American accounting association, . 飯塚毅訳 (1978) 「職業会計人の独立性再論」『TKC』、TKC全国会、第61号；飯塚毅訳 (1993) 「会計人の独立性とは何か(二)」『TKC』、TKC全国会、第241号。

The Shoup Mission. (1949a)

Report On Japanese Taxation Volume I. General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, . 黒澤清訳 (1979k) 「史料：日本の会計制度<11>」『企業会計』、中央経済社、第31巻、第11号；連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949a) 『シャープ使節團日本税制報告書 I』、連合国最高司令官総司令部民事局

The Shoup Mission. (1949b)

Report On Japanese Taxation Volume II. General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, . 連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949b) 『シャープ使節團日本税制報告書 II』、連合国最高司令官総司令部民事局。

The Shoup Mission. (1949c)

Report On Japanese Taxation , Appendix Volume IV. General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, . 黒澤清訳 (1979) 「史料：日本の会計制度<12>」『企業会計』、中央経済社、第 31 卷、第 12 号；吉岡健次・兼村高文・江川雅 (1984) 収録大蔵省主税局編「シャウプ勧告の研究」『シャウプ勧告書の詳解「財政」(別冊) 財団法人大蔵財務協会(1949)復刻版』、時潮社；連合国最高司令官総司令部民事局訳 (1949c) 『シャウプ使節團日本税制報告書 IV』、連合国最高司令官総司令部民事局。

The Shoup Mission. (1950)

Second Report on Japanese Taxation. Tax Administration Agency, . 国税庁訳 (1950) 『シャウプ使節團第二次日本税制報告書』、国税庁。

Tipke, Klaus. / Lang, Joachim. (1991)

Steuerrecht Ein systematischer Grundriss, 13 Aufl. Köln: O. Schmidt.

論文目録及び学会・研究会報告一覧

論文・発表題目	掲載誌・報告学会名	著者・発表者	公表・発表 年月
(論文)			
1. 青色申告制度と正規の簿記の原則 【査読論文】	日本簿記学会『簿記研究』 第4巻第2号(8頁-18頁)	小川晃司	2022年4月 予定
2. わが国の中小企業金融における課題と展望－書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保－ 【査読論文】	中小企業会計学会 『中小企業会計研究』 第7号(29頁-40頁)	小川晃司	2021年8月
3. わが国の中小企業における会計制度の変遷と発展	経営情報科学学会 『愛知工業大学 経営情報科学』 第15巻第2号(1頁-32頁)	小川晃司、小森清久	2021年3月
4. 税理士による保証業務とその役割－会計参与制度を中心として－	経営情報科学学会 『愛知工業大学 経営情報科学』 第15巻第1号(1頁-32頁)	小川晃司、小森清久	2020年10月
5. 書面添付制度の歴史的経緯とその役割－税理士による税務に関する保証業務－ 【査読論文】	中小企業会計学会 『中小企業会計研究』 第6号(2頁-13頁)	小川晃司	2020年8月
6. 確定決算主義の本質と重要性	経営情報科学学会 『愛知工業大学 経営情報科学』 第14巻第2号(92頁-132頁)	小川晃司、小森清久	2020年3月

<p>(参考論文)</p> <p>1. 税理士法第1条における「独立性」の概念</p>	<p>経営情報科学学会 『愛知工業大学 経営情報科学』 第13巻第2号 (61頁-86頁)</p>	<p>小川晃司、小森清久</p>	<p>2019年3月</p>
<p>(学会・研究会報告)</p> <p>1. 書面添付制度に関する一考察－税理士による税務に関する保証業務－</p> <p>2. 青色申告制度と正規の簿記の原則</p> <p>3. わが国の中小企業金融における課題と展望－書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保－</p>	<p>第7回 中小企業会計学会 全国大会 (広島文化学園大学、県立広島大学共催、広島県民文化センター)</p> <p>第36回 日本簿記学会 全国大会 (京都産業大学主催、オンライン)</p> <p>第8回 中小企業会計学会 全国大会 (法政大学主催、オンライン)</p>	<p>小川晃司</p> <p>小川晃司</p> <p>小川晃司</p>	<p>2019年 8月20日</p> <p>2020年 8月29日</p> <p>2020年 10月4日</p>

謝辞

本論文は、愛知工業大学大学院経営情報科学研究科博士後期課程において審査を受けた博士學位論文である。學位取得に当たり、まずもって本論文に関する研究及び本論文の執筆において、主任指導教授として熱心なご指導とご鞭撻を賜りました愛知工業大学大学院特命教授小森清久先生に心より感謝申し上げます。そして、本論文において審査の労を執っていただきました同大学院元教授坂本孝司先生、同大学院教授仁科健先生並びに同大学院教授柘紫乃先生にも心より感謝申し上げます。

また、本論文に関する研究を進めていく過程において、中小企業会計学会及び日本簿記学会において研究発表の機会を戴きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

筆者は、税理士業及び社会保険労務士業を行いながら愛知工業大学大学院で研究活動が続けてまいりました。同大学院で研究活動を継続していく上で、税理士及び社会保険労務士事務所のスタッフ、職業会計人の団体であるTKC全国会及びTKC静岡会の関係者の方々の理解を得られたことも大きな励みとなりました。深く感謝申し上げます

最後に、私の研究活動を常に応援し支えてくれた妻 陽子、長女 葵子、長男 護士朗そして母 静子に心から感謝し、謝辞とさせていただきます。